

米をめぐる状況について

令和7年9月
農林水産省
農産局

目 次

【① 我が国における米の状況】

○米の全体需給の状況	5
○主食用米等の令和6／7年及び令和7／8年の需給見通し	6
○水田の利用状況の推移	7
○米の用途別・年産別面積の推移	8
○令和6年産水稻の作付面積及び収穫量	9
○水稻収穫量調査へのデジタル技術の活用	10
○水稻収穫量調査について	11
○作況指数について	12
○水稻収穫量調査の結果と生産現場の実感について	13
○水田における作付意向（6月末時点）	14～16
○水稻の10a当たり収穫量の前年比見込み	17
○米の販売数量及び民間在庫の推移	18
○産地別民間在庫の状況	19
○相対取引価格の推移	20
○6年産米の相対取引価格	21
○長期的な主食用米の価格動向	22
○令和6年産の相対取引価格	23
○米の流通経路別流通量の状況	24
○米の流通の状況	25

【② 米の需給安定・経営安定のための施策】

○米の需給安定・米生産者の経営安定に関する 主要な政策ツール	27
○令和7年産水田活用予算の全体像	28
○令和7年産の水田活用予算の見直しの主な変更点	29
○水田活用の直接支払交付金等	30
○適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化	31

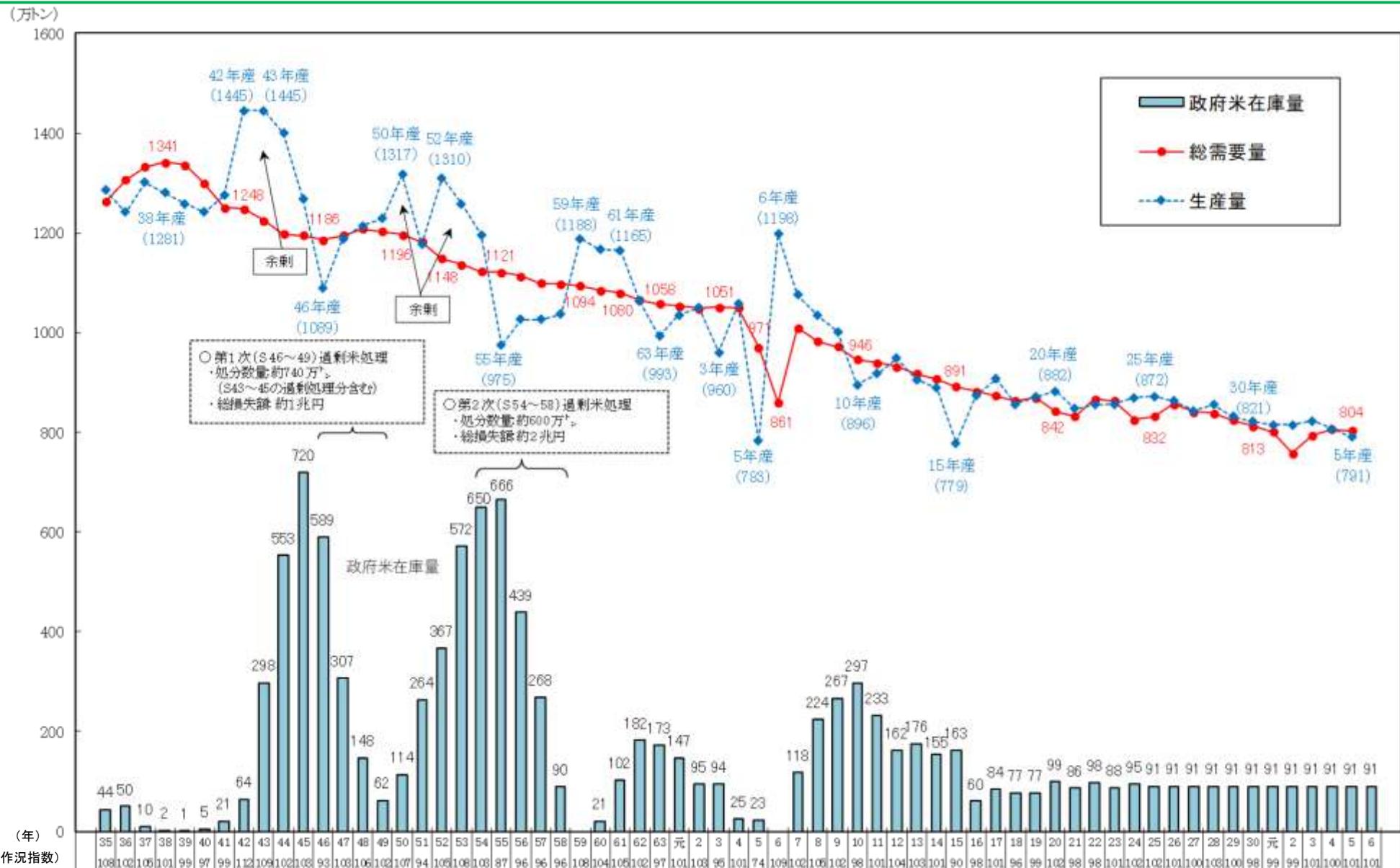
○令和7年産に向けた産地交付金の活用について	32
○コメ新市場開拓等促進事業	33
○交付対象水田の見直しについて	34
○水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について	35
○食料・農業・農村基本計画（抜粋）	36
○現行水活の令和7・8年の対応について	37
○水田活用の直接支払交付金等に係る 会計検査院からの指摘事項について	38
○会計検査院からの処置要求に対する対応方針	39
○水田リノベーション事業に係る 会計検査院からの指摘事項等について	40
○令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援	41
○畑地化促進事業	42
○畑地化促進事業について	43
○畑地化促進事業の推進状況	44
○種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）	45
○各都道府県において栽培可能な多収品種	46
○米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種	47・48
○水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞	49
○畑作物產地形成促進事業	50
○小麦・大豆の国産化の推進	51
○麦・大豆ストックセンター整備対策等の成果	52
○国産小麦・大豆を使用した商品について	53
○米穀周年供給・需要拡大支援事業	54
○主食用米の需給安定の考え方について	55
○令和7年度の保管料支援のイメージ	56
○全国的な推進組織について	57
1	

○農業再生協議会について	5 8	○需要に応じた販売について	8 8
○米穀周年供給・需要拡大支援事業の主な取組事例	5 9	○中食・外食向け販売量の状況	8 9 · 9 0
○収入保険制度の実施	6 0	○中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例	9 1
○経営所得安定対策	6 1	○中食・外食への対応	9 2
○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	6 2	○1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移	9 3
○政府備蓄米の運営について	6 3	○家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	9 4
○日本における穀物等の備蓄	6 4 · 6 5	○米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合	9 5
○備蓄米の政府買入入札の結果	6 6	○米の消費動向	9 6 ~ 9 7
○東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄	6 7	○茶わん1杯のお米の値段	9 8
○CPTPP豪州枠に係る会計検査院からの指摘について	6 8	○主食用米の販売動向	9 9
○総合的なTPP等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る 備蓄米の運営方針の見直し	6 9	○米の消費拡大の現状と対策	1 0 0
○ふるい下米の発生量	7 0	○米飯学校給食の推進・定着	1 0 1
○国産加工原材料用米穀の供給量	7 1	○多面的な情報発信	1 0 2 ~ 1 0 5
○M A米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売	7 2	○生産コスト低減に向けた具体的な取組	1 0 6
○加工原材料用向け政府備蓄米の販売	7 3	○生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業	1 0 7
○政府備蓄米の無償交付 (こども食堂等、こども宅食への支援)	7 4	○米の生産コスト低減に向けた取組	1 0 8
【③ 需要に応じた生産】		○米の作付規模別60kg当たり生産費	1 0 9
○農林水産業・地域の活力創造プラン	7 6 · 7 7	○販売目的で作付けした水稻の規模別農業経営体数	1 1 0
○「米に関するマンスリーレポート」による情報提供	7 8	○水稻の多収品種	1 1 1
○令和6年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況	7 9	○スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム	1 1 2
○主食用米の事前契約（播種前契約）の状況	8 0	○スマート・オコメ・チェーンによる情報の連携と活用	1 1 3
○食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方	8 1	○米の物流合理化について	1 1 4
○新たな食料・農業・農村基本計画のポイント	8 2 · 8 3	○夏の高温・渇水の状況と対応	1 1 5
○新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI	8 4	○令和6年産水稻うるち玄米の1等比率及び前年比較	1 1 6
○目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧	8 5	○令和6年産水稻うるち玄米等級別検査数量	1 1 7
○食料・農業・農村基本計画	8 6 · 8 7	○夏の高温・渇水に対する農水省の対応	1 1 8
【④ 新規需要米等の取組状況】		○飼料用米の取組状況	1 2 0 · 1 2 1

○飼料用米の供給状況	122	○米の輸出実績の推移 (各国・地域で広がりを見せる「おにぎり」)	153
○令和6年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	123	○中国向け米輸出の状況	154
○配合飼料メーカー立地状況と飼料用米の集荷・流通体制	124	○経営規模・生産コスト等の内外比較	155
○飼料用米の流通経費	125	○日米の水稻栽培法の主な違い	156
○飼料用米の需要とマッチング	126	○コメの内外価格差	157
○多収品種	127	○コメの輸入制度	158
○飼料用米の利用拡大のための 機械・施設整備等への支援	128	○M A米の運用に関する政府の方針・見解	159
○飼料用米を活用した畜産物の 高付加価値化に向けた取組	129	○国家貿易によるコメの輸入の仕組み	160
○米粉用米の状況	130	○M A米の輸入状況	161
○米粉によるグルテンフリー食品市場への取り込み	131	○S B S米の輸入状況	162
○米粉等需要安定・利用促進事業	132	○令和6年度のS B S米の輸入入札状況	163
○米粉の利用拡大支援対策事業	133	○民間貿易による輸入状況	164
○米粉の利用拡大支援の実施状況	134	○M A米の販売状況	165
○米粉を使用した商品について	135	○コメの国家貿易(M A米等)の運用に伴う財政負担	166
○日本酒の需要動向と原料米の使用量について	136	○M A米をめぐる国際関係	167
○酒造好適米の需要に応じた生産について	137	○ODAを活用したコメの食糧援助の現状	168
【⑤ 米の輸出・輸入】		【⑥ 国際交渉】	
○米・米加工品の輸出実績	139	○T P P 11におけるコメの豪州枠の運用	171
○商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移	140	○各国の対日関税に関するT P P交渉結果	172
○米・パックご飯・米菓の輸出実績の推移	141	○C P T T P 英国加入 対日関税に関する交渉結果	173
○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略	142	○総合的なT P P等関連政策大綱【米関係抜粋】	174・175
○品目別輸出目標	143・144	○日E U・E P A交渉結果(コメ)	176
○全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要	145	○対日関税に関する日E U交渉結果	177
○全米輸による海外需要開拓の取組例	146・147	○日米貿易協定交渉結果(コメ)	178
○コメ海外市場拡大戦略プロジェクト	148・149	○世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)	179
○主な米の輸出産地	150・151	○コメ輸出国の動向	180
○現地系外食・小売チェーン等への進出	152		

①我が国における米の状況

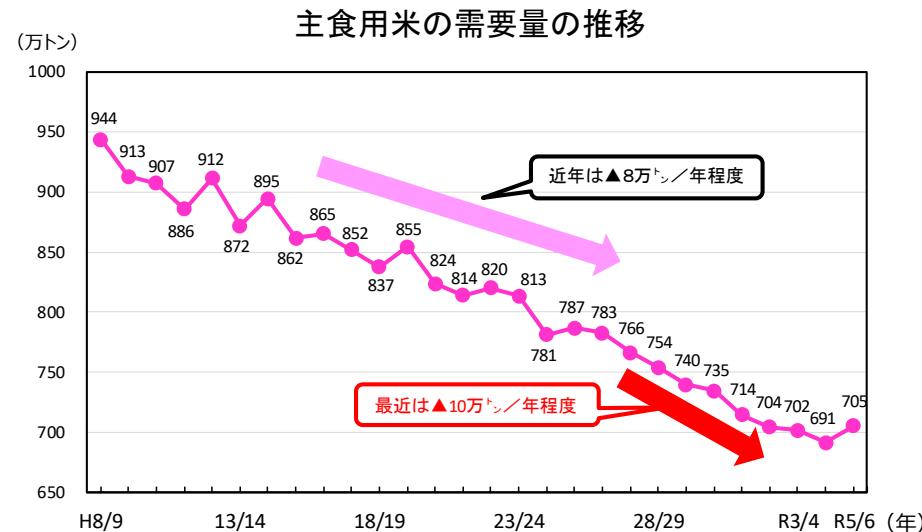
米の全体需給の状況（昭和35年～）



主食用米等の令和6/7年及び令和7/8年の需給見通し(令和7年5月公表基本指針)

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)		
令和6年6月末民間在庫量	A	153
令和6年産主食用米等生産量	B	679
令和6/7年主食用米等供給量計 C=A+B		832
令和6/7年主食用米等需要量	D	674
令和7年6月末民間在庫量	E=C-D	158

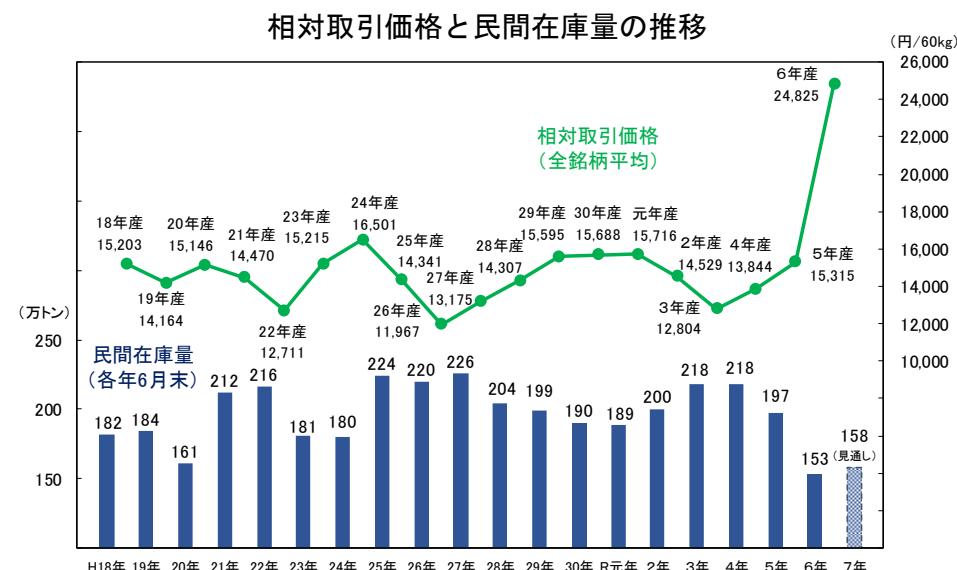


【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)		
令和7年6月末民間在庫量	E	158
令和7年産主食用米等生産量	F	683
令和7/8年主食用米等供給量計 G=E+F		841
令和7/8年主食用米等需要量	H	663
令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	178

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式による輸入米は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（令和6年産は7年8月の速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

水田の利用状況の推移

- 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近は人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大。

[24年産] 水稲作付面積: 164万ha

主食用米: 152万ha

加工用米: 3.3万ha

※ ()、()は飼料用米のみの面積

[25年産] 水稲作付面積: 165万ha

主食用米: 152万ha

加工用米: 3.8万ha

[26年産] 水稲作付面積: 164万ha

主食用米: 147万ha

加工用米: 4.9万ha

[27年産] 水稲作付面積: 162万ha

主食用米: 141万ha

加工用米: 4.7万ha

[28年産] 水稲作付面積: 161万ha

主食用米: 138万ha

加工用米: 5.1万ha

[29年産] 水稲作付面積: 160万ha

主食用米: 137万ha

加工用米: 5.2万ha

[30年産] 水稲作付面積: 159万ha

主食用米: 139万ha

加工用米: 5.1万ha

[令和元年産] 水稲作付面積: 158万ha

主食用米: 138万ha

加工用米: 4.7万ha

[2年産] 水稲作付面積: 158万ha

主食用米: 137万ha

加工用米: 4.5万ha

[3年産] 水稲作付面積: 156万ha

主食用米: 130万ha

加工用米: 4.8万ha

[4年産] 水稲作付面積: 155万ha

主食用米: 125万ha

加工用米: 5.0万ha

[5年産] 水稲作付面積: 153万ha

主食用米: 124万ha

加工用米: 4.9万ha

[6年産] 水稲作付面積: 151万ha

主食用米: 126万ha

加工用米: 5.0万ha

飼料用米等: 6.8万ha (3.5万ha)

備蓄米: 1.5万ha

飼料用米等: 5.4万ha (2.2万ha)

備蓄米: 3.3万ha

飼料用米等: 7.1万ha (3.4万ha)

備蓄米: 4.5万ha

飼料用米等: 12.5万ha (8.0万ha)

備蓄米: 4.5万ha

飼料用米等: 13.9万ha (9.1万ha)

備蓄米: 4.0万ha

飼料用米等: 14.3万ha (9.2万ha)

備蓄米: 3.5万ha

飼料用米等: 13.1万ha (8.0万ha)

備蓄米: 2.2万ha

飼料用米等: 12.4万ha (7.3万ha)

備蓄米: 3.3万ha

飼料用米等: 12.6万ha (7.1万ha)

備蓄米: 3.7万ha

飼料用米等: 17.4万ha (11.6万ha)

備蓄米: 3.6万ha

飼料用米等: 20.6万ha (14.2万ha)

備蓄米: 3.6万ha

飼料用米等: 20.4万ha (13.4万ha)

備蓄米: 3.5万ha

飼料用米等: 17.3万ha (9.9万ha)

備蓄米: 3.0万ha

大豆: 11万ha

麦: 17万ha

大豆: 11万ha

麦: 17万ha

大豆: 11万ha

麦: 17万ha

大豆: 12万ha

麦: 17万ha

大豆: 12万ha

麦: 17万ha

大豆: 12万ha

麦: 17万ha

大豆: 12万ha

麦: 17万ha

大豆: 11万ha

麦: 18万ha

大豆: 12万ha

麦: 18万ha

大豆: 12万ha

麦: 19万ha

大豆: 12万ha

麦: 19万ha

大豆: 12万ha

麦: 19万ha

米の用途別・年産別面積の推移

(単位:万ha)

用途 年産	主食用米	生産量 (万トン)	備蓄米	加工用米	新規 需要米	飼料用	WCS用稻 (稻発酵 粗飼料稻)	米粉用	新市場開拓用 (輸出用米 等)	酒造用	その他
H20	159.6	866	H22年産 までは、 主食 用 米として 生産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	—	0.2
H21	159.2	831		2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	—	0.1
H22	158.0	824		3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	—	0.1
H23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	—	0.1
H24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	—	0.1
H25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	—	0.1
H26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	—	0.0
R元	137.9	726	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	—	0.0
R2	136.6	723	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	—	0.0
R3	130.3	701	3.6	4.8	17.4	11.6	4.4	0.8	0.7	—	0.0
R4	125.1	670	3.6	5.0	20.6	14.2	4.8	0.8	0.7	—	0.0
R5	124.2	661	3.5	4.9	20.4	13.4	5.3	0.8	0.9	—	0.0
R6	125.9	679	3.0	5.0	17.3	9.9	5.6	0.6	1.1	—	0.0

注1 主食用米：統計部公表値。備蓄米：地域農業再生協議会が把握した面積。加工用米及び新規需要米：取組計画認定面積。

注2 新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。

注3 ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。

令和6年産水稻の作付面積及び収穫量

- 信頼できる精度が保たれるよう、統計理論に基づき、無作為に選定した全国8,000筆の圃場で実際に刈り取りを行い、各都道府県の10a当たり収量を決定し、その収量に各都道府県の主食用米の作付面積を掛け、全国の主食用米の収穫量を算出。
- 令和6年産米の主食用作付面積は125万9,000ha（同1万7,000ha増加）、全国の10a当たり収量（1.7mmのふるい目幅ベース）は540kg、主食用の収穫量は679万2,000t（同18万2,000t増加）となった。
- 農家等が使用しているふるい目幅ベースの全国の作況指数は101。

表 令和6年産水稻の作付面積及び収穫量（全国農業地域別）

全 農業地域	作付面積（子実用）			10a当たり収量			収穫量（子実用）			主食用 作付面積 ④	収穫量 (主食用) ⑤=④×②	作況指数			
	実数 ①	前年産との比較		実数 ②	平年 との比較		前年産 との比較 ③=①×②	実数	前年産との比較						
		対差	対比		対差	対差			対差	対比					
	ha	ha	%	kg	kg	kg	t	t	t	%	ha	t			
全 国	1,359,000	15,000	101	540	3	7	7,345,000	180,000	103	1,259,000	6,792,000	101			
北 海 道	95,000	1,700	102	592	21	13	562,400	22,200	104	83,700	495,500	103			
東 北	358,400	9,300	103	583	12	14	2,091,000	103,000	105	319,800	1,865,000	103			
北 陸	197,000	△ 700	100	535	△ 3	22	1,053,000	38,000	104	175,800	938,800	99			
関 東・東 山	248,000	8,500	104	545	6	1	1,352,000	50,000	104	235,000	1,282,000	102			
東 海	86,600	△ 200	100	489	△ 11	△ 5	423,100	△ 5,600	99	83,400	407,500	98			
近 畿	94,000	△ 700	99	507	△ 2	4	476,900	800	100	90,600	459,600	101			
中 国	93,100	△ 900	99	512	△ 7	△ 2	476,900	△ 6,200	99	90,400	463,000	101			
四 国	42,700	△ 400	99	481	△ 1	△ 1	205,200	△ 2,500	99	42,300	203,600	101			
九 州	143,700	△ 1,600	99	489	△ 11	△ 8	703,000	△ 19,000	97	138,200	676,000	99			
沖 縄	599	23	104	326	14	5	1,950	100	105	557	1,820	105			

注：1 作付面積（子実用）とは、青刈り面積を含めた水稻全体の作付面積から青刈り面積（飼料用米・WCS用稻等を含む。）を除いた面積である。

2 10a当たり収量及び収穫量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。

3 10a当たり収量の平年との比較は、10a当たり平年収量との比較である。

4 収穫量については都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

5 主食用作付面積とは、青刈り面積を含めた水稻全体の作付面積から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。

6 作況指数は、10a当たり平年収量に対する10a当たり収量の比率であり、都道府県ごとに、過去5か年に農家等が使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅で選別された玄米を基に算出した数値である。

水稻収穫量調査へのデジタル技術の活用

- 人工衛星のデータを活用した作柄予測については、令和2年産から導入しているが、収穫量を予測するには精度が確保されていないことから、積極的に知見を収集し、今後の導入に向け検討を進める。
- 収穫と同時に収穫量等の測定が可能な収量コンバインの導入が進められていることから、標本調査に加え、試行的に収量コンバインで収集された収穫量のデータを活用することを検討。

【新技術活用のイメージ】

水稻の作柄概況把握における衛星技術の活用

・人工衛星で把握する地表面温度や作物の繁茂状況などのデータを活用し、7月15日現在（西南地域の早期栽培のみ）、8月15日現在の水稻の作柄（良、やや良、平年並み、やや不良）を予測。

令和6年産水稻の8月15日現在における作柄概況

区分	作柄の良否
■	良
■	やや良
■	平年並み
■	やや不良



9月25日現在以降に公表する10a当たり予想収量等への活用に向け検討してきたが、現行の実測調査を置き換えるだけの精度がある取り組みはまだ見いだせていない。一方で、近年はAIの進展により様々な分野で活用が見られ、収量予測の分野でもAIと衛星データをかけあわせて収量を予測するといった新たな動きが見られるところ。今後の精度向上に向けて知見を積極的に収集し、検討。

収量コンバインのデータ活用を検討



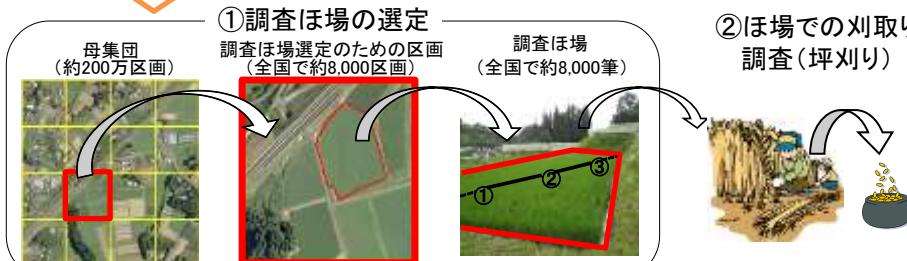
収穫と同時に粒の重さや水分量等が測定される収量コンバインの導入が大規模な生産者を中心に進展。
測定されたデータについて、調査結果の補完などへ活用できないか、今後の精度向上に向けて検討。

(参考) 水稻收穫量調査について

- 主食用の收穫量は、その年の10a当たり收量に主食用の作付面積をかけたもの。
- 算出に用いる10a当たり收量については、標本調査として全体の縮図となるように水稻作付ほ場から無作為に調査ほ場を選定（全国で約8,000筆）し、実際に稻を刈り取って平均値を把握。
- 主食用として供給される可能性のある玄米の総量を把握するため、收量基準を農産物規格規程三等以上かつ1.70mm以上のふるい目幅としている。

○ 水稻收穫量調査の仕組み

全国の全ての土地を200m四方（北海道は、400m四方）に区切って編成した区画から、無作為に区画を抽出し、水稻が作付けされているほ場1枚を無作為に抽出



※飼料用米など食用以外の用途のほ場は選定しない。

○ 調査ほ場の選定方法

調査ほ場は、都道府県ごとに無作為に抽出しており、耕作者、品種等を選んで選定はしていません。

○ 調査箇所の選定方法

調査ほ場内の調査箇所(基点)については、ほ場内で3箇所を無作為に選定します。

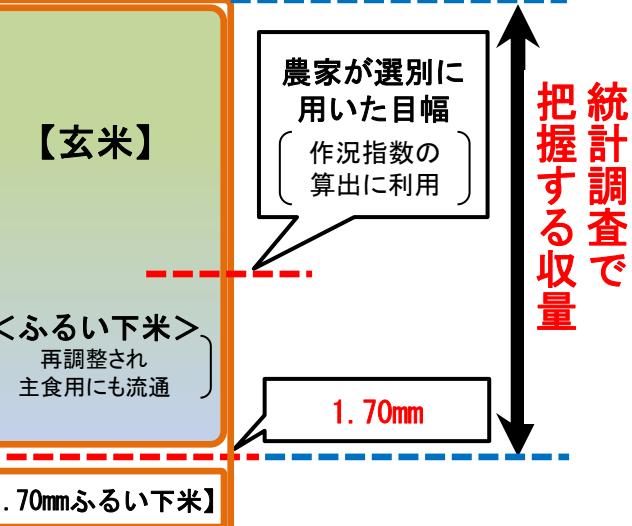
○ 刈取調査の時期

刈取調査は、調査ほ場を耕作する生産者の収穫時期に合わせて実施

○ 収穫量調査の基準

農産物規格規程三等 不合格
再選別
三等以上の重量を收量として集計するため、三等不合格の場合、三等に達するまで被害粒を除去

手刈りでの調査のため、倒伏の程度等を踏まえたコンバインによる收穫ロス率を定め、收量から控除



○ 収量基準の考え方

生産者段階では、ふるい下米や色彩選別機ではじかれた米について、收量として認識していない場合もあるが、本調査は主食用として供給される可能性のある玄米の全ての收穫量を把握することを目的としており、農産物規格規程三等以上かつ1.70mm以上の玄米であれば、收量に含めている。

(参考) 作況指数について

- 作況指数は、収穫量全体の多少ではなく、10a当たり収量の多少を平年収量と比較して示している指標。農家の実感を踏まえ、都道府県ごとに、最も多くの農家が使用しているふるい目幅で算定。
- 生産現場の実態を踏まえふるい目幅別に推定した10a当たり収量、収穫量も公表。

○ 作況指数の算出

$$\text{作況指数} = \frac{\text{10a当たり収量} \text{ (農家ふるい目幅ベース)}}{\text{10a当たり平年収量} \text{ (農家ふるい目幅ベース)}} \times 100$$

都道府県ごとに最も多くの農家が使用しているふるい目幅

10a当たり平年収量は、気象などが平年並みに推移したと仮定した場合の10a当たり収量として算定

○ 作況指数の算定に用いるふるい目幅(令和6~8年産用)

都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅
北海道	1.90mm	東京	1.80mm	滋賀	1.90mm	香川	1.80mm
青森	1.90mm	神奈川	1.80mm	京都	1.85mm	愛媛	1.80mm
岩手	1.90mm	新潟	1.85mm	大阪	1.80mm	高知	1.80mm
宮城	1.90mm	富山	1.90mm	兵庫	1.85mm	福岡	1.85mm
秋田	1.90mm	石川	1.90mm	奈良	1.80mm	佐賀	1.85mm
山形	1.90mm	福井	1.90mm	和歌山	1.80mm	長崎	1.80mm
福島	1.85mm	山梨	1.85mm	鳥取	1.85mm	熊本	1.85mm
茨城	1.85mm	長野	1.85mm	島根	1.90mm	大分	1.85mm
栃木	1.85mm	岐阜	1.80mm	岡山	1.85mm	宮崎	1.80mm
群馬	1.80mm	静岡	1.85mm	広島	1.85mm	鹿児島	1.80mm
埼玉	1.80mm	愛知	1.85mm	山口	1.85mm	沖縄	1.80mm
千葉	1.80mm	三重	1.85mm	徳島	1.80mm		

○ 平年収量とは

水稻を作付けする前に、その年の気象推移や被害の発生状況などを平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮し、実収量のすう勢を基に作成されたその年の10a当たり予想収量であり、有識者の意見も聴いて決定されるもの。

○ ふるい目幅別10a当たり収量、収穫量

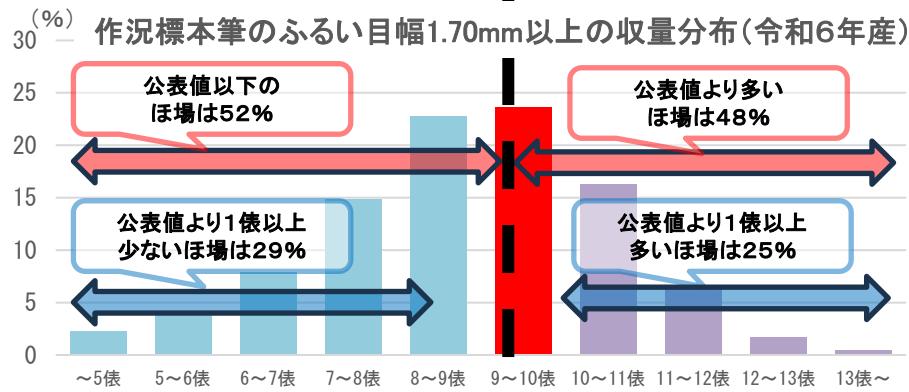
全国・農業地域別・都道府県別に公表							
全 国	1.70mm 以上	1.75mm 以上	1.80mm 以上	1.85mm 以上	1.90mm 以上	2.00mm 以上	単位: kg
全 国	540	536	530	522	508	443	全 国
北 海 道	592	588	583	575	562	499	北 海 道
沖 縄	328	326	322	317	307	259	沖 縄
							1,960
							1,950
							1,930
							1,890
							1,830
							1,550

(参考) 水稻収穫量調査の結果と生産現場の実感について（令和6年産）

- 調査結果の公表値は収量の多いほ場から少ないほ場までの平均値であり、これを上回る生産者は低く感じるし、下回る生産者は高く感じる可能性。また、多くの農家が使用しているふるい目（1.85mm, 1.90mm等）では一層収量の公表値を高く感じる可能性。
- 作況指標は、平年収量と比較して示した指標であり、前年産収量との差とは異なるほか、増収したほ場から減収したほ場までの中での平均値であり、増収した生産者は公表値を低く感じるし、減収した生産者は高く感じる可能性。
- このほか、公表値は地域や品種により収量に差がある中での平均値であり、これを下回る地域や品種の生産者は公表値を高く感じる可能性。また、生産者によっては品位を高めるため色彩選別機による選別をし、選別ではじかれたものをふるい下米と一緒に取り扱う場合があり、それも違和感につながっている可能性。

平均値(公表値)とふるい目による実感の違い

全国公表値 540kg (1.70mm以上) = 9.0俵



平年収量と前年産の収量との差による実感の違い

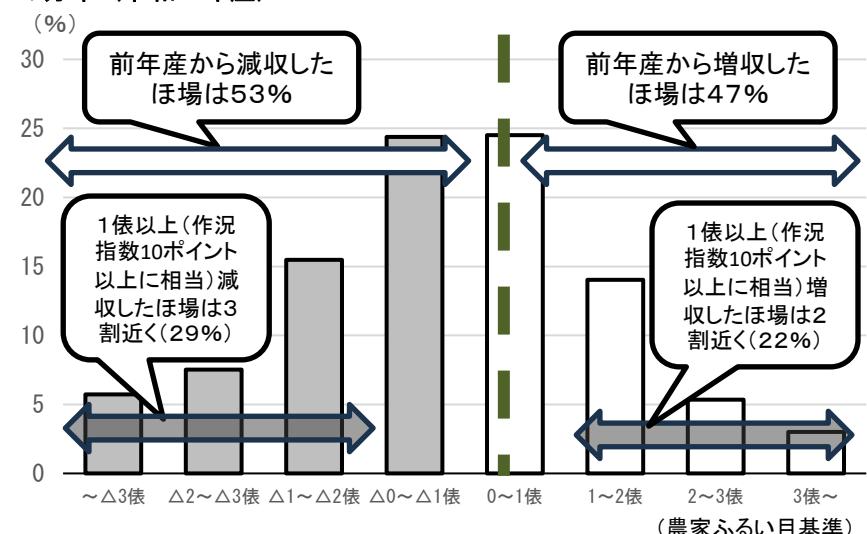
全国公表値 作況指標 101 (農家ふるい目基準)

令和6年産の作況指数は101で、10a当たり収量は平年に比べ+6kg。10a当たり収量は前年産と比べて減収したほ場から増収したほ場まである中での平均値であり、前年産と比べて減収した生産者は、100を上回る作況指数を高く感じる可能性

作況指数は、平年収量と比較して示した指標。収量が前年産を下回っても、平年を上回れば100を上回る

平年収量との差 +6kg

前年産に続き本年産も調査を実施したほ場における前年産との収量の差の分布 (令和6年産)



水田における作付意向について（令和7年産第3回中間的取組状況（6月末時点））①

- 農林水産省では、産地・生産者が主体的に作付けを判断し、需要に応じた生産・販売を行うことができるよう、都道府県別の作付意向を聞き取り、公表。過去5年間の各作物の作付推移は、次のとおり。

【主食用米、備蓄米及び戦略作物の作付状況】

(万ha)

	主食用米	備蓄米	戦略作物						麦	大豆		
			加工用米	新規需要米								
				新市場開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稻 (稻発酵) 粗飼料用稻					
H30年産	138.6	2.2	5.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8			
R元年産	137.9	3.3	4.7	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6			
R2年産	136.6	3.7	4.5	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5			
R3年産	130.3	3.6	4.8	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5			
R4年産	125.1	3.6	5.0	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9			
R5年産	124.2	3.5	4.9	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8			
R6年産	125.9	3.0	5.0	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4			
R7年産 (6月末時点)	136.3	-	4.4	0.9	0.4	4.9	5.0	9.6	7.6			
対前年差	10.4	▲ 3.0	▲ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 4.9	▲ 0.7	▲ 0.7	▲ 0.9			

注1：主食用米及び戦略作物の7年産意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（麦・大豆は基幹作の面積）。

2：主食用米の6年産以前の実績は、統計部公表の主食用米作付面積。

3：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稻）の6年産以前の実績は、取組計画認定面積。

4：麦・大豆の6年産以前の実績は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

5：備蓄米は、7年産米の入札を当面中止。6年産以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

6：単位未満で四捨五入しているため、対前年差について、表記上の数値による計算結果と一致しない場合がある。

水田における作付意向について（令和7年産第3回中間的取組状況（6月末時点））②

都道府県	主食用米			戦略作物													
	加工用米		新規需要米									麦		大豆			
				新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稻 (稻発酵粗飼料用稻)							
	6年産実績	7年産意向	対前年実績	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向		
全国計	125.9万	136.3万	↗	50.2	43.7	11.2	9.4	6.3	3.7	98.7	49.2	56.5	49.8	103.1	95.8	84.4	75.8
北海道	83.7	90.3	↗	6.8	8.0	2.5	2.2	0.2	0.1	5.3	2.3	2.5	3.1	31.8	29.8	16.5	14.8
青森	37.2	43.7	↗	0.7	0.3	0.5	0.3	0.0	0.0	5.4	4.3	0.9	0.8	0.5	0.5	4.8	4.3
岩手	43.1	46.8	↗	1.3	0.8	0.4	0.4	0.0	0.0	4.8	3.0	2.5	2.1	3.5	3.3	4.1	3.7
宮城	58.4	64.9	↗	0.9	1.4	1.2	1.1	0.1	0.1	7.2	3.6	3.0	2.4	2.2	2.3	9.4	8.6
秋田	72.2	81.1	↗	8.4	5.7	0.5	0.5	0.3	0.2	2.5	0.9	1.4	1.0	0.1	0.1	8.5	7.5
山形	52.4	57.0	↗	4.3	4.7	0.5	0.5	0.1	0.0	4.7	3.4	1.4	1.3	0.1	0.1	4.5	4.1
福島	56.5	67.3	↗	0.4	1.0	0.2	0.1	0.0	0.0	7.0	1.6	1.1	0.9	0.4	0.4	0.9	0.8
茨城	59.9	66.4	↗	1.3	1.1	1.1	0.9	0.1	0.1	10.3	4.4	0.6	0.6	3.9	3.5	0.7	0.6
栃木	49.0	57.9	↗	1.9	1.7	0.1	0.0	0.9	0.2	11.6	5.1	2.3	1.9	7.5	6.9	0.4	0.3
群馬	12.8	14.6	↗	1.4	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1	1.0	0.3	0.6	0.6	2.2	1.3	0.1	0.1
埼玉	28.4	30.2	↗	0.1	0.1	0.1	0.0	0.9	0.4	2.1	0.9	0.1	0.1	2.2	2.2	0.4	0.3
千葉	48.3	53.9	↗	2.1	1.5	0.0	0.1	0.1	0.0	6.6	2.1	1.3	0.9	0.5	0.4	0.2	0.2
東京	0.1	0.1	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	2.8	2.8	→	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟	101.4	108.7	↗	6.8	6.6	1.8	1.5	1.4	0.7	2.9	1.4	0.7	0.6	0.2	0.2	3.9	3.4
富山	31.2	33.5	↗	1.1	1.3	0.4	0.4	0.3	0.3	1.9	1.5	0.5	0.5	3.3	2.9	3.7	3.6
石川	21.2	21.9	↗	0.5	0.5	0.1	0.0	0.2	0.2	0.5	0.2	0.1	0.1	1.2	1.1	1.0	0.8
福井	21.9	23.5	↗	0.5	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	1.5	0.9	0.2	0.1	5.2	5.0	0.1	0.1
山梨	4.6	4.6	→	0.1	0.1	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
長野	29.0	30.0	↗	0.8	0.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.3	0.2	0.3	0.3	2.5	2.3	0.6	0.6
岐阜	19.6	20.6	↗	1.1	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1	2.8	1.9	0.3	0.3	3.7	3.6	0.3	0.2
静岡	14.4	14.9	↗	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.0	0.0
愛知	25.0	25.6	↗	0.6	0.5	0.0	0.0	0.3	0.3	1.3	1.0	0.2	0.1	5.7	5.6	0.1	0.1
三重	24.5	25.3	↗	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	2.0	1.3	0.3	0.3	7.1	6.8	0.2	0.1

注1：主食用米の6年産実績は、令和7年2月統計部公表の主食用米作付面積。

2：主食用米及び戦略作物の7年産意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（麦・大豆は基幹作の面積）。

3：主食用米の対前年実績は、6年産実績と比較し、「↗：増加傾向」(1%超増加)、「→：前年並み」(増減1%以内)、「↓：減少傾向」(1%超減少)で分類。

4：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稻）の6年産実績は、取組計画の認定面積。

5：麦・大豆の6年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

6：戦略作物の7年産意向の数値は、6年産実績と比較し、「赤：増加傾向」(1%超増加)、「黒：前年並み」(増減1%以内)、「緑：減少傾向」(1%超減少)で分類。

水田における作付意向について（令和7年産第3回中間的取組状況（6月末時点））③

都道府県	主食用米			戦略作物											
				加工用米		新規需要米						麦		大豆	
	6年産実績		7年産意向			6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向	6年産実績	7年産意向				
	6年産実績	7年産意向	対前年実績			6年産実績	7年産意向								
滋賀	27.4	28.5	↗	0.5	0.3	0.2	0.2	0.0	0.0	1.5	1.0	0.3	0.3	8.5	8.2
京都	13.0	13.2	↗	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2
大阪	4.3	4.2	↘	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫	32.2	33.2	↗	0.7	0.6	0.2	0.2	0.0	0.0	0.7	0.4	1.0	0.9	2.0	1.9
奈良	8.0	7.9	→	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
和歌山	5.7	5.6	↘	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取	11.6	12.0	↗	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.1	0.6
島根	15.7	16.1	↗	0.2	0.1	0.0	-	0.0	0.0	0.7	0.5	0.8	0.7	0.3	0.6
岡山	27.2	28.1	↗	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	1.1	0.3	0.5	0.5	1.2	0.9
広島	20.1	20.1	→	0.4	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.4	0.1	0.7	0.7	0.3	0.2
山口	15.8	16.2	↗	1.0	0.8	0.1	0.1	0.0	0.0	1.0	0.6	0.4	0.4	0.8	0.7
徳島	9.8	10.3	↗	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.3	0.2	0.1	0.0
香川	9.8	9.9	↗	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.3	0.3	1.2	0.0
愛媛	12.7	12.8	→	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3
高知	10.1	10.4	↗	0.1	0.1	-	-	0.0	0.0	1.0	0.5	0.3	0.3	0.0	0.1
福岡	32.2	34.3	↗	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2	0.2	2.2	1.1	2.3	2.0	1.2	1.1
佐賀	22.0	23.7	↗	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.5	2.3	1.8	1.1	0.2
長崎	9.4	9.4	→	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	1.6	1.5	0.1	0.3
熊本	28.8	31.7	↗	0.7	0.3	0.0	0.0	0.2	0.1	1.4	0.6	9.4	8.3	0.8	2.1
大分	17.8	18.8	↗	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1.8	1.1	2.8	2.4	0.7	0.8
宮崎	12.4	13.4	↗	2.1	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.8	7.4	6.8	0.0	0.2
鹿児島	15.6	17.4	↗	1.4	0.9	0.0	-	0.0	0.0	0.7	0.4	4.2	3.5	0.1	0.3
沖縄	0.6	0.6	↗	0.0	0.1	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-

注1：主食用米の6年産実績は、令和7年2月統計部公表の主食用米作付面積。

2：主食用米及び戦略作物の7年産意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（麦・大豆は基幹作の面積）。

3：主食用米の対前年実績は、6年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。

4：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稻）の6年産実績は、取組計画の認定面積。

5：麦・大豆の6年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

6：戦略作物の7年産意向の数値は、6年産実績と比較し、「赤：増加傾向」（1%超増加）、「黒：前年並み」（増減1%以内）、「緑：減少傾向」（1%超減少）で分類。

令和7年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み

- 気象データ（降水量、気温、日照時間、風速等）及び人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量、植生指数等）から作成される予測式に基づき予測した。
- 令和7年産水稻の10a当たり収量の前年比見込みは、「上回る」又は「やや上回る」が13府県、「前年並み」が29都道府県、「やや下回る」が4県となった。
- 本年の状況は、7月以降の高温、渴水の影響による枯れ上がり等が一部地域で見られるものの、田植期（5月）以後、総じて多照で推移しており、8月15日現在における生産はおおむね良好な見込み。
- なお、8月15日以降も全国的に高温傾向が引き続くこと及び斑点米カメムシ類（イネカメムシを含む）の発生が多くなることが予想されており、品質等への影響に留意する必要。

表1 10a当たり収量の前年比見込み（区分ごとの都道府県数）

10a当たり収量の前年比見込み	都道府県数
上回る（対前年比106%以上）	1
やや上回る（対前年比105%～102%）	12
前年並み（対前年比101%～99%）	29
やや下回る（対前年比98%～95%）	4
下回る（対前年比94%以下）	0

表2 令和7年産水稻 10a当たり収量の前年比見込み（8月 15 日現在）

区分	10a当たり収量の前年比見込み	区分	10a当たり収量の前年比見込み
北海道	前年並み	三重	やや上回る
青森	前年並み	滋賀	前年並み
岩手	やや下回る	京都	前年並み
宮城	やや下回る	大阪	やや上回る
秋田	やや下回る	兵庫	やや上回る
山形	やや上回る	奈良	前年並み
福島	前年並み	和歌山	前年並み
茨城	前年並み	鳥取	前年並み
栃木	前年並み	島根	前年並み
群馬	前年並み	岡山	前年並み
埼玉	やや上回る	広島	前年並み
千葉	やや下回る	山口	前年並み
東京	前年並み	鹿児島（普通栽培）	前年並み
神奈川	やや上回る	香川	前年並み
新潟	前年並み	愛媛	前年並み
富山	前年並み	高知（普通栽培）	やや上回る
石川	やや上回る	福岡	やや上回る
福井	前年並み	佐賀	やや上回る
山梨	やや上回る	長崎	前年並み
長野	前年並み	熊本	前年並み
岐阜	前年並み	大分	前年並み
静岡	上回る	宮崎（普通栽培）	前年並み
愛知	前年並み	鹿児島（普通栽培）	やや上回る

○ 徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県は早期栽培を含まない普通栽培のみの10a当たり収量の前年比見込みである。

○ 沖縄県については、第二期稻の田植えが終了していないことから含んでいない。

○ 10a当たり収量の前年比見込み（8月15日現在）は、その後の気象が、前年と同様に推移するとの前提ではなく、平年並みに推移するものとして予測を行ったものであることに留意が必要である。

○ 10a当たり収量の前年比見込みは、気象データ及び人工衛星データを説明変数、10a当たり収量を目的変数として予測式（重回帰式）を作成し、予測したものである。なお、10a当たり予想収量は、未確定の要素が多いことから公表することとしていない。

米の販売数量及び民間在庫の推移（令和7年7月）

- 令和6年7月以降の米穀販売事業者における販売数量は、7～8月は概ね前年を上回って推移していたものの、9月以降は前年を下回る数量となり、令和6年7月～7年6月の累計数量は、対前年比95%（うち中食・外食事業者等向けは対前年比98%、小売事業者向けは対前年比92%）。また、令和7年7月は、対前年比94%（うち中食・外食事業者等向けは対前年比93%、小売事業者向けは対前年比94%）。
- 令和7年7月末現在の全国の民間在庫は、出荷・販売段階の計で対前年差+9万トンの91万トンとなっており、出荷段階は対前年差+1万トンの59万トン、販売段階は対前年差+8万トンの32万トンとなっている。

【米穀販売事業者における販売数量の動向(前年同月比)(速報)】

	6年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	6年7月 ～7年6月計	7年 7月
小売事業者向け	104%	100%	86%	85%	93%	92%	94%	89%	86%	92%	93%	88%	92%	94%
中食・外食事業者等向け	99%	100%	97%	100%	100%	101%	101%	95%	98%	97%	90%	98%	98%	93%
販売数量計	102%	100%	91%	92%	96%	96%	97%	92%	91%	94%	92%	92%	95%	94%

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000トン以上の販売事業者(年間取扱数量約160万トン(令和6年産主食用米等の生産量679万トンの約2割))である。

2:上記の数値については、報告対象者が販売している精米の全体の価格・数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。

3:令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米を含む。

【購入数量の推移(家計調査)】

	6年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	6年7月 ～7年6月計	7年 7月
米	4.37	5.73	6.35	7.65	5.11	5.21	3.76	3.86	4.38	4.50	4.59	4.55	60.06	4.34
	前年同期比	99.5%	129.1%	104.8%	113.3%	113.8%	98.5%	106.8%	98.5%	97.6%	102.7%	94.3%	98.1%	104.9%
パン	3,460	3,547	3,340	3,381	3,471	3,572	3,350	3,178	3,752	3,722	3,659	3,299	41,731	3,327
	前年同期比	102.3%	103.8%	94.9%	95.3%	100.8%	97.9%	95.7%	89.6%	96.4%	97.6%	99.3%	94.0%	97.3%
めん類	2,965	3,136	2,557	2,585	2,658	3,231	2,688	2,574	2,994	2,824	3,061	2,922	34,195	3,251
	前年同期比	93.4%	104.6%	107.0%	97.7%	100.2%	100.1%	96.9%	100.7%	110.0%	112.3%	114.3%	102.5%	103.1%

資料:総務省「家計調査」家計収支編 二人以上の世帯

【民間在庫量の推移(出荷+販売段階)(速報)】

(単位:kg)

	当年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	6年7月 ～7年6月計	7年 7月
6 / 7 年	出荷+販売段階	82	65	149	244	259	253	229	205	180	168	148	121	4.34
	出荷段階	58	44	113	187	200	196	179	159	135	125	109	84	99.3%
	販売段階	25	21	36	58	59	56	50	46	45	43	40	37	3,327
7 / 8 年	出荷+販売段階	91	+9											96.2%
	出荷段階	59	+1											3,251
	販売段階	32	+8											109.6%

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:水稲うるち米及び水稲うらち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2:報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

3:期間については、7/8年であれば、令和7年7月～8年6月である。

4:令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米の数量(令和7年7月末時点で5.3万トン)を含む。

産地別民間在庫の状況（令和7年7月）

(単位:千トン(玄米))

	6年 6月 ① (千玄米トン)	6年 7月 ② (千玄米トン)	7年 6月 ③ (千玄米トン)	対前年 同月差 ④=③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑤=③/① (%)	7年 7月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ⑦=⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)
北海道	113.2	80.4	133.7	+ 20.5	+ 18.1%	102.6	+ 22.2	+ 27.6%
青森	52.6	38.1	81.4	+ 28.8	+ 54.7%	57.8	+ 19.7	+ 51.7%
岩手	63.4	47.0	49.2	▲ 14.2	▲ 22.4%	38.7	▲ 8.3	▲ 17.6%
宮城	76.4	56.2	83.1	+ 6.7	+ 8.8%	63.9	+ 7.7	+ 13.7%
秋田	72.2	44.1	98.6	+ 26.3	+ 36.5%	62.7	+ 18.6	+ 42.2%
山形	76.6	57.2	98.3	+ 21.7	+ 28.4%	75.7	+ 18.5	+ 32.3%
福島	79.2	58.9	95.0	+ 15.8	+ 20.0%	67.6	+ 8.6	+ 14.6%
茨城	41.3	27.0	30.4	▲ 10.9	▲ 26.4%	22.8	▲ 4.2	▲ 15.7%
栃木	72.6	55.6	55.8	▲ 16.8	▲ 23.2%	41.3	▲ 14.3	▲ 25.7%
群馬	8.8	6.6	8.8	▲ 0.1	▲ 0.7%	7.7	+ 1.1	+ 16.4%
埼玉	10.4	7.2	6.1	▲ 4.2	▲ 40.9%	5.3	▲ 1.9	▲ 27.0%
千葉	14.7	8.4	16.1	+ 1.4	+ 9.5%	11.1	+ 2.7	+ 31.9%
東京	0.0	0.0	0.0	+ 0.0	-	0.0	+ 0.0	-
神奈川	0.8	0.7	0.4	▲ 0.4	▲ 52.4%	0.3	▲ 0.4	▲ 52.6%
山梨	2.2	1.9	1.5	▲ 0.7	▲ 30.4%	1.4	▲ 0.5	▲ 25.9%
長野	33.1	25.3	26.0	▲ 7.0	▲ 21.3%	21.3	▲ 3.9	▲ 15.6%
静岡	4.7	3.1	5.6	+ 0.9	+ 18.9%	4.5	+ 1.4	+ 44.3%
新潟	96.3	68.8	104.8	+ 8.6	+ 8.9%	74.8	+ 5.9	+ 8.6%
富山	32.3	22.9	37.0	+ 4.7	+ 14.6%	28.3	+ 5.4	+ 23.5%
石川	26.1	18.2	23.3	▲ 2.8	▲ 10.8%	16.3	▲ 1.9	▲ 10.5%
福井	15.5	10.2	22.2	+ 6.8	+ 43.7%	16.0	+ 5.7	+ 56.1%
岐阜	11.6	8.0	9.5	▲ 2.1	▲ 18.1%	7.8	▲ 0.2	▲ 2.6%
愛知	11.7	8.8	10.4	▲ 1.4	▲ 11.8%	8.6	▲ 0.2	▲ 2.8%
三重	8.7	5.2	8.7	▲ 0.1	▲ 0.8%	6.5	+ 1.3	+ 24.7%

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注:1 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、

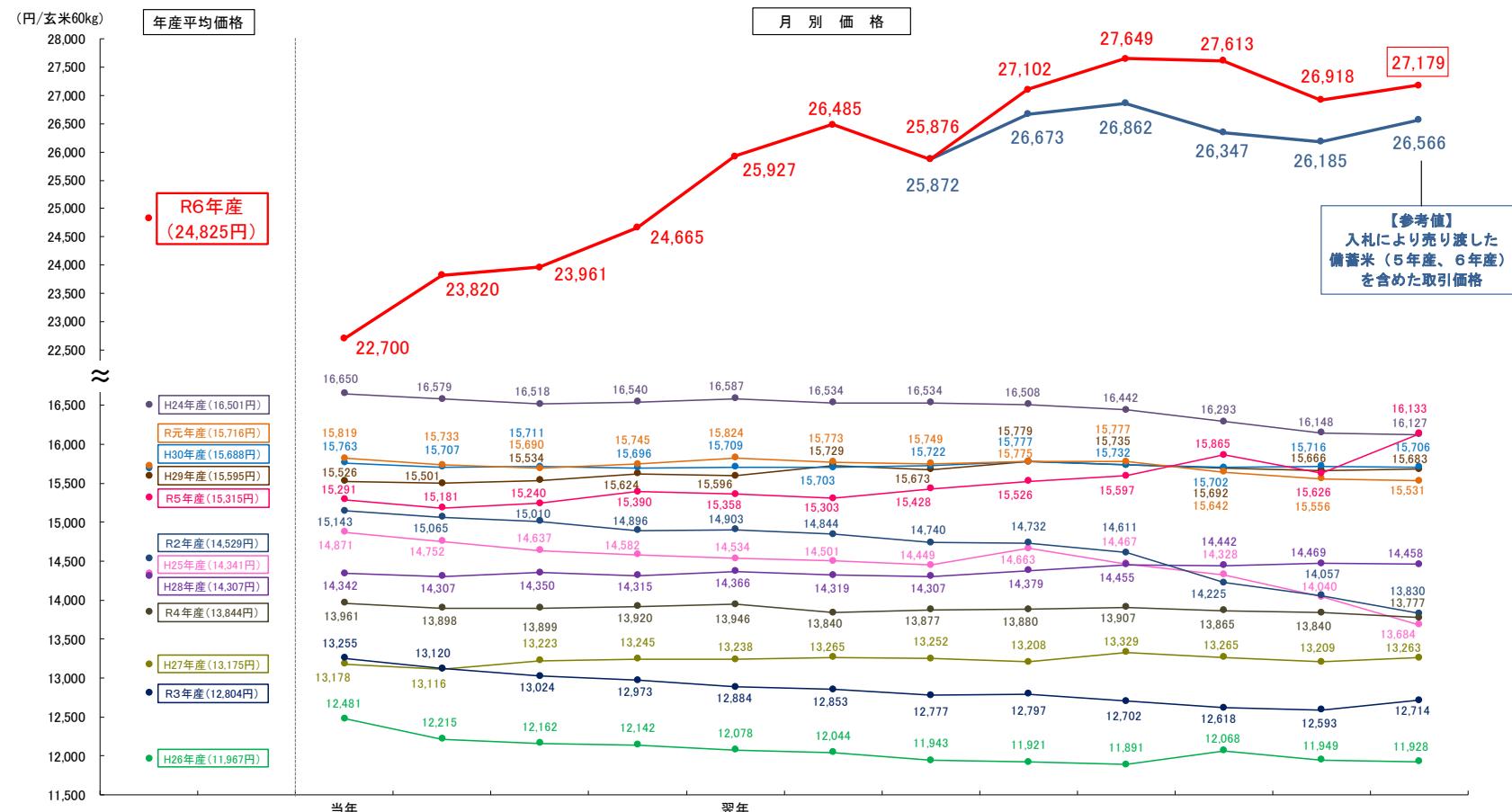
米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

3 令和7年6月及び7月には、売り渡した政府備蓄米の数量(7年6月:11.9万トン、7年7月:5.3万トン)を含む。

	6年 6月 ① (千玄米トン)	6年 7月 ② (千玄米トン)	7年 6月 ③ (千玄米トン)	対前年 同月差 ④=③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑤=③/① (%)	7年 7月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ⑦=⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)
滋賀	16.2	9.5	14.2	▲ 2.0	▲ 12.2%	10.6	+ 1.0	+ 10.9%
京都	2.6	1.9	3.4	+ 0.7	+ 27.0%	2.8	+ 0.9	+ 49.1%
大阪	0.5	0.3	0.2	▲ 0.3	▲ 66.8%	0.1	▲ 0.2	▲ 62.5%
兵庫	20.1	15.9	13.6	▲ 6.6	▲ 32.5%	11.9	▲ 4.0	▲ 25.0%
奈良	3.9	2.7	2.0	▲ 1.9	▲ 48.7%	1.5	▲ 1.2	▲ 43.7%
和歌山	0.8	0.5	0.5	▲ 0.3	▲ 34.9%	0.4	▲ 0.1	▲ 16.8%
鳥取	10.5	6.6	12.8	+ 2.3	+ 21.9%	9.9	+ 3.3	+ 49.6%
島根	9.0	5.9	8.7	▲ 0.3	▲ 3.7%	7.0	+ 1.0	+ 17.7%
岡山	18.4	14.0	22.5	+ 4.1	+ 22.3%	19.1	+ 5.1	+ 36.5%
広島	11.6	8.2	10.0	▲ 1.6	▲ 13.8%	8.0	▲ 0.2	▲ 2.5%
山口	12.3	8.4	10.8	▲ 1.5	▲ 12.0%	8.8	+ 0.4	+ 4.4%
徳島	1.4	0.8	2.0	+ 0.6	+ 44.2%	1.5	+ 0.7	+ 82.5%
香川	4.7	2.7	4.6	▲ 0.1	▲ 1.7%	3.6	+ 0.9	+ 33.3%
愛媛	5.8	3.8	2.4	▲ 3.4	▲ 59.4%	1.9	▲ 1.8	▲ 48.6%
高知	2.9	2.5	1.7	▲ 1.2	▲ 40.6%	1.8	▲ 0.7	▲ 27.7%
福岡	23.9	15.4	15.9	▲ 8.0	▲ 33.4%	12.5	▲ 2.8	▲ 18.5%
佐賀	13.2	10.2	10.4	▲ 2.8	▲ 21.4%	8.4	▲ 1.7	▲ 17.0%
長崎	3.4	2.4	3.1	▲ 0.3	▲ 9.3%	2.7	+ 0.3	+ 11.9%
熊本	16.5	10.2	13.2	▲ 3.3	▲ 20.0%	10.0	▲ 0.2	▲ 1.5%
大分	6.0	4.1	4.9	▲ 1.1	▲ 17.6%	3.8	▲ 0.3	▲ 7.9%
宮崎	1.7	4.8	1.8	+ 0.0	+ 1.5%	2.9	▲ 1.8	▲ 38.5%
鹿児島	6.4	5.0	6.7	+ 0.3	+ 5.2%	6.8	+ 1.8	+ 35.7%
沖縄	0.4	0.5	0.2	▲ 0.2	▲ 57.9%	0.4	▲ 0.1	▲ 12.6%
全国	115万トン	82万トン	121万トン	+6万トン	+ 5.6%	91万トン	+9万トン	+ 11.1%

相対取引価格の推移（平成24年産～令和6年産）

- 令和6年産米の令和7年8月の相対取引価格は、備蓄米の取引を含む全銘柄平均で27,179円/60kgとなり、対前年同月 +11,046円 (+68%)、対前月+261円 (+1%)。取扱数量は、3.1万トンとなったところ。
- 令和7年8月は、令和6年産米の取引（契約）が終盤であることから、8月の取引価格が令和6年産米の取引全体に与える影響は小さい。
- なお、令和7年3月以降の米の取引価格の参考として、令和5年産の備蓄米も含めると、26,566円/60kg。
- 令和7年8月までの年産平均価格24,825円/60kgは、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、比較可能な平成2年以降で過去最高の価格である。



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額（平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%）を含む1等米の価格である。

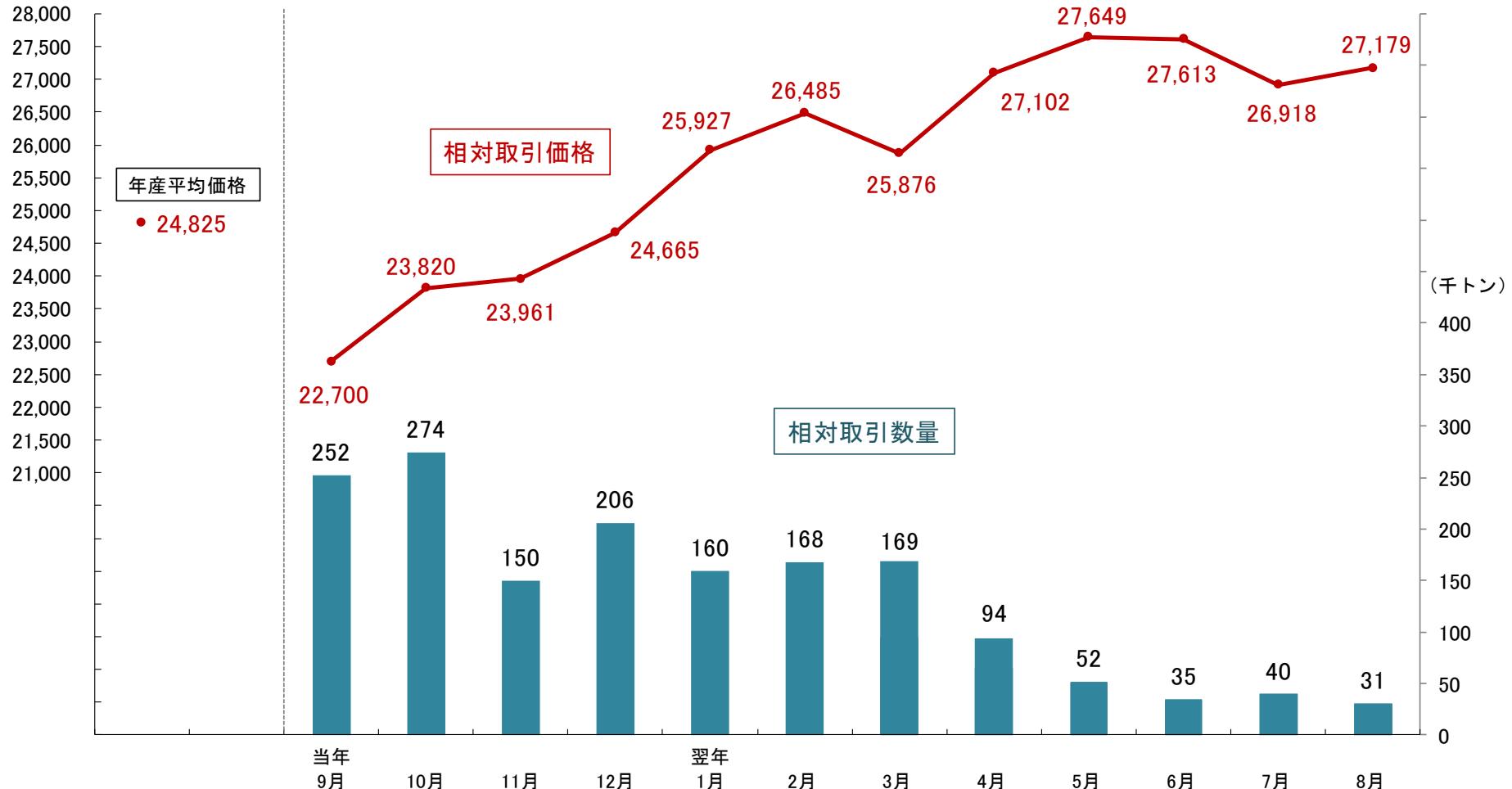
2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（6年産は出回りから令和7年8月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

3：令和5年産の備蓄米は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等の報告から集計。

令和6年産米の相対取引価格

- 令和7年8月の取引数量は3.1万トンと、これまでの令和6年産米の取引数量全体の約2%であるため、8月の取引価格が令和6年産米の取引全体に与える影響は小さい。

(円/玄米60kg)



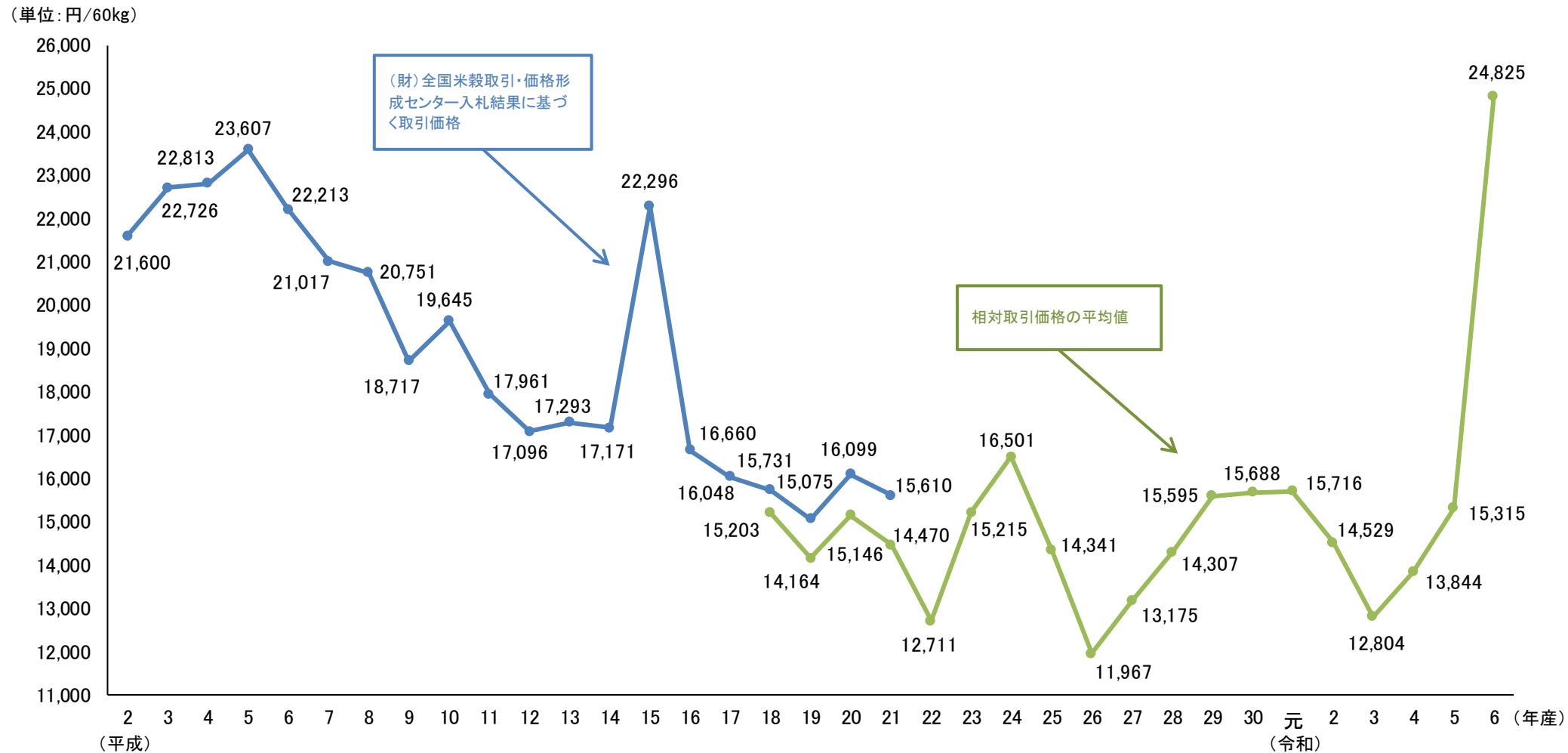
資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。

2：グラフ左側の年産平均価格は、出回りから翌年8月までの通年平均価格（速報値）、右側は月ごとの価格の推移。

3：令和7年3月から6月までには、令和6年産の備蓄米の取引を含む。

長期的な主食用米の価格の動向



注1：価格には、包装代、運賃、消費税相当額等を含む。

注2：年産別平均価格（令和6年産は、出回りから令和7年8月までの速報値）。

- ※・コメ価格センター取引は、自主流通米の指標価格の形成を図るために実施されていたが、平成16年の食糧法改正により計画流通制度が廃止され、義務上場がなくなったこと等を背景に取引が低調となり、平成21年産をもって取引を中止。
- ・コメ価格センター取引が低調となったことを受けて、コメ価格センター取引価格の指標性を確認する観点から、相対取引価格について、農林水産省が18年産米から年間取扱数量5,000トン以上の全国出荷団体等と卸売業者の取引価格を調査、公表。その後も米の価格動向を把握するため引き続き実施。

令和6年産米の相対取引価格（令和7年8月の年産平均価格）

(単位：円／玄米60kg (税込))

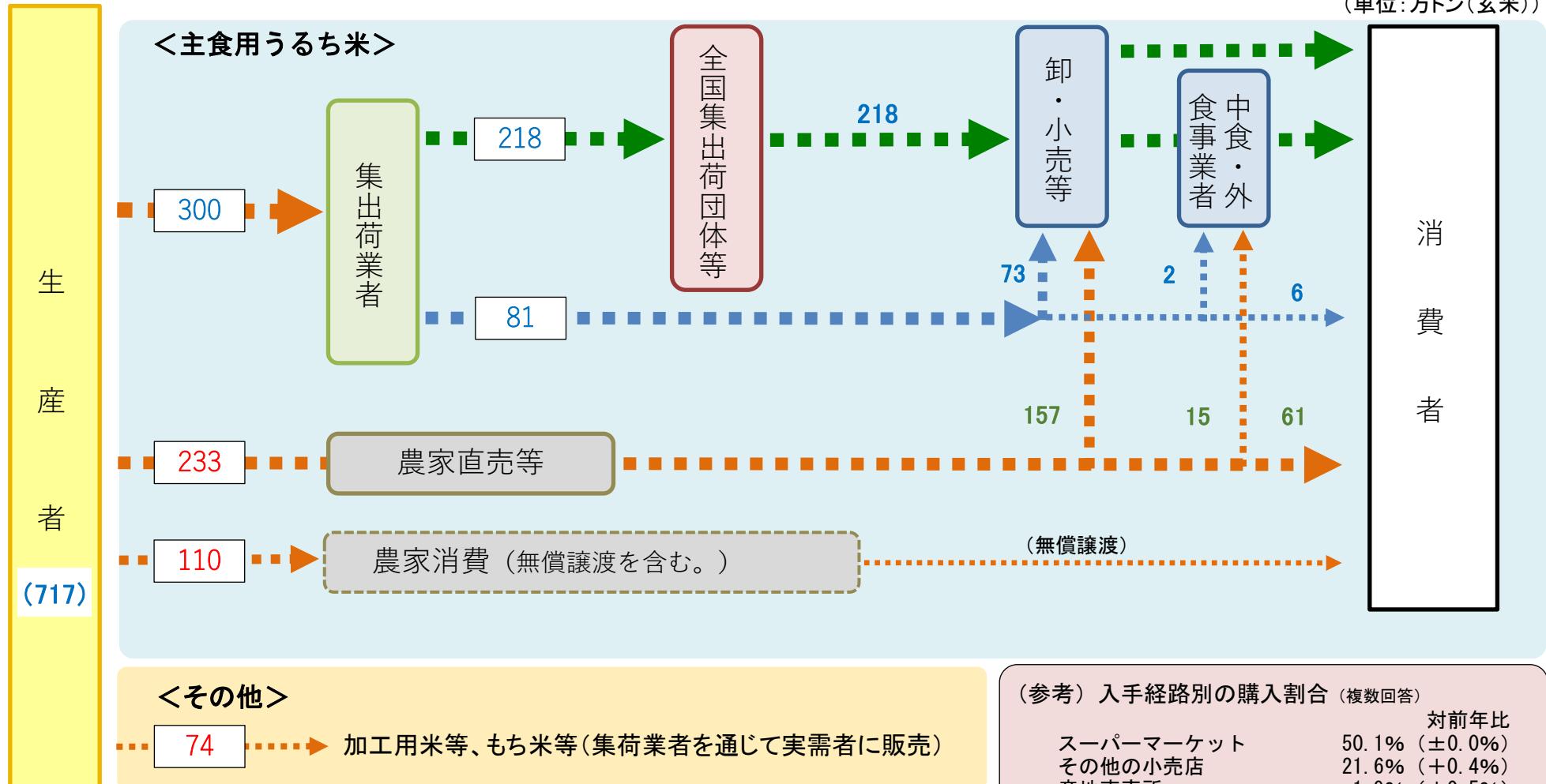
産地品種銘柄	令和6年産 〔出回り～ 7年8月〕 ①	令和5年産 〔出回り～ 6年10月〕 ②	価格差 ①-②	産地品種銘柄	令和6年産 〔出回り～ 7年8月〕 ①	令和5年産 〔出回り～ 6年10月〕 ②	価格差 ①-②	産地品種銘柄	令和6年産 〔出回り～ 7年8月〕 ①	令和5年産 〔出回り～ 6年10月〕 ②	価格差 ①-②
北海道 ななつぼし	27,003	15,655	+ 11,348	静岡 きぬむすめ	22,141	14,438	+ 7,703	岡山 きぬむすめ	23,457	13,793	+ 9,664
北海道 ゆめびりか	28,001	16,452	+ 11,549	静岡 にこまる	24,090	14,407	+ 9,683	岡山 コシヒカリ	24,332	14,533	+ 9,799
北海道 きらら397	26,298	15,102	+ 11,196	新潟 コシヒカリ（一般）	23,634	16,927	+ 6,707	広島 コシヒカリ	22,404	14,550	+ 7,854
青森 まっしぐら	26,139	15,220	+ 10,919	新潟 コシヒカリ（魚沼）	25,990	20,758	+ 5,232	広島 あきさかり	21,095	13,857	+ 7,238
青森 つがるロマン	-	15,421	-	新潟 コシヒカリ（佐渡）	23,762	17,441	+ 6,321	広島 あきろまん	21,486	13,956	+ 7,530
岩手 ひとめぼれ	23,512	15,140	+ 8,372	新潟 コシヒカリ（岩船）	23,346	17,325	+ 6,021	山口 コシヒカリ	22,583	14,918	+ 7,665
岩手 銀河のしづく	23,565	15,459	+ 8,106	新潟 こしいぶき	22,802	14,596	+ 8,206	山口 ひとめぼれ	22,085	14,071	+ 8,014
岩手 あきたこまち	24,936	15,119	+ 9,817	富山 コシヒカリ	25,101	15,915	+ 9,186	山口 きぬむすめ	22,229	14,000	+ 8,229
宮城 ひとめぼれ	23,762	15,007	+ 8,755	富山 てんたかく	23,759	14,920	+ 8,839	徳島 コシヒカリ	23,206	14,137	+ 9,069
宮城 つや姫	25,060	15,556	+ 9,504	石川 コシヒカリ	22,663	15,678	+ 6,985	徳島 あきさかり	22,630	13,426	+ 9,204
宮城 ササニシキ	24,132	15,592	+ 8,540	石川 ゆめみづほ	21,903	14,415	+ 7,488	香川 コシヒカリ	22,515	15,325	+ 7,190
秋田 あきたこまち	25,261	15,317	+ 9,944	福井 コシヒカリ	21,385	15,380	+ 6,005	香川 ヒノヒカリ	22,552	14,569	+ 7,983
秋田 ひとめぼれ	23,090	14,375	+ 8,715	福井 ハナエチゼン	21,128	13,881	+ 7,247	香川 あきさかり	22,127	14,245	+ 7,882
秋田 めんこいな	24,089	14,213	+ 9,876	福井 あきさかり	21,153	14,185	+ 6,968	愛媛 コシヒカリ	21,311	14,310	+ 7,001
山形 はえぬき	25,708	14,779	+ 10,929	岐阜 ハツシモ	25,421	15,087	+ 10,334	愛媛 ヒノヒカリ	23,597	13,878	+ 9,719
山形 つや姫	27,949	18,745	+ 9,204	岐阜 コシヒカリ	24,795	16,144	+ 8,651	愛媛 あきたこまち	20,892	13,596	+ 7,296
山形 雪若丸	26,516	15,497	+ 11,019	岐阜 ほじるし	24,120	13,929	+ 10,191	高知 コシヒカリ	22,339	14,922	+ 7,417
福島 コシヒカリ（中通り）	26,305	14,959	+ 11,346	愛知 あいちのかおり	23,676	14,479	+ 9,197	高知 ヒノヒカリ	21,367	13,634	+ 7,733
福島 コシヒカリ（会津）	26,361	15,494	+ 10,867	愛知 コシヒカリ	-	-	-	福岡 夢つくし	23,627	15,458	+ 8,169
福島 コシヒカリ（浜通り）	26,011	15,131	+ 10,880	愛知 大地の風	-	-	-	福岡 ヒノヒカリ	24,523	14,139	+ 10,384
福島 ひとめぼれ	25,582	14,537	+ 11,045	三重 コシヒカリ（一般）	23,092	14,716	+ 8,376	福岡 元気つくし	25,200	15,434	+ 9,766
福島 天のつぶ	24,977	14,296	+ 10,681	三重 コシヒカリ（伊賀）	23,670	15,085	+ 8,585	佐賀 さがびより	22,262	14,873	+ 7,389
茨城 コシヒカリ	27,740	15,235	+ 12,505	三重 キヌヒカリ	22,312	13,563	+ 8,749	佐賀 夢しづく	21,700	14,377	+ 7,323
茨城 あきたこまち	26,035	14,726	+ 11,309	滋賀 コシヒカリ	23,539	15,271	+ 8,268	佐賀 ヒノヒカリ	-	14,121	-
茨城 にじのきらめき	26,715	-	-	滋賀 キヌヒカリ	23,950	13,965	+ 9,985	長崎 にこまる	24,175	14,584	+ 9,591
栃木 コシヒカリ	25,118	15,152	+ 9,966	滋賀 みずかがみ	23,136	14,915	+ 8,221	長崎 なつほのか	23,777	14,209	+ 9,568
栃木 とちぎの星	24,913	14,476	+ 10,437	京都 コシヒカリ	22,511	15,502	+ 7,009	長崎 ヒノヒカリ	23,569	14,331	+ 9,238
栃木 あさひの夢	24,430	14,145	+ 10,285	京都 キヌヒカリ	19,725	14,057	+ 5,668	熊本 ヒノヒカリ	26,000	14,821	+ 11,179
群馬 あさひの夢	27,037	15,219	+ 11,818	京都 ヒノヒカリ	20,817	15,970	+ 4,847	熊本 森のくまさん	-	14,442	-
群馬 ゆめまつり	26,672	14,976	+ 11,696	兵庫 コシヒカリ	23,440	15,492	+ 7,948	熊本 コシヒカリ	24,348	15,242	+ 9,106
埼玉 彩のきずな	22,706	14,489	+ 8,217	兵庫 ヒノヒカリ	22,838	14,074	+ 8,764	大分 ヒノヒカリ	24,252	14,454	+ 9,798
埼玉 彩のかがやき	25,673	14,333	+ 11,340	兵庫 キヌヒカリ	22,327	13,986	+ 8,341	大分 なつほのか	24,371	-	-
埼玉 コシヒカリ	24,240	15,055	+ 9,185	奈良 ヒノヒカリ	21,650	14,389	+ 7,261	大分 ひとめぼれ	24,229	14,574	+ 9,655
千葉 コシヒカリ	24,063	14,611	+ 9,452	鳥取 きぬむすめ	22,284	14,404	+ 7,880	宮崎 コシヒカリ	22,600	14,582	+ 8,018
千葉 ふさごがね	23,415	13,742	+ 9,673	鳥取 コシヒカリ	21,786	15,005	+ 6,781	宮崎 ヒノヒカリ	27,076	15,219	+ 11,857
千葉 ふさおとめ	23,363	13,985	+ 9,378	鳥取 ひとめぼれ	22,044	14,243	+ 7,801	鹿児島 ヒノヒカリ	29,421	14,763	+ 14,658
山梨 コシヒカリ	19,754	17,535	+ 2,219	島根 きぬむすめ	19,932	14,117	+ 5,815	鹿児島 あきほなみ	32,458	15,115	+ 17,343
長野 コシヒカリ	23,168	15,895	+ 7,273	島根 コシヒカリ	20,746	14,978	+ 5,768	鹿児島 コシヒカリ	21,140	14,670	+ 6,470
長野 あきたこまち	22,507	15,127	+ 7,380	島根 つや姫	20,464	14,743	+ 5,721	全銘柄平均価格	24,825	15,315	+ 9,510
静岡 コシヒカリ	23,179	15,560	+ 7,619	岡山 アケボノ	24,991	13,208	+ 11,783				

注1: 農林水産省が調査・公表した出回りからの年産平均価格(令和6年産は出回りから7年8月までの速報値)であり、調査対象事業者は、一定規模以上の集荷業者(年間の販売数量5,000トン以上等)。

2: 運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品目等は8%、運賃等は10%で算定している。

3: 「-」については、当該年産において報告対象としていない産地品種銘柄又は取引数量の累計が100トン未満であり、公表を行っていないもの。

米の流通経路別流通量の状況（令和5年産米）



資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注1：集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量300万トンのうち20万トンが全集連系）。

注2：「卸・小売等」には、加工事業者等を含む。

注3：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)

	対前年比
スーパー・マーケット	50.1% ($\pm 0.0\%$)
その他の小売店	21.6% ($+0.4\%$)
産地直売所	1.9% ($+0.5\%$)
インターネット	8.6% ($\Delta 0.3\%$)
生産者から直接購入	4.8% ($+0.2\%$)
無償譲渡	15.3% ($\pm 0.0\%$)

※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出（令和5年4月から令和6年3月の年平均）

米の流通の状況（平成16年～令和5年産米）

【生産段階】

年産	生産量	(単位:万トン(玄米))												
		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗		
H16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%
R元	776	100.0%	577	74.3%	129	16.6%	70	9.1%	27	3.4%	28	3.7%	16	2.0%
2	776	100.0%	580	74.7%	124	16.0%	72	9.3%	28	3.5%	29	3.8%	16	2.0%
3	756	100.0%	561	74.2%	121	16.0%	74	9.8%	28	3.7%	31	4.1%	15	2.0%
4	727	100.0%	537	73.9%	115	15.8%	75	10.3%	29	4.0%	31	4.2%	15	2.0%
5	717	100.0%	533	74.3%	110	15.4%	74	10.3%	29	4.0%	30	4.2%	14	2.0%

【出荷・販売段階】

年産	出荷・販売	(単位:万トン(玄米))														
		農協			販売委託		直販		全集連系業者			販売委託		直販		生産者直接販売等
H16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%
30	576	74.0%	298	38.4%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%
R元	577	74.3%	308	39.7%	231	29.7%	77	10.0%	21	2.7%	6	0.8%	14	1.9%	247	31.9%
2	580	74.7%	312	40.2%	242	31.2%	70	9.0%	21	2.7%	6	0.8%	15	1.9%	246	31.7%
3	561	74.2%	303	40.1%	240	31.7%	63	8.4%	21	2.7%	5	0.7%	15	2.0%	238	31.4%
4	537	73.9%	284	39.0%	220	30.2%	64	8.8%	19	2.6%	4	0.6%	14	2.0%	235	32.3%
5	533	74.3%	279	39.0%	214	29.9%	66	9.2%	20	2.8%	4	0.6%	16	2.2%	233	32.5%

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷团体調べ等を基に推計。

注：1) 平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稲を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産から推計手法を変更している。

2) 生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。

3) ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

②米の需給安定・経営安定のための施策

米の需給安定・米生産者の経営安定に関する主要な政策ツール

- 米の需要が減少する中、需要に応じた主食用米の作付けを行うとともに、麦、大豆等の本作化を進める。
- また、産地において、あらかじめ積立てを行い、自主的に需給の安定に向けて、長期計画的な販売や海外用など主食用米の他用途への販売を行う取組に対しても支援。
- 米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応。

○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畠地化による高収益作物等の定着等を支援します。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 戦略作物助成 | 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援 |
| 2. 産地交付金 | 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援 |
| 3. 都道府県連携型助成 | 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援 |
| 4. 畠地化促進助成 | 水田の畠地化や畠地化後の畠作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援 |

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外）。

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 | 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は、追加的に支援） |
| 2. 海外向けの販売促進等の取組 | 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組 |
| 3. 業務用向け等の販売促進等の取組 | 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組 |
| 4. 非主食用への販売の取組 | 主食用米を非主食用へ販売する取組 |

○ 収入減少のためのセーフティネット

収入保険（青色申告者が対象） 米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

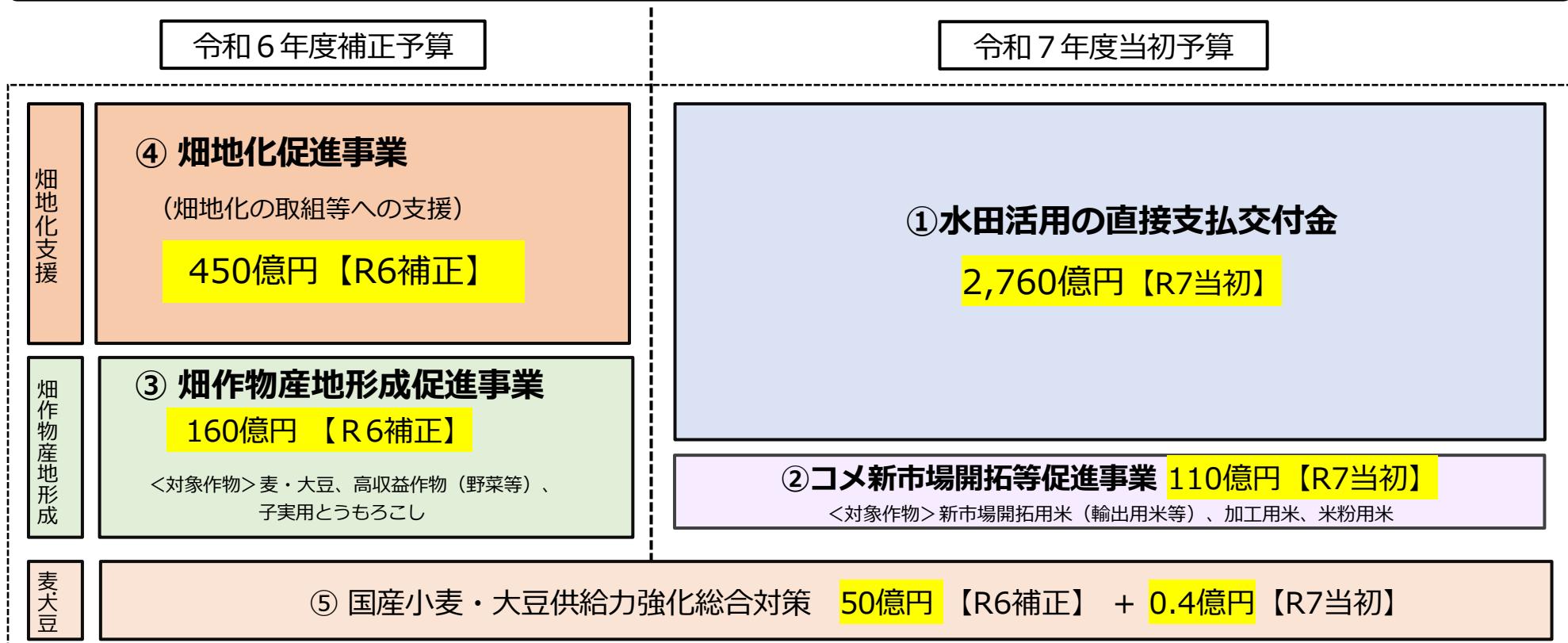
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します（保険料の50%、積立金の75%を国庫補助）。

ナラシ対策（認定農業者等が対象） 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積みたてた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

令和7年産水田活用予算の全体像

- 令和7年度当初予算と令和6年度補正予算を合わせ、令和7年産における作付転換支援や畠地化に対応可能な予算総額を確保。



＜関連予算＞

- ・乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等
400億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
110億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R6補正】
+ 80億円（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
120億円（強い農業づくり総合支援交付金）【R7当初】
- ・米粉の利用拡大支援 20億円（米粉需要創出・利用促進対策事業）【R6補正】
- ・国産飼料の生産・利用拡大
133億円（所要額）【R6補正】 + 18億円の内数【R7当初】
(国産飼料生産・利用拡大緊急対策、飼料備蓄・増産流通合理化事業)

- ・機械・施設等の導入支援
400億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
110億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R6補正】
+ 80億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
120億円の内数（強い農業づくり総合支援交付金）【R7当初】
- ・汎用化・畠地化等に向けた基盤整備
461億円の内数【R6補正】 + 152億円【R7当初】（農業農村整備事業等）
- ・中山間地域等に対する支援 13億円の内数【R6補正】 + 74億円の内数【R7当初】
(農山漁村振興交付金等)

令和7年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【令和6年産】

水田活用の直接支払交付金【R6当初】

○戦略作物助成、産地交付金など*

- ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
- ・新市場開拓用米の複数年契約※： 1万円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

など

○畠地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畠地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畠地化支援*
- ②定着促進支援*
- ③産地づくり体制構築等支援
- ④子実用とうもろこし支援*

畠地化促進事業【R5補正】

○畠地化支援* : 14.0万円/10a

○定着促進支援* : 2.0(3.0※)万円/10a × 5年間 ※加工・業務用野菜等

○産地づくり体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

畠作物産地形成促進事業*【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a (R7年に畠地化する場合は4.5万円/10a)

コメ新市場開拓等促進事業*【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、
米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

【令和7年産】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

○戦略作物助成、産地交付金など*

- ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
- ・新市場開拓用米の複数年契約※： 1万円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

など

○畠地化促進助成 ※①～③はR6補正予算「畠地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畠地化支援*
- ②定着促進支援*
- ③産地づくり体制構築等支援
- ④子実用とうもろこし支援*

畠地化促進事業【R6補正】

○畠地化支援* : 10.5万円/10a

○定着促進支援* : 2.0(3.0※)万円/10a × 5年間 ※加工・業務用野菜等

○産地づくり体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

畠作物産地形成促進事業*【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
 - ・支援単価：4万円/10a (R8年に畠地化する場合は4.5万円/10a)
- ※会計検査院からの指摘を踏まえ取組や現場確認の改善を実施

コメ新市場開拓等促進事業*【R7当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
 - ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
- ※現場確認の改善を実施

○ 水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算要求額 296,000百万円 (前年度 287,000百万円)

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畠地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度] →麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畠地化促進助成

水田を畠地化し、高収益作物やその他の畠作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 20,000百万円 (前年度 11,000百万円)

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。^{※6}

※6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

国

交付

農業者

(1~3の事業、
4・5の事業の一部)

国

申請

都道府県

申請

農業再生
協議会等

(4・5の事業の一部)

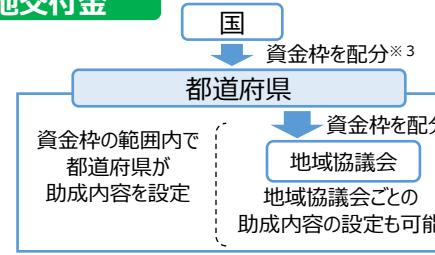
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稻	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

※3 : 作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4 : コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畠地化促進助成^{※5}

- ① 畠地化支援
- ② 定着促進支援
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援

※5 : 事業の詳細は予算編成過程で検討

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稻）

- 水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物**及び**WCS用稻**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準が明確でないため、**捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1／2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。**

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	<u>標準単収値から150kg / 10aを減じた値に満たない場合</u> に交付対象外 (H26～)
加工用米 新市場開拓用米	<u>当初契約数量の8割に満たない場合</u> に交付対象外 (H24～)
麦・大豆	<u>基準単収値の2分の1に満たない場合</u> に交付対象外 (R6～)
飼料作物 WCS用稻	<u>基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合</u> に交付対象外 → 捨てづくりを防止する観点から、 令和7年産から、自然災害等の場合を除き、 基準単収※の1／2に満たない場合、交付金を支払わない。

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定

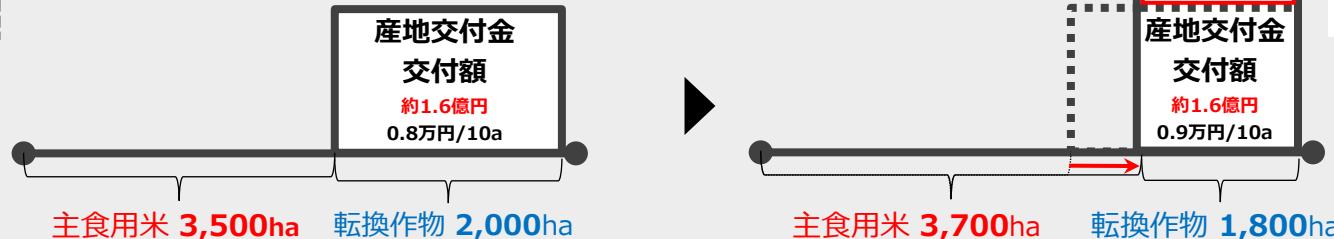
令和7年産に向けた産地交付金等の活用について

- 主食用米の価格上昇の中でも、加工用米等の契約の維持・拡大を図るため、各都道府県が産地交付金や都道府県連携型助成を活用し、需要に応じた生産を進められるよう、活用方法等について周知。

作付転換取組者への支援額の拡充

- 主食用米の作付面積が増加（＝転換作物の作付面積が減少）した場合でも、当年産の産地交付金の配分額は基本的に変わらないことから、転換作物の単位面積あたりの交付額は増加

A協議会の例



**単位面積あたりの
交付額は増加**

メリハリをつけた支援単価の設定

- 非主食用米の取組を維持・拡大に向け、**県設定単価を見直し**する事例も存在

N県協議会の例

令和6年産	
①加工用米	0.6万円/10a
②新市場開拓用米	0.6万円/10a
③高収益作物（拡大分）	2.5万円/10a
④WCS用稻	0.5万円/10a

令和7年産	
①加工用米	1.0万円/10a
②新市場開拓用米	1.0万円/10a
③米粉用米	1.0万円/10a
④WCS用稻	0.5万円/10a

○ コメ新市場開拓等促進事業

令和8年度予算概算要求額 20,000百万円（前年度 11,000百万円）

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結びつき**の下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援

20,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入**を行う場合に、**取組面積に応じて支援**します。

① **対象作物**：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

② **交付単価**：
新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米 9万円/10a
酒造好適米 最大3万円/10a

③ **加算措置**：多収品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算

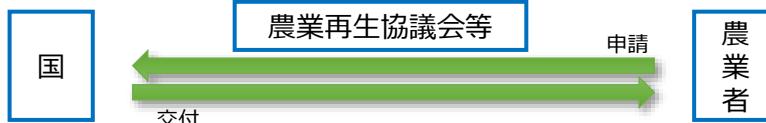
④ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、
地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※ 1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※ 2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※ 3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※ 4 予算額のうち、90百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※ 5 酒造好適米に取り組む場合は、農業者が酒蔵と直接取引すること又は集荷業者を挟む場合には買取販売すること、団地化された水田で取組を行う必要があります。

酒造好適米は農業者と酒蔵との契約に基づく生産性向上等の取組年数（1～3年）を一括で支援します（1年あたり1万円/10a）。特に単価3万円で取組を行う場合は、農業者と酒蔵の双方が価格について協議を行う必要があります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



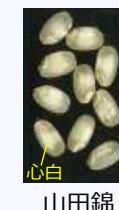
直播栽培



土壌診断に基づく施肥

酒造好適米の例

- ・山田錦
- ・五百万石
- ・美山錦
- ・雄町



山田錦



コシヒカリ

多収品種の例

- ・にじのきらめき
 - ・つきあかり
 - ・ほしじるし
- (地域に応じた品種)



水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- 交付対象水田から除外農地の基準を設定
① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
⇒ 要綱に反映 (H29. 4月1日付け政策統括官通知)

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- 現行ルールの再徹底
- 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畠地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ②用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

- ・5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

（令和3年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

5年水張りルールの具体化

〔令和4年秋に具体化された内容〕

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畠地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 滞水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

1 国内の食料供給

（1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費

用対効果を踏まえて、水田、畠に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていくよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畠に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

現行水活の令和7年・8年の対応について

(1) 水田政策の見直し

水田政策を、令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象とする。

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】

● 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙1)</p> <p>水田活用の直接支払交付金の交付対象農地</p> <p>2 交付対象水田の範囲</p> <p>(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 令和9年度以降、過去5年間連續して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。</p> <p>ア・イ (略) なお、次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。</p> <p>ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること</p> <p>イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壤改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壤に係る薬剤の散布、後作綠肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること</p>	<p>(別紙1)</p> <p>水田活用の直接支払交付金の交付対象農地</p> <p>2 交付対象水田の範囲</p> <p>(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 令和9年度以降、過去5年間連續して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。</p> <p>ア・イ (略) なお、次の<u>全てに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。</p> <p>ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること</p> <p>イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること</p>

水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和5年度会計検査の対象となっており、令和4年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、昨年10月23日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
ア 実質的に水稻の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった	ア 水稻作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること
イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができない事例があった	イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できること
ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった	ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようすること
エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった	エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

会計検査院からの処置要求に対する対応方針

- 会計検査院からの改善の処置要求への対応として、昨年11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者に対する周知徹底を図るとともに、本年4月に通知を改正し、同交付金の適切な運用を推進。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること	ア 交付対象水田に、国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載
イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管せざるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できること	イ 自家利用の飼料作物等については、 <u>収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u>
ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようすること	ウ 飼料作物、WCS等について、 <u>収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u>
エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること	エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u>

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）については、会計検査院による令和6年度会計検査の対象となっており、令和5年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。
- これらの実地検査を踏まえ、10月28日に農林水産大臣宛てに処置要求及び意見表示の文書が発出。当省として、会計検査院からの改善の処置要求等を踏まえ、一部要件の見直し等、当事業の適切な運用を推進。

会計検査における指摘事項	会計検査を踏まえた処置要求及び意見表示、当省の対応方針
<p>(1) 対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない</p> <p>〔対象取組の中に、必要な品質や収量を得るために通常行うべき「基本的な作業」が含まれており、低コスト生産等に対する効果が必ずしも十分に期待できるものとなっていたなかった。〕</p>	<p>(会計検査院の処置要求等)</p> <p>(1) 対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（意見表示）</p>
<p>(2) 対象取組の実施状況等が適切に確認されていない</p> <p>〔作業日誌等の実績確認書類において、助成対象取組を実施した日付、農地、取組面積、取組に用いた資材の使用量等が記録されておらず、実施状況が明確に確認できない事例があった。〕</p>	<p>(2) 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（処置要求）</p> <p>(当省の対応)</p> <p>畑作物産地形成促進事業について、会計検査院の処置要求等を踏まえ、一部の要件や現場確認の改善を実施。</p>

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

- ①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
- ②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げるこ
ととする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none">・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or ・ 単価7.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none">・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or ・ 単価7.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none">・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a)

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。

○畠地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畠地化して畠作物の本作化等に取り組む農業者に対して、**畠地利用への円滑な移行**を促し、畠作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、**生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）**を行うとともに、畠作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、**関係者間での調整や畠地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援**します。

<事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 畠地化支援

水田を畠地化して、**ア. 高収益作物 及び イ. 畠作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。
（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畠地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畠作物（高収益作物以外）

水田を畠地化して、高収益作物を除く畠作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畠作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

農業者

(1、2の事業)

国

交付

申請

申請

農業再生
協議会等

(3の事業)

交付

定額

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畠地化支援・定着促進支援

	1 畠地化支援 (令和7年産単価)	2 定着促進支援 (令和7年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none">2.0（3.0※）万円/10a × 5年間 または10.0（15.0※）万円/10a（一括） （※ 加工・業務用野菜等の場合）
イ. 畠作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none">2.0万円/10a× 5年間 または10.0万円/10a（一括）

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畠作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
(定額（1協議会当たり上限300万円）)

※ 畠地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、**借地人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要**。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畠地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畠地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



畠地化促進事業について（7年産単価）

- 「畠地化促進事業」については、畠作物が連續して作付けされている水田について、麦・大豆、加工・業務用野菜等の需要のある作物の産地化に向け、**畠地化支援・定着促進支援**等により着実に支援する仕組みを措置。本事業により、令和6年産までに合計約4.8万haについて畠地化を行い、畠作物の本作化を推進。
- 令和6年産の畠地化支援の単価**については、事業開始以降、麦・大豆の生産拡大を進めている中、畠地化の合意形成などの意見調整に時間を要している産地があったことから**14.0万円/10a**としていたところ、**令和7年産の支援の単価**については、**先に畠地化に取り組んだ者との公平性**の観点から、いずれも基本となる**10.5万円/10a**とし、産地化を進めるための**定着促進支援の単価（2.0万円/10a×5年間）**は維持することとする。

◆ 畠地化取組年度による支援金額の違い（畠作物（麦、大豆、飼料作物）の場合）

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和5～7年以降の支援総額
令和5年産に畠地化実施	<p>畠地化</p> <p>畠地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>—</p> <p>畠地化の合意形成などに時間を要している産地があったことから 単価を維持</p>	<p>—</p>	▶ 14.0万円/10a (+10万円/10a)
令和6年産に畠地化実施	<p>水活受給</p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p>畠地化</p> <p>畠地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>—</p> <p>先に令和6年産から畠地化に取り組んだ者との公平性の観点から単価引下げ</p>	▶ 17.5万円/10a (+10万円/10a)
令和7年産に畠地化実施	<p>水活受給</p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p>水活受給</p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p>畠地化</p> <p>畠地化支援：10.5万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	▶ 17.5万円/10a (+10万円/10a)

注：高収益作物の畠地化支援単価は、令和5年産 17.5万円/10a、令和6年産 14.0万円/10a

畠地化促進事業の推進状況（令和4年産～6年産）

- 「畠地化促進事業」（R4補正250億円、R5補正750億円等）は、水田を畠地化して、畠作物の本作化に取り組む生産者を支援する事業であり、(a)畠地化支援（14.0万円/10aほか）、(b)定着促進支援（2万円/10aほか）、(c)産地づくり体制構築等支援（上限25万円/10a、1協議会あたり上限300万円）を実施。
- 本事業により、R5開始分として要件確認が出来たすべて（約3万ha分）について交付金を交付するとともに、**R6開始分として地域の関係機関（土地改良区、農業委員会）や地主等からの同意が得られていることの確認がなされたすべて（約1.8万ha分）の畠地化の取組を新たに支援することとし、正式に採択を実施。**

支援内容		
対象作物	(a)畠地化支援	(b)定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※2 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり) ※加工・業務用野菜等の場合 は3万円/10a
畠作物 (麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうろこ、そば等)	14.0万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり)

※1 畠地化は、交付対象水田から除外する取組を指す
(地目の変更を求めるものではない。)

※2 令和5年産に採択された者は17.5万円/10a

(c)産地づくり体制構築等支援：

- ・畠地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（上限25万円/10a）（土地改良区決済金等支援）
- ・団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援（1協議会あたり上限300万円）（産地づくりに向けた体制構築支援）

[執行状況（見込み）]

	R4 開始分	R5 開始分	R6 開始分
	交付額	交付額	採択額
(a)畠地化支援	48億円	452億円	247億円
(b)定着促進 支援※	13億円	59億円	35億円
(c)産地づくり体 制構築等支援	—	51億円	43億円

[地域別状況]

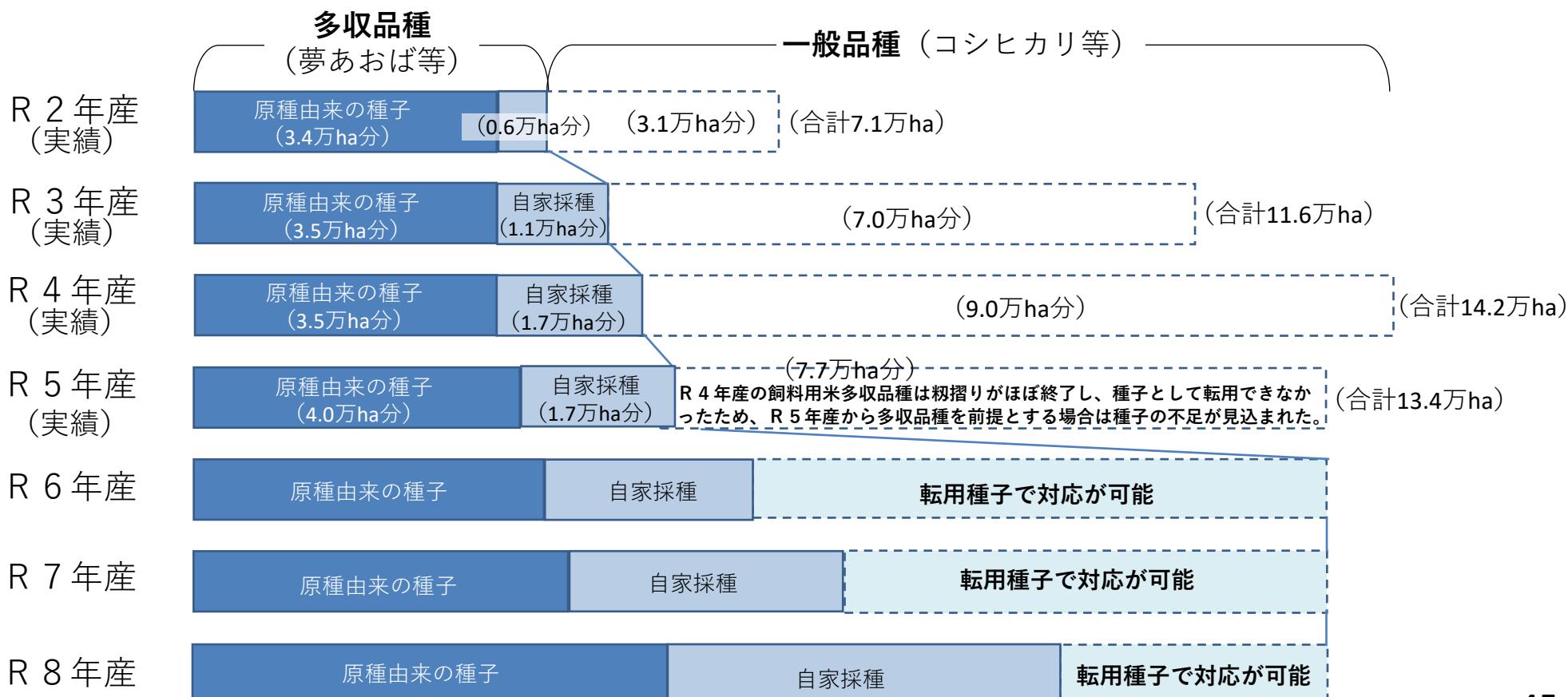
	R4 年度	R5 年度	R6年度	(億円)
	うち決済金			
北海道	16	400	212	34
東北	5.9	74	66	8
関東	20	25	17	0.8
北陸	0.0	2.6	3.5	0.1
東海	0.1	0.3	0.4	-
近畿	-	3.3	2.6	-
中国四国	0.0	8.0	8.2	-
九州・沖縄	7.0	49	17	0.7

※ 定着促進支援については過年度開始分についてもR6開始分と合わせて支援。

種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R 4年産の飼料用米は、すでに多くが粒摺りを終了していたため、種子としての転用※は困難であった。このため、R 5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合は、種子の不足が見込まれたところ。
- R 6年産以降については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等を支援。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粒）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和7年2月作成)

都道府県	多収品種	特認品種	都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、たちじょうぶ	そらゆたか	三重県		あきだわら、タチアオバ、やまだわら
青森県	えみゆたか	ゆたかまる	滋賀県		吟おうみ
岩手県	いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、夢あおば	たわわっこ、つぶみのり、つぶゆたか	京都府		あきだわら、やまだわら
宮城県		東北211号	大阪府		
秋田県		秋田63号、たわわっこ	兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
山形県		山形22号、山形糯110号	奈良県		
福島県		アキヒカリ、たちすがた、まいひめ	和歌山県		
茨城県		あきだわら、ちほみのり、月の光	鳥取県		コガネヒカリ、日本晴
栃木県		月の光	島根県		みほひかり
群馬県		むさしの26号	岡山県		とよめき、中生新千本、やまだわら
埼玉県		アキヒカリ、初星	広島県		中生新千本
千葉県		ふくおこし	山口県		あきだわら
東京都	あきいいな、亞細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、オオナリ、クサホナミ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、みなちから、もちだわら、モミロマン、夢あおば	あきだわら、月の光、どんとこい	徳島県		
神奈川県		アキヒカリ、いただき、亀の蔵、新潟次郎、ゆきみのり、ゆきみらい	香川県		媛育71号
山梨県		アキヒカリ、やまだわら	愛媛県		とよめき、たちはるか
長野県		アキヒカリ、とよめき、やまだわら	高知県		
静岡県		あきだわら、シャインパール	福岡県		ツクシホマレ、タチアオバ、夢一献
新潟県		あきだわら、アキヒカリ	佐賀県		さがうらら、レイホウ
富山県		タチアオバ、たちはるか、とよめき、もみゆたか	長崎県		夢十色
石川県			熊本県		越のかおり、タチアオバ
福井県			大分県		タチアオバ
岐阜県			宮崎県		タチアオバ、ひなたみのり、み系358、宮崎52号
愛知県			鹿児島県		くいつき、タチアオバ、ミナミユタカ、夢十色、夢はやと、ルリアオバ
			沖縄県		

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種（1）

- 粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

米粉パンに適した品種

ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収（686kg/10a）。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯（主に九州）。



ミズホチカラ



「ミズホチカラ」の米粉パン

ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



「ほしのこ」の米粉で作ったパン

笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収（677kg/10a）。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンブンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地（関東以西）。



笑みたわわ



「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンブンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特長。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



「こなだもん」の米粉パン

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種（2）

米粉麺に適した品種

ふくのこ

- 「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- 「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- 栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺

亜細亜（あじあ）のかおり

- 「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- 「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- 米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- 栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

越のかおり

- 「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- 麺に加工すると茹でても溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- 北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- 収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



越のかおり



「越のかおり」を使った商品例

北瑞穂（きたみずほ）

- 「北瑞穂」はやや多収（600kg/10a）の高アミロース米品種。
- 米粉の加工適性が高く、ライスパスタやクッキーに適している。
- 栽培適地は北海道。



北瑞穂



「北瑞穂」で試作したライスパスタ

あみちゃんまい

- 「あみちゃんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- 生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- 栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちゃんまい



あみちゃんまい

注) これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領
(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

引用：農研機構 2024様々な用途に向くお米の品種シリーズ

○水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

<政策目標>

水田における高収益作物の導入・定着

<事業の内容>

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援します。**

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、産地の構造の転換に向けた省力樹形・作業機械等の導入による生産供給モデルの実証等

2. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物による畑地化
- ② 高収益作物の導入・定着
- ③ 子実用とうもろこしの作付け

※ 事業の詳細は予算編成過程で検討

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援します。**

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

[お問い合わせ先]

(1 ①の事業)	畜産局飼料課	(03-6744-2399)
(1 ①②の事業)	農産局園芸作物課	(03-6744-2113)
(1 ②の事業)	経営局経営政策課	(03-6744-2148)
(1 ③の事業)	農産局果樹・茶グループ	(03-3502-5957)
(2 の事業)	農産局企画課*	(03-3597-0191)
(3 の事業)	農村振興局設計課	(03-3502-8695)

*プロジェクトの窓口を担当

<事業イメージ>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等



水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

1. 技術・機械等の導入支援

- ① : 時代を拓く園芸地づくり支援（11億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ② : 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（122億円の内数）、農地利用効率化等支援交付金（30億円の内数）
- ③ : 果樹農業生産力増強総合対策（61億円の内数）

2. 高収益作物の導入・定着支援

- ・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,760億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- ・農業農村整備事業（3,941億円の内数）、畑作等促進整備事業（26億円）、農地の耕作条件改善（244億円の内数）

○畑作物産地形成促進事業

【令和6年度補正予算額 16,000百万円】

<対策のポイント>

主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畠地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における**麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低成本生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低成本生産等の取組支援 16,000百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低成本生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① 対象作物：令和7年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② 交付単価：4万円/10a
- ③ 加算措置：令和8年度に畠地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畠地化加算）
- ④ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※ 1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※ 2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※ 3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※ 4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※ 5 予算額のうち、48百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低成本生産等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



大豆300A技術
(不耕起播種栽培など)



土壌診断に基づく土づくり

畑作物の導入・定着に向けた取組



[例] 排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

麦・大豆ストックセンター整備対策等の成果

- これまでに安定供給を目的とした保管庫を18件整備、延べ保管能力は約5.6万トン

麦・大豆保管施設整備事業（R2補正、R3補正） 採択件数 10件 総交付額 15.4億円

国産小麦安定供給強化対策（R4予備費） 採択件数 1件 総交付額 3.0億円

麦・大豆ストックセンター整備対策（R4補正、R5補正） 採択件数 6件 総要望額 16.8億円

新基本計画実装・農業構造転換支援事業（R6補正） 採択件数 1件（建設中） 総要望額 2.2億円

<整備事例>

○佐賀県農業協同組合（R4補正）

【構 造】定温倉庫：3,657m³
保管能力：6,042 t

【所在地】佐賀県佐賀市

○北海道産麦コンソーシアム（R2補正）

【構成員】
・ドーフン
・江別製粉、横山製粉、木田製粉
・北海道製粉工業協同組合
・北海道農業協同組合中央会
・ホクレン農業協同組合連合会
・北海道農政部

【構 造】定温倉庫：3,000m³
保管能力：6,000t
【所在地】北海道石狩市



○国産大豆備蓄コンソーシアム（R4補正）

【構成員】
・有限会社古田商店
・株式会社互明商事
・全国農業協同組合連合会
【構 造】定温倉庫：688.5m³
保管能力：1,000 t
【所在地】愛知県名古屋市

○大豆安定出荷コンソーシアム（R3補正）

【構成員】
・北海道グレインカンパニー
・オホーツク十勝豆づくり部会
・片岡商店
・高田商店
・あいち研醸社
【構 造】定温倉庫：1,632m³
保管能力：2,545 t
【所在地】北海道網走郡美幌町

○国産麦安定供給体制強化構築に向けたコンソーシアム（R2補正）

【構成員】
・山本忠信商店
・事業協同組合チホク会
【構 造】コルゲート定温サイロ
(750t×8基)
保管能力：6,000t
【所在地】北海道音更町



(参考) 国産小麦・大豆を使用した商品について

- 国産小麦・大豆を利用した商品の開発が広がり、様々な商品が全国の店頭に並び始めている。

国産小麦

【フジパン株式会社】

フジパン（株）では、持続可能な原材料への取り組みとして、北海道産小麦食パンを販売するとともに、2024年から代表ブランドの「本仕込」にも国産小麦を10%使用。



【株式会社セブン-イレブン・ジャパン】

コンビニエンスストア業界第1位の（株）セブン-イレブン・ジャパンでは、食料自給率向上の観点から、全てのオリジナル麺及び一部のオリジナルパンに国産小麦を使用。



【シマダヤ株式会社】

シマダヤ（株）では、社会・環境に配慮した商品づくりの観点から、中華麺・焼きそばの国産小麦の使用を推進。



国産大豆

【マルコメ株式会社】

マルコメ（株）では、国産大豆の利用拡大に向けた取り組みとして、2023年から基幹商品である「糀美人」の大豆原料を100%国産に切り替えるとともに、大豆ミートについても100%国産大豆の商品を製造・販売。



【相模屋食料株式会社】

豆腐メーカーの相模屋食料（株）では国産大豆の使用量を年々増やしているところであり、今後についても、国産大豆を使用した製品を増やす考え。



【太子食品工業株式会社】

太子食品工業（株）では、豆腐を手軽に楽しめる新しい商品として国産大豆を使った豆腐バーを2023年2月に発売。2024年3月には大豆原料を100%国産にし、さらに美味しく進化しリニューアル。



○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和8年度予算概算要求額 5,000百万円（前年度 5,000百万円）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、产地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。**

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

产地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。**

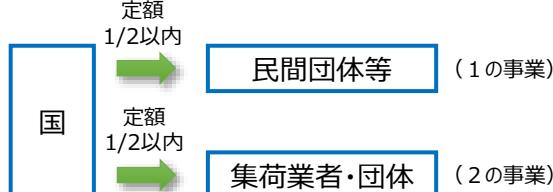
产地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

产地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



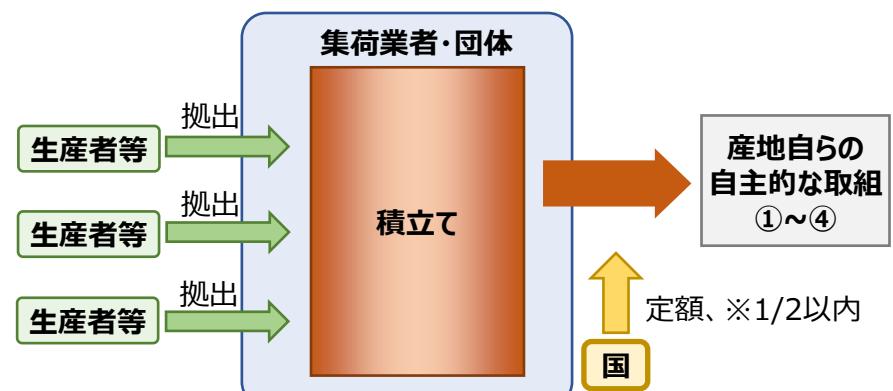
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕

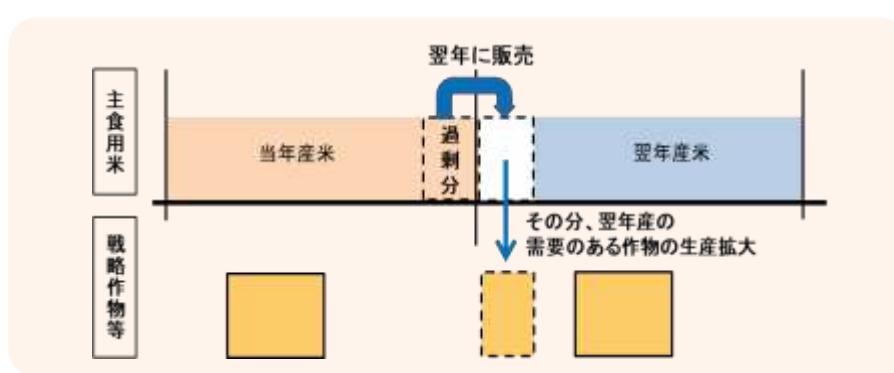


2. 周年供給・需要拡大支援



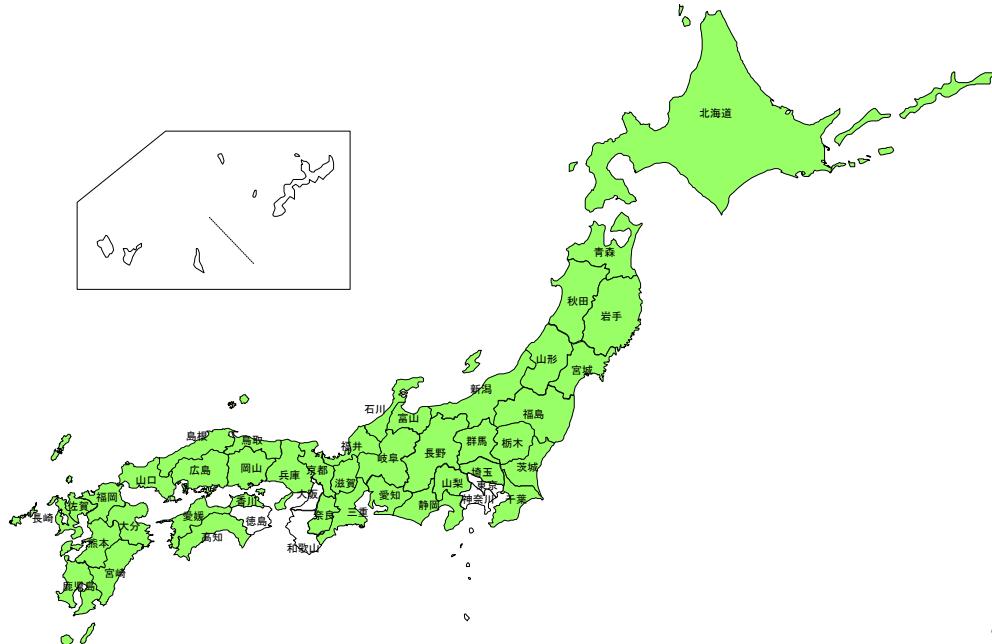
主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に、主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和8年度予算概算要求額：50億円（令和7年度予算額：50億円）)
- 本事業を活用するための体制整備は41道府県の47事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。（令和7年度においては14道県の15事業者が事業を活用）
- 「必要な場合」に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金等：令和8年度予算概算要求額：2,960億円（令和7年度予算額：2,870億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地(41道府県)

注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)



事業に必要な体制整備を行っている産地	41道府県
【令和7年度事業申請状況】 北海道、青森、岩手、宮城、山形(2)、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、愛知、愛媛、佐賀	14道県 (15事業者)
【令和6年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、山形(2)、栃木、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、愛知、広島、愛媛、福岡、佐賀	17道県 (18事業者)

令和7年度の保管料支援のイメージ（米穀周年供給・需要拡大支援事業）

- 令和7年度の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の長期計画的な販売の取組については、5事業体から6年産約2万トンが申請。
- なお、5年産支援実績は、令和6年10月以前に販売等された米穀が約1万トンあったため、取組支援数量は約4万トンとなった。

令和7年度保管経費等の支援イメージ



(参考) 令和6年度保管経費等の支援イメージ

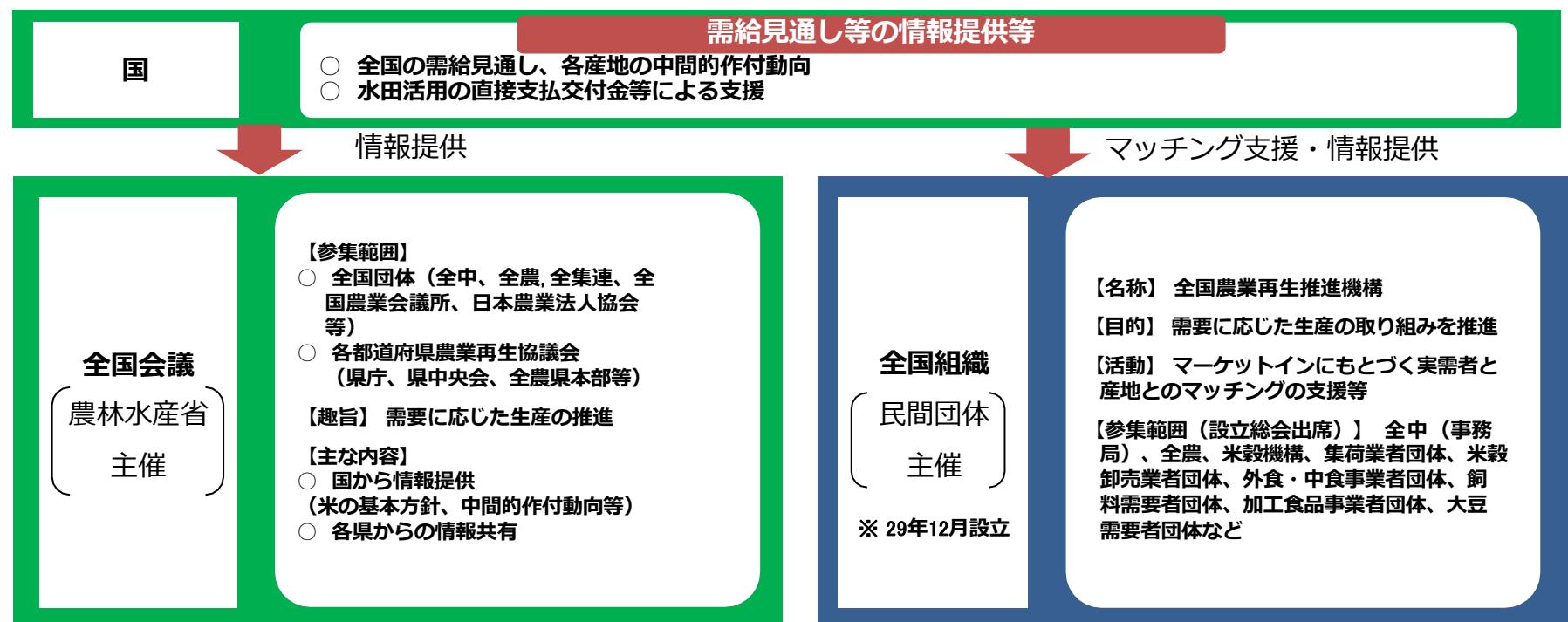


※1 保管料等の支援対象経費 保管料：米穀の保管経費 金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息 集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費

※2 事業実施主体からの申請（令和7年6月末時点）

全国的な推進組織について

- 国においては、各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、全中、全農、全集連等の全国団体や、各都道府県の農業再生協議会を参考し、
 - ①国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ②各都道府県の取組について情報を相互に共有する会議を年数回開催しているところであり、今後もこうした取組を継続。
- 平成29年12月に、全国農業再生推進機構が発足。機構では、行政による生産数量配分に頼らずとも、生産者が中心となって需要に応じた生産を行う今般の米政策見直しの趣旨を前提に、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援等を行っているところ。
- 国としても、米穀周年供給・需要拡大支援事業（安定取引拡大支援事業）の活用による産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組への支援や、全国の需給見通し等の情報提供を行う。



農業再生協議会について

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、現地確認における衛星画像等の活用など、農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

(都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

(地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田収益力強化ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策等交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・業務効率化の取組
（例：現地確認における衛星画像・ドローン等の活用）
など

米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年1月以降の長期計画的な販売 <p>【海外向けの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 <p>【業務用向け等の販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年1月以降の長期計画的な販売 <p>【業務用向け等の販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年1月以降の長期計画的な販売 <p>【海外向けの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 <p>【業務用向け等の販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年1月以降の長期計画的な販売 <p>【業務用向け等の販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年1月以降の長期計画的な販売 <p>【海外向けの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 <p>【業務用向け等の販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

収入保険制度の実施

令和8年度予算概算要求額 46,577百万円（前年度 39,924百万円）

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

43,432百万円（前年度 36,887百万円）

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

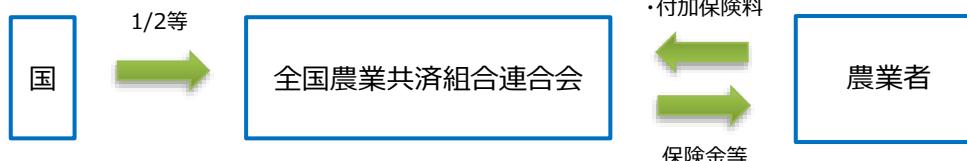
2. 農業経営収入保険に係る事務費

3,145百万円（前年度 3,036百万円）

農業経営収入保険事業事務費負担金

収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

＜事業の流れ＞

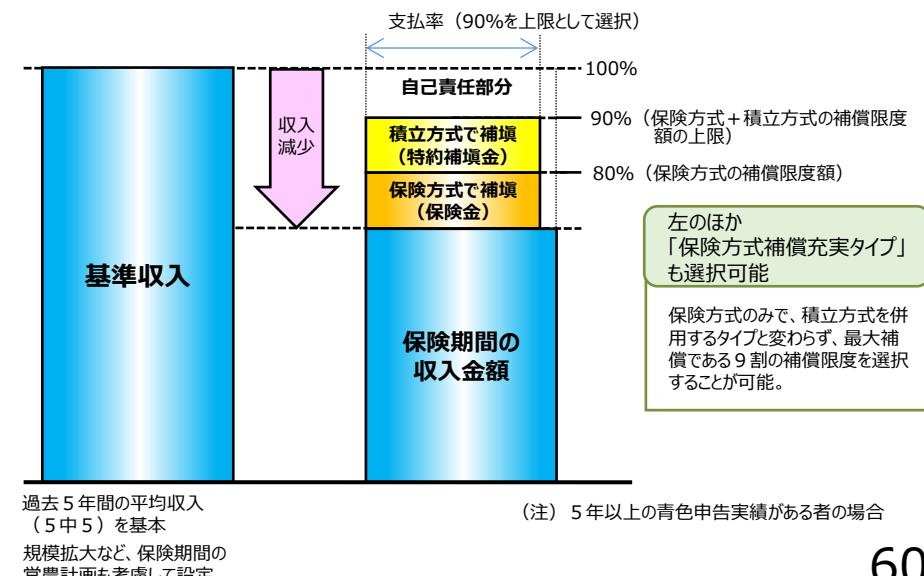


【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛け捨ての保険方式（保険金）」と「掛け捨てとならない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,384百万円（前年度 202,384百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある**畑作物**を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）45,477百万円（前年度 44,604百万円）

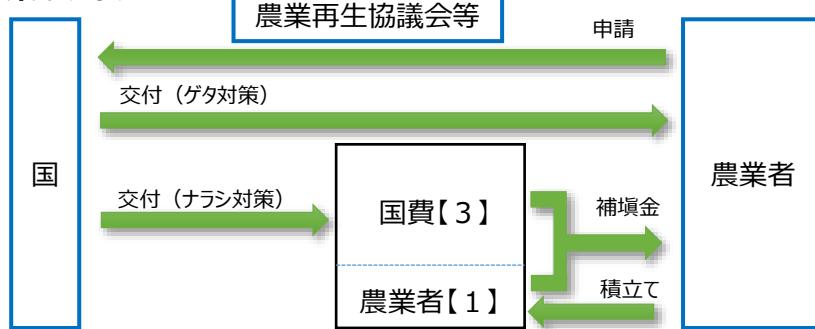
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,304百万円（前年度 7,104百万円）

農業再生協議会が行う**水田収益力強化ビジョン等**の作成・周知や**経営所得安定対策等**の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

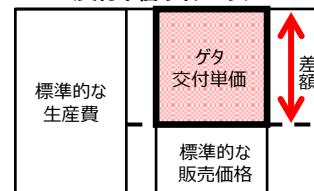
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用 ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

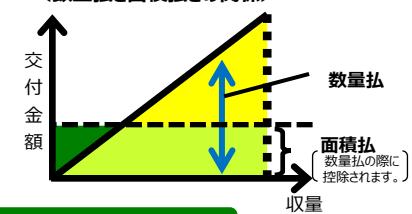
【面積払】当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

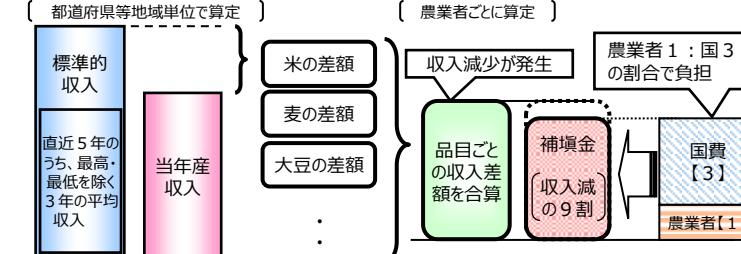
＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和8年度予算概算要求額 455（446）億円(所要額)】

- 農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、
③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確實に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

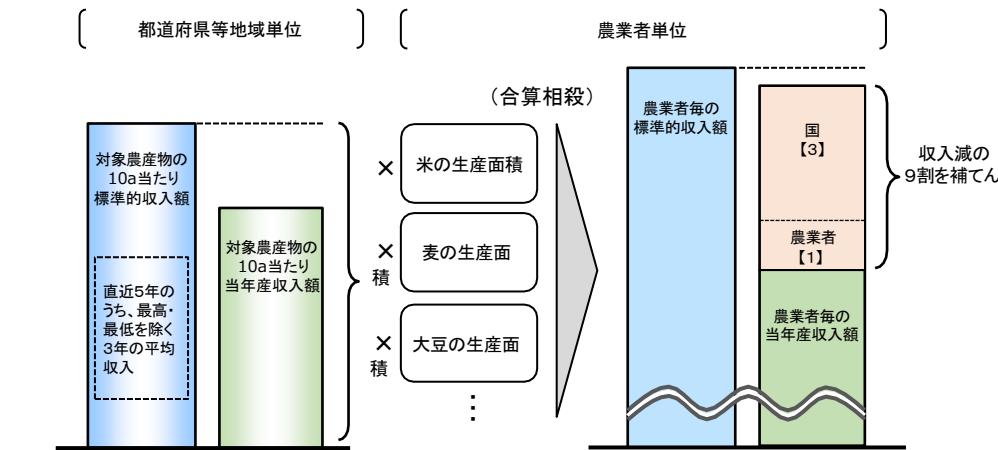
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

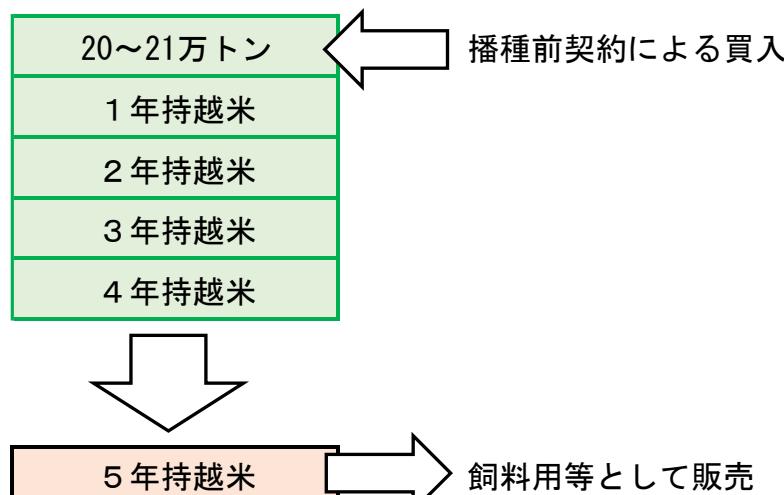
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越しとなつた段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

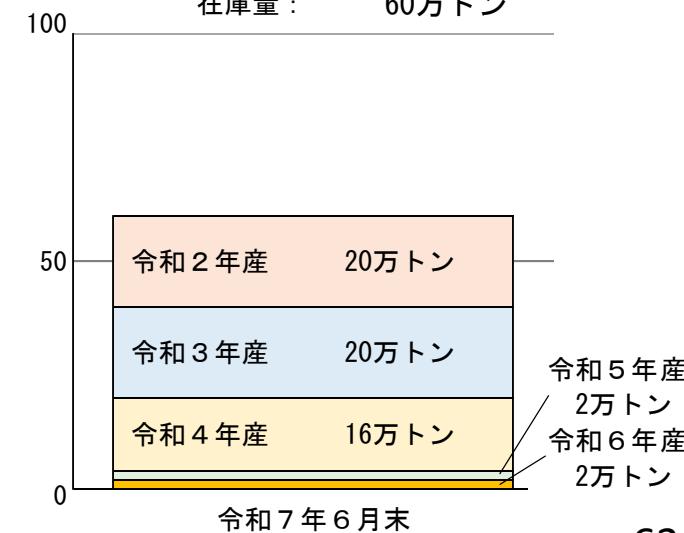
※ 令和7年3月～6月末までの主食用米への政府備蓄米の販売（36万トン）により、令和7年6月末在庫は60万トン。

【最近の買入数量】

令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	19万トン
令和6年産	16万トン

【現在の備蓄状況】

在庫量： 60万トン



注1：令和7年産米の買入れは、需給状況にかんがみ、当面中止している。

注2：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・2001年当時の需要量をベースに設定 (2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定)
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の需 要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滯による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆	需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン)	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準
	2010年度を もって廃止	廃止直前の2010年度は約 2週間分の3万トン	(1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止)

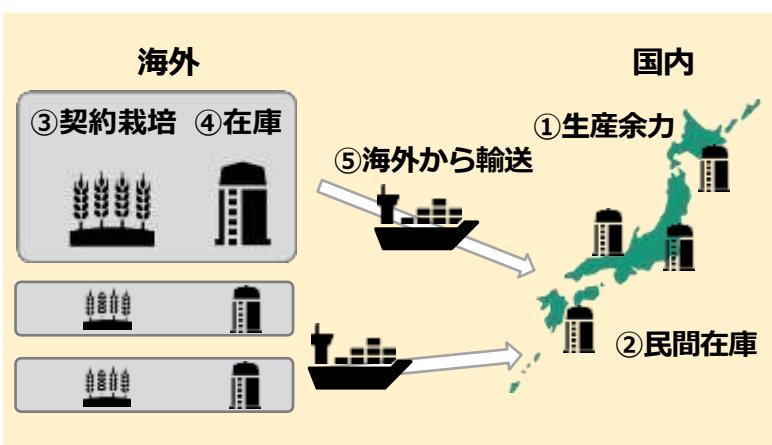
日本における穀物等の備蓄（効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担）

- 備蓄には倉庫における保管経費などが必要であり、コストがかかる仕組み。過去に大豆の備蓄事業が廃止された理由も、財政支出に伴う政策効果が疑問視されたため。
- 全てを国内の倉庫で保管するという考え方ではなく、①国内の生産余力、②国内の民間在庫、③海外の生産農地（日本向け契約栽培）、④海外の倉庫の在庫、⑤海外からの輸送過程等を含め、総合的な備蓄として評価すべきではないか。

総合的な備蓄の考え方

- ① 国内の生産余力
- ② 国内の民間備蓄
- ③ 海外の生産のうち（日本向け契約栽培）
- ④ 海外の倉庫の在庫
- ⑤ 海外からの輸送過程

等を含め、総合的な備蓄として評価



※ 2021年度決算額を備蓄水準で単純に除して算出した値

品目 備蓄水準	経費負担等の考え方 (2021年度 決算額)	備蓄1トン当たりの 2021年度決算額 (追加的費用) ※
米 100万トン程度	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄分の所有権は国 ・備蓄は100%国費 <p>売買及びその管理を委託 保管経費等：約113億円 売買損益：約▲377億円</p>	約4万9,000円/トン 注：買入費を含むことに留意
食糧用小麦 国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄分の所有権は企業に移転 ・国家備蓄として、製粉企業等が 需要量の2.3カ月分を備蓄した場合に、 1.8カ月分の保管経費を100%助成 <p>保管経費等：約42億円</p>	約4,700円/トン
飼料穀物 100万トン程度	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄分の所有権は企業 ・配合飼料メーカー等が事業継続計画に基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、 その費用の一部（約75万トンの保管経費の 1/3以内等）助成 <p>保管経費等：約15億円</p>	約1,900円/トン
食品用大豆 需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン) 廃止直前の2010年度は約 2週間分の3万トン 2010年度をもって廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄分の所有権は企業 ・国の大豆備蓄計画等に基づいて実施する食品用大豆の保管経費を100%助成 <p>保管経費等：約3億円 (2010年度予算額)</p>	約10,000円/トン 注：2010年度予算額ベース

備蓄米の政府買入入札の結果

- 令和6年産備蓄米の政府買入入札については、令和6年6月24日までに7回実施し、買入予定数量20万5,509トンに対して17万2,016トンの落札となつた。

令和6年産備蓄米の買入入札結果

(単位:トン)

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①
北海道	4,686	4,686	100.0%
青森	28,586	24,416	85.4%
岩手	3,415	3,415	100.0%
宮城	11,276	11,276	100.0%
秋田	21,322	14,512	68.1%
山形	20,195	20,195	100.0%
福島	26,313	26,313	100.0%
茨城	1,086	616	56.7%
栃木	6,184	5,773	93.4%
群馬			
埼玉	204	204	100.0%
千葉	662	642	97.0%
東京			
神奈川			
新潟	24,499	24,499	100.0%
富山	11,880	10,261	86.4%
石川	7,841	874	11.1%
福井	4,597	2,500	54.4%
山梨			
長野	1,449	1,352	93.3%
岐阜	423	423	100.0%
静岡	19	19	100.0%
愛知	835	722	86.5%
三重	262	—	0.0%
滋賀	1,327	1,159	87.3%
京都			
大阪			

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①
兵庫			
奈良			
和歌山			
鳥取	389	389	100.0%
島根	126	126	100.0%
岡山	822	191	23.2%
広島	28	28	100.0%
山口			
徳島	933	235	25.2%
香川			
愛媛			
高知	10	10	100.0%
福岡	52	35	67.3%
佐賀	214	—	0.0%
長崎			
熊本	274	—	0.0%
大分	91	91	100.0%
宮崎			
鹿児島			
優先枠計 ①	180,000	154,962	86.1%
一般枠 ②	25,509	17,054	66.9%
合計 (①+②)	205,509	172,016	83.7%
うちCPTPP分		5,509	

(参考) 買入入札結果の推移

(単位:トン)

年産	買入予定 数量 ①	落札 数量 ②	落札率 ②/①
平成23年産	200,000	67,638	33.8%
平成24年産	200,000	83,390	41.7%
平成25年産	250,000	183,092	73.2%
平成26年産	250,000	250,000	100.0%
平成27年産	250,000	250,000	100.0%
平成28年産	225,000	225,000	100.0%
平成29年産	200,000	197,728	98.9%
平成30年産	200,000	122,949	61.5%
令和元年産	209,140	185,314	88.6%
令和2年産	207,000	207,000	100.0%
令和3年産	207,000	207,000	100.0%
令和4年産	207,000	207,000	100.0%
令和5年産	208,000	201,725	97.0%
令和6年産	205,509	172,016	83.7%

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

○ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

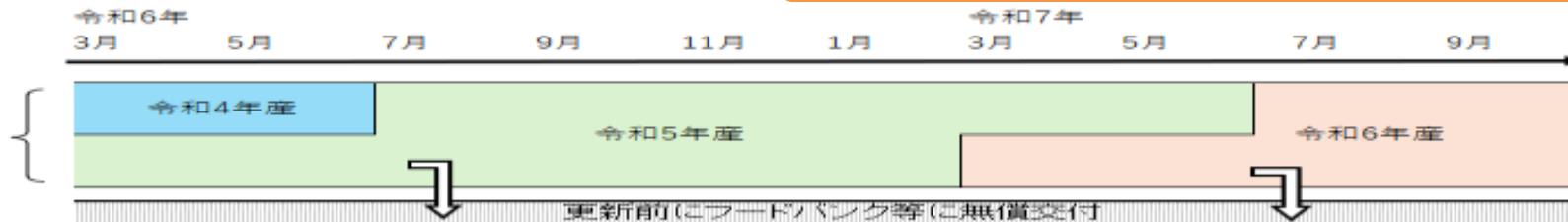
○ 備蓄米は、更新前にフードバンク等へ無償交付

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを供給

備蓄用精米の切り替え（イメージ）

（切り替えの時期は変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分 (%)	脂肪酸度 (mg)	濁度 (ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。

※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適なかった産地品種銘柄を除く）。

※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。

・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はない）。

・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている（米穀公正取引推進協議会の濁度基準による）。

・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（-1は「わざかに不良」）。

・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

令和7年2月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
R5年3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年4月	9・12ヶ月	72	326	72	1ヶ月
R5年7月	13ヶ月	85	175	85	1ヶ月
R5年9月	13ヶ月	53	381	53	1ヶ月
R5年11月	13ヶ月	61	473	61	1ヶ月
R6年3月	13ヶ月	153	923	153	1ヶ月
R6年7月	13・14ヶ月	54	331	54	1ヶ月
R7年2月	15・16・17・19ヶ月	208	1237	208	1ヶ月

⇒ 販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

C P T P P 豪州枠に係る会計検査院からの指摘について

- C P T P Pにおいて設定されたコメの豪州枠については、T P P大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。
- 今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の1程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

(単位: 実トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
枠数量	2,000 (※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198
消化率	56%	58%	10%	10%	8%	92%
備蓄米買入れ		令和元年1月 令和元年産 8,000実トン (9,000玄米トン)	令和2年1月 令和2年産 6,000実トン (7,000玄米トン)	令和3年1月 令和3年産 6,240実トン (7,000玄米トン)	令和4年1月 令和4年産 6,480実トン (7,000玄米トン)	令和5年1月 令和5年産 6,720実トン (8,000玄米トン)

注1:協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量(※)。

注2:初年度(平成30年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(令和元年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「農林水産分野におけるT P P等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について

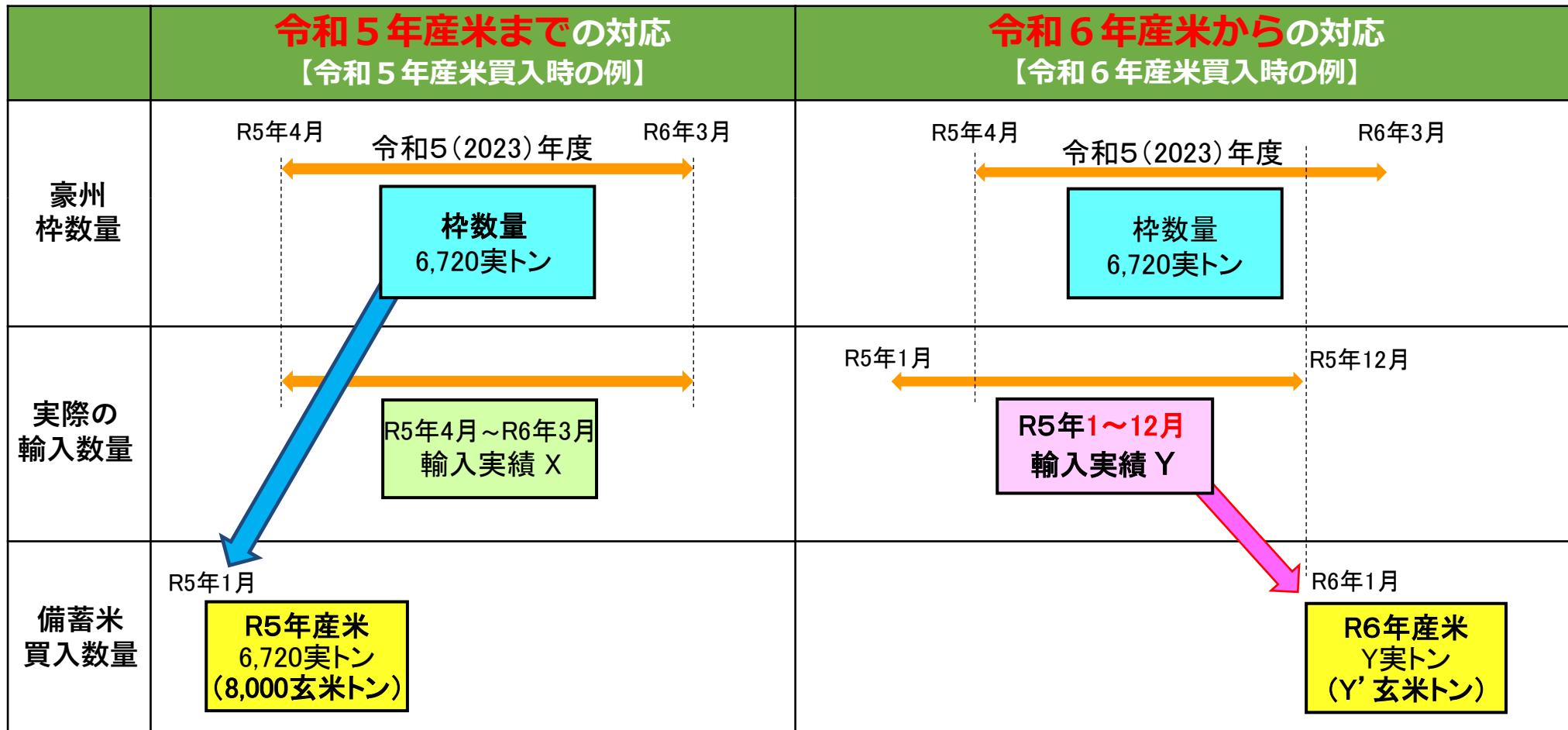
イ 経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

(ア) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

a 米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

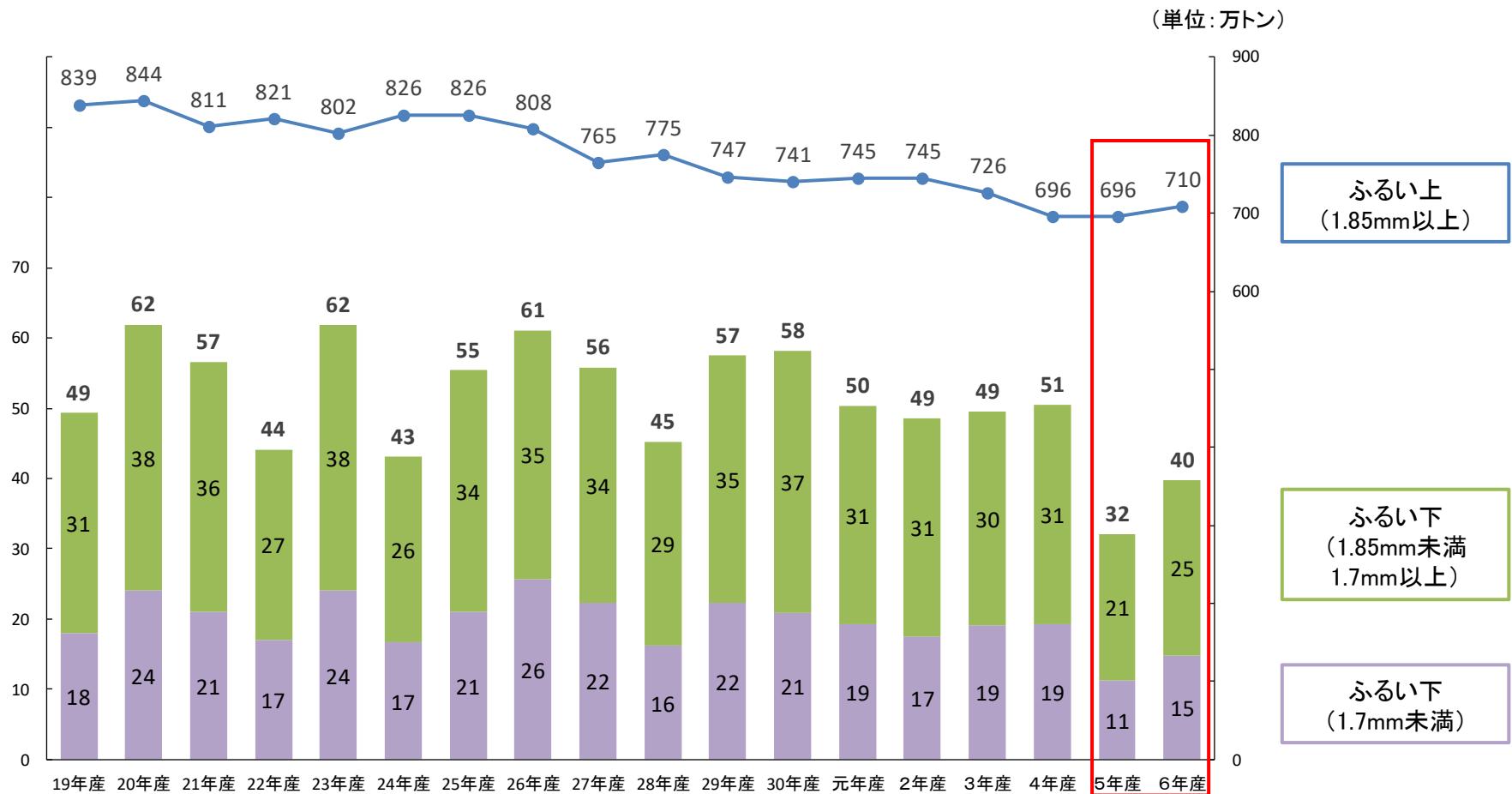
総合的なTPP等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- 具体的には、これまで「枠数量」（4～3月）を事前（当該年産を播種前契約）に買入れていたところ、令和6年産米からは、「実際の輸入数量」（1～12月）を事後（翌年産を播種前契約）に買入れ。



ふるい下米の発生量（推計）

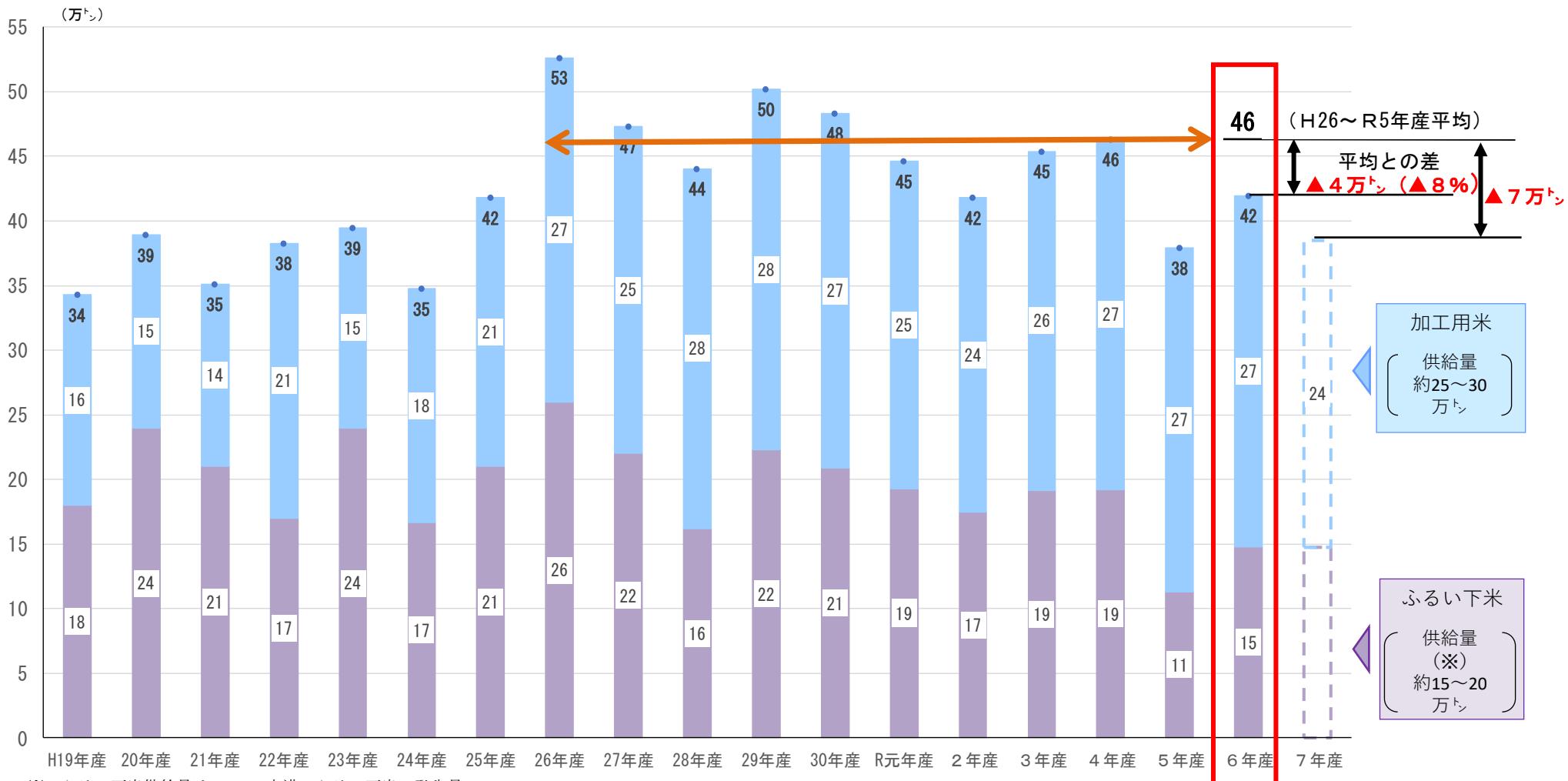
- 令和5年産は、記録的な高温等により粒が充実し、ふるい上米の生産量は令和4年産と同程度であったが、ふるい下米の発生量が減少。
- 令和6年産のふるい下米の発生量は40万トン程度と、令和5年産に比べて8万トン増加したものの、令和元～4年産に比べると10万トン程度少ない水準。



注1：1.85mm以上ふるい上米の生産量及び1.85mm未満1.7mm以上ふるい下米の発生量は、統計部により公表されているふるい目幅別収穫量（子実用）により推計。
注2：1.7mm未満ふるい下米の発生量は、統計部により公表されている10a当たり粗玄米重と10a当たり玄米重の差に子実用作付面積を乗じて推計。

国産加工原材料用米穀の供給量について

- 令和6年産は、ふるい下米の発生量の減少により、米加工品（米菓、焼酎、味噌等）の原材料用の国内産米（加工用米を含む）の供給量は合計42万トンと、過去10年の平均供給量約46万トンから▲4万トンの不足。
- また、令和7年産についても、加工用米の作付が減少する見込みであり、昨年に引き続き供給量の不足が懸念されるところ。



※ ふるい下米供給量は、1.7mm未満のふるい下米の発生量。

※ 7年産の加工用米の供給量は、加工用米の作付意向（6月末時点）による推計値。

MA米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売について

- 令和5年11月から令和6年10月までのMA米の販売数量は、国産加工原材料用米穀（ふるい下米等）の供給量の減少を受け、前年比+74%と大きく増加。令和6年11月から令和7年6月までのMA米の販売数量は、過去5年の同時期の平均数量と比べて2万トンの増。
- 加工用米の生産量の減少やふるい下米発生量の減少に伴う国産加工原材料用米穀の不足に対して、政府備蓄米を、平成24年度に4.4万トン、平成25年度に2.7万トン、令和6年度に1万トン販売。

■MA米の加工原材料用途への販売数量の動向

(単位:実トン、%)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	11~6月計	
販売 数量計	2年度	12,741	12,272	10,450	15,045	14,973	6,957	7,768	8,571	5,820	6,396	11,530	9,651	122,174	88,776
	3年度	11,101	11,010	10,830	9,626	10,459	7,274	6,474	7,932	6,036	6,150	8,833	8,013	103,738	74,707
	4年度	7,929	10,265	7,932	8,056	10,421	5,247	5,986	5,975	5,016	6,318	8,170	5,337	86,653	61,812
	5年度	5,920	7,504	6,252	7,644	8,584	4,151	5,004	6,025	4,810	6,276	11,123	8,006	81,299	51,084
	6年度	9,577	10,712	10,015	12,687	15,352	11,466	13,930	14,235	8,694	9,374	14,736	11,045	141,822	97,973
	(前年同期比)	(162%)	(143%)	(160%)	(166%)	(179%)	(276%)	(278%)	(236%)	(181%)	(149%)	(132%)	(138%)	(174%)	(192%)
	7年度	14,589	14,319	7,503	9,867	13,147	9,227	11,127	15,091				94,870	94,870	
	(前年同期比)	(152%)	(134%)	(75%)	(78%)	(86%)	(80%)	(80%)	(106%)				(67%)	(97%)	

注1：年度は米穀年度（前年11月から当年10月まで）。

2：令和7米穀年度は速報値。

■政府備蓄米の加工用途向け販売実績

(単位:玄米トン)

販売年度 (販売米穀)	販売数量
平成24年度 (平成18年産米)	43,843
平成25年度 (平成18年産米)	26,854
令和6年度 (令和2年産米)	10,000

75,098 (5中3平均)

平年比+2万トン

注：政府所有備蓄備蓄用精米の加工用途向けの販売実績は除く。

加工原材料用向け政府備蓄米の販売について（令和7年度）

- 令和6年産加工原材料用米穀の取引価格の高騰に加え、ふるい下米の発生量の減少により、加工原材料用の国内産米が不足。また、7年産の加工用米の作付意向が減少し、加工原材料用米穀の価格の高騰や原料確保が困難な状況が続くことが想定されることから、政府備蓄米を加工原材料向けに随意契約により販売。

<随意契約による政府備蓄米の加工原材料用向け販売>

販売開始時期

令和7年8月1日から、申込受付開始

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）第4章I第2の1の(2)及び(3)に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかで取組実績があり、かつ令和7年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）について、取組計画のある者（今回の政府備蓄米の購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者に限る。）であること。

ただし、産地の都合で令和7年産の取組計画が立てられなかった者については、取組実施主体との取引ができなかった旨の証明をもって申し込みができるものとする。

販売対象用途

加工原材料用の使用用途：基本要領第4章I第1の2の(2)の各号に掲げる使用用途。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススター用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他農産局長が必要と認める用途^(※)

(※) 清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

販売対象米穀・数量等

対象米穀：令和2年産政府備蓄米（玄米（水稻うるち玄米1・2等）、精米）

対象数量：7万5千トン（玄米5万2千トン、精米2万3千トン）

申込限度数量：加工用米及び新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかの取組契約実績と7年産の取組計画数量の差（7年産不足分）を上限とする。

販売価格：玄米 151,840円／トン（税抜き）
精米 187,460円／トン（税抜き）

引渡期間：令和7年8月21日～令和8年2月末

政府備蓄米の無償交付（こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援）【令和7年度】

背景・目的

- 学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援。
- これらに加え、新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援します。

こども食堂・こども宅食（事業内容等）

[こども食堂・こども宅食]

（支援対象）ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

（支援要件）食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

（支援上限）団体ごとに一申請当たり600kg（年度内に合計5回の申請が可能）

〔申請方法〕

- 委託機関（※）へ交付申請

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

・複数の提供団体（こども食堂等）を中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能です。
なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。

フードバンク（事業内容等）

[フードバンク]

（支援対象）食育活動を支援するフードバンク

（支援要件）①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

（支援上限）申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内（50トンを上限）

〔申請方法〕

- 委託機関（※）へ交付申請

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

事業スキーム



お問い合わせ先

[申請様式等、詳しくはこち](#)



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県（地域拠点）の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください。74

③ 需要に応じた生産

(別紙1)

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。

- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。

- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払※
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。

- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。

- 単価については、別表（P.37）のとおり。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

- 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
- 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。

- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

農林水産業・地域の活力創造プラン②

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な產品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稻及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

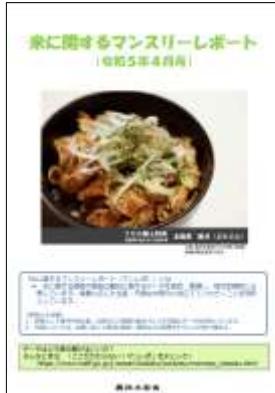
- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

「米に関するマンスリーレポート」による情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、「米に関するマンスリーレポート」を毎月発行。
- 産地別の需給・価格・販売進捗・在庫等の基本的な情報の提供に加えて、事前契約の状況や中食・外食事業者の仕入状況等の動向を公表。（本編 約80ページ、資料編 約70ページ）



「米に関するマンスリーレポート」目次

■ 特集記事

- 1 米の民間在庫情報
- 2 米の価格情報
- 3 米の契約・販売情報
- 4 消費の動向
- 5 輸出入の動向
- 6 主食用米以外の情報

※ 別冊の資料編には、より詳細なデータや過去の実績を掲載しているほか、麦・大豆などの価格情報についても掲載。

1 米の民間在庫情報

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を毎月調査・公表

		(北海道から秋田)											
		4年 7月	8月	9月	10月	11月	12月						
出荷+販売在庫	159.7	125.1	198.5	314.0	331.4	341.9							
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	139.1	107.3	78.9	69.2	57.4	47.8							
出荷在庫	134.6	105.1	173.4	265.5	282.3	283.2							
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	92.1	199.2	225.5	237.0									
販売在庫	118.2	88.9	67.9	56.2	47.9	39.0							
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	24.1	20.0	25.1	45.5	46.1	36.8							
在庫合計	11.9	33.7	38.1	48.5									
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	20.9	17.4	11.1	13.1	9.5	8.8							

		(山形県から埼玉)											
		4年 7月	8月	9月	10月	11月	12月						
出荷+販売在庫	93.2	70.8	82.3	175.8	190.5	198.5							
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	88.3	67.4	49.3	38.3	30.5	23.7							
出荷在庫	81.2	60.8	72.5	160.4	174.6	181.2							
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	28.8	126.8	148.2	161.7									
販売在庫	11.0	10.0	9.7	15.4	15.9	17.2							
△ 年 度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△ 年度(△ 年度)	0.0	1.2	8.4	9.7	11.6								
在庫合計	9.2	8.4	7.3	6.0	5.5	5.1							

2 米の価格情報

○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を毎月調査・公表

産地	品種銘柄	4年最初 令和3年1月		月別価格				年平均価格				取引数量				年平均数量																				
		価格	数量	(4月) 月別 令和3年1月	(5月) 月別 令和3年2月	(6月) 月別 令和3年3月	(7月) 月別 令和3年4月	(8月) 月別 令和3年5月	(9月) 月別 令和3年6月	(10月) 月別 令和3年7月	(11月) 月別 令和3年8月	(12月) 月別 令和3年9月	(1月) 月別 令和3年10月	(2月) 月別 令和3年11月	(3月) 月別 令和3年12月	(4月) 月別 令和3年1月	(5月) 月別 令和3年2月	(6月) 月別 令和3年3月	(7月) 月別 令和3年4月	(8月) 月別 令和3年5月	(9月) 月別 令和3年6月	(10月) 月別 令和3年7月	(11月) 月別 令和3年8月	(12月) 月別 令和3年9月	(1月) 月別 令和3年10月	(2月) 月別 令和3年11月	(3月) 月別 令和3年12月									
北海道	なづつぼ	14,154	11,769	13,795	105	110%	12,824	13,779	12,887	109%	17,870	674	1345	8,838	85,235	61,143	107%	13,795	105	110%	12,824	13,779	12,887	109%	17,870	674	1345	8,838	85,235	61,143	107%					
北海道	ゆめぴりか	18,800	8,944	18,800	94	97%	16,064	15,651	15,451	102%	8,319	90%	1781	4,704	34,915	27,292	123%	18,800	94	97%	16,064	15,651	15,451	102%	8,319	90%	1781	4,704	34,915	27,292	123%					
北海道	さるのせ	15,708	749	13,791	100	112%	12,215	13,863	11,955	114%	1,529	49%	1,704	738	4,540	5,300	85%	15,708	749	13,791	100	112%	12,215	13,863	11,955	114%	1,529	49%	1,704	738	4,540	5,300	85%			
青森	さくらん	13,776	22,692	12,859	101	125%	12,768	10,770	11,396	119%	3,551	6338	6325	3,578	33,452	34,559	97%	13,776	22,692	12,859	101	125%	12,768	10,770	11,396	119%	3,551	6338	6325	3,578	33,452	34,559	97%			
青森	ひがし	13,610	5,182	12,852	107	123%	11,915	13,102	13,215	1185	1,821	1954	4245	739	6,874	7,028	98%	13,610	5,182	12,852	107	123%	12,852	107	123%	11,915	13,102	13,215	1185	1,821	1954	4245	739	6,874	7,028	98%

※ 価格については、相対取引価格のほか、

小売価格（POSデータ）やスポット取引価格などを掲載

3 米の契約・販売情報

○ 産地別契約・販売状況

各産地及び全国118産地品種銘柄の集荷・契約・販売状況を毎月調査・公表

集荷・契約・販売数量 (北海道から静岡まで)																									
	作付指數 (①)	集荷数量 (②)	契約数量 (③)	販売数量 (④)	参考 (前年同月比 (△ 年度との比較))	集荷数量 (△ 年度)	契約数量 (△ 年度)	販売数量 (△ 年度)	参考 (△ 年度との比較))	集荷数量 (△ 年度)	契約数量 (△ 年度)	販売数量 (△ 年度)	参考 (△ 年度との比較))	集荷数量 (△ 年度)	契約数量 (△ 年度)	販売数量 (△ 年度)	参考 (△ 年度との比較))	集荷数量 (△ 年度)	契約数量 (△ 年度)	販売数量 (△ 年度)	参考 (△ 年度との比較))	集荷数量 (△ 年度)	契約数量 (△ 年度)	販売数量 (△ 年度)	参考 (△ 年度との比較))
北海道	106	287.8	208.2	83.0	85%	89%	100%																		
石川	134.5	110.8	42.8	81%	93%	101%																			
富山	90.8	51.3	19.6	102%	84%	105%																			
福井	20.9	15.8	2.4	63%	85%	75%																			
岐阜	101.2	73.3	15.0	87%	96%	79%																			
愛知	76.0	53.8	7.5	83%	93%	68%																			
三重	12.4	8.9	2.8	87%	89%	72%																			

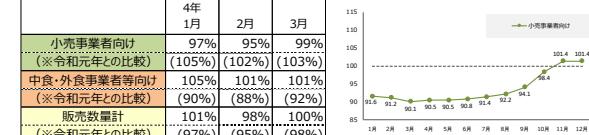
4 消費の動向

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、小売・中食・外食事業者等別の精米の販売数量・価格の動向を毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

販売価格の動向（前年同月比）



5 輸出入の動向

○ コメ・コメ加工品の輸出実績の推移

コメ・コメ加工品の品目別、国別の輸出数量・金額を毎月公表

品目	国別	2020年			2021年			2022年		
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
粗穀	18,181	2,036	20,709	2,102	22,287	2,174	22,287	2,207	22,287	2,207
精米	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124
米粉	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124
胚芽米	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124
胚芽米粉	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124
胚芽胚芽米	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124
胚芽胚芽米粉	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243	1,124	1,243			

令和7年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）

- 昨年9月以降、全国会議やブロック会議を開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、産地ごとの意見交換（キャラバン）を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA以外の幅広い集荷業者等に対してもキャラバンを実施。

全国会議（web会議）

- ① R6. 11. 1 (参加者約850名)
- ② R7. 1. 8 (参加者約850名)
- ③ R7. 2. 7 (参加者約790名)
- ④ R7. 3. 25 (参加者約880名)
- ⑤ R7. 5. 28 (参加者約870名)
- ⑥ R7. 8. 8 (参加者約740名)

産地ごとの意見交換（キャラバン）

【本省対応】

89回

※ うち全国団体2回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：16回

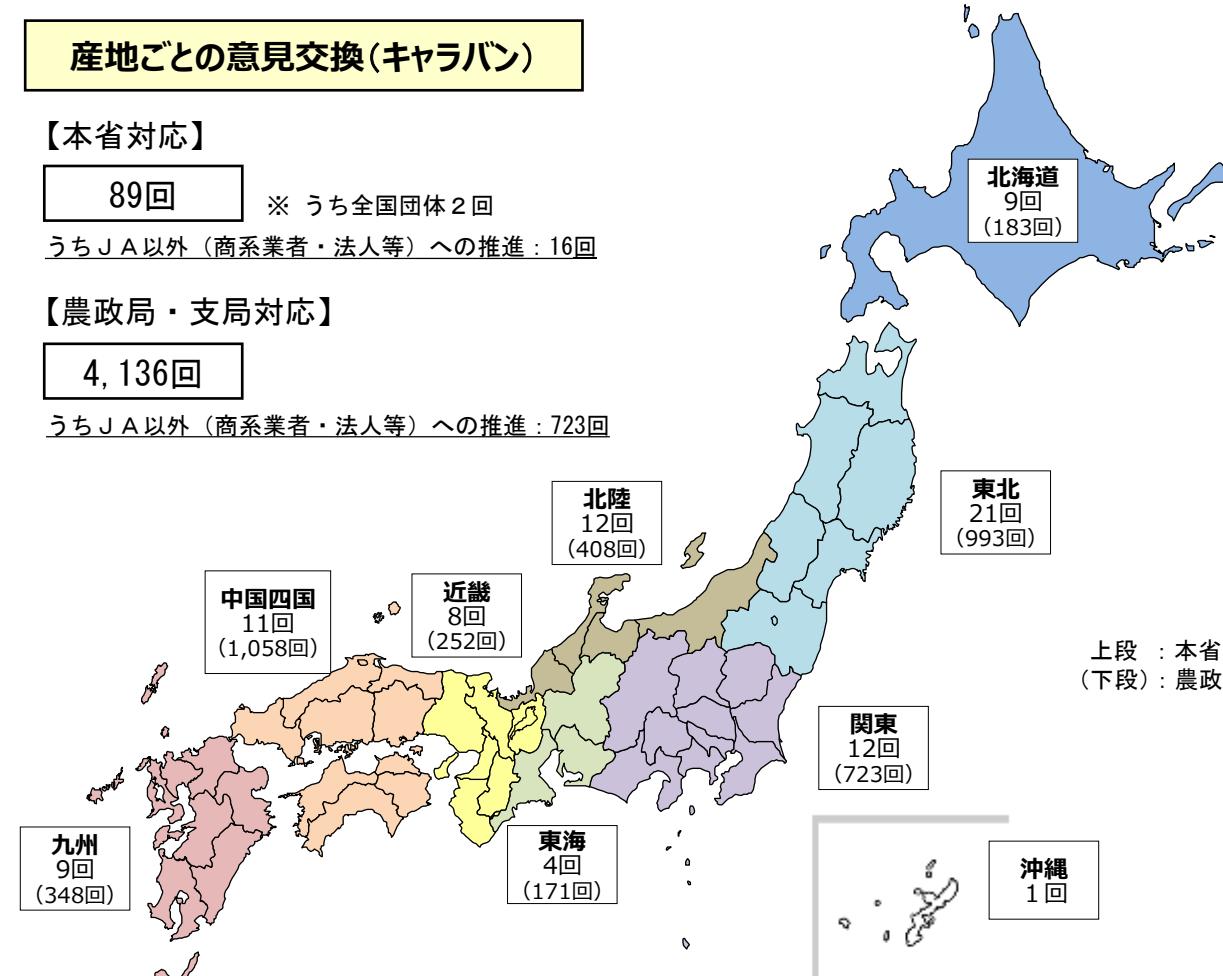
【農政局・支局対応】

4,136回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：723回

ブロック会議（web会議） (本年度初開催)

- ・R6. 11. 6 (北陸)
- ・R6. 11. 8 (北海道・東北、近畿)
- ・R6. 11. 12 (関東、中国四国)
- ・R6. 11. 14 (九州・沖縄)
- ・R6. 11. 15 (東海)



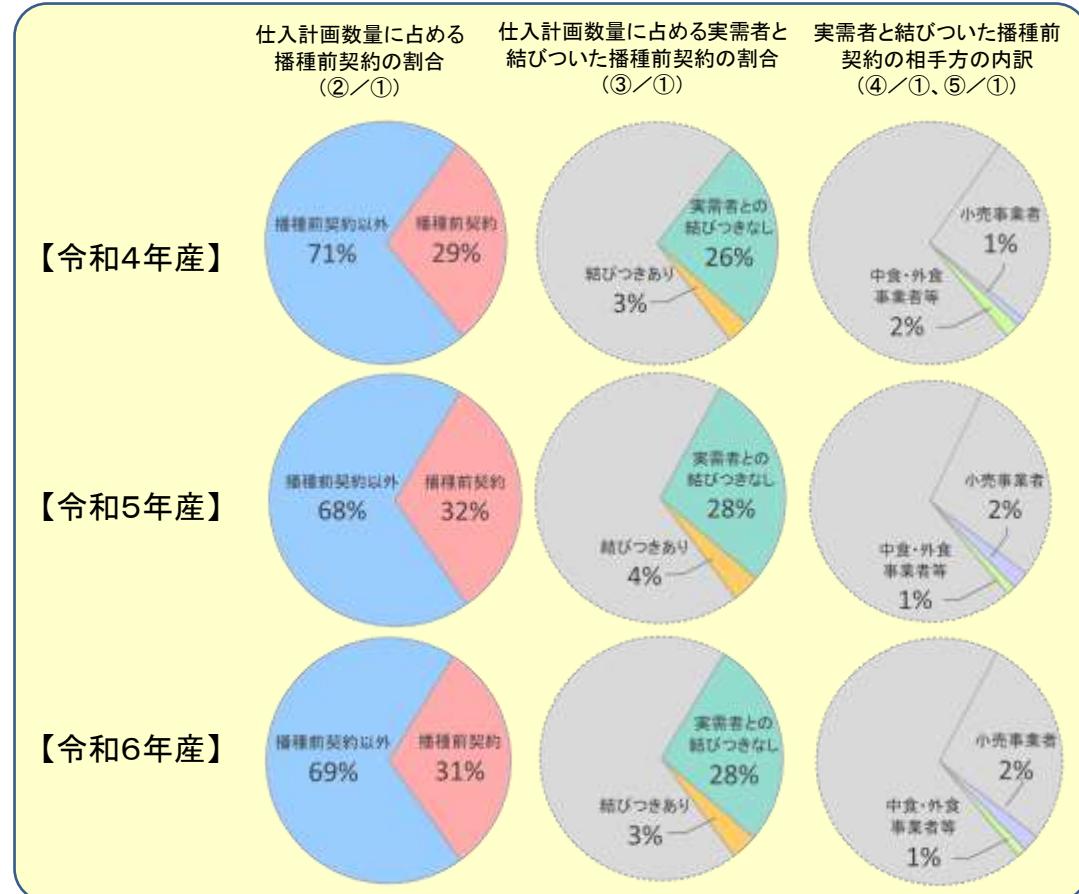
上段：本省対応
(下段)：農政局・支局対応

主食用米の事前契約（播種前契約）の状況

- 6年産の仕入計画数量に占める播種前契約（複数年契約を含む）の割合は31%。
- 6年産の仕入計画数量に占める実需者と結びついた播種前契約の割合は3%。
- 播種前契約の状況

年産	仕入計画 数量	播種前契約 数量	うち実需者との結びつき		
			計	中食・外食等	小売
			(③)	(④)	(⑤)
3年産	3,699	1,026 (28%)	184 (5%)	95 (3%)	89 (2%)
4年産	3,451	1,001 (29%)	108 (3%)	69 (2%)	40 (1%)
5年産	3,504	1,115 (32%)	127 (4%)	42 (1%)	85 (2%)
6年産	3,549	1,104 (31%)	123 (3%)	44 (1%)	79 (2%)

○ 近年の播種前契約の比率



○ 近年の播種前契約の履行状況

令和4年産の播種前契約数量に占める販売数量（令和6年3月時点）の割合は98%

令和5年産の播種前契約数量に占める販売数量（令和6年3月時点）の割合は89%

注1：調査対象は、年間取扱数量500トン以上の集出荷業者。

2：仕入計画数量は、卸売業者や小売事業者等へ独自に販売を行う米穀の生産年の3月末時点の仕入(集荷)計画数量（見込含む）として調査。

3：播種前契約数量は、生産年の3月末までに締結した事前契約（確認書等により販売数量が決定しているもの）の数量をいう。

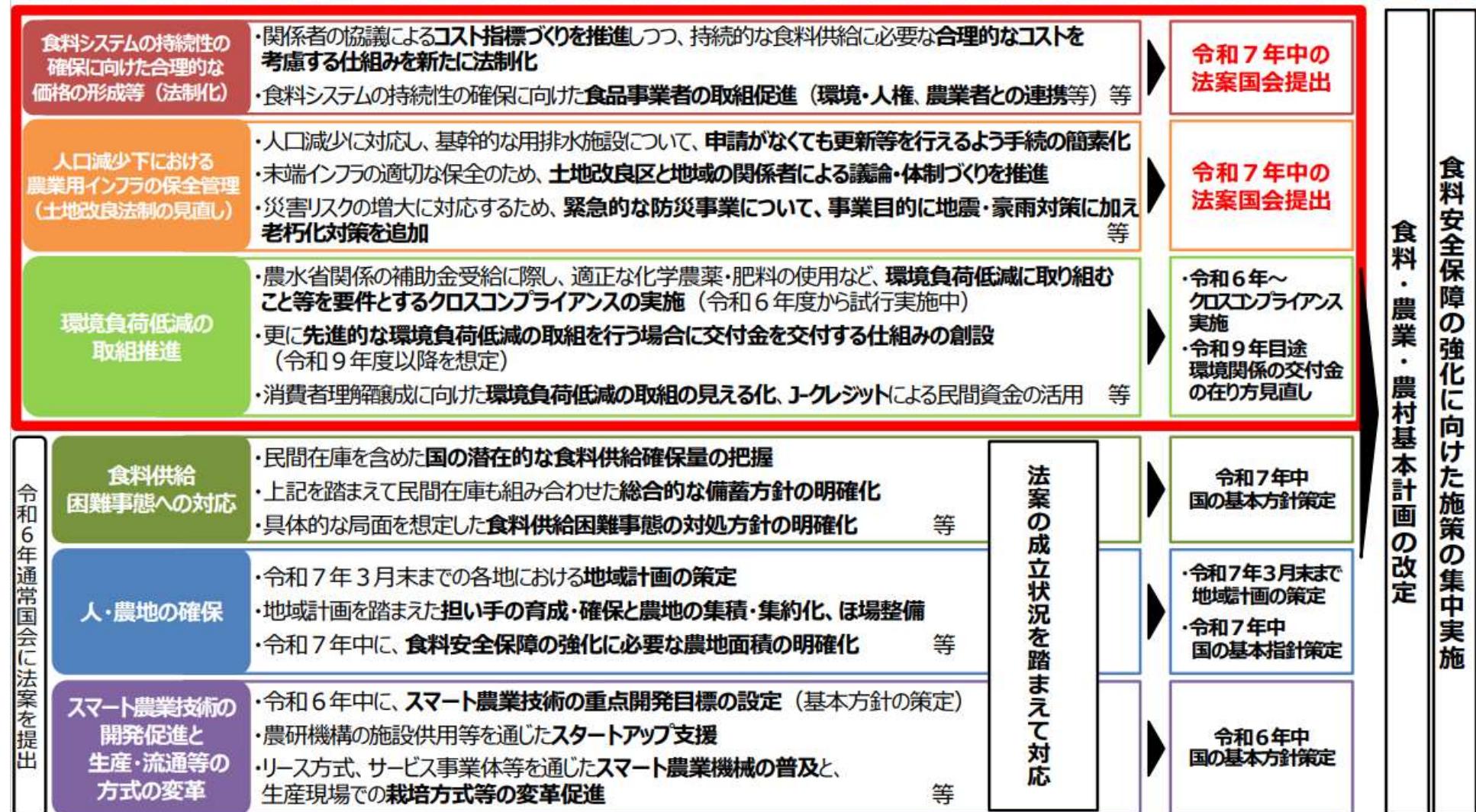
4：中食・外食等は、小売以外の実需者（学校給食や事業所給食など）との契約を含む。

5：播種前契約数量に占める販売数量は、販売見込数量を含む。

6：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

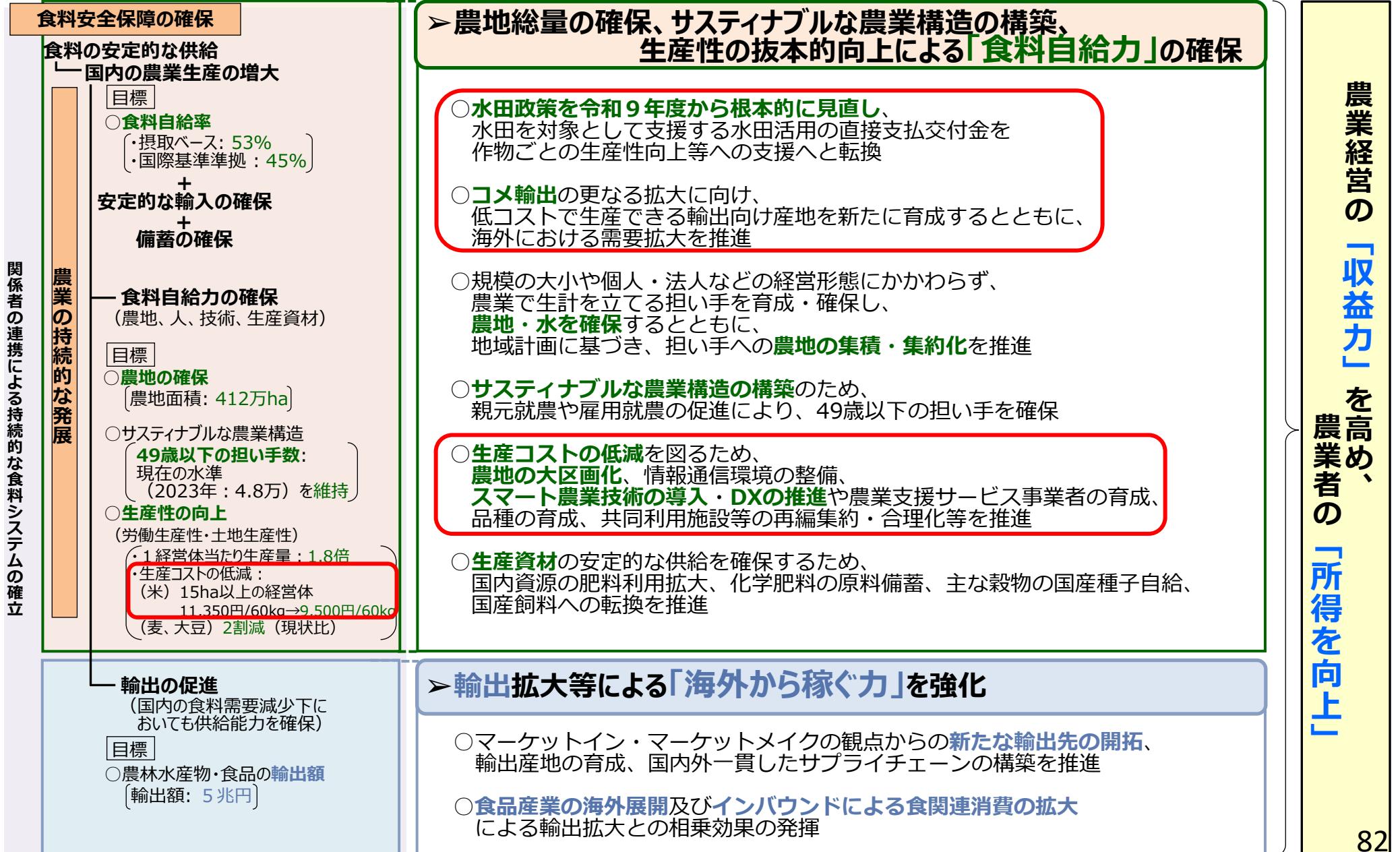
食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

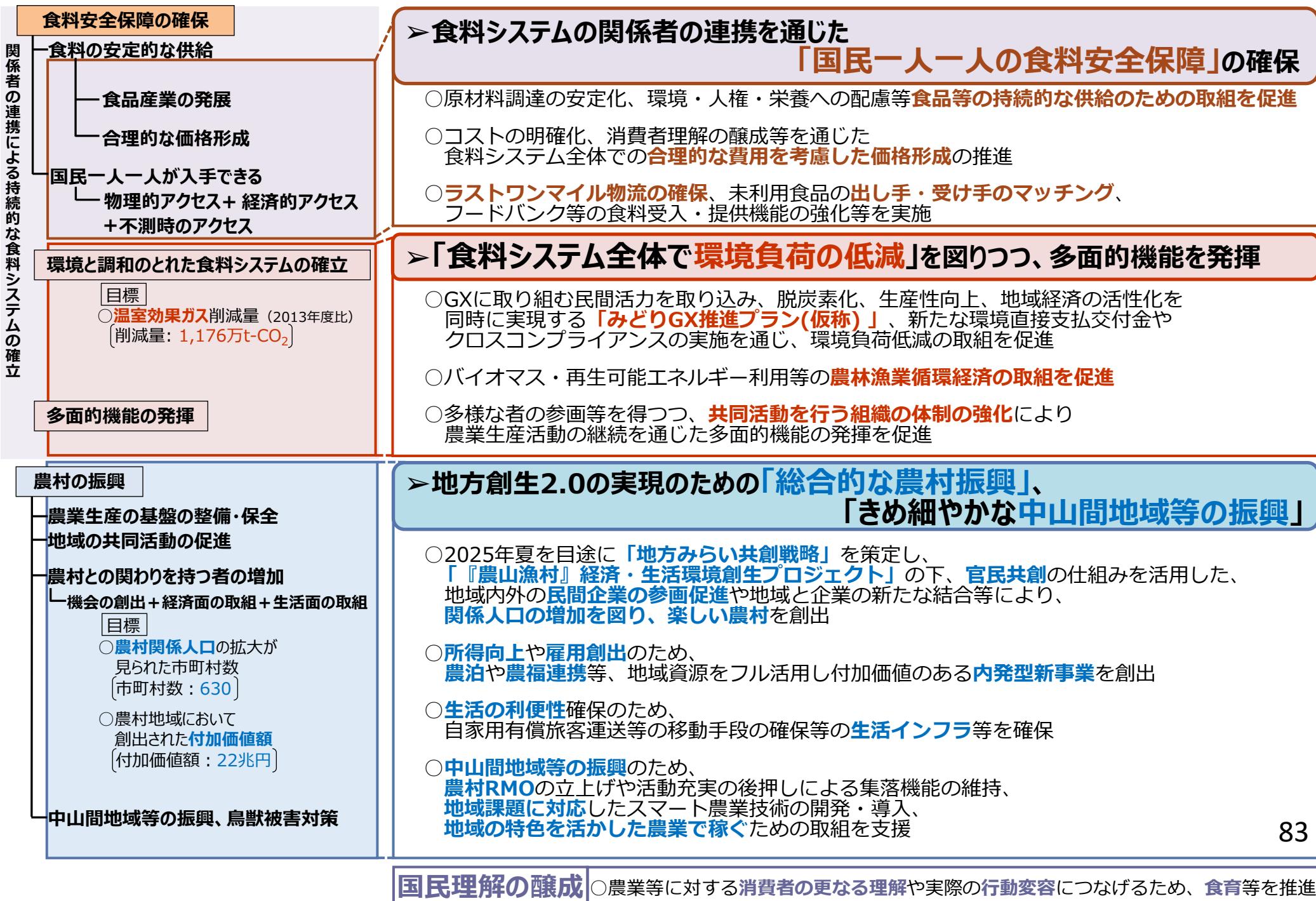
- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つなど**、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- 合理的な価格の形成、人口減少下における**土地改良の在り方**などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討。



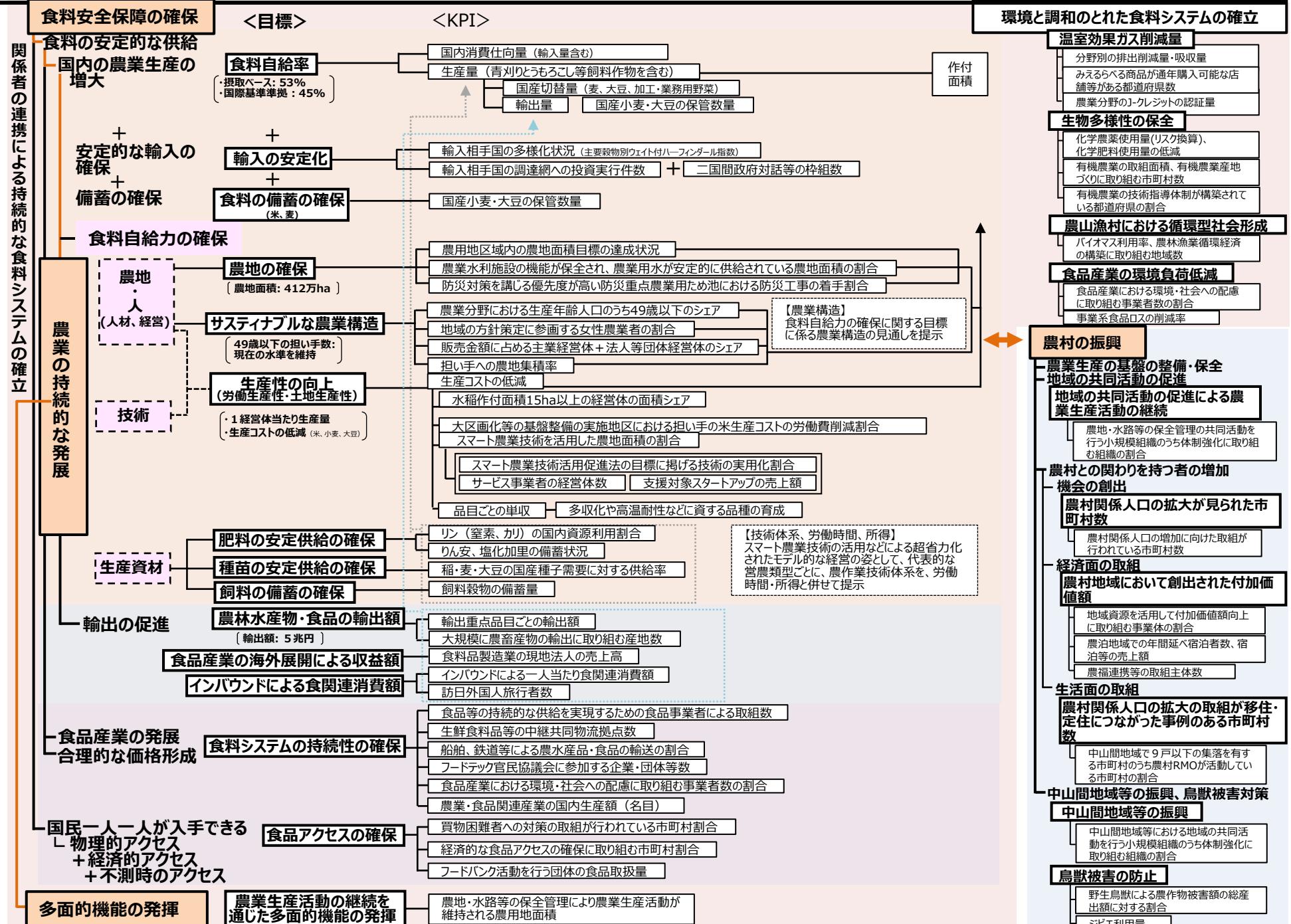
新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。





新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI



食料・農業・農村基本計画 目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧（米部分抜粋）

【令和7年4月11日閣議決定】

	目標(2030年(年度))	KPI(2030年(年度))					
国内の食料供給							
○食料の備蓄の確保							
食料自給力の確保							
生産性の向上(労働生産性・土地生産性)		米:(15ha以上の経営体) 11,350円/60kg (2023年) →9,500円/60kg					
		・生産コストの低減 米:(全体) 15,944円/60kg(2023年) → 13,000円/60kg	・水稻作付面積15ha以上の経営体の面積シェア 約3割(2020年)→5割				
		・大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合	6割削減(現状比)				
		・品目ごとの単収	別表1				

別表1 品目ごとの国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積

	国内消費仕向量(万トン)		生産量(万トン)		うち輸出量(万トン)		単収(kg/10a)		作付面積(万ha)	
	2023年(年度)	2030年(年度)	2023年(年度)	2030年(年度)	2023年(年度)	2030年(年度)	2023年(年度)	2030年(年度)	2023年(年度)	2030年(年度)
米	824 (51.1)	777 (50.6)	791	818	4.4	39.6	535	570 ^{※3}	148	144

※2 米の輸出量は玄米換算。

※3 米の単収(2030年)は、主食用:555kg/10a、新市場開拓用:628kg/10a、米粉用:616kg/10a、飼料用:720kg/10a。

別表2 輸出品目ごとの輸出額

	2024年実績	2030年目標
米・パックご飯・米粉及び米粉製品	136億円	922億円

食料・農業・農村基本計画 本文（米・水田農業関係抜粋）（1/2）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

I 我が国の食料供給

1 国内の食料供給

(1) 水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象とする。〕

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていくよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

(2) 土地利用型作物（米、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物）

国内生産の増大に資するよう、産地の持続性を確保するための高温対策、輪作体系の確立など、それぞれの品目の特性に合った対応を進めるとともに農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等による単収の向上等を通じて、生産性の抜本的な向上を推進する。

① 米

ア 消費

米の消費は、食生活の多様化、高齢化による摂取熱量の減少や、中高年層における米消費量の減少等を背景に、長期的に減少傾向で推移しており、2023年度の1人当たり年間消費量は51.1kgとなっている。近年、1人当たり消費量の減少度合いが緩やかになっているが、人口減少効果が加わることで、マクロでは年10万トン程度の主食用米の国内需要の減少が続いている。今後もこの傾向が続くことが見込まれる。一方、訪日外客数の増加に伴いインバウンド需要の増加が見られるほか、グルテンフリーなどの食スタイルの広がりもあり、米粉の特徴を活かした商品開発の取組等により、米粉の需要量は増加傾向で推移している。

このような状況の中、主食用米については、食の簡便化志向、健康意識の変化やインバウンド需要を含む中食・外食ニーズへの対応等を通じて需要開拓を図る必要がある。また、米粉については、家庭や飲食店における認知度は高まっているものの、更に市場規模を拡大するためには、活用方法の開発・普及が必要である。

このため、食生活や意識の変化に対応し、学校給食やその他の食育の場において、食べ方や健康に関する知識等の普及を図る。また、米粉の特徴を活かした新商品・メニューの開発、活用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大を通じ、新たな需要の創出を図る。

イ 生産

(i) 総論

水稻は規模拡大により生産コスト削減効果が図られる典型的な作物であり、農地の集積・集約化による分散錯闇の解消やスマート農業技術等による省力化栽培技術等の開発・普及等により、単位面積当たり労働時間は低下してきているものの、近年の肥料・農薬等の物貯蔵費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている状況にある。

農業者が減少する中においても、需要に応じた生産を推進し、主食である米の需給と価格の安定を図るために、生産コストの抜本的な低減とともに、中食・外食ニーズへの対応等により所得の確保・向上が必要である。また、近年の気候変動に伴う高温障害等の抑制も課題である。

このため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組を進める。また、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による生産コスト低減等を推進するとともに、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及を進める。

さらに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等実需者と生産者との結び付きの強化を図ること等を通じて、新たな需要への供給力強化等を図る。

(ii) 米粉等の多様な用途に係る対応

米需要拡大を目指すためにも米粉用米の作付けを拡大することは重要である。米粉用米は、パンや麺等への利用により、年々需要が増加する傾向にあるものの、生産規模が小さく、米粉や米粉製品の製造に係る設備投資のハードルが高い状況にある。そのため、米粉の生産コストの低減や米粉の加工に適した品種の普及を進める必要がある。また、飼料用米は、多収品種（専用品種）の作付割合が2024年度に7割を超え、品種転換が進んでいるが、生産・流通コストの更なる削減を進める必要がある。

このため、米粉用米については、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等によりコスト低減とこれによる更なる需要拡大を図る。また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図る。

食料・農業・農村基本計画 本文（米・水田農業関係抜粋）（2/2）

（ii）環境負荷の低減に向けた対応

我が国の温室効果ガス排出量に占める農林水産分野からの排出量の割合は小さい（約4%、2022年度）ものの、水稻栽培からのメタン排出は、その約27%（2022年度）を占めていることから、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の観点から、削減を進める必要がある。また、水稻の有機栽培は、化学肥料や化学農薬を使用しないことを基本として環境負荷の低減に資するものであり、その拡大が必要である中、水稻は他品目に比べて有機栽培技術の体系化が進んでおり、有機米のJAS格付け数量は増加傾向にあるが、その一方、有機栽培技術の普及や、有機栽培への移行期の単収が低く不安定といった課題がある。

このため、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J-クレジット制度等も活用した中期間の延長の取組やその他のメタン削減技術の開発・利用を進める。また、水稻の有機栽培について、技術の普及に向けた指導体制の構築や自動抑草ロボット、乗用型除草機等を活用した省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を進めるとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。

ウ 輸出

「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」については「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月改訂）における輸出重点品目として、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）に基づく認定品目団体等と連携した戦略的なプロモーションのほか、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例に関する情報提供等を実施している。また、2023年末時点で、年間1,000トン超の輸出を目標とする「モデル輸出産地」は30産地となっており、多収品種の導入や作期分散等、生産・流通コスト低減に資する取組への支援等を通じて、輸出向けを含む新市場開拓用米の生産拡大を推進している。

こうした取組により、輸出は近年、年率10%を上回る増加が続いている。特に2024年の輸出量は前年比22%増（原料米換算：4.6万トン）と大きく増加したところであり、今後も増加が見込まれる。一方で、海外での米・米加工品の更なる需要開拓を図るには、海外市场の求める品質、数量、価格等への対応が必要となるが、輸出米の生産費の採算ライン（約9,500円/60kg（輸出業者からの聴き取り））に対し、現在、国内農家の平均生産コストは約16,000円/60kgであり、米の生産コストの低減が最も大きな課題となっている。

このため、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯闇の解消

農地の大区画化（1ha以上の団地の農地を新たに整備）

品種改良、多収量品種の作付け拡大

大区画化を活かしたスマート農業技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上）

上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行ながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができるという特性を最大限訴求し、輸出拡大を図る。

こうした施策の総動員により、輸出重点品目である「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トン（原料米換算）の輸出量の達成を目指す。

エ 流通

米の流通ルートは、生産者から農協等集荷業者、卸売業者（精米業者）、小売・実需が基本であるが、生産者による直接販売の割合が近年増加するなど、多種多様な流通ルートが存在している。また、産地銘柄ごとの需給や品質を踏まえ、主に相対での取引・価格形成が行われている。

令和6年の端境期以降、集荷業者間の競争によりスーパー等への流通を担っている大手集荷業者等の集荷量が減少し、主食用米の円滑な流通に支障が生じたことから、よりきめ細やかな情報発信や産地との密な意見交換を通じて需要に応じた生産を推進していくほか、流通の目詰まりへの対応として、備蓄米の買戻し条件付き売渡しを実施したところであり、生産・流通の状況に対応しながら、引き続き円滑な流通の確保に向けて取り組んでいく。

こうした中、豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大を推進しているが、米は需給緩和基調が続いてきたことから、集荷業者の仕入計画数量に占める播種前契約（複数年契約を含む。）の割合は31%（2024年産）と伸び悩んでおり、産地と卸・実需が長期・安定的に結び付く取引慣行の定着を図る必要がある。

このため、引き続き米の需給に関するきめ細やかな情報発信を通じて、米の需要に応じた生産・販売及び流通の円滑化を図ることに加え、2024年の端境期以降に生じた事態が今後生じないよう、当該事態への対応や需給見通しの在り方について検証を行っていくとともに、農業者の経営安定のため、事前契約による生産者と実需者との結び付きを強化し、播種前契約や複数年契約への転換を図る。また、産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフト等、低コスト化や物流効率の改善につながる取組を推進する。

また、将来にわたって米の安定供給が確保できるよう、水田政策の見直しと併せて、令和9年度以降の総合的な備蓄の構築に向け検討を進める。

需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

用途に応じた米
生産が重要！

買い手の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

少しでも単価の高
い米を売りたい！

産地の意向

一般家庭用

需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

- 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。
- 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがありここにミスマッチが生じている状況。



- 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。

－取組事例（A市B生産法人）－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種（あきだわら）の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

中食・外食向け販売量の状況について①（中食・外食向け販売実態調査結果）

- 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

令和5年7月から6年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。

販売先割合の推移（全国）

	元/2年	2/3年	3/4年	4/5年	5/6年
中食・外食向け	37%	37%	39%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	63%	61%	61%	61%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

	元/2年	2/3年	3/4年	4/5年	5/6年
1 群馬	67%	1 群馬	75%	1 群馬	79%
2 岡山	65%	2 福島	68%	2 福島	69%
3 福島	64%	3 栃木	58%	3 栃木	65%
4 栃木	61%	4 岡山	57%	4 岡山	62%
5 山口	56%	5 愛知	53%	5 山形	50%
6 熊本	53%	6 青森	50%	6 宮城	50%
7 宮城	48%	7 山口	49%	7 埼玉	50%
8 青森	48%	8 岐阜	47%	8 青森	49%
9 山形	46%	9 宮城	47%	9 岐阜	48%
10 岩手	44%	10 山形	44%	10 岩手	45%

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合（上位20）

産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合									
1 宮城	ひとめぼれ	6%	1 山形	はえぬき	7%	1 宮城	ひとめぼれ	7%	1 宮城	ひとめぼれ	6%	1 宮城	ひとめぼれ	8%
2 栃木	コシヒカリ	6%	2 宮城	ひとめぼれ	6%	2 山形	はえぬき	7%	2 山形	はえぬき	6%	2 山形	はえぬき	5%
3 山形	はえぬき	5%	3 青森	ましごら	5%	3 青森	ましごら	5%	3 栃木	コシヒカリ	5%	3 栃木	コシヒカリ	5%
4 福島	コシヒカリ	5%	4 福島	コシヒカリ	5%	4 栃木	コシヒカリ	5%	4 岩手	ひとめぼれ	4%	4 青森	ましごら	4%
5 青森	ましごら	4%	5 栃木	コシヒカリ	5%	5 北海道	ななつぼし	5%	5 福島	コシヒカリ	4%	5 岩手	ひとめぼれ	4%
6 北海道	ななつぼし	4%	6 岩手	ひとめぼれ	4%	6 福島	コシヒカリ	5%	6 青森	ましごら	4%	6 福島	コシヒカリ	4%
7 岩手	ひとめぼれ	4%	7 北海道	ななつぼし	4%	7 岩手	ひとめぼれ	4%	7 北海道	ななつぼし	4%	7 北海道	ななつぼし	4%
8 新潟	コシヒカリ	3%	8 新潟	コシヒカリ	3%	8 新潟	コシヒカリ	4%	8 新潟	コシヒカリ	4%	8 新潟	コシヒカリ	3%
9 茨城	コシヒカリ	3%	9 茨城	コシヒカリ	3%									
10 北海道	ゆめぴりか	2%	10 秋田	あきたこまち	3%	10 秋田	あきたこまち	2%	10 秋田	あきたこまち	3%	10 秋田	あきたこまち	2%
11 福島	ひとめぼれ	2%	11 福島	ひとめぼれ	2%	11 北海道	ゆめぴりか	2%	11 北海道	ゆめぴりか	2%	11 長野	コシヒカリ	2%
12 秋田	あきたこまち	2%	12 北海道	ゆめぴりか	2%	12 新潟	こしいぶき	2%	12 新潟	こしいぶき	2%	12 富山	コシヒカリ	2%
13 長野	コシヒカリ	2%	13 長野	コシヒカリ	2%	13 福島	ひとめぼれ	2%	13 富山	コシヒカリ	2%	13 北海道	ゆめぴりか	2%
14 富山	コシヒカリ	1%	14 新潟	こしいぶき	1%	14 北海道	きらら3 9 7	2%	14 福島	ひとめぼれ	2%	14 福島	ひとめぼれ	2%
15 北海道	きらら3 9 7	1%	15 富山	コシヒカリ	1%	15 富山	コシヒカリ	2%	15 北海道	きらら3 9 7	1%	15 新潟	こしいぶき	1%
16 栃木	あさひの夢	1%	16 北海道	きらら3 9 7	1%	16 栃木	とちぎの星	1%	16 長野	コシヒカリ	1%	16 秋田	ひとめぼれ	1%
17 新潟	こしいぶき	1%	17 福島	天のつぶ	1%	17 長野	コシヒカリ	1%	17 石川	コシヒカリ	1%	17 石川	コシヒカリ	1%
18 千葉	コシヒカリ	1%	18 栃木	あさひの夢	1%	18 福島	天のつぶ	1%	18 栃木	とちぎの星	1%	18 福島	天のつぶ	1%
19 青森	つがるロマン	1%	19 愛知	あいちのかおり	1%	19 千葉	ふさこがね	1%	19 愛知	あいちのかおり	1%	19 山形	雪若丸	1%
20 福島	天のつぶ	1%	20 青森	つがるロマン	1%	20 栃木	あさひの夢	1%	20 千葉	コシヒカリ	1%	20 栃木	とちぎの星	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上の留意事項>

- ▶ 調査対象は、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者（卸売業者等）。
- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高くなる傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②（中食・外食向け販売実態調査結果）

令和5/6年の産地別販売割合

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
北海道	31% (106.2)	ななつぼし 14% (46.9)	ゆめぴりか 7% (22.8)	きらら 3% (10.0)	その他 8% (26.5)	69% (234.6)
青森	40% (55.7)	まつしづら 36% (49.8)	つがるロマン 2% (2.3)	その他 3% (3.6)		60% (83.9)
岩手	46% (60.8)	ひとめぼれ 36% (47.9)	あきたこまち 4% (5.0)	銀河のしづく 2% (2.3)	その他 4% (5.6)	54% (70.8)
宮城	55% (105.1)	ひとめぼれ 48% (92.2)	つや姫 2% (3.9)	ササニシキ 2% (4.0)	その他 3% (5.1)	45% (87.1)
秋田	23% (59.1)	あきたこまち 11% (28.5)	ひとめぼれ 5% (13.2)	めんこいな 4% (9.1)	その他 3% (8.2)	77% (192.6)
山形	45% (87.7)	はえぬき 32% (62.7)	つや姫 3% (5.6)	雪若丸 6% (12.1)	その他 4% (7.2)	55% (105.4)
福島	64% (88.5)	コシヒカリ 34% (47.0)	ひとめぼれ 16% (22.4)	夫のつぶ 9% (12.3)	その他 5% (6.8)	36% (49.2)
茨城	39% (54.3)	コシヒカリ 28% (38.5)	あきたこまち 3% (3.9)	ふくまる 3% (3.9)	その他 6% (8.1)	61% (84.7)
栃木	57% (84.6)	コシヒカリ 40% (58.8)	とちぎの星 8% (11.3)	あさひの夢 6% (8.3)	その他 4% (6.2)	43% (62.8)
群馬	40% (8.3)	あさひの夢 29% (6.0)	ゆめまつり 6% (1.3)	その他 5% (1.0)		60% (12.6)
埼玉	46% (16.1)	彩のかがやき 13% (4.7)	彩のきすな 11% (4.0)	コシヒカリ 9% (3.2)	その他 12% (4.2)	54% (19.3)
千葉	21% (19.5)	コシヒカリ 11% (9.6)	ふさごかな 7% (6.1)	ふさおとめ 2% (2.0)	その他 2% (1.8)	79% (71.9)
新潟	24% (63.1)	コシヒカリ 15% (40.0)	こしいぬき 5% (13.7)	その他 4% (9.4)		76% (197.9)
富山	42% (31.2)	コシヒカリ 31% (22.9)	てんたかく 3% (2.6)	その他 8% (5.7)		58% (43.2)
石川	49% (31.3)	コシヒカリ 20% (12.8)	ゆめみづは 16% (10.0)	その他 13% (8.5)		51% (32.6)

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
福井	32% (20.0)	コシヒカリ 13% (8.4)	ハナエチゼン 4% (2.5)	あささかり 6% (3.8)	その他 9% (5.3)	68% (42.0)
山梨	39% (1.5)	コシヒカリ 31% (1.2)	その他 8% (0.3)			61% (2.3)
長野	47% (27.0)	コシヒカリ 43% (24.4)	あきたこまち 2% (1.1)	その他 2% (1.4)		53% (30.4)
岐阜	50% (15.9)	パツシモ 23% (7.2)	コシヒカリ 3% (0.9)	まいじるし 12% (3.7)	その他 12% (4.0)	50% (16.1)
静岡	21% (3.2)	コシヒカリ 10% (1.6)	きぬむすめ 5% (0.7)	にこまる 1% (0.1)	その他 5% (0.7)	79% (12.0)
愛知	47% (15.8)	あいちのかおり 30% (10.2)	コシヒカリ 9% (3.0)	大地の風 0% (0.1)	その他 8% (2.6)	53% (17.8)
三重	26% (11.8)	コシヒカリ 10% (4.7)	キヌヒカリ 2% (0.9)	その他 14% (6.2)		74% (33.6)
滋賀	25% (14.9)	コシヒカリ 4% (2.3)	キヌヒカリ 9% (5.1)	みずかがみ 1% (0.7)	その他 11% (6.8)	75% (44.4)
京都	26% (3.3)	コシヒカリ 7% (0.9)	ヒノヒカリ 1% (0.1)	その他 18% (2.3)		74% (9.4)
兵庫	30% (9.2)	コシヒカリ 6% (2.0)	ヒノヒカリ 7% (2.3)	キヌヒカリ 5% (1.4)	その他 12% (3.6)	70% (21.6)
奈良	26% (3.1)	ヒノヒカリ 20% (2.4)	その他 6% (0.8)			74% (8.7)
鳥取	47% (8.8)	きぬむすめ 20% (3.7)	コシヒカリ 7% (1.2)	ひとめぼれ 6% (1.2)	その他 14% (2.7)	53% (9.8)
島根	61% (13.1)	きぬむすめ 27% (5.9)	コシヒカリ 21% (4.6)	つや姫 9% (2.0)	その他 3% (0.5)	39% (8.5)
岡山	45% (13.6)	アケボノ 19% (5.6)	きぬむすめ 7% (2.3)	コシヒカリ 2% (0.7)	その他 17% (5.1)	55% (16.6)
広島	46% (15.2)	コシヒカリ 12% (3.9)	あささかり 16% (5.4)	あきうまん 2% (0.8)	その他 16% (5.2)	54% (18.0)

※ 下段()書きは販売数量(単位:千トン)

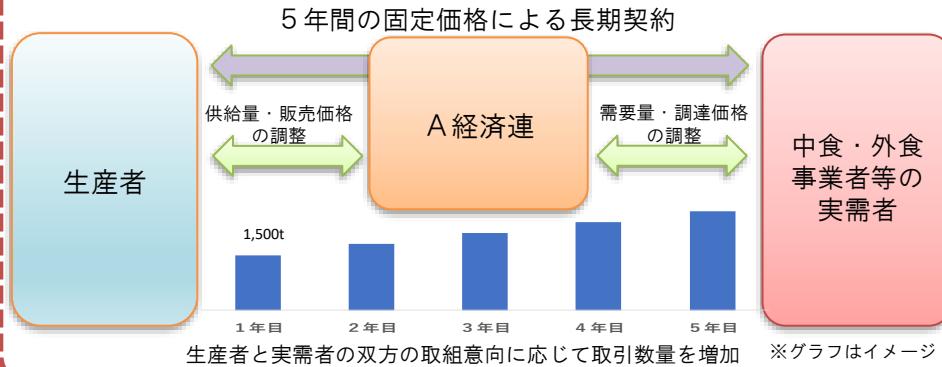
産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
山口	53% (18.6)	コシヒカリ 10% (3.5)	ひとめぼれ 11% (3.7)	きぬむすめ 9% (3.1)	その他 24% (8.3)	47% (16.4)
徳島	56% (2.9)	コシヒカリ 14% (0.7)	その他 43% (2.2)			44% (2.3)
香川	35% (5.3)	コシヒカリ 6% (0.9)	ヒノヒカリ 16% (2.5)	あささかり 10% (1.5)	その他 3% (0.5)	65% (9.9)
愛媛	30% (3.7)	コシヒカリ 6% (0.8)	ヒノヒカリ 11% (1.4)	あきたこまち 9% (1.1)	その他 4% (0.5)	70% (8.7)
高知	12% (1.0)	コシヒカリ 12% (1.0)	ヒノヒカリ 0% (0.0)	その他 0% (0.0)		88% (7.6)
福岡	28% (16.6)	夢つくし 6% (3.6)	ヒノヒカリ 9% (5.6)	元気つくし 9% (5.3)	その他 3% (2.0)	72% (43.2)
佐賀	44% (12.2)	さかひより 23% (6.5)	夢しづく 14% (3.8)	ヒノヒカリ 3% (0.8)	その他 4% (1.2)	56% (15.6)
長崎	22% (1.9)	にこまる 8% (0.7)	なつほのか 3% (0.3)	ヒノヒカリ 6% (0.5)	その他 5% (0.4)	78% (6.7)
熊本	27% (11.1)	ヒノヒカリ 6% (2.6)	森のまさん 1% (0.5)	コシヒカリ 2% (0.9)	その他 17% (7.1)	73% (30.4)
大分	30% (4.9)	ヒノヒカリ 15% (2.4)	ひとめぼれ 3% (0.4)	つや姫 1% (0.1)	その他 12% (2.0)	70% (11.5)
宮崎	30% (5.1)	コシヒカリ 17% (2.9)	ヒノヒカリ 7% (1.1)	その他 6% (1.1)		70% (11.7)
鹿児島	31% (8.1)	ヒノヒカリ 13% (3.4)	あきほなみ 13% (3.3)	コシヒカリ 0% (0.1)	その他 5% (1.3)	69% (17.9)

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満であった東京、神奈川、大阪、和歌山、沖縄は除いている。

(参考) 中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

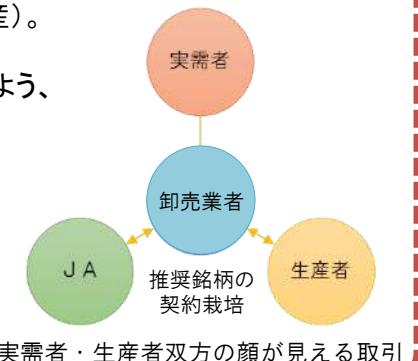
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができるなど、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



中食・外食需要への対応（業務用米推進プロジェクト）

- 中食・外食ニーズに応じた米安定取引推進のため、令和6年度から「業務用米推進プロジェクト」を実施。
- 令和6年度については、登録者369者、登録者間のコンタクト数268件。現地セミナー＆交流会（東京・大阪）には、延べ213者が参加。（売り手（農業生産法人等）延べ54者、買い手等（中食・外食事業者の実需者等）延べ159者）

業務用米推進プロジェクトのスキーム

生産者の悩み

- ・商談ノウハウ不足
- ・契約知見不足
- ・相手情報の不足

実需者ニーズ

- ・安定調達のための新しい生産者との繋がり
- ・受取時期など価格や数量以外での付帯条件

事務局のフォロー

- ・業務用米に関する情報

多収米の品種・栽培技術、低コスト生産の経営モデル、書面契約のノウハウ等の情報を発信。



- ・ネットワーク形成

特設サイト上で、他の参加者や団体等とコンタクトが可能。



- ・イベント
「業務用米セミナー＆交流会」

各種セミナーや多収米などの試食コーナー、セミナー講師による個別相談等を実施。



成約事例



生産法人と中食事業者のマッチング

おにぎり、弁当、寿司等を製造し、コンビニ等へ卸している中食事業者が、値頃感のある多収米等を求めて参加。中国地方の生産法人と令和7年産の多収米を含めた複数品種（にじのきらめき、あきたこまち）約100トンを成約。

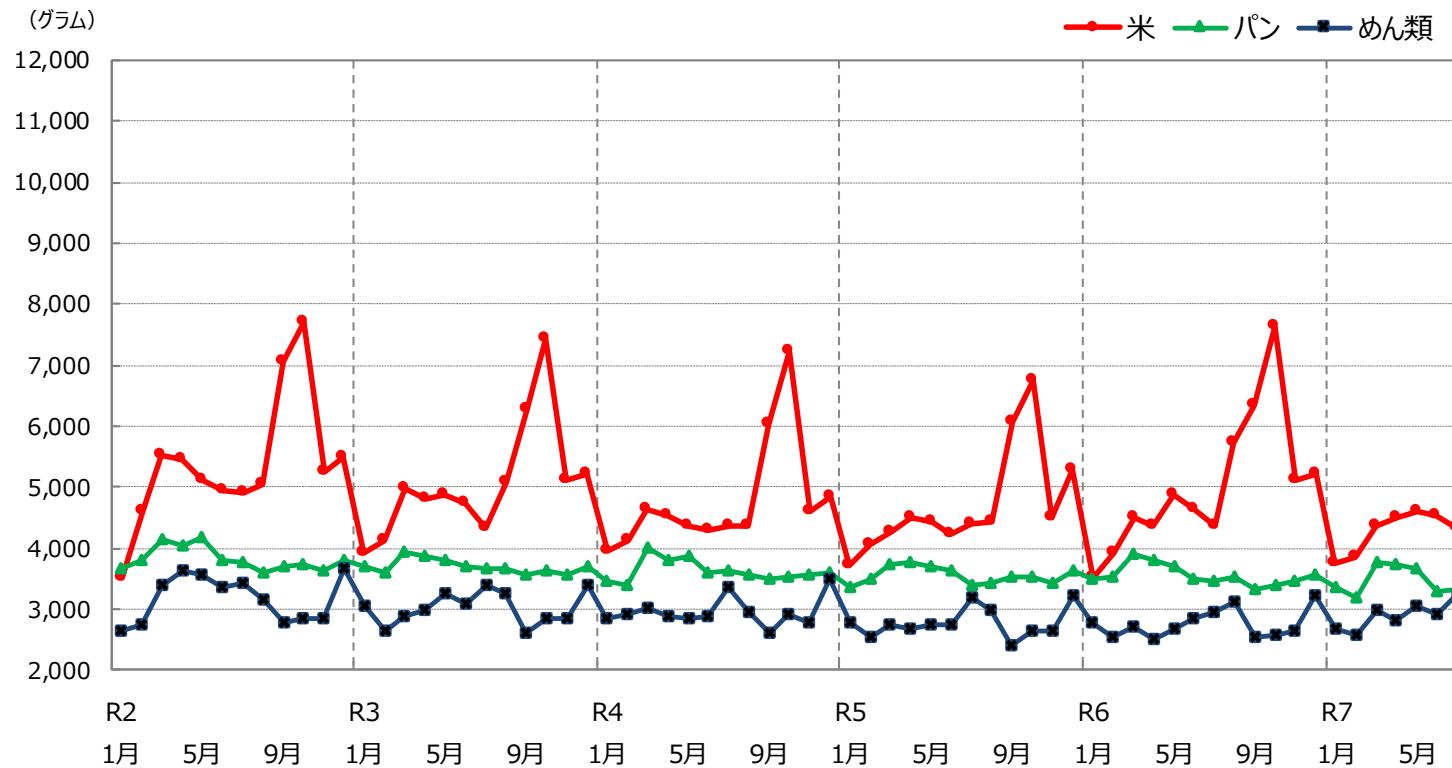


生産法人と卸業者と中食事業者の3者マッチング

おにぎり、総菜などを製造し、自ら店舗販売も行っている中食事業者が、多収米などの業務用米を求めて参加。中国地方の生産法人、及び近畿地方の卸業者で3社契約を結び、令和7年産の多収米「ほしじるし」約10トンを成約。



家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



	年間	月間												
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
米	購入数量	62,200	64,530	60,800	57,380	56,650	60,200	3,760	3,860	4,380	4,500	4,590	4,550	4,340
	前年比	94.6%	103.7%	94.2%	94.4%	98.7%	106.3%	106.8%	98.5%	97.6%	102.7%	94.3%	98.1%	99.3%
パン	購入数量	46,011	45,857	44,345	43,571	42,680	42,702	3,350	3,178	3,752	3,722	3,659	3,299	3,327
	前年比	103.3%	99.7%	96.7%	98.3%	98.0%	100.1%	95.7%	89.6%	96.4%	97.6%	99.3%	94.0%	96.2%
めん類	購入数量	33,169	38,021	36,208	35,557	33,345	33,192	2,688	2,574	2,994	2,824	3,061	2,922	3,251
	前年比	97.9%	114.6%	95.2%	98.2%	93.8%	99.5%	96.9%	100.7%	110.0%	112.3%	114.3%	102.5%	109.6%

資料：総務省「家計調査」家計収支編

(注1) 二人以上の世帯の数値である。

(注2) 令和元年から令和6年については年間の購入数量・対前年比、令和7年は月間の購入数量・対前年同月比である。

(注3) 米は精米ベースである。

(注4) パンは、食パン及び他のパン（菓子パン等）である。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料	米		パン		めん類		スパゲッティ(パスタ)		カップめん		菓子類		調理食品		一般外食		ハンバーガー		
		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	166,712	+3.2	4,576	+11.6
2年	962,373	▲0.3	23,920	+3.1	31,456	▲2.2	20,602	+16.3	1,476	+26.2	5,250	+11.1	85,534	▲2.2	132,494	+3.2	120,921	▲27.5	5,100	+11.5
3年	952,812	▲1.0	21,862	▲8.6	31,353	▲0.3	19,676	▲4.5	1,289	▲12.7	5,400	+2.9	88,195	+3.1	139,876	+5.6	115,296	▲4.7	5,526	+8.4
4年	982,661	+3.1	19,825	▲9.3	32,497	+3.6	20,112	+2.2	1,368	+6.1	5,556	+2.9	94,373	+7.0	145,163	+3.8	138,066	+19.7	5,677	+2.7
5年	1,038,653	+5.7	20,397	+2.9	33,874	+4.2	20,672	+2.8	1,446	+5.7	5,611	+1.0	99,520	+5.5	151,880	+4.6	165,149	+19.6	5,929	+4.4
6年	1,079,228	+3.9	27,196	+33.3	34,609	+2.2	21,214	+2.6	1,533	+6.0	5,881	+4.8	104,417	+4.9	155,977	+2.7	179,992	+9.0	6,467	+9.1
令和7年1月	87,763	+5.2	2,383	+72.3	2,657	▲5.5	1,626	+0.2	119	+6.3	492	▲4.1	8,417	+2.0	12,726	+3.3	15,088	+5.4	571	+8.3
2月	84,388	+2.8	2,703	+77.0	2,695	▲5.8	1,634	+4.7	123	▲1.6	512	+7.6	8,752	▲0.1	12,106	+0.5	13,285	+2.1	485	▲4.2
3月	96,489	+6.7	3,207	+84.4	3,044	▲3.9	1,788	+4.0	148	+0.0	540	+1.5	10,031	+4.4	13,235	+3.3	16,891	+5.1	636	+6.9
4月	89,487	+6.8	3,546	+101.4	2,942	▲1.6	1,797	+8.6	147	+10.5	494	+8.1	8,619	+8.4	12,375	+3.4	14,753	+7.3	510	▲0.8
5月	94,204	+7.6	3,508	+85.2	2,978	+2.5	1,880	+7.7	136	+7.1	480	+5.3	9,209	+9.5	12,762	+3.6	16,915	+16.4	605	+19.1
6月	89,951	+5.0	3,396	+75.9	2,778	▲2.3	1,935	+7.2	123	+4.2	430	+3.4	8,387	+4.5	12,484	+4.3	14,441	+3.5	487	▲8.6
7月	93,632	+5.7	2,987	+52.6	2,764	▲1.5	2,094	+5.0	122	▲1.6	418	▲1.2	9,089	+8.5	14,236	+7.1	15,481	+4.2	563	+7.0

資料：総務省「家計調査」

(注1) 二人以上の世帯の数値である。

(注2) 令和元～6年については年間の支出金額・対前年比、令和7年は月間の支出金額・対前年同月比である。

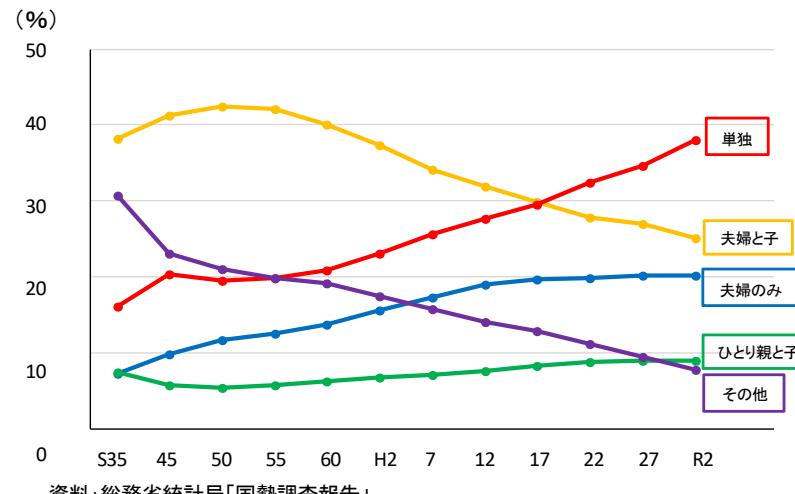
(注3) パンは、食パン及び他のパン（菓子パン等）である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

- 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。

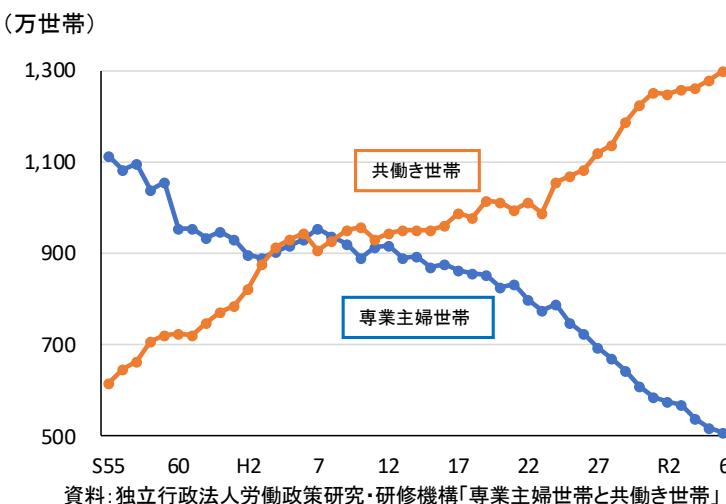
（近年は新型コロナウイルス感染症の影響により中食・外食の割合は減少していたものの、令和6年度はコロナ前の元年度の水準まで回復。）

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合(全国)】

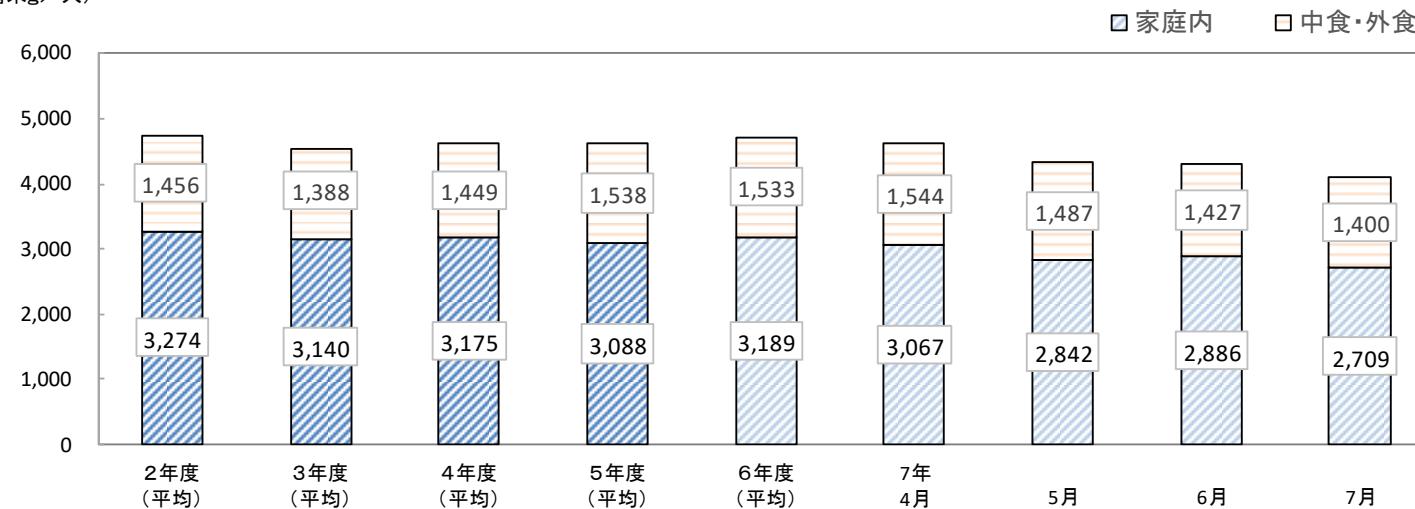


資料 昭和60年度、平成9年度：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」

令和元年度以降：米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向① (1人1ヶ月当たり精米消費量の推移) (米穀機構による調査)

(精米g／人)



	精米消費量(g)				内訳比率(%)				前年同月比(%)						
	合計				合計				合計						
	家庭内	中・外食	中食	外食	家庭内	中・外食	中食	外食	家庭内	中・外食	中食	外食			
令和元年度	4,626	3,114	1,512	885	627	100.0	67.3	32.7	19.1	13.6	4.5	0.5	14.0	13.1	15.3
2年度	4,730	3,274	1,456	954	502	100.0	69.2	30.8	20.2	10.6	2.2	5.1	▲3.7	7.8	▲19.9
3年度	4,529	3,140	1,388	906	482	100.0	69.3	30.6	20.0	10.6	▲4.2	▲4.1	▲4.7	▲5.0	▲4.0
4年度	4,625	3,175	1,449	918	531	100.0	68.6	31.3	19.8	11.5	2.1	1.1	4.4	1.3	10.2
5年度	4,626	3,088	1,538	963	574	100.0	66.8	33.2	20.8	12.4	0.0	▲2.7	6.1	4.9	8.1
6年度	4,722	3,189	1,533	929	604	100.0	67.5	32.5	19.7	12.8	2.1	3.3	▲0.3	▲3.5	5.2
令和7年 4月	4,611	3,067	1,544	944	600	100.0	66.5	33.5	20.5	13.0	▲9.4	▲10.8	▲6.7	▲6.3	▲7.3
5月	4,329	2,842	1,487	905	582	100.0	65.7	34.3	20.9	13.4	▲9.5	▲13.5	▲0.9	0.6	▲3.2
6月	4,313	2,886	1,427	853	574	100.0	66.9	33.1	19.8	13.3	▲10.2	▲11.1	▲8.3	▲11.6	▲2.7
7月	4,108	2,709	1,400	836	563	100.0	65.9	34.1	20.4	13.7	▲9.1	▲10.6	▲6.0	▲6.8	▲5.1

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注1：令和元～6年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

2：調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

3：家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

4：集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が令和元～令和3年度は平成27年国勢調査、令和4～6年度は令和2年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトパック集計を実施した上で推計。

5：四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向②（精米購入時の動向）

【購入・入手経路（複数回答）】

(単位：%)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	令和7年 4月	5月	6月	7月
デパート	1.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.6	1.0	1.5	1.6
スーパー・マーケット	49.8	50.5	50.1	50.1	51.8	54.5	55.8	55.3	55.6
ドラッグストア	5.7	6.6	5.5	6.9	8.4	8.1	6.2	7.5	7.1
ディスカウントストア	3.9	3.9	4.8	4.4	3.6	4.3	4.9	3.9	2.1
コンビニエンスストア	0.3	0.2	0.4	0.3	0.4	0.1	0.1	0.9	1.0
生協(店舗・共同購入含む)	7.0	6.3	6.0	5.2	5.9	5.3	5.6	4.6	5.3
農協(店舗・共同購入含む)	1.1	0.8	1.0	1.0	1.3	1.9	1.3	1.0	1.2
米穀専門店	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	3.4	3.1	2.6	2.3
産地直売所	1.1	1.2	1.4	1.9	1.9	1.8	2.3	1.0	1.5
生産者から直接購入	5.0	5.5	4.6	4.8	4.8	5.1	5.1	4.5	3.9
インターネットショップ	9.7	8.6	8.9	8.6	8.3	8.0	7.2	12.6	13.0
家族・知人などから無償で入手	15.2	15.0	15.3	15.3	14.7	12.8	12.6	12.8	12.7
その他	4.1	4.3	4.4	4.6	3.1	3.8	3.7	2.9	1.9

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注) 令和元～6年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向③（精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量）

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】

(円/kg)

	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンスストア	生店舗・共同購入	農協店舗・共同購入	米穀専門店	産地直売所	生産者直接購入	インターネット	有効調査世帯数
令和2年度	533	400	375	347	※547	434	397	477	415	358	492	-
3年度	541	373	357	315	※612	412	※417	485	451	358	471	-
4年度	505	371	328	313	※466	395	393	468	424	347	437	-
5年度	498	400	361	325	※427	414	406	515	435	338	513	-
6年度	711	588	555	526	※680	604	521	634	533	400	683	-
令和7年4月	947	828	811	785	※804	786	716	814	717	472	863	-
5月	861	827	812	810	※1216	796	696	788	833	622	940	-
6月	830	758	742	721	※474	794	588	793	941	545	735	-
7月	1,045	713	639	693	400	707	680	769	767	451	574	-

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。

(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。

(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

(kg/世帯、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
2年度	月末在庫数量	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	6.4	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.5	4.8
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	-
3年度	月末在庫数量	6.2	6.1	5.8	5.8	5.7	6.2	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7	6.4	▲ 1.5
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	-
4年度	月末在庫数量	6.6	6.6	6.4	6.5	6.4	6.3	6.6	6.8	7.0	6.8	6.5	6.6	6.6	3.1
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	-
5年度	月末在庫数量	6.0	6.1	6.1	6.0	5.8	5.8	5.9	6.0	6.1	6.0	5.9	5.6	5.9	▲ 10.6
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.22	2.22	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	-
6年度	月末在庫数量	5.9	5.7	5.9	5.6	5.8	6.0	6.4	6.6	6.9	6.6	6.2	6.1	6.1	3.4
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	-
7年度	月末在庫数量	6.2	5.9	6.1	6.3									6.1	0.0
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21									2.21	-

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が令和元～令和3年度は平成27年国勢調査、令和4～6年度は令和2年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう
ウェイトバック集計を実施した上で集計した。

(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

茶わん1杯のお米の値段

- ご飯は経済的な食べ物。
- 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米（精米）の重さは65g。5kgの精米は約77杯になるため、3,575円（小売価格の平均）のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は約47円。※
※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり3,575円（POSデータによるコメの平均小売価格（税込、令和7年7月））で算出。



=



お茶碗約2.6杯

ミネラルウォーター（2リットル）123円



=



お茶碗約2.8杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査（主要品目の東京都区部小売価格）」による2024年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

主食用米の販売動向（米穀卸売業界調査）

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。四半期ごとに継続的に調査。（アンケート回答数 60組合員）

1. 現在（令和7年6月）の米販売量（前年同月との比較）

集計結果 <仕向先別>	合計	増えた	やや 増えた	変わらない	やや 減った	減った
	100.0%	20.0%	6.7%	6.7%	20.0%	46.7%

(小売店向け)	合計	増えた	やや 増えた	変わらない	やや 減った	減った
大手スーパー	100.0%	20.9%	11.6%	11.6%	14.0%	41.9%
中小スーパー	100.0%	14.0%	12.3%	19.3%	17.5%	36.8%
米穀専門店	100.0%	11.5%	11.5%	23.1%	21.2%	32.7%
その他	100.0%	11.1%	8.9%	17.8%	11.1%	51.1%

(外食産業向け)	合計	増えた	やや 増えた	変わらない	やや 減った	減った
外食向け	100.0%	11.1%	8.9%	17.8%	11.1%	51.1%
中食向け	100.0%	8.8%	12.3%	49.1%	17.5%	12.3%
給食向け	100.0%	5.3%	10.5%	61.4%	17.5%	5.3%

* 1. 赤字は、最頻値及びDI値。

2. D I (diffusion index) の算出方法：内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0～1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指數（%ポイント）としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい（現状維持）を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

2. 米販売の動き：過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前（令和7年3月）と比較した令和7年6月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	11.7%	8.3%	23.3%	25.0%	31.7%	35.8

（参考）前回調査 令和6年12月と比較した令和7年3月の動き

100.0%	16.7%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	39.2
--------	-------	-------	-------	-------	-------	------

(2) 令和7年6月から3ヶ月後（令和7年9月頃）の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	1.7%	25.0%	23.3%	31.7%	18.3%	40.0

（参考）前回調査 令和7年3月から3ヶ月後（令和7年6月頃）の見通し

100.0%	3.3%	18.3%	25.0%	36.7%	16.7%	38.8
--------	------	-------	-------	-------	-------	------

（算出例）	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果（構成比）B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値（合計）	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

米の消費拡大の現状と対策について

- 米の一人当たり消費量は、食生活の変化等もあり一貫して減少傾向が続き、令和5年度は51.1kg。
- 米の消費拡大の施策として、米飯学校給食の推進・定着、多面的な情報発信、新たな需要の取り込み、食の外部化への対応、米と健康に着目した情報発信等を実施。

一人当たり消費量の推移

(昭和37年度：118.3kg → 令和5年度：51.1kg)

米の消費量変化の背景

◎ 人口減少及び少子高齢化

- ・人口減少、高齢化等により1人当たり摂取熱量が減少
(一人当たり摂取熱量：S41年 2,196kcal → R5年 1,877kcal)

◎ 食の多様化

- ・肉料理が増加するなど、食の選択肢が増加
- ・炭水化物の摂取源について、米由来の比率が減少

◎ 世帯構造の変化と食の簡便化・外部化

- ・家庭内炊飯割合の低下、中食外食割合が約3割に増加
- ・単身世帯の増加に伴い、簡便化志向が増加
- ・簡便化志向を捉えた炊飯器や米飯商品群も出現

◎ 中高年層における米消費量の減少

- ・若年層より健康志向が強い中高年層（50-60代）で、米の摂取量が減少

米の消費拡大の施策例

◎ 米飯学校給食の推進・定着

- ・次世代の消費を担うこどもたちへ、米飯学校給食の推進・定着、ごはんを中心とした「日本型食生活」の実践促進



◎ 多面的な情報発信

- ・ホームページ、SNSやYouTube等を活用し民間事業者等と連携した米食の魅力発信
- ・政府広報や他の行政施策と連携した情報発信
- ・展示会や刊行物での情報発信



◎ 新たな需要の取り込み

- ・米粉やパックご飯の生産拡大に資する支援
- ・米を利用した新たな商品開発を支援
- ・注目される「おにぎり」の魅力発信



◎ 食の外部化への対応

- ・産地と中食/外食事業者とのマッチングを支援



◎ 米と健康に着目した情報発信

- ・シンポジウムやセミナー等の場で、「米と健康」に着目した情報を発信



米飯学校給食の推進・定着

- 米飯学校給食は、次世代の米消費の主体となる子供たちに、「日本型食生活」を受け継いでもらうためにも重要。
- 米飯学校給食の普及・定着のため、食育授業等の実施支援や政府備蓄米の無償交付制度等を運用。

農林水産省の取組

和食給食の普及・推進

農林水産省は、米飯を含む和食給食を普及・推進することとし、和食献立開発やセミナー開催、食育授業の実施等を支援。

政府備蓄米の無償交付

米飯学校給食を増加させる場合に、回数の対前年度純増分を対象に政府備蓄米を無償交付。



「米・米粉消費拡大プロジェクト」にて、授業用ティキストを作成し、学校関係者・教育関係者に配布

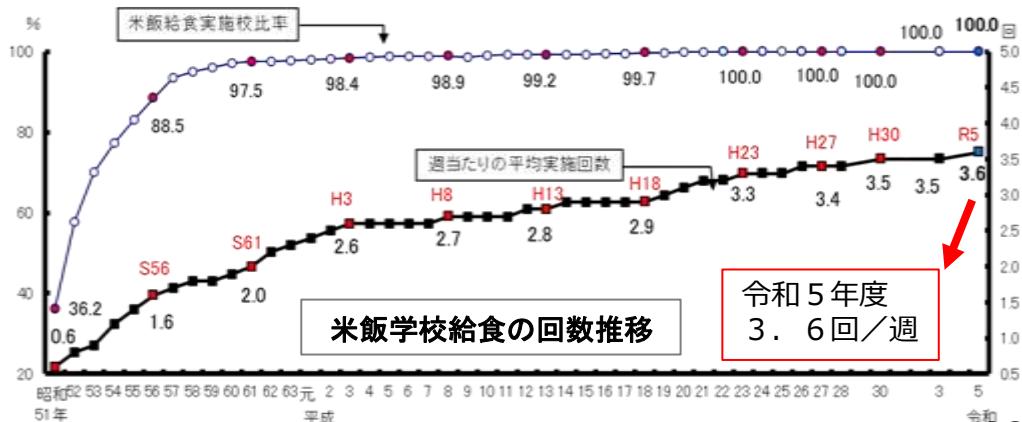
米飯給食の着実な実施に向けた取組

米飯給食の着実な実施に向けた取組 (令和6年度食育白書令和7年6月10日公表) (抜粋)

米飯給食は、子供が伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を身に付けることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めること等の教育的意義を持つものです。令和5（2023）年度には、完全給食を実施している学校の100%に当たる28,900校で米飯給食が実施されており、およそ911万人が米飯給食を食べています。また、週当たりの米飯給食の回数は3.6回となっています。

農林水産省では、次世代の米消費の主体となる子供たちに、米飯を中心とした「日本型食生活※」を受け継いでもらうため、米飯給食のより一層の推進を図っています。令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度に引き続き米飯給食の拡大に向けた取組への支援として、各学校が米飯給食の実施回数を増加させる場合に、政府備蓄米の無償交付を実施しました。

※ ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活



多面的な情報発信①（ホームページ、各種SNS及びYouTube）

- 平成30年10月から米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょ！」運動を開始。
- ホームページ、各種SNS及びYouTubeにより、米に関するイベントや季節食、産地情報などを定期的に発信。

ホームページ

お米をもっと身近に感じていただけるような情報を発信



各種SNS (Instagram・Facebook・X)

郷土料理や季節・行事にちなんだごはんレシピ、お米の炊飯方法等を紹介。



ドライカレー



宮崎県の郷土料理 冷や汁



ポリ袋を使った炊飯方法

YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF (バズマフ)」「maffchannel (マフチャンネル)」

今年の猛暑と お米の食べ方について



今年の猛暑とお米の食べ方について
家庭内炊飯調整をお米マイスターが解説



米担当、おにぎりのポスター MODELできる説。おむすびの日



巨大おにぎり



ライスバーガー^{（東京ガスコラボ）}

多面的な情報発信②（政府広報や他の行政施策との連携）

- 内閣府政府広報室と連携して「米の消費拡大」に関する広報を実施。
- 朝食欠食改善や朝ごはん啓発のため、食品事業者等と連携し「めざましごはん」キャンペーンを実施。
- 食文化の保護・継承の取り組み、食育活動支援と連携して、主食としての米の魅力や大切さを発信。

政府広報と連携した情報発信

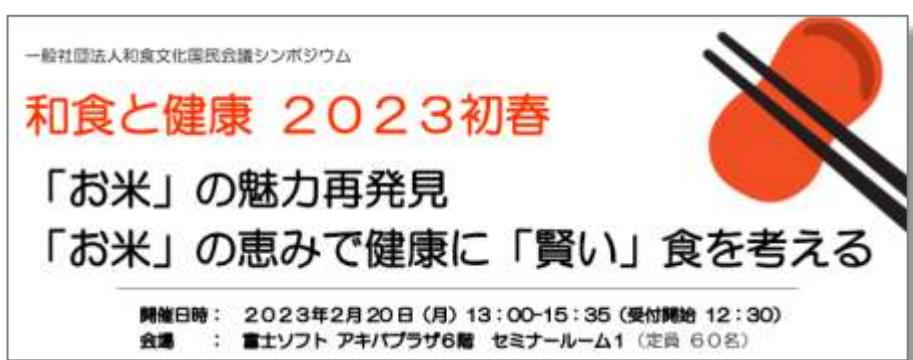


Smartnewsバナー広告
(R7年1月)



お米・ごはんに関わる方々の取組を
「やっぱりごはんでしょう！」内の特設サ
イトにて紹介。

「和食」の保護・継承における米の魅力発信



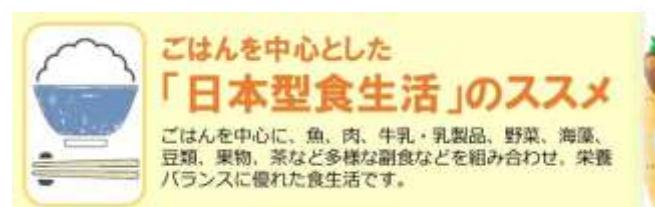
「めざましごはん」による食習慣の情報発信



岩のり：(株)日本海フーズ

食品関連事業者が朝ごはん商品群の販促可能ツールとして
「めざましごはん」ロゴマークを無償で使用許諾。「早寝早起
き朝ごはん」運動(文科省等)とも連携して食習慣の情報発信。

ごはん中心の「日本型食生活」の魅力発信



「日本型食生活」の実践等を促進するため、セミナー開
催等の地域実情に応じた食育関連の情報発信を支援。

※農林水産省「日本型食生活のススメ」
「令和4年度食育白書」から引用

多面的な情報発信③（展示会や刊行物における情報発信）

- 展示会出展、省内「消費者の部屋」展示等により、消費者と直接交流しつつ米や米食の魅力を発信。
- 書籍や雑誌などの出版物を通じて、幅広く多様な消費者に米や米食の魅力を発信。

展示会出展、「消費者の部屋」での展示等



2025年8/6,7のこども霞が関見学デーにて『お米・米粉の展示』を開催。期間中、事前予約制で開催したミニワークショップには、小泉大臣も参加し、こどもたちと一緒に脱穀体験や米粉のまぜまぜ実験を行った。



『ifia』お米と腸と健康に関するパネル展示を実施。
2025年5/21～23 東京ビッグサイト

『GOOD LIFE フェア 2024』
2024年10/25～27
東京ビッグサイト

大阪・関西万博でのステージ出展



大阪・関西万博2025年6/12 EXPOメッセ「WASSE」の農林水産省「RELAY THE FOOD—未来につなぐ食と風土」の展示内にて、「未来につなぐお米の魅力」と題し、お米についてのセミナー・ワークショップを開催した。



2023年4/12発行
日本食糧新聞社

2023年8/1発行
商経アドバイス社

2023年9/25発行
NHK出版社

2023年11月号
「月刊コロンブス」
東方通信社

万博でコメの魅力語る
読み販食の有効性を強調

2025年7月10日
商経アドバイス

SNSを活用して米の消費拡大を促進する!!

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

省力栽培技術の導入

直播栽培

育苗・田植えを省略。
直播栽培に適した水管理と雑草管理ができれば、労力削減とコスト低減につながる。



高密度播種苗栽培

育苗箱数・床土使用量を減らせるため、資材費の低減が可能。
田植機への苗供給も少なく省力的。



肥料の節約

- 育苗箱全量施肥：緩効性肥料を育苗箱に施用することで、追肥を省略でき、肥料減・省力化を図る。
- 流し込み施肥：肥料を水口から流し込むことで、追肥作業を省力化。

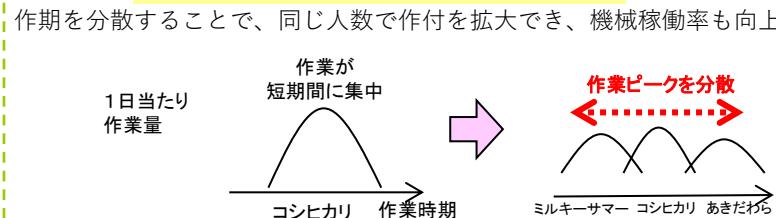
大規模経営に適合した品種

多収品種

多収品種による增收で、60kg当たりのコストを低減。

- (品種例)
・つきあかり
・にじのきらめき

作期の異なる品種の組み合わせ



- 生産コスト削減に活用可能な技術をまとめた「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」を作成し、公開しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/inasaku_catalog.html（「稲作技術カタログ」で検索！）

担い手への農地集積・集約等

● 担い手への農地集積率 7割 (2030年度)

- ・分散錯園の解消
- ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業機械の低価格化

- ・全農では、農業者のニーズを踏まえて機能を絞り込んだ仕様を決定し、最も高い要求を満たした農機メーカーから農機を共同購入。
- ・基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開



肥料コストの低減

- ・土壤診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・化学肥料から鶏糞等への転換
- ・共同購入、大口購入による価格交渉
- ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



合理的な農薬使用

- ・発生予察による効果的かつ効率的防除
- ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
⇒ 化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用



生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

【令和8年度予算概算要求額 1,278（64）百万円】

＜対策のポイント＞

担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稻作農業の体质強化を図るために、生産コストの低減に対する意識を醸成した上で、多収品種の導入やスマート農業技術の導入等の革新的な技術の導入が急務となることから、米の超低成本生産の実現に向けた取組・新技術の検証や、大規模化等に伴う労働力不足への対応策ともなる水稻直播栽培への挑戦を支援します。

＜事業の内容＞

1. 稲作の超低成本生産確立事業（964百万）

稻作の大幅なコスト低減を目指すため、産地全体で取り組む経営分析や、革新的な技術の実証等の取組を総合的に支援します。

① 地域広がり支援タイプ

サービス事業体等による作業委託や作期分散など、産地全体で生産コストの低減に向けた経営分析や技術実証等を行う取組を支援。

② 新技術現地検証タイプ

革新的な新技術にチャレンジする農業者の経営分析や技術実証等の取組を支援するとともに、これらの成果を収集・分析する取組や、実需との情報交換会の開催等の取組を支援。

2. 水稻直播栽培導入促進事業（300百万）

1 経営体の作付面積の増加が見込まれる中で、春作業を大幅に省力化できるものの、取組が限定的となっている直播への挑戦を支援します。

① 直播栽培導入検証支援

専用機器を導入することなく、直播栽培の導入を推進するため、試験的に播種作業を外部委託等するために必要な経費を支援。

② 共同利用機器等導入支援

機械の共同利用やサービス事業体等による取組を促進するため、播種機や鎮圧機等の専用機器の導入に必要な経費を支援。

3. 米の低成本生産に資する技術開発（292百万の内数）

稻作の大幅なコスト低減を実現する節水型乾田直播や再生二期作等の基礎的な栽培要件を確立するための試験やマニュアル化、環境への影響を検証するための経費を支援。

4. 水稻の多収品種の普及に向けた理解醸成・行動変容推進（14百万）

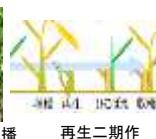
水稻の多収品種に関する先進的かつ模範的な栽培方法の生産者及び消費者等の理解醸成に向けた取組を支援

＜事業のイメージ＞

【稻作の超低成本生産確立事業】



- ① 今後の産地形成の実現に向けた経営分析等を支援



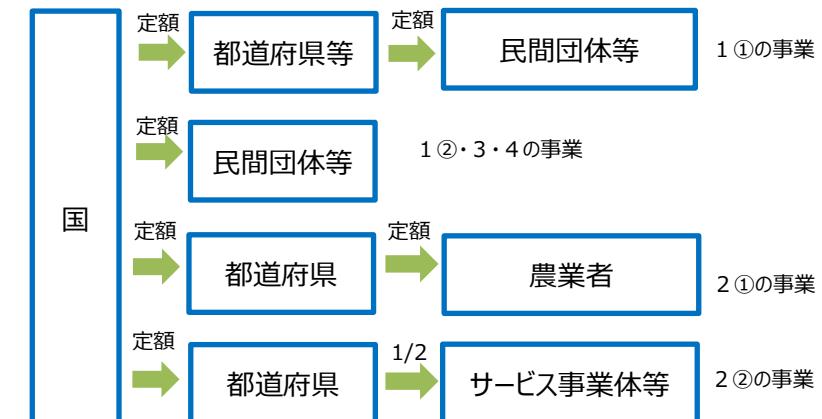
- ② 革新的な新技術導入に向けた取組を支援

【水稻直播栽培導入促進事業】



- 今後、規模拡大が見込まれる農業者の試験的な取組やサービス事業体等の機器導入を支援

＜事業の流れ＞



米の生産コスト低減に向けた取組について（令和5年度実証事業）

令和5年度『稻作農業の体质強化に向けた超低コスト产地育成事業』取組事例

- 事業実施主体：愛知県米トータル生産コスト低減対策協議会
(県、4市町村、JA、農業者(5経営体)等)
●水稻作付面積：148ha (R5年度)

コスト低減効果：R2年度 14,082円/60kg
⇒ **R5年度 11,019円/60kg (▲3,063円/60kg)**

- 主な取組内容【R5年度】(取組2年目)

技術実証に係る取組

『V溝直播+止水板+水位センサー+自動給水装置』
⇒育苗時間削減、作期分散による生産性向上、
水管理見回り回数減少による労働費の削減
(慣行：3.9回/週 ⇒ 設置後：1.7回/週)



『AgriLook (生育予測診断システム) +衛星画像診断』による適所施肥
⇒生育不良圃場の把握により、追肥ほ場では、単収が向上
コシヒカリ 追肥なし：466kg/10a、追肥あり：528kg/10a
あいちのかおり 追肥なし：565kg/10a、追肥あり：640kg/10a



生産コスト分析、人材育成に係る取組

- コンサルタントによる
 - ✓ コスト・経営分析
 - ✓ コスト低減・経営改善指導研修
- } 生産者の
コスト意識向上

生産コスト低減の検討、成果普及に係る取組

低コスト生産のための改善検討会の開催、取組成果報告会の開催



米の生産コスト低減により、

- 主食用米の米価変動に耐え得る生産
- 輸出等の新市場開拓用米の可能性を拡大

- 事業実施主体：佐賀県米生産コスト低減対策協議会
(県、3市町、農業者(5経営体)等)
●水稻作付面積：73ha (R5年度) ※中山間地を含む

コスト低減効果：R4年度 13,294円/60kg
⇒ **R5年度 12,313円/60kg (▲981円/60kg)**

- 主な取組内容【R5年度】(取組1年目)

技術実証に係る取組

『ドローン播種』

⇒種まき、育苗、苗移動、田植え時間の削減
(慣行：228分/10a ⇒ 実施後：55分/10a)



『水位センサー』

⇒田植え前水管理、田植え後水管理時間の削減
(慣行：150分/10a ⇒ 実施後：37.5分/10a)

『ラジコン草刈機』

⇒堤、畦畔の草刈り時間の削減
(慣行：40分 ⇒ 実施後：28分)



『ロボットトラクター』

⇒トラクター作業時間の削減
(慣行：90分/10a ⇒ 実施後：45分/10a)

生産コスト分析、人材育成に係る取組

- コンサルタントによる
 - ✓ コスト・経営分析
 - ✓ コスト低減・経営改善指導研修
- } 生産者の
コスト意識向上

生産コスト分析、人材育成に係る取組

- コンサルタントによる
 - ✓ コスト・経営分析
 - ✓ コスト低減・経営改善指導研修
- } 生産者の
コスト意識向上

生産コスト低減の検討、成果普及に係る取組

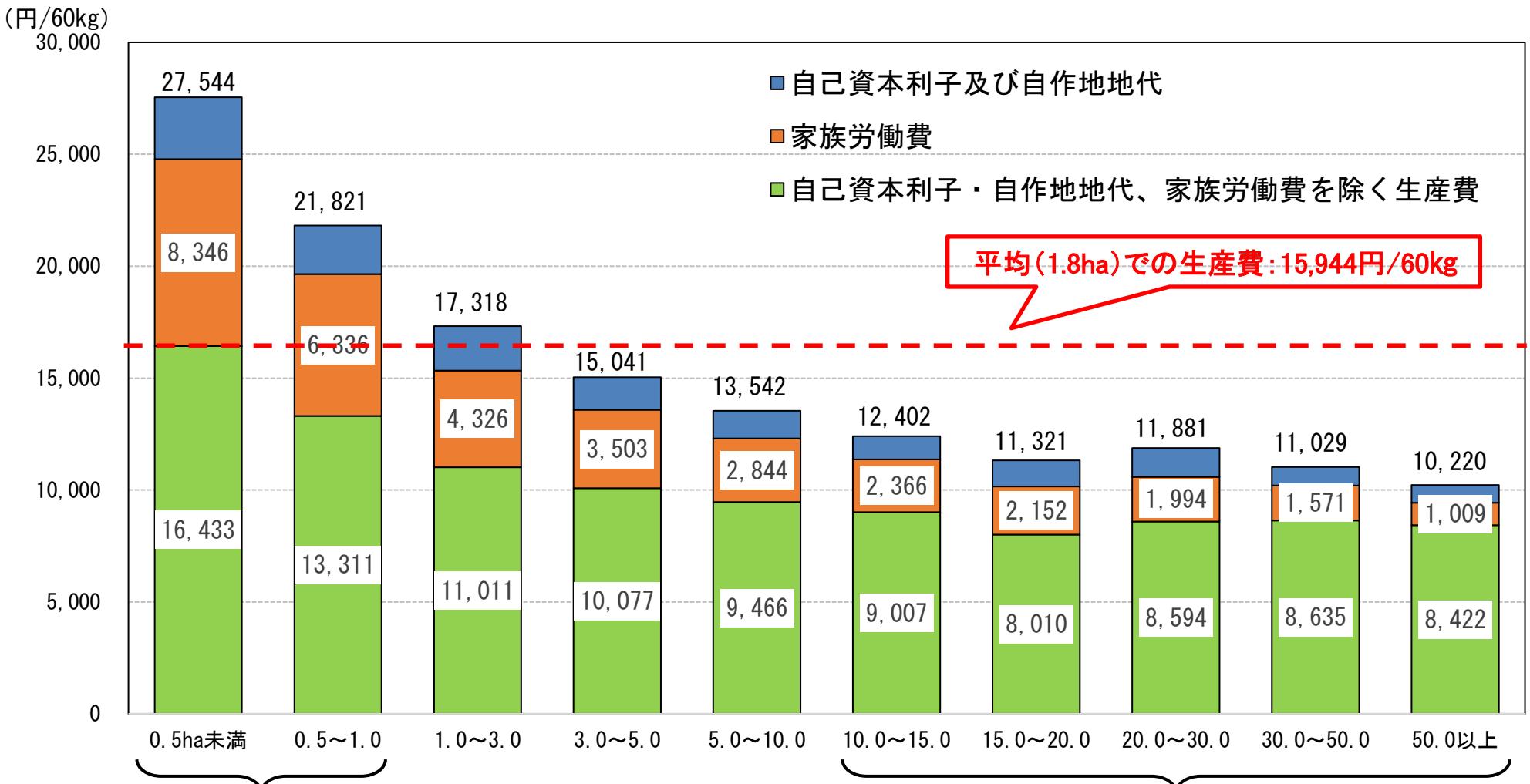
低コスト生産のための改善検討会の開催、取組成果報告会の開催

■今後の課題

主食用米の生産を集約し、他作物の生産を拡大

米の作付規模別60kg当たり生産費（令和5年産）

- 水稲は作付け規模により生産コストが減少していく典型的な作物である。
- 総作付面積が同規模であっても団地化等により、まとまって作付けすることで生産費の低減が見込まれる。



出典: 農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)、農業構造動態調査

注: 経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本・利子地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。 109

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数（平成25年～令和6年）

- 販売目的で水稻作付を行う農業経営体の総数は一貫して減少（平成25年 1,027千戸→令和6年 539千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農業経営体が4割超まで増加（平成25年 25.7%→令和6年 42.5%）。都府県では1ha未満農業経営体数が約2/3を占めるものの、5ha以上作付している農業経営体の数・割合が増加しており（平成25年 33千戸（3.2%）→令和6年 40千戸（7.4%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成25年	14 (100.0)	3 (24.3)	3 (18.6)	4 (31.4)	4 (25.7)	1,027 (100.0)	738 (71.8)	172 (16.7)	50 (4.9)	35 (3.4)	33 (3.2)
平成26年	14 (100.0)	3 (23.2)	3 (18.1)	4 (31.9)	4 (26.8)	997 (100.0)	707 (70.9)	171 (17.1)	51 (5.1)	34 (3.4)	35 (3.5)
平成27年	13 (100.0)	3 (23.1)	2 (15.6)	4 (31.4)	4 (29.9)	939 (100.0)	660 (70.3)	159 (16.9)	50 (5.3)	36 (3.8)	35 (3.7)
平成28年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (16.4)	4 (27.3)	4 (32.8)	876 (100.0)	599 (68.4)	153 (17.5)	51 (5.8)	34 (3.9)	39 (4.4)
平成29年	13 (100.0)	3 (22.2)	2 (13.5)	4 (31.7)	4 (32.5)	821 (100.0)	556 (67.7)	144 (17.5)	47 (5.7)	34 (4.2)	41 (5.0)
平成30年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (14.8)	4 (28.9)	4 (32.8)	793 (100.0)	531 (66.9)	141 (17.8)	46 (5.8)	34 (4.3)	42 (5.3)
平成31年 (令和元年)	12 (100.0)	3 (22.0)	2 (14.6)	4 (28.5)	4 (34.1)	766 (100.0)	507 (66.1)	138 (18.0)	44 (5.8)	34 (4.5)	43 (5.6)
令和2年	11 (100.0)	2 (19.6)	2 (14.2)	3 (29.3)	4 (37.0)	703 (100.0)	449 (63.9)	131 (18.7)	45 (6.5)	35 (4.9)	43 (6.0)
令和3年	10 (100.0)	2 (19.0)	1 (14.0)	3 (26.0)	4 (40.0)	644 (100.0)	410 (63.6)	121 (18.7)	41 (6.3)	31 (4.8)	42 (6.5)
令和4年	10 (100.0)	2 (20.0)	1 (13.7)	3 (27.4)	4 (40.0)	601 (100.0)	381 (63.4)	111 (18.4)	39 (6.4)	30 (4.9)	41 (6.8)
令和5年	9 (100.0)	2 (17.2)	1 (12.9)	3 (28.0)	4 (41.9)	567 (100.0)	358 (63.1)	105 (18.6)	36 (6.3)	28 (4.9)	40 (7.1)
令和6年	9 (100.0)	2 (17.2)	1 (11.5)	2 (27.6)	4 (42.5)	539 (100.0)	340 (63.0)	100 (18.6)	33 (6.1)	27 (5.0)	40 (7.4)

注：平成27、令和2年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

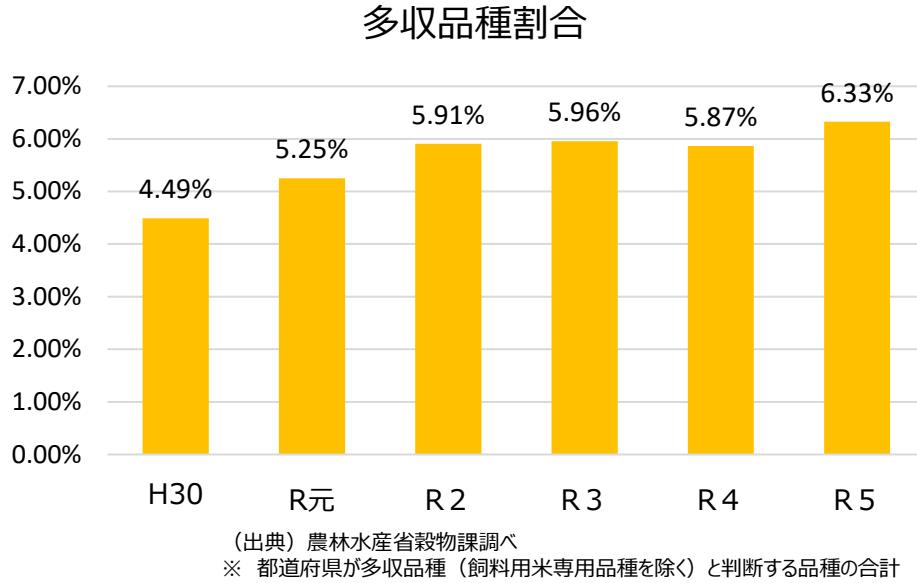
ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農業経営体数：千戸）

下段（割合）：

主食用米の主な多収品種

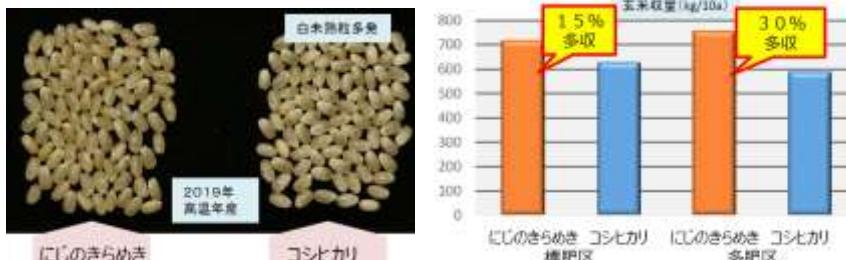
- 輸出用米、中食・外食用の需要が増加する中で、需要に応じた生産を推進するためには、高単収な多収品種を導入し、農家所得を確保することが重要。
- 多収品種は増加傾向にあり、令和5年産に占める多収品種の割合は6.3%となっている。



○ 多収品種の例

「にじのきらめき」

- ・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- ・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。
- ・既存の普及品種比10~30%増。



○ 主な多収品種

No.	品種名	数量 (令和5年産) (千トン)	上位3都道府県
1	天のつぶ	40.0	福島
2	にじのきらめき	29.4	茨城、新潟、群馬
3	あさひの夢	24.9	群馬、茨城
4	ゆきん子舞	22.6	新潟
5	つきあかり	21.3	新潟、宮城、福島
6	めんこいな	20.8	秋田
7	あきさかり	16.1	福井、徳島、岐阜
8	里山のつぶ	10.0	福島
9	ほしじるし	9.5	岐阜、栃木、三重
10	あきほなみ	9.3	鹿児島
11	えみまる	7.6	北海道
12	ちほみのり	7.3	秋田、福島、宮城
13	萌えみのり	7.1	宮城、秋田、岩手
14	風さやか	6.3	長野
15	ふくまる	5.9	茨城
16	あきだわら	5.6	富山、新潟、宮崎
17	み系358	5.5	宮崎
18	なつほのか	4.0	鹿児島
19	そらゆき	3.1	北海道
20	イクヒカリ	2.9	鹿児島

(出典) 農林水産省穀物課調べ

*1 都道府県が多収品種（飼料用専用品種を除く）と判断する品種のうち数量の多い上位20品種

*2 数量は、農産物検査の数量より推計

スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムについて

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立。現在、生産者、流通事業者、実需者、企業、消費者団体等、172会員が参加（令和6年11月30日現在）。
- 生産から消費に至るまでの情報を連携し、米の販売における付加価値向上等を図るための情報基盤の構築等について検討。
- 令和5年度において、情報連携のためのシステム（β版）を公開した他、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

趣旨

生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者や米関連事業者の所得向上を可能とする基盤をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を進める。

体制

(会長) 大坪 研一 新潟薬科大学 応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
(副会長) 飯塚 悅功 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会 理事長
 亀岡 孝治 信州大学社会基盤研究所特任教授、三重大学名誉教授、(一社)
 ALFAE 代表理事
 山崎 元裕 全国米穀販売事業共済協同組合 理事長
 藤井 晓 全国農業協同組合連合会 米穀部部長
 岩井 健次 株式会社イワイ 代表取締役
 金子 真人 株式会社金子商店 代表取締役社長
 説田 智三 日本生活協同組合連合会 農畜産部米穀グループ グループマネージャー
 千田 法久 千田みづほ株式会社 代表取締役社長
 中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
 夏目 智子 特定非営利活動法人ふあみりあネット 理事長
 藤代 尚武 日本知財標準株式会社 参与
 佛田 利弘 株式会社ぶった農産 代表取締役
 古谷 正三郎 全国稻作経営者会議 会長
 細田 浩之 (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会専務理事
 山本 貴暁 わらべや日洋食品株式会社 購買部次長

(敬称略)

(会員) 172企業・団体等（令和6年11月30日現在）

(事務局) 農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室

(共同事務局：公益財団法人流通経済研究所農業・環境・地域部門)

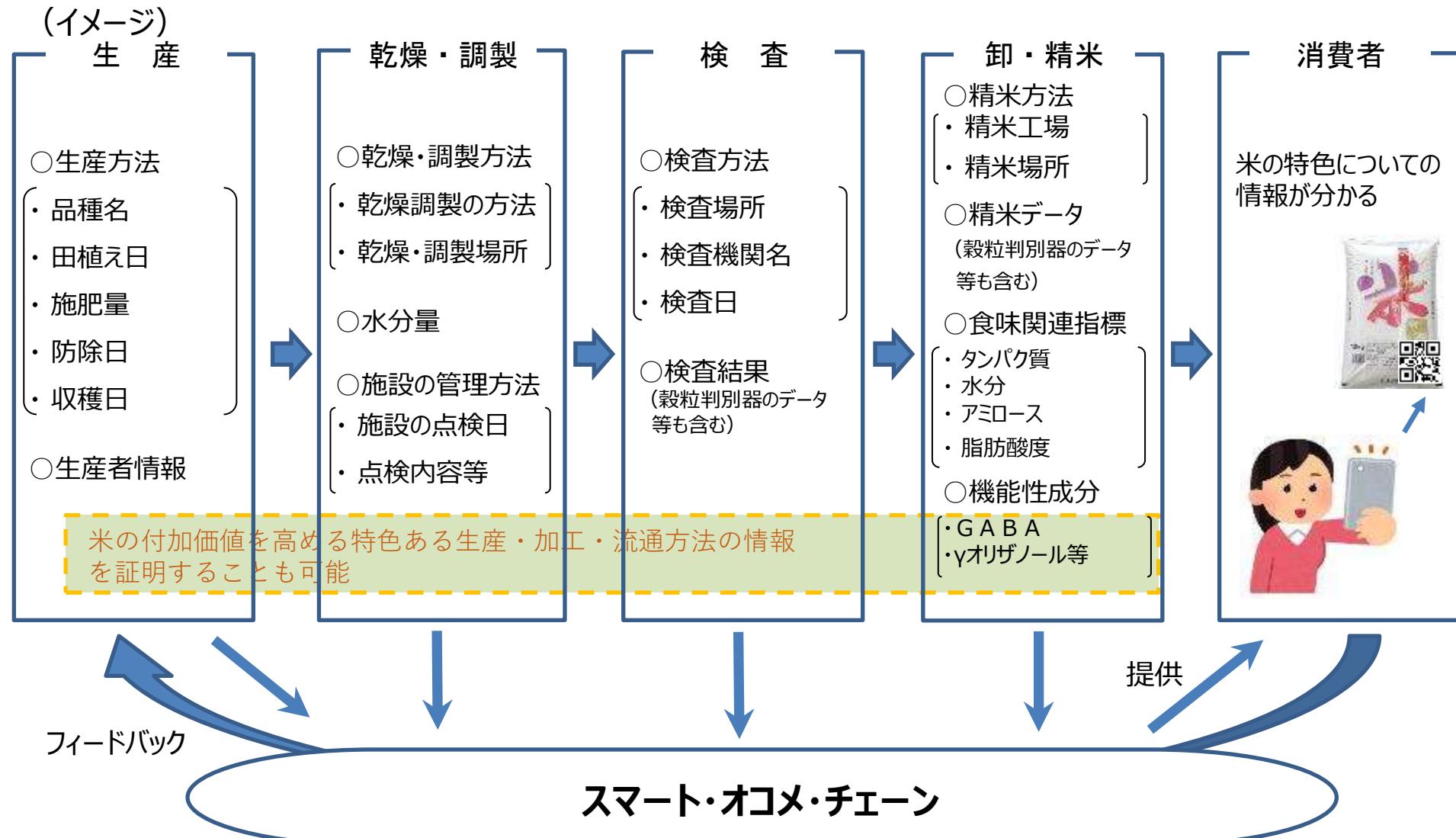
活動内容

- ・スマート・オコメ・チェーンの構築に向け、海外事例調査、ワークショップの開催、現場検証を通じたスマート・オコメ・チェーンの検討
- ・スマート・オコメ・チェーンで伝達される情報項目や表示方法等についての仕様の整理
- ・消費拡大・付加価値向上に資する消費者向け情報提供の内容、手法の検討（食味マップによる米の品質表現等）等

令和3年度	「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」設立（6月） スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム設立大会（8月） 講演会（精米事業者、食味の有識者、生産、流通、輸出） ※その他、各種調査、会員インタビュー等を実施
令和5年度	情報項目の標準化、輸出促進、品質伝達の観点から検討を実施 情報連携のためのシステム(β版)の公開、「フードチェーン情報公表農産物 JAS」に係る米の規格の制定

スマート・オコメ・チェーンによる生産から消費に至るまでの情報の連携と活用

- 生産・加工・流通方法の情報がサプライチェーンを通じて共有され、消費者に商品の特色を伝達。
- 国産品の国内外への供給拡大や付加価値を高めることにより農業者の所得向上につながるものとして期待。



米（玄米・精米）の物流合理化について

- 全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。
- また、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されることから、物流を持続可能なものとするため、パレット・フレコン規格の統一化、鉄道貨物などモーダルシフトを推進。

フレコン流通の取組（玄米物流）

- ・フレコンバッグは紙袋に比べて手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、その普及率は4割。



○ 農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定 (R2.6.30告示改正、R3.6.1施行)



○ 「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を実施

玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援（令和2～4年度）

配送リードタイムの改善（精米物流）

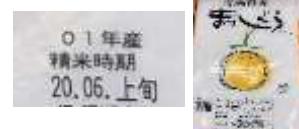
- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化。
- ・発注から納品までのリードタイム（発注後○日）や精米年月日から納品までのリードタイム（精米後○日）が短い。



○ 「精米年月旬（上／中／下旬）」表示の導入

食品表示基準改正（R2.3.27）により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能。

旬表示商品の例



○ 配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出

米卸団体（全農、全米販）が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出（R2.3）。

○ 輸送効率の改善に向けた共同配送実証を実施

精米安定供給のための物流実態把握及び改善に関する実証事業（令和4年度）

モーダルシフトの取組

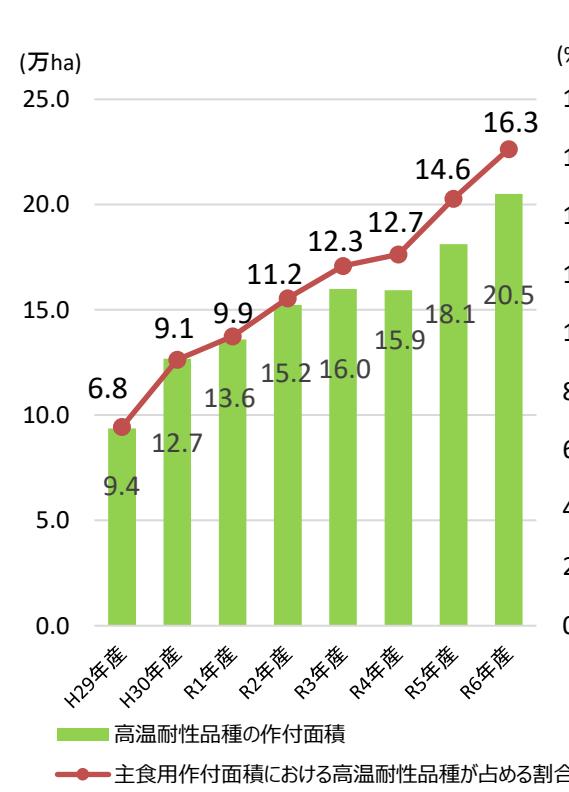
- ・全農においては、休日の運休列車を活用し、米などの専用の貨物列車「全農号」を青森→大阪間で運行。
- ・秋田・新潟・金沢などの途中駅で米などを積み込み、西日本・東海地区などの消費地へ輸送。
- ・12ftコンテナ100基分（500トン）の輸送をトラックから切替。

夏の高温・渴水の状況と対応について

- 令和6年は、年平均気温は全国的にかなり高く、特に東・西日本と沖縄・奄美で記録的な高温となった。
- このため、出穂期以降の高温による白未熟粒の発生などが懸念された各県においては、品質低下を防ぐための追肥や水管理・適期収穫等の対応を強化。加えて、一部地域では少雨による渴水のため、蓄水(※)や消雪用井戸の活用等も実施。
- 地球温暖化に伴い高温傾向が続くことが見込まれることから、高温耐性品種の拡大を進める必要。

※蓄水: 用水の受益地区をいくつかに区分し、区分した地区ごと、または圃場ごとに順番と時間を決めて、数日ごとに配水する方法。

【米の高温耐性品種の作付状況】



都道府県	高溫耐性品種が占める割合	主な高溫耐性品種	検査数量1位の主食用品種	都道府県	高溫耐性品種が占める割合	主な高溫耐性品種	検査数量1位の主食用品種
北海道	0.0	—	ななつぼし	滋賀	11.5	みずかがみ	コシヒカリ
青森	16.7	はれわたり	まっしぐら	京都	1.0	京式部	コシヒカリ
岩手	0.0	—	ひとめぼれ	大阪	17.0	きぬむすめ	ヒノヒカリ
宮城	9.2	つや姫	ひとめぼれ	兵庫	7.9	きぬむすめ	コシヒカリ
秋田	2.4	サキホコレ	あきたこまち	奈良	0.0	—	ヒノヒカリ
山形	30.0	つや姫	はえぬき	和歌山	35.4	きぬむすめ	きぬむすめ
福島	0.0	にじのきらめき	コシヒカリ	鳥取	39.3	きぬむすめ	きぬむすめ
茨城	6.5	にじのきらめき	コシヒカリ	島根	44.7	きぬむすめ	きぬむすめ
栃木	25.2	とちぎの星	コシヒカリ	岡山	24.7	きぬむすめ	アケボノ
群馬	6.0	にじのきらめき	あさひの夢	広島	18.7	あきさかり	コシヒカリ
埼玉	26.2	彩のきずな	彩のきずな	山口	18.7	きぬむすめ	コシヒカリ
千葉	32.5	ふさこがね	コシヒカリ	徳島	28.0	あきさかり	コシヒカリ
東京	0.0	—	—	香川	12.1	おいでまい	ヒノヒカリ
神奈川	8.1	てんごもり	はるみ	愛媛	18.7	にこまる	コシヒカリ
新潟	29.1	こしいぶき、新之助	コシヒカリ	高知	7.7	にこまる	コシヒカリ
富山	26.6	てんたかく、富富富	コシヒカリ	福岡	20.7	元気つくし	夢つくし
石川	33.8	ゆめみづほ、ひやまん穀	コシヒカリ	佐賀	56.3	さがびより	さがびより
福井	46.1	ハナエチゼン、いちほまれ	コシヒカリ	長崎	47.4	なつほのか、にこまる	にこまる
山梨	0.9	にじのきらめき	コシヒカリ	熊本	13.7	くまさんの輝き	ヒノヒカリ
長野	0.3	にじのきらめき	コシヒカリ	大分	23.9	なつほのか	ヒノヒカリ
岐阜	2.6	にじのきらめき	ハツシモ	宮崎	4.3	夏の笑み	コシヒカリ
静岡	33.0	きぬむすめ	コシヒカリ	鹿児島	6.0	なつほのか	ヒノヒカリ
愛知	1.9	あいちのこころ	あいちのかおり	沖縄	0.0	—	ひとめぼれ
三重	2.7	なついろ	コシヒカリ	全国	16.3		

出典：農林水産省農業環境対策課調べ

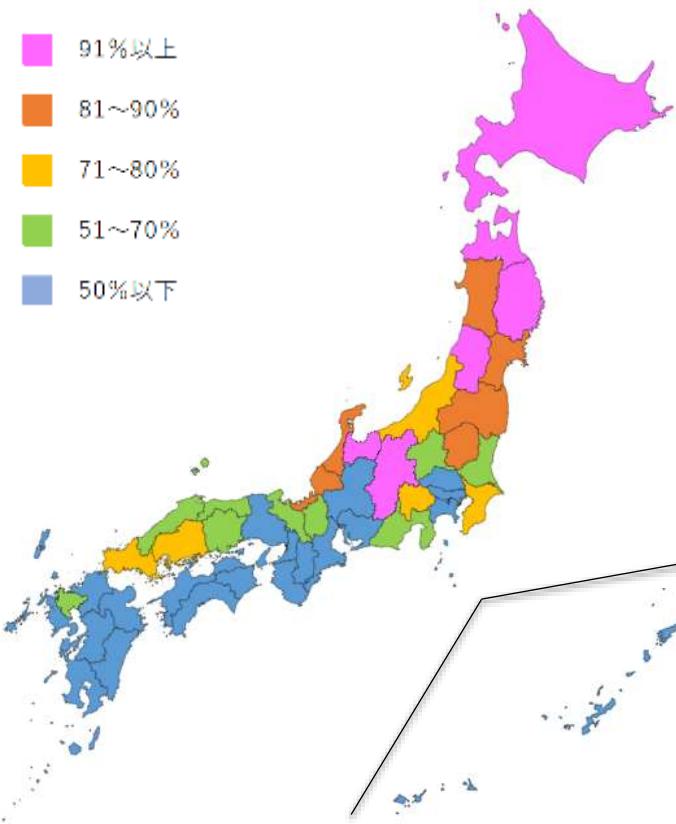
※1 高温耐性品種とは、高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種で、地球温暖化による影響に適応すること目的として導入された面積について、都道府県から報告があったものを取りまとめたもの。

※2 高温耐性品種の作付面積には推計値も含まれる。

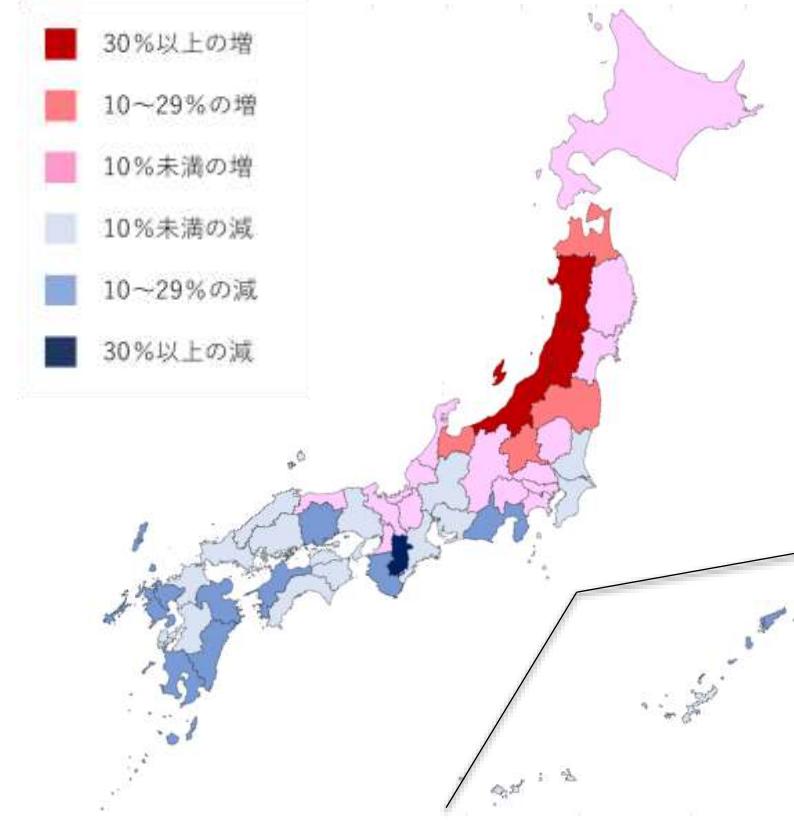
令和6年産水稻うるち玄米の1等比率及び前年産比較（3月31日現在）

- 水稻うるち玄米の3月31日現在の1等比率は、75.9%（過去5年平均75.1%）。
- 登熟期の高温による影響により3月末の1等比率が例年よりも低い状況にあった令和5年産に比べ、新潟県77.9%（対前年同期：+63.1%）、山形県92.8%（対前年同期：+49.6%）など22都道府県において、1等比率が増加している。

1等比率(6年産・3月末時点)



1等比率 5年産との比較(3月末時点)



令和6年産水稻うるち玄米 等級別検査数量 (令和7年3月31日現在)

(単位: %)

	等 級 比 率				1 等 比 率	
	1 等	2 等	3 等	規 格 外	前年同期	5力年平均 (R1-R5)
北海道	91.1	5.1	0.7	3.1	87.4	89.9
青森	93.7	5.8	0.4	0.1	70.2	87.8
岩手	94.9	4.5	0.4	0.2	92.1	95.0
宮城	89.8	7.8	0.8	1.6	83.9	86.7
秋田	88.7	8.6	1.3	1.4	53.8	81.9
山形	92.8	6.2	0.5	0.5	43.2	83.6
福島	88.1	10.8	0.7	0.3	76.0	89.3
茨城	55.4	37.9	6.0	0.7	56.1	73.9
栃木	86.1	10.6	2.5	0.7	84.2	91.7
群馬	68.7	24.4	6.7	0.2	57.6	82.7
埼玉	38.2	33.0	21.0	7.8	28.7	59.6
千葉	78.3	19.3	2.0	0.5	87.6	87.8
東京	0.8	6.7	80.8	11.7	-	-
神奈川	16.4	79.0	4.3	0.2	14.8	32.0
山梨	72.9	24.2	2.9	0.0	71.3	81.4
長野	93.1	5.9	0.7	0.2	91.8	95.0
静岡	59.3	32.1	8.0	0.6	76.3	79.7
新潟	77.9	19.3	1.6	1.2	14.8	54.9
富山	90.7	7.4	1.2	0.7	61.9	83.9
石川	88.0	9.9	1.6	0.5	80.3	85.8
福井	88.5	6.6	1.0	3.8	83.7	84.8
岐阜	47.1	46.3	4.6	2.0	56.5	63.5
愛知	37.4	39.1	21.6	1.9	39.4	53.7
三重	26.1	66.8	6.6	0.6	31.0	37.4

	等 級 比 率				1 等 比 率	
	1 等	2 等	3 等	規 格 外	前年同期	5力年平均 (R1-R5)
滋賀	53.3	42.4	4.0	0.3	51.5	63.3
京都	64.2	27.5	7.6	0.7	56.8	63.1
大阪	44.1	44.2	11.4	0.3	42.2	47.4
兵庫	37.6	52.5	9.1	0.7	44.0	50.5
奈良	26.5	67.2	6.0	0.3	87.5	87.9
和歌山	11.7	62.7	23.7	2.0	28.9	31.8
鳥取	51.0	44.9	3.6	0.4	45.7	52.7
島根	54.0	35.9	8.8	1.3	55.2	64.9
岡山	56.7	38.2	4.3	0.9	74.7	70.1
広島	78.2	18.3	3.1	0.5	85.0	85.4
山口	71.5	25.0	2.9	0.6	77.4	73.7
徳島	33.2	53.7	10.9	2.1	42.3	43.9
香川	19.5	67.7	12.6	0.1	22.8	22.9
愛媛	31.0	57.6	9.3	2.2	44.6	40.4
高知	14.6	68.2	14.2	3.0	18.7	17.8
福岡	19.8	64.9	8.9	6.4	25.8	22.9
佐賀	52.5	42.4	1.8	3.3	71.9	50.1
長崎	42.4	51.0	5.3	1.2	53.7	34.0
熊本	26.8	63.6	6.9	2.7	32.2	29.2
大分	37.7	46.3	14.9	1.1	56.2	50.9
宮崎	29.0	27.4	40.2	3.4	41.2	46.0
鹿児島	24.5	56.5	17.1	1.9	34.6	39.2
沖縄	45.8	32.8	18.6	2.8	51.1	52.7
全国	75.9	19.4	3.3	1.4	60.9	75.1

注 1) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実がないものを示している。

3) 「5力年平均」は、令和元年産から令和5年産の確定値による平均値。

夏の高温・渴水に対する農水省の対応

- 高温による農作物の影響軽減のため、高温対策に必要な機械・設備の導入、農業のインフラ整備等を支援。
- 水稲共済では、品質低下も補償する品質方式のほか、収穫量の減少を補償するその他の方式では、品質低下による規格外の被害粒も減収量に含める特例措置が存在。また、収入保険では気象災害特例を措置しており、災害等で収入が減少した年でも基準収入の8割まで補正。

【高温対策に必要な機械・設備等の支援】

○ 産地生産基盤パワーアップ事業: 110億円の内数【R6補正】

- ・高温対策に必要となる機械・設備の導入や堆肥施用による土づくりの実証等を支援(1/2以内、定額)



土づくりの実証



追肥ドローン



色彩選別機

○ 農業競争力強化基盤整備事業等: 678億円の内数【R7当初】

- ・揚水機場、貯水池整備等(1/2等)



貯水池整備

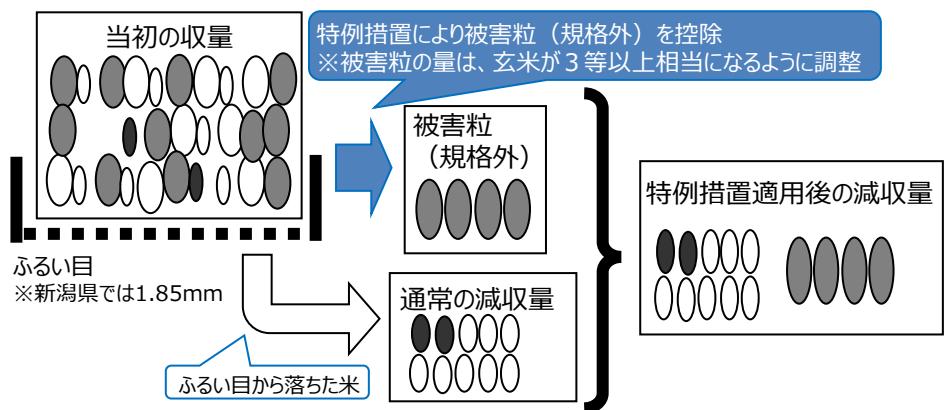
○ 災害復旧事業: 76億円の内数【R7当初】

- ・渴水等により深刻な水田のひび割れが発生した場合に、復旧を支援(1/2等)

【農業保険による支援】

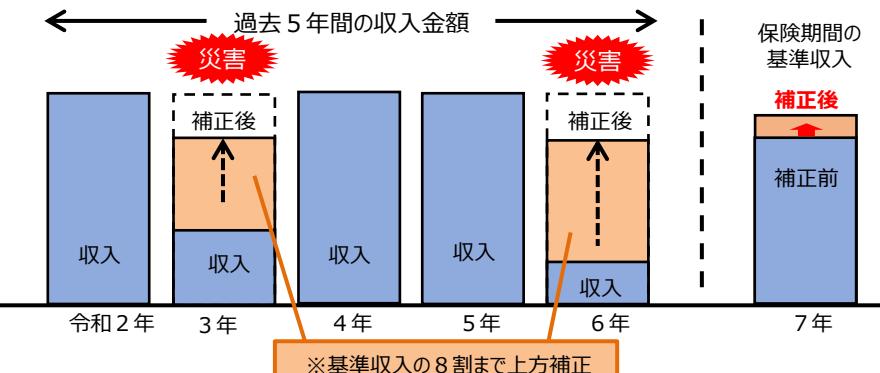
○ 水稲共済の損害評価の特例措置(農業共済組合からの申請による)

- ・品質低下による規格外の被害粒も減収量に含める



○ 収入保険に係る気象災害特例

- ・収入保険では気象災害特例を措置しており、災害等で収入が減少した年でも基準収入の8割まで補正

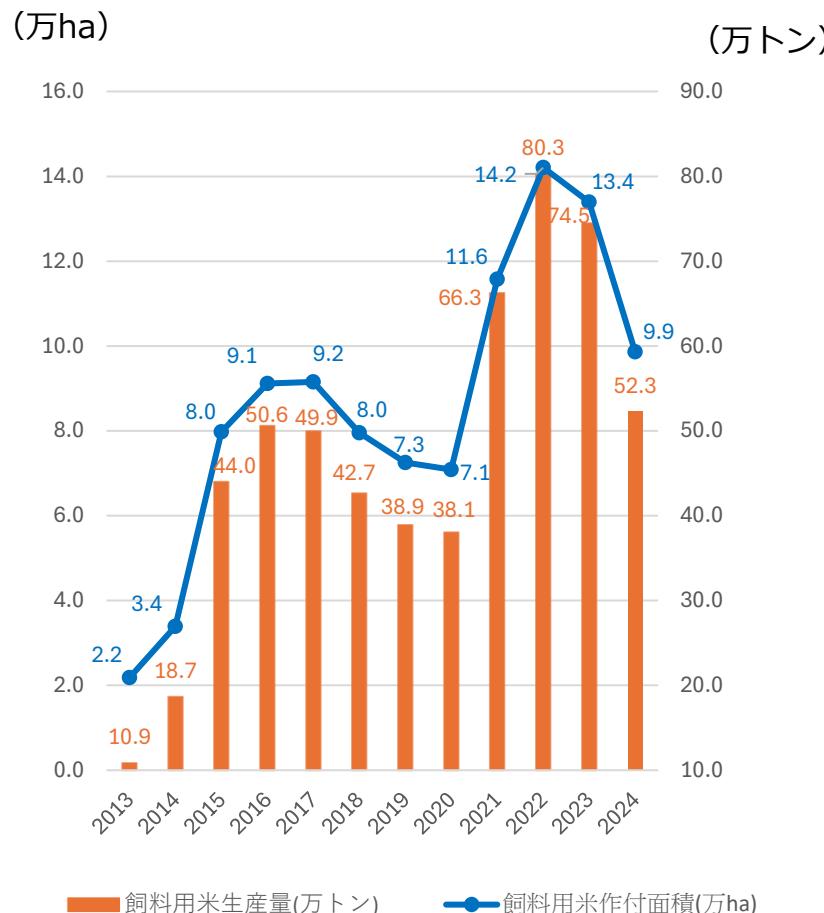


④ 新規需要米等の取組状況

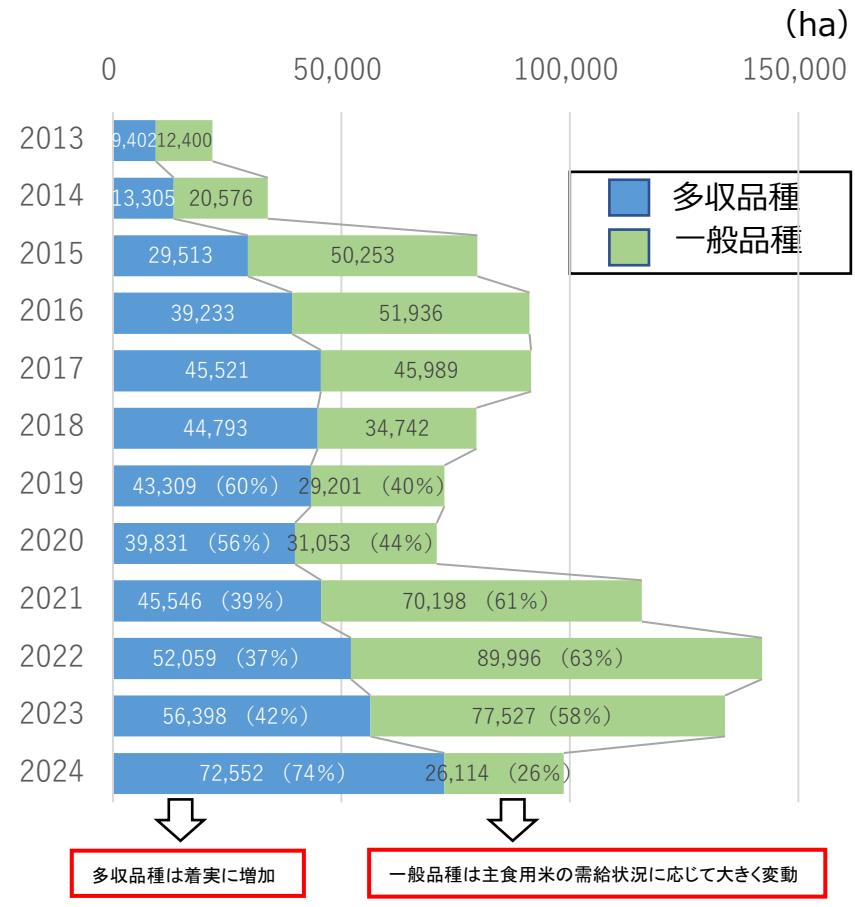
飼料用米の取組状況①

- 令和6年（2024年）産の飼料用米作付面積は9.9万haとなり、令和5年（2023年）産から3.5万ha減少。
- 飼料用米の作付面積に占める多収品種の割合は着実に増加してきているが、一般品種の割合は主食用米の需要状況に応じて大きく変動。

【飼料用米の作付・生産状況】



【飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合】



出典：農林水産省調べ。

出典：農林水産省調べ。「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の取組状況②

- 令和6年（2024年）産の飼料用米作付面積は9.9万haとなり、令和5年（2023年）産から3.5万ha減少。
- 飼料用米の生産の約5割が経営規模（全水稻の作付面積）が15ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1	11.6	14.2	13.4	9.9
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0	4.6	5.2	5.6	7.3
割 合	39%	37%	43%	50%	56%	60%	56%	39%	37%	42%	74%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3	9.1	11.3	10.8	9.1
割 合	80%	75%	80%	83%	88%	89%	89%	78%	80%	82%	92%
飼料用米生産量（万トン）	19	44	51	50	43	39	38	66	80	74	52

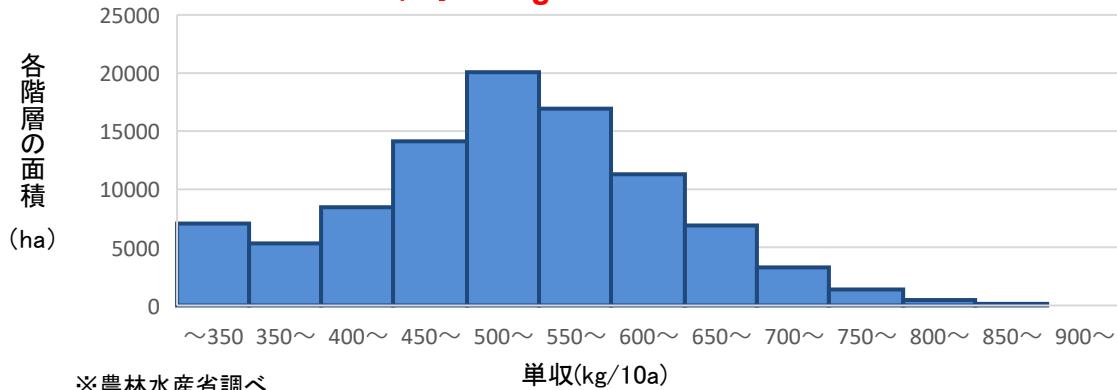
注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。

「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

○ 飼料用米の単収分布(令和6年産)

平均単収: 526kg/10a

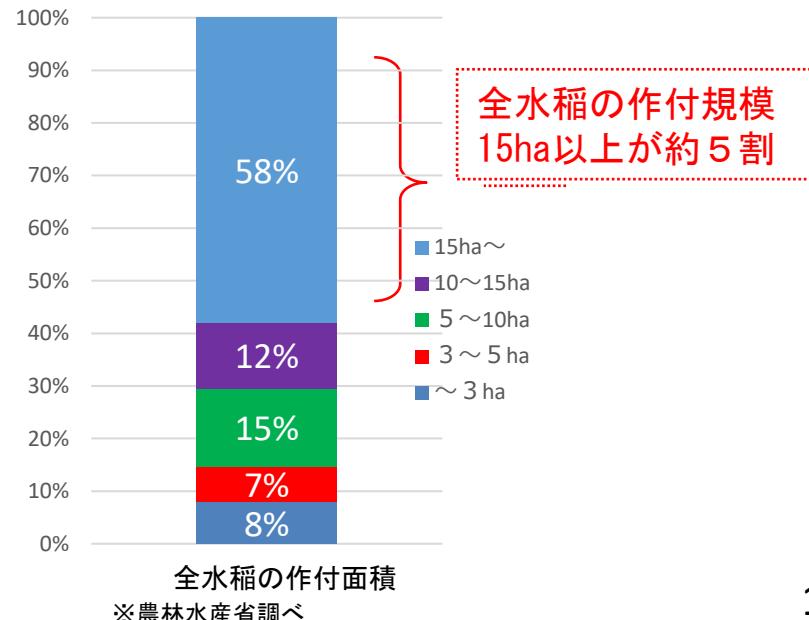
平均 526kg /10a



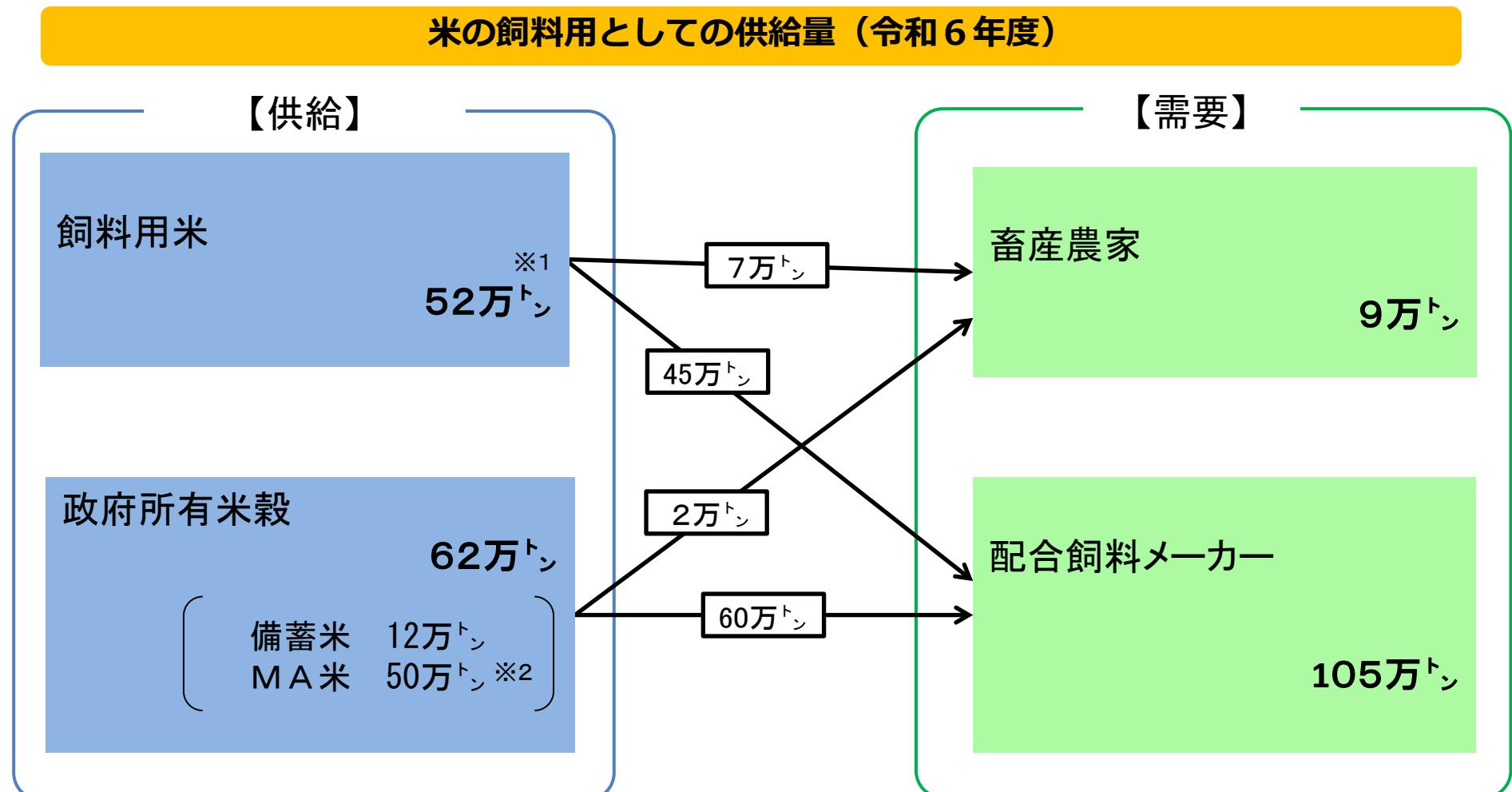
【参考】単収の推移

	H28年産	H29年産	H30年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産
水稻平年単収	531	532	532	533	535	535	536	536	537
水稻平均単収	544	534	529	528	531	539	536	533	540
飼料用米平均単収	558	549	538	539	539	575	568	552	526

○ 飼料用米生産者の経営規模(全水稻の作付面積)別分布状況(令和6年産)



- 現状、飼料用に114万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。



※1：令和6年産の生産量

※2：数量は実トンベース

注：ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

令和6年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

単位:ha

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	5,303	397	7%	4,907	93%	632	12%	4,671	88%
青森	5,351	17	0%	5,334	100%	315	6%	5,036	94%
岩手	4,802	175	4%	4,627	96%	464	10%	4,338	90%
宮城	7,228	737	10%	6,491	90%	3,696	51%	3,532	49%
秋田	2,453	396	16%	2,057	84%	772	31%	1,681	69%
山形	4,663	415	9%	4,247	91%	533	11%	4,129	89%
福島	6,967	828	12%	6,140	88%	2,600	37%	4,367	63%
茨城	10,347	677	7%	9,670	93%	2,211	21%	8,136	79%
栃木	11,556	30	0%	11,526	100%	6,296	54%	5,260	46%
群馬	1,018	238	23%	781	77%	832	82%	187	18%
埼玉	2,073	322	16%	1,751	84%	618	30%	1,455	70%
千葉	6,642	441	7%	6,201	93%	676	10%	5,966	90%
東京	0								
神奈川	12	9	75%	3	25%	9	75%	3	25%
新潟	2,866	683	24%	2,183	76%	739	26%	2,127	74%
富山	1,914	33	2%	1,881	98%	561	29%	1,353	71%
石川	507	2	0%	506	100%	69	14%	439	86%
福井	1,531	146	10%	1,385	90%	181	12%	1,349	88%
山梨	18	3	17%	15	83%	5	28%	13	72%
長野	306	100	33%	206	67%	106	35%	200	65%
岐阜	2,777	752	27%	2,024	73%	1,388	50%	1,389	50%
静岡	774	5	1%	769	99%	25	3%	749	97%
愛知	1,309	609	47%	700	53%	771	59%	537	41%
三重	1,951	76	4%	1,875	96%	423	22%	1,528	78%

資料：農林水産省調べ

注1：東京都では飼料用米の作付けはない。

注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べて実の収量が多いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（知事特認品種）」である。

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	1,507	121	8%	1,386	92%	262	17%	1,245	83%
京都	119	0	0%	119	100%	7	6%	112	94%
大阪	6	5	85%	1	15%	6	93%	0	7%
兵庫	690	0	0%	690	100%	141	20%	549	80%
奈良	32	2	7%	30	93%	15	48%	17	52%
和歌山	2	1	23%	2	77%	1	23%	2	77%
鳥取	717	0	0%	717	100%	0	0%	717	100%
島根	735	0	0%	735	100%	29	4%	706	96%
岡山	1,143	193	17%	951	83%	278	24%	865	76%
広島	355	21	6%	335	94%	43	12%	312	88%
山口	999	0	0%	999	100%	59	6%	940	94%
徳島	621	149	24%	472	76%	167	27%	454	73%
香川	190	14	7%	176	93%	86	45%	104	55%
愛媛	326	38	12%	288	88%	63	19%	263	81%
高知	1,047	100	10%	948	90%	382	36%	666	64%
福岡	2,160	0	0%	2,160	100%	0	0%	2,160	100%
佐賀	709	0	0%	709	100%	60	8%	649	92%
長崎	122	5	4%	116	96%	43	35%	79	65%
熊本	1,392	12	1%	1,380	99%	60	4%	1,332	96%
大分	1,793	0	0%	1,793	100%	134	7%	1,659	93%
宮崎	886	6	1%	879	99%	90	10%	796	90%
鹿児島	745	56	8%	689	92%	263	35%	482	65%
沖縄	1	1	100%	0	0%	1	100%	0	0%
合計	98,666	7,814	8%	90,852	92%	26,114	26%	72,552	74%

配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

配合飼料工場の立地状況※1 (令和5年度)

企業数：57社
工場数：102工場

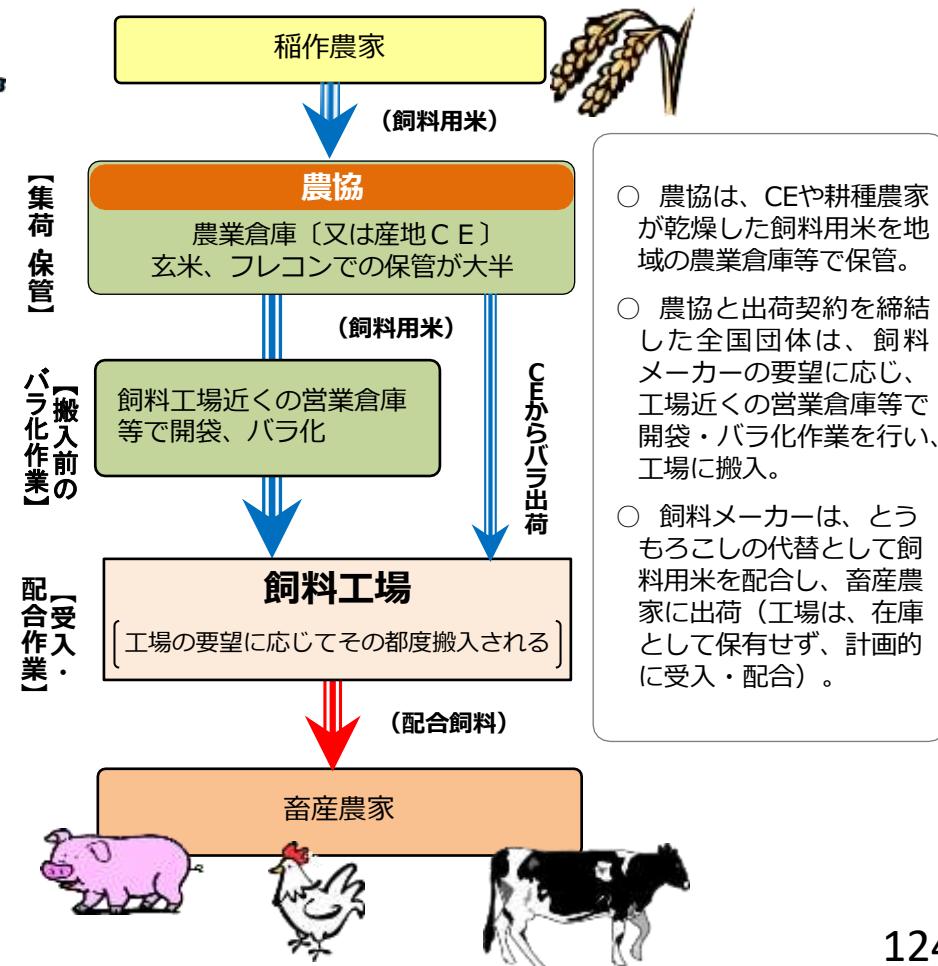
- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。
うち全国生産者団体系列の工場：20工場
 - 系列の工場のみ立地
 - 系列と系列以外の工場が立地
 - 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地



資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構「配合飼料産業調査」を基に作成

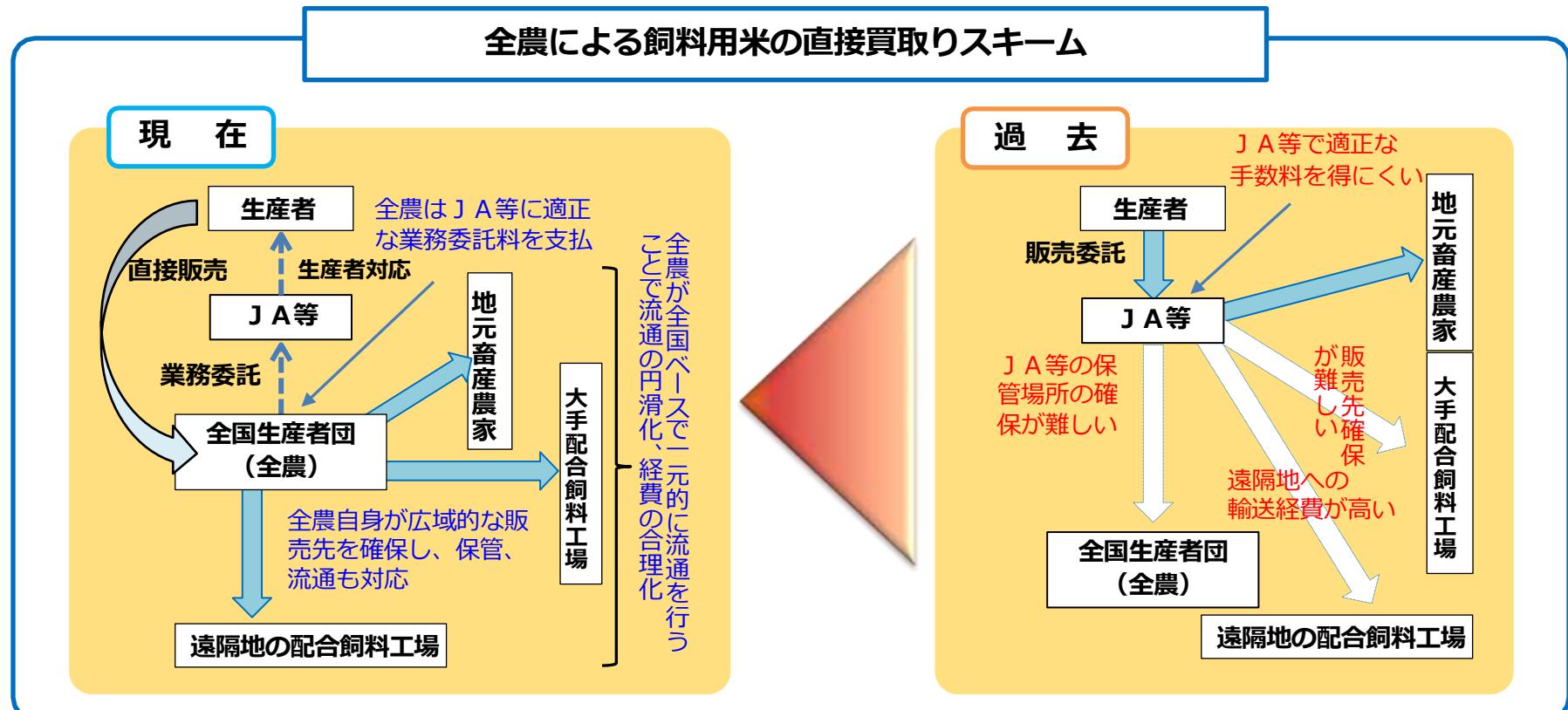
※1 本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



飼料用米の流通経費について（全国生産者団体による集荷・流通の場合）

- 全国生産者団体（全農）は、飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。
- 全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。



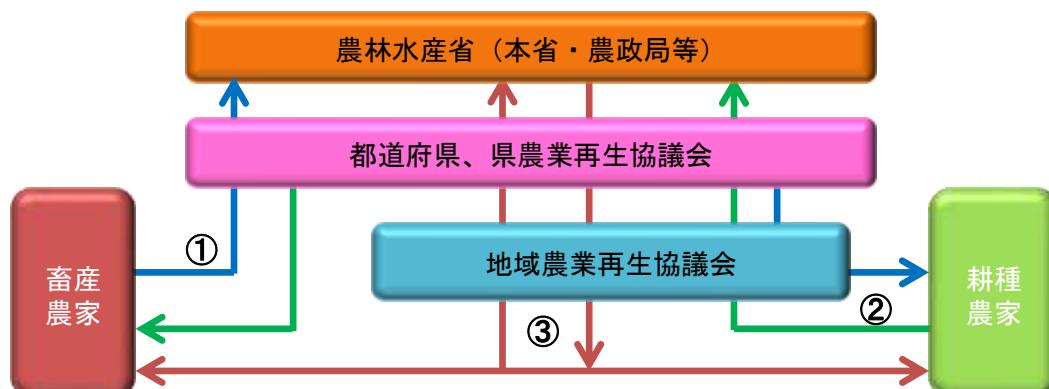
※ 農林水産省では、全国生産者団体（全農）が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」（平成21年11月5日農林水産省令第63号）を一部改正（平成26年11月公布、平成27年2月施行）

飼料用米の需要とマッチング

- 農林水産省では、畜産農家と耕種農家とのマッチングのため、新規需要の要望を調査しており、令和7年産の飼料用米について、畜産農家から約15,000トン（38件）の希望が寄せられている。
- 飼料用米の実需者からは、配合飼料の主原料であるトウモロコシと同等またはそれ以下の価格での供給、需要に応じた安定的な供給が求められている。

○ 畜産農家とのマッチング

- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側（地域再生協・耕種農家等）へ提供
- ② 地域（再生協）における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側（畜産農家等）へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



耕畜連携マッチングに 参加しませんか

◎ 耕畜連携マッチングとは

農林水産省では都道府県と連携し、飼料作物の耕種農家の供給と畜産農家の需要とを結び付けています。



参加するメリット

- ① 飼料作物の新たな供給先を見つけられます
- ② 畜産農家との直接契約により販売価格を決定できます
- ③ 堆肥の供給も受けることができます（希望制）
- ④ 飼料用とうもろこしを輸作体系に組み込むことで 土壌物理性が改善します

◎スケジュール（令和8年度産実績）

- | | |
|---------|-------------|
| ▼9月～10月 | 畜産農家等の需要量調査 |
| ▼11月～2月 | 耕種農家の作付意向調査 |
| ▼1月～6月 | マッチング |

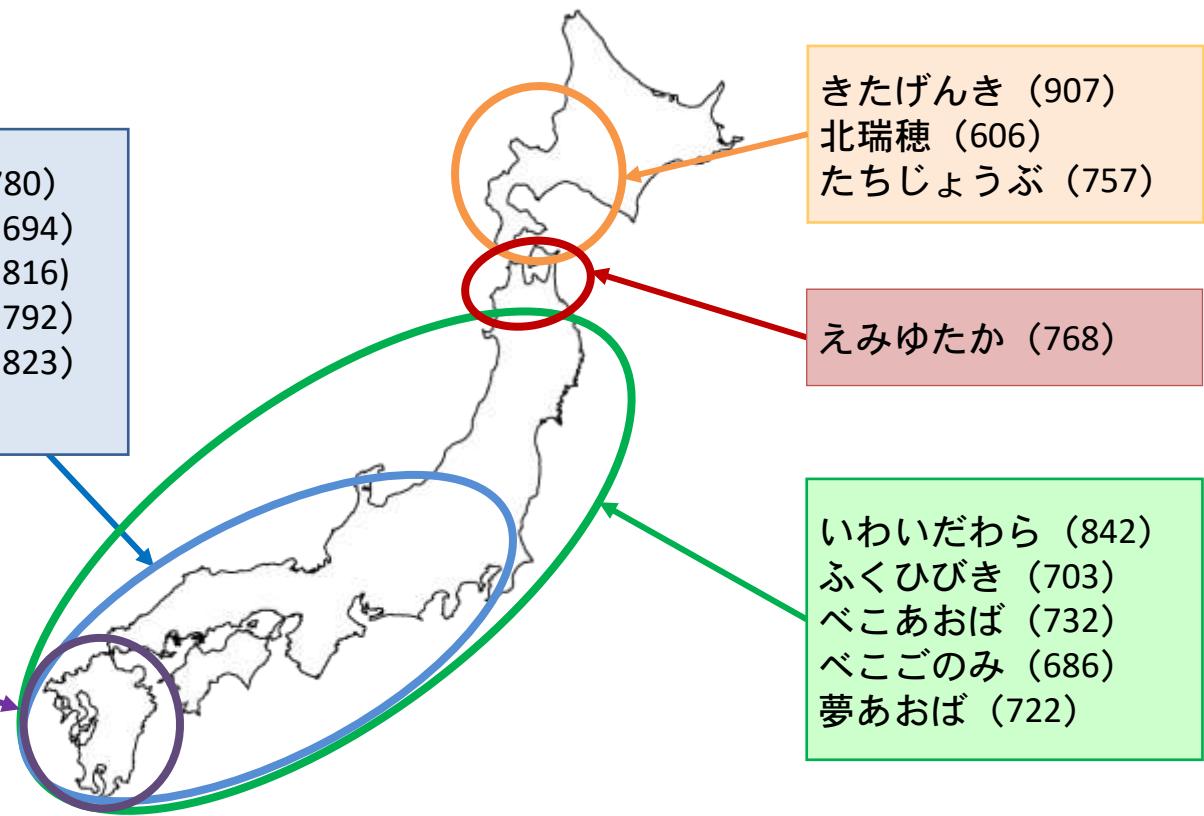
- 多収品種については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の3区分が設けられている。
 - ① 国の委託試験等によって育成され、子実の収量が多いことが確認された品種
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、国内の流通量に照らして主要ではない品種のうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）
 - ③ コシヒカリ環一号に①又は②を戻し交雑させて育成した品種

多収品種の栽培適地の分布

あきいいな (669)
亜細亜のかおり (759)
笑みたわわ (692)
オオナリ (762)
クサホナミ (669)
ふくのこ (644)

北陸193号 (780)
ホシアオバ (694)
みなちから (816)
もちだわら (792)
モミロマン (823)

ミズホチカラ (728)
モグモグあおば (724)



飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設（カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等）の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

● 強い農業づくり総合支援交付金(令和7年度予算概算決定額:120億円の内数)

稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

※ 単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。

例1:飼料用米のカントリー
エレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを
増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するため必要な保管・加工施設等の整備を支援。

※ 長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。

例:TMRセンターに飼料用米
保管タンクを増設



● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(令和6年度補正(所要額):319億円の内数) (畜産クラスター事業)

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、施設整備等を支援。

例:米粉碎機、飼料保管タンク、混合機等の導入



飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

日本の米育ち 平田牧場金華豚・三元豚

- 事業者名:株式会社平田牧場
(山形県酒田市みずほ2丁目)
- 畜産物販売:ネット通販、直営店等
- ブランドの概要

飼料用米を活用した畜産物ブランド化の先駆者として日本最大規模を誇る。大学、研究機関等と連携し、飼料設計や給与技術の改善、肉質向上に取組み、全ての豚が飼料用米を活用(肥育前期15%、後期30%)また、生産・流通・販売まで一貫して行うことで、収益性の高い高付加価値化を図っている。



日本のこめ豚、米っこ桃豚

- 事業者名:ポークランドグループ
(秋田県鹿角郡小坂町)
- 畜産物販売:ネット通販、スーパー等
- ブランドの概要

「農業で幸せになろう」を合言葉に、畜産を中心とした循環型農業を推進。地元産の飼料用米を使用した豚肉を「日本のこめ豚」として全国に販売、また県内のスーパーでは「米っこ桃豚」として販売している。飼養する全ての豚に離乳後から10%、肥育後期には30%の飼料用米を与えている。



オクノの玉子

- 事業者名:株式会社オクノ(兵庫県加古川市八幡町)
- 畜産物販売:ネット通販、直売所、ホテル等
- ブランドの概要

飼料用米のほか、釧路産サンマ魚粉や赤穂の塩など、厳選した国産原料を自家配合して給与。実需者とは直接契約で年間固定価格で安定取引。ホテル等で定期開催される産直マルシェをプロデュースし、オクノの玉子の素材へのこだわりをPRしている。
飼料用米の配合割合は30%。



エムケイさんちのお米豚

- 事業者名:有限会社エムケイ商事
(宮崎県都城市神之山町)
- 畜産物販売:スーパー、ネット通販等
- ブランドの概要

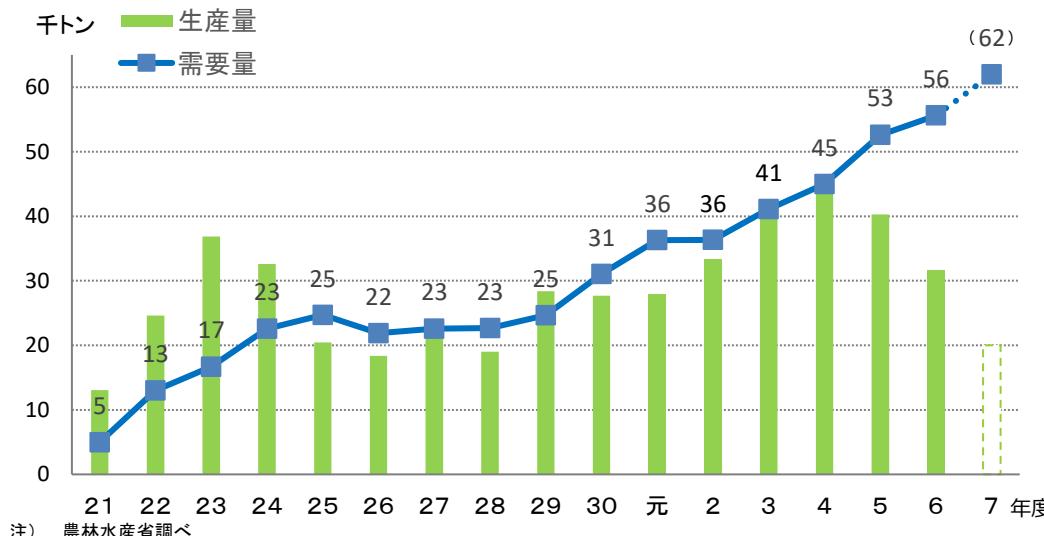
宮崎県都城市を中心とした南九州で収穫された国産飼料用米を主に使用し、集荷・検査・保管、配合飼料メーカーへの輸送・製造、直営農場での豚への給餌まで、一貫した管理体制を実施。「楽天市場ふるさと納税人気お礼の品」2019年年間ランキングで第4位を獲得。
飼料用米の給餌割合は20%。



米粉用米の状況

- 米粉の需要は平成29年度まで2万トン程度で推移していたが、平成30年以降、グルテンフリーなどの食スタイルが注目され、消費者・需要者において米粉ニーズが高まってきたことや、米粉に適した品種の利用が拡大したことで需要は増加傾向へと転換。
- 更に、製粉メーカー等における米粉の特徴を生かした商品開発や規模拡大等の取組、国による米粉・米粉製品の需要創出・利用促進に向けた支援対策等により、消費者への米粉の認知度や米粉・米粉製品の購入環境が大きく改善したことで米粉の需要量は近年加速化。（H30年度：3.1万トン→R6年度：5.6万トン）

米粉用米の生産量・需要量の推移



製粉コストの状況

(kgあたり)

	原料価格	製粉コスト	販売価格
米粉	50~70円程度	100~300円程度	150~370円程度
小麦粉	60~75円程度	70円程度	140~150円程度

注1) 米粉原料価格は企業購入価格(平均値)であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注2) 米粉販売価格は大手企業から聞き取った業務用価格(令和6年度)。

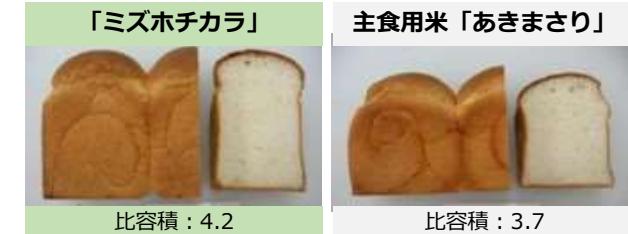
注3) 小麦粉の原料価格等は令和5年度の数値。

米粉に適した品種の利用拡大

ミズホチカラ (2011年3月品種登録)

製粉時のデンプン損傷が少ないため膨らみやすく、主食用品種に比べ2割以上の增收が期待できるパンに適した品種。

米粉パンの形状比較



米粉用米の生産量に占める専用品種の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
10	11	11	13	15

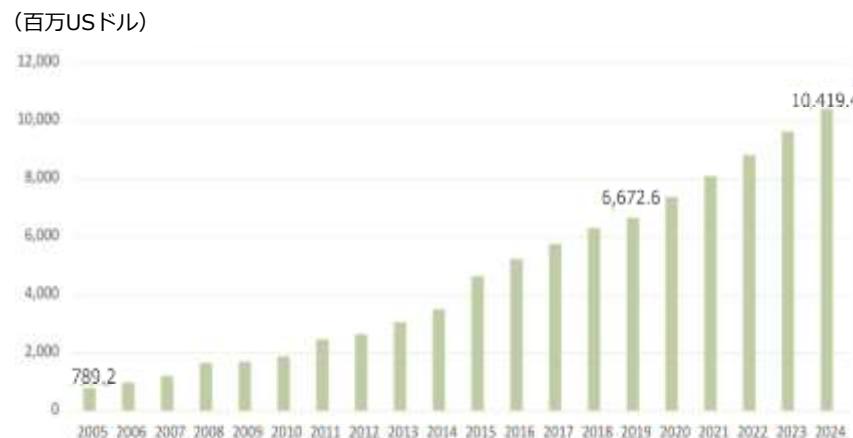
【参考】

製造規模や製品の販売ロット（製造施設の稼働率や輸送費に影響）による米粉の製粉コスト等

- 製造量が年間約300トン以上の製粉企業
 - ・大口ロット（フレコン／10トン単位）：100円/kg程度
 - ・小口ロット（紙袋／1トン未満）：300円/kg程度
- 製造量が年間約300トン未満の製粉企業
 - ・大口ロット（フレコン／1トン単位）：250円/kg程度
 - ・小口ロット（紙袋／30 kg単位）：480円/kg程度

世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2024年には約100億USドルに達する見込み



図：世界のグルテンフリー市場

注：2020年以降は予測値
出所：Euromonitor Dataを基にJFOODOにて作図

米粉によるグルテンフリー市場の取り込みに向けて

- グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1 ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始
- また、令和3年6月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」の認証を開始

米粉等需給安定・利用促進対策事業

令和8年度概算要求額 130百万円（前年度－）

＜対策のポイント＞

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の需要創出・利用促進**を図るため、**新商品開発、情報発信、製粉企業の規模拡大の取組等**を支援するとともに、原料米の安定供給に向けた**複数年契約の取組**にかかる経費を支援します。

＜事業目標＞

- 米粉の需要量の増加（5.3万t→13万t [令和5年度→令和12年度まで]）
- 米粉用米等の安定生産・流通の確保（需給マッチングの強化）

＜事業の内容＞

1. 米粉商品開発等に対する支援

米粉の需要を創出するために必要な国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等を支援します。

- (例) ● 米粉の特徴を活かした新商品の開発
- 製造等に必要な機械の開発、導入

2. 米粉消費拡大に向けた支援

国内で自給可能な米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信や全国各地の関係者が連携した利用促進等の取組を支援します。

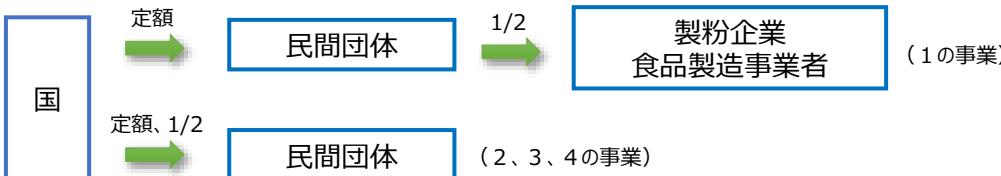
3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

4. 米粉等原料安定供給に対する支援

原料米の安定供給に向けた複数年契約の取組にかかる経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国産米粉の特徴を活かした商品開発



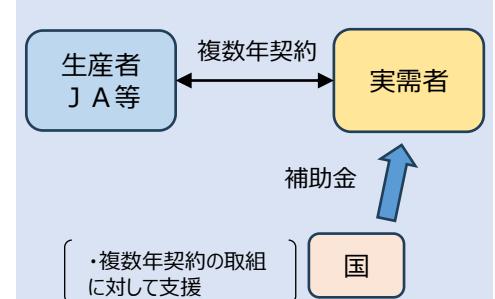
国産米粉の普及のための情報発信



国産米粉・加工品の増産体制の整備



原料米の安定確保の取組



米粉需要創出・利用促進対策事業

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の需要を創出し、着実な利用促進を図るため、米粉商品の開発、利用拡大に向けた情報発信、米粉製品の製造能力強化の取組等を支援します。**

<事業目標>

米粉用米生産量の増加（2.8万t→13万t [平成30年度→令和12年度まで]）

<事業の内容>

国産米粉の特徴をいかした新商品の開発、米・米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、需要の拡大に対応するための製造能力強化に向けた取組を支援します。

1. 米粉商品開発等に対する支援

米粉の需要を創出するために必要な国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等を支援します。

- (例) ● 米粉の特徴を活かした新商品の開発
- 製造等に必要な機械の開発、導入

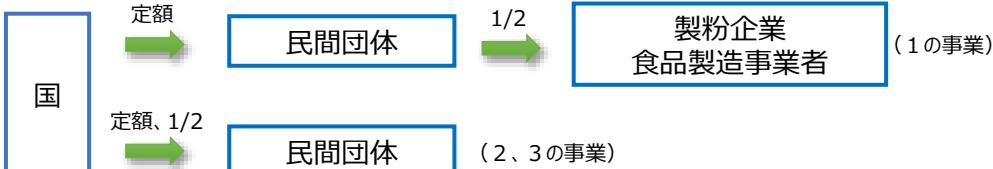
2. 米・米粉消費拡大に向けた支援

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信や全国各地の関係者が連携した利用促進等の取組を支援します。

3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



米粉の利用拡大に係る事業の実施状況

[令和4年度補正予算額:140億円、令和5年度補正・令和6年度補正予算額: 20億円]

(1) 米粉商品開発等支援対策事業（ソフト事業）

米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造業者等の取組を支援
(1/2補助)

○主な取組事例

交付決定数 [R4補正: 83事業者]
[R5補正: 57事業者]
[R6補正: 65事業者]

事業者名	事業概要
(株)タカキベーカリー (広島県)	米粉の特徴を生かした米粉を使ったパンの新商品の開発、販売
(株)ひよ子 (福岡県)	米粉を配合したクッキー、サブレー、スポンジケーキ、まんじゅう4製品の菓子の開発、販売
(株)中村屋 (東京都)	皮に米粉を配合した中華まんの開発、販売
(株)ファンケル (神奈川県)	米粉ベーグル、米粉パンの開発、販売
木内酒造(株) (茨城県)	ウイスキー自然発酵酵母を活用した米粉パンの開発、販売
(株)龍旗信 (大阪府)	グルテンフリー米粉生麵の開発及び製造卸販売 各種たれと麺とのセット販売及び輸出

(2) 米粉製品製造能力強化等支援対策事業（ハード事業）

製粉業者、食品製造業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援
(1/2補助)

○主な取組事例

交付決定数 [R4補正: 8事業者]
[R5補正: 3事業者]
[R6補正: 8事業者]

事業者名	事業概要
(株)タイナイ (新潟県)	拡大が見込まれる角食パンの増産及び業務用冷凍パンの新規製造を行うための機械の導入及び建屋の建設
(株)波里 (栃木県)	米粉製造量増産に対応した米粉処理加工機械の導入及び建屋の建設
(株)スワロー食品 (神奈川県)	米粉を使用した春巻きの製造能力向上のために製造ラインを新設
全農パールライス(株) (千葉県)	米粉の新規製造を図るために必要な施設・機械の整備
(株)吉字屋穀店 (山梨県)	米粉・玄米粉・米麵製造能力強化のための機械整備、HACCP対応施設整備

(3) 米・米粉消費拡大対策事業（ソフト事業）

・全国事業：全国的な米粉の消費拡大に向けた情報発信等の取組を支援

○主な取組事例

情報サイト、SNSでの情報発信

全国のスーパー・マーケット、
外食チェーン店とのコラボレーション



・地域事業(R6補正～)：地域の米粉関係者が連携した取組を支援

○主な取組事例

交付決定数 [R6補正: 6事業者]

事業者名	事業概要
(一社)ここテラス みはま (三重県御浜町)	VRを活用した地域イベントによる米粉の普及啓発、地元農家団体・お菓子屋・町役場等と連携した新しい特產品化に向けた情報発信
(株)AGRIKO (東京都) ※新潟県内生産者と連携	米粉用米の生産意欲向上に向けた検討会の実施、全国展開のカフェチェーンと連携した新潟県産米粉商品の試作開発・販売の取組による米粉の魅力の発信

米粉を使用した商品について

- 令和4年度、令和5年度補正予算「米粉商品開発等支援対策事業」で開発された新商品の一例。

(株) 波里 (栃木県)

米粉

地元産の米粉専用品種「笑みたわわ」を使用。家庭用小袋は米粉が使いやすいようにチャック付きのパッケージに改良。今後は、他の品種でも製品化に取り組むとともに、どのような用途に適しているのか研究を続ける。

【販売ルート】 ECサイト、スーパー・マーケット

(株) タカキベーカリー

(広島県)

食パン、ロールパン

全国から寄せられたお客様の声に応え、米粉パンに注力。普段の食事に米粉パンを取り入れてもらえる新たな商品を開発。今後もスーパーで手軽に手に入る米粉パンを開発していく。

【販売ルート】 スーパー・マーケット

アルファ電子（株）

(福島県)

パスタ

電子・機械部品メーカーが、産学連携事業で地元福島県産「天のつぶ」を使用した米粉100%のパスタを開発。まとまりのある、もちもちした食感のパスタを実現。

【販売ルート】 生協による宅配・共同購入等

(株) JR東日本クロスステーション (東京都)

ケーキ、クッキー、レモンケーキ

グルテンフリー・ケーキのニーズの高まりにより、3種類のクリスマスケーキを開発。クッキー・やレモンケーキは、国産米粉が使用されていることが分かりやすいようにパッケージもリニューアル。

【販売ルート】 駅コンビニ、ECサイト

(株) ファンケル (神奈川県)

ベーグル

自社のお米パンブランド「OKOME BAKERY」で、グルテンフリーに対応した2種類のベーグルを開発し、ECサイトで販売。米粉と玄米粉の絶妙な配合でベーグルの特徴であるもっちり食感を実現。

【販売ルート】 ECサイト、直販（業務用）

(株) 龍旗信 (大阪府)

米粉生麵

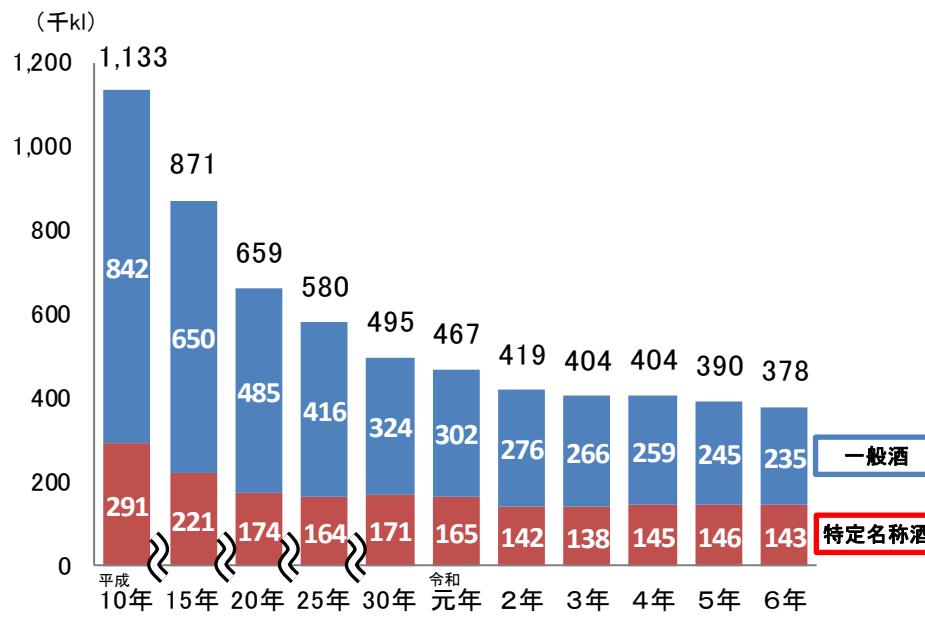
グルテンフリーの米粉麺を開発。グルテンフリー・ラーメン専門店「RYU-Gu龍旗信」をオープンし、国内外の多くの人から高い評価を得ている。今後は個包装による小売販売も計画。

【販売ルート】 自社外食店舗

日本酒の需要動向と原料米の使用量について

- 日本酒の国内出荷量については、他のアルコール飲料との競合などにより減少傾向で推移し、令和6年は約38万kℓまで減少。
- 日本酒原料米の使用量については、平成30年産以降、日本酒の国内出荷量が大幅に減少したことから、18~20万トン程度で推移。
- 日本酒の輸出量については、令和6年は、アメリカ、韓国等への輸出の増加により、対前年比+6%と回復。令和7年1月~7月の輸出量は、中国等への輸出増加により、対前年同期比+12%の増加。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。令和6年は概算値。石川県のデータが令和5年12月以降一部未集計。

注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。

2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

○ 日本酒原料米の使用量

(単位:千トン)

	平成 10年産	15年産	20年産	25年産	30年産	令和 元年産	2年産	3年産	4年産	5年産
日本酒原料米	405	315	261	243	227	206	180	184	198	192
酒造好適米	99	75	77	76	88	83	70	67	73	80
加工用米	86	89	74	95	90	85	63	67	71	68
その他	220	151	110	72	49	38	47	50	53	45

資料：農林水産省による推計値。

○ 日本酒の輸出量の推移

(単位:kℓ)

	平成 10年	15年	20年	25年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年 (1~7月)	対前年同期比
日本酒輸出量	8	8	12	16	26	25	22	32	36	29	31	19.5	112%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	6	6	5	9	9	7	8	4.9	102%
中華人民共和国	0	0	0	1	4	5	5	7	7	6	5	3.8	144%
香港	1	1	1	2	2	2	3	3	3	2	2	1.2	103%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	1.7	104%
大韓民国	0	0	2	4	5	3	2	2	4	4	5	3.2	107%
その他	2	2	3	4	6	6	5	8	10	7	8	4.8	110%

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

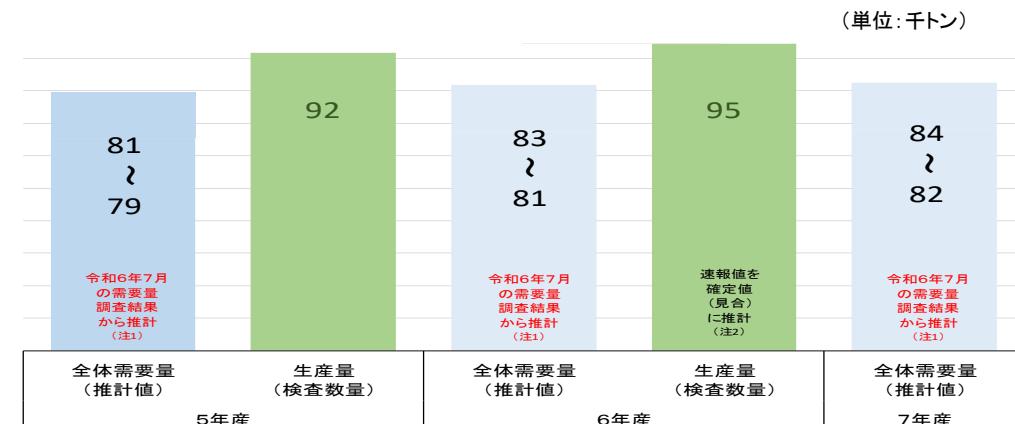
酒造好適米の需要に応じた生産について

- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米等の需要量調査を実施。
- 令和6年7月に実施した需要量調査によると、酒造好適米では、令和6年産の全体需要量（推計値）は81～83千トン程度、令和7年産の全体需要量（推計値）は82～84千トン程度と見込まれる。
- 令和6年産については、生産量が全体需要量（推計値）を12～14千トン程度上回っているものの、実際には、集荷量のほぼ全てが酒造メーカーと結び付いており、その差は全体需要量を聞き取り結果（回答率約6割）から推計していることによるものと考えられる。
- 全体需要量は、昨年の調査以降、変動している場合があることに留意するとともに、各産地において、自らの在庫状況、酒造メーカーからの最新の需要動向等を踏まえ、引き続き需要に応じた生産に取り組むことが重要。

調査の実施状況

	令和6年度
調査期間	令和6年7月
調査対象	酒造メーカー 1,205社
回答数	711社
回答率 (数量ベース)	81～83%

酒造好適米の全体需給状況の見通し（推計）



注1：各年産の全体需要量（推計値）は、令和6年7月に実施した需要量調査の数量ベース回答率が、令和4年産酒造好適米の全体需要量（73～74千トン）と当該調査の令和4年産の需要量（約60千トン）から約81～83%と推計されるため、各年産の調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2：生産量は、農産物検査数量（醸造用玄米）の値。ただし、令和6年産は、令和7年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

⑤ 米の輸出・輸入

米・米加工品の輸出実績

- 米・米加工品の輸出実績（2025年1～7月）は輸出数量41,176トン（対前年同期比+10%）、輸出金額386億円（対前年同期比+12%）となり、2024年1月以降、19ヶ月連続して対前年同期比を上回る。
- うち米の輸出実績（2025年1～7月）も輸出数量27,306トン（対前年同期比+12%）、輸出金額78億円（対前年同期比+21%）となり、2022年2月以降、42ヶ月連続して対前年同期比を上回る。

品目名		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年		(参考) 主な輸出先国・地域
米・米加工品	数量 (原料米換算)	35,531トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	+16%	41,176トン	+10%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国
	金額	329億円	347億円	524億円	613億円	576億円	636億円	+10%	386億円	+12%	
米 (援助米を除く)	数量	17,381トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	+21%	27,306トン	+12%	香港(13,474) アメリカ(8,784) シンガポール(6,406) 台湾(3,577) カナダ(2,138)
	金額	46億円	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	+28%	78億円	+21%	
米菓 (あられ・せんべい)	数量	4,033トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	+2%	2,301トン	-11%	アメリカ 台湾 香港 韓国 サウジアラビア
	原料米換算	3,428トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	+2%	1,956トン	-11%	
	金額	43億円	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	+8%	33億円	-6%	
日本酒 (清酒)	数量	24,928 キロリットル	21,761 キロリットル	32,052 キロリットル	35,894 キロリットル	29,194 キロリットル	31,054 キロリットル	+6%	19,522 キロリットル	+12%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
	原料米換算	14,041トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	+6%	10,996トン	+12%	
	金額	234億円	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	+6%	263億円	+10%	
パックご飯等 (加工米飯を含む)	数量	1,018トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	+44%	1,591トン	+33%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
	原料米換算	535トン	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	+44%	836トン	+33%	
	金額	5億円	7億円	6億円	8億円	10億円	14億円	+44%	11億円	+51%	
米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量	118トン	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	+22%	66トン	-23%	アメリカ タイ ドイツ ロシア 台湾
	原料米換算	146トン	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	+22%	82トン	-23%	
	金額	0.3億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.1億円	+43%	0.6億円	-19%	
米・パックご飯・ 加工米飯・米粉及び米粉製品	数量 (原料米換算)	18,062トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	+22%	28,224トン	+12%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 オーストラリア
	金額	52億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	+29%	90億円	+24%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

注3：「(参考)主な輸出先国・地域」は2024年の輸出金額上位5か国・地域を記載。米に関しては、2024年の輸出数量(トン)を記載。

商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

○ 2024年の米の輸出数量は対前年比21%増の45,112トン、輸出金額は対前年比28%増の12,029百万円

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年 (1~7月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円										
輸出合計	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	19,781 (+14%)	5,315 (+15%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	28,928 (+27%)	7,382 (+24%)	37,186 (+29%)	9,411 (+27%)	45,112 (+21%)	12,029 (+28%)	27,306 (+12%)	7,831 (+21%)
香港	5,436	1,372	6,978	1,796	8,938	2,118	9,880	2,344	11,301	2,630	13,474	3,267	7,757 (+8%)	1,948 (+13%)
アメリカ	1,980	543	1,989	565	2,244	625	4,459	1,169	6,883	1,768	8,784	2,527	6,042 (+30%)	1,875 (+43%)
シンガポール	3,879	802	3,696	785	4,972	1,025	5,742	1,201	5,593	1,153	6,406	1,353	3,541 (-0%)	783 (+4%)
台湾	1,262	411	2,004	622	1,907	575	2,532	716	3,116	877	3,577	1,016	1,902 (+2%)	578 (+11%)
カナダ	158	51	205	62	210	69	382	104	1,629	394	2,138	546	1,264 (-2%)	364 (+12%)
タイ	578	145	555	145	625	162	1,045	256	1,299	307	1,787	461	1,498 (+58%)	415 (+73%)
オーストラリア	770	233	1,074	334	893	283	1,245	390	1,204	386	1,351	460	752 (+8%)	275 (+20%)
イギリス	450	131	451	131	332	104	526	162	587	193	853	290	619 (+13%)	231 (+28%)
ドイツ	140	52	144	58	185	68	239	81	582	186	867	269	533 (+6%)	183 (+16%)
スペイン	31	12	7	4	13	10	87	28	544	135	675	182	356 (-2%)	105 (+11%)
アラブ首長国連邦	55	23	58	25	96	45	130	49	389	116	487	172	398 (+39%)	137 (+30%)
フランス	93	40	112	49	173	72	237	93	395	135	473	172	350 (+19%)	131 (+25%)
その他	2,549	805	2,508	739	2,245	778	2,424	789	3,664	1,131	4,240	1,316	2,294	806

資料：財務省「貿易統計」（政付による農糧援助を除く。）

注1：2024年1~12月の輸出金額上位国・地域を記載。

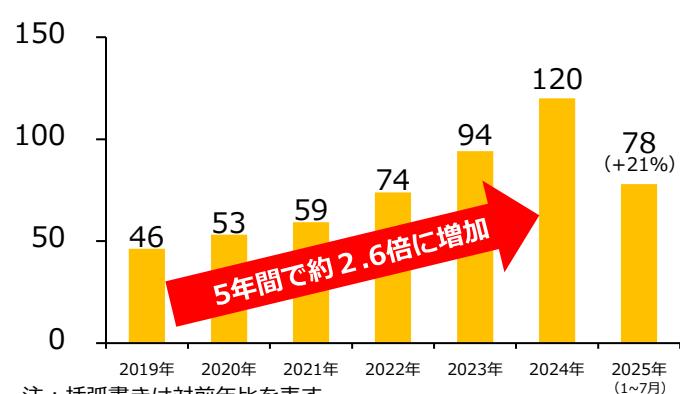
注2：（ ）内は対前年同期増減比である。

米・パックご飯等・米菓の輸出実績の推移

- 米については、米国や香港等において、日本産米を扱うおにぎり屋や寿司店等の日本食レストランの増加等、外食向けを中心に需要が増加。2024年の輸出額は120億円（対前年比+28%）となり、直近5年間で約2.6倍に増加。
- パックご飯等については、アメリカを中心にEC・小売店等からの需要が増加。2024年の輸出額は14.3億円（対前年比+44%）となり、直近5年間で約2.8倍に増加。
- 米菓については、台湾を中心に小売店等からの需要が増加。2024年の輸出額は66億円（対前年比+8%）となり、直近5年間で約1.5倍に増加。

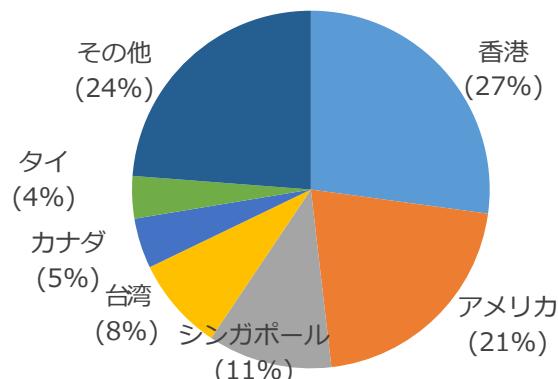
● 米の輸出実績

(単位：億円)



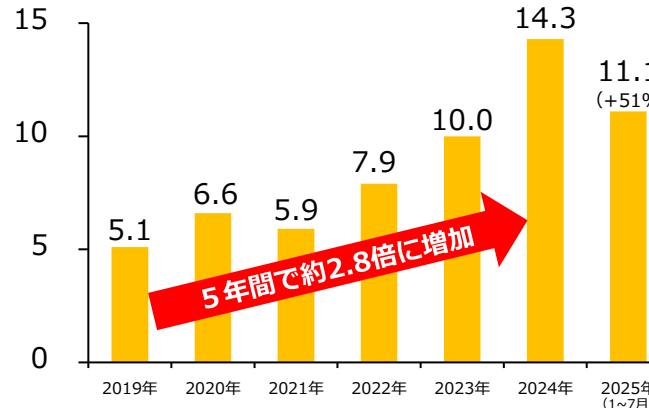
注：括弧書きは対前年比を表す。

■コメの輸出先国・地域内訳(金額ベース)(2024年)

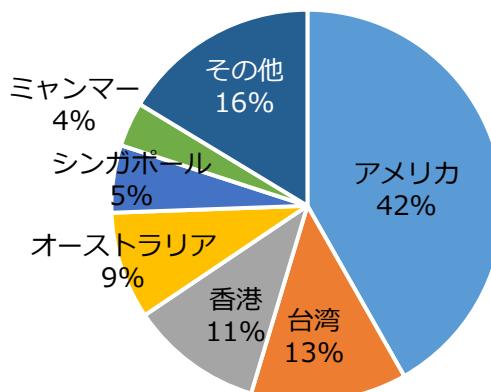


● パックご飯等の輸出実績

(単位：億円)

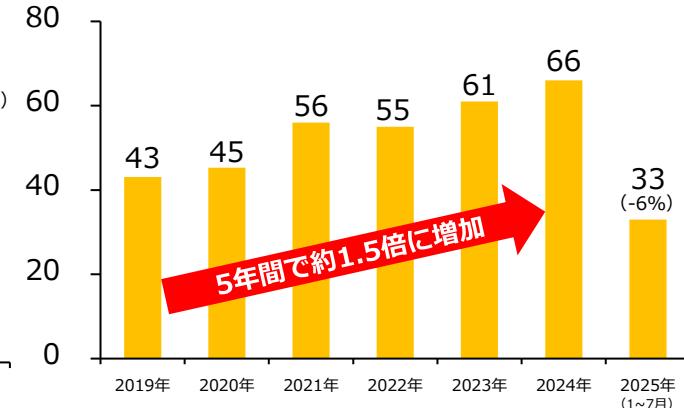


■パックご飯等の輸出先国・地域内訳(金額ベース)(2024年)

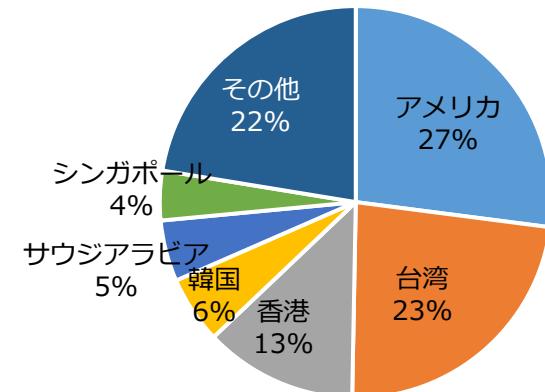


● 米菓の輸出実績

(単位：億円)



■米菓の輸出先国・地域内訳(金額ベース)(2024年)



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力を強化**するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に發揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の輸出重点品目、ターゲット国・地域について輸出目標を設定
- 新市場の開拓、輸出先の**多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種**を守り、新品種を育成・普及を進めるための**法制度**を検討

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の产品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて政府一体となつた協議を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産**を守り「稼ぎ」に変えるための**知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、コールドチェーン構築の推進

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化をストーリーにして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

1. 国別輸出額目標

国名	2024年 実績*	2030年 目標*	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	136億円	922億円	—
米国	32億円	216億円	<ul style="list-style-type: none"> 西海岸・東海岸の主要都市や日系事業者だけでなく、中部などの地方都市の市場の開拓及び非日系のレストランやスーパーを中心とした商流構築の拡大が課題 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、寿司やおにぎり等の米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、上記課題の克服を図る 有機食品への関心の高まりを切り口に有機米の販売促進を図る
E.U. 英国	13億円	176億円	<ul style="list-style-type: none"> 日本食の需要拡大にあわせて、日本産米のプロモーション等を実施しているが、輸出実績は小規模で現地に十分浸透していない 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、寿司やおにぎり等の切り口で各國における非日系を含めた市場開拓・拡大を図る
シンガ ポール・ 台湾・ 香港	61億円	141億円	<ul style="list-style-type: none"> 輸出事業者が日系外食店・小売店を中心に需要を開拓しているが、一部では日本産米同士の競合が生じている 他国産ジャボニカ米が安価で販売されており、価格による競争は限界 「冷めておいしい」といった日本産米の特性を訴求し、既存の販路に加え、非日系のレストランやスーパーとの商流やECサイトなど新たな販路の構築により更なる需要開拓を図る 高級外食店・小売店に加え、手軽に食べられることが人気のおにぎり等のプロモーションを通じて日本産米の更なる市場開拓を図る
中国	0.8億円	128億円	<ul style="list-style-type: none"> 指定精米工場及び登録くん蒸倉庫の追加や原発事故に伴う輸入規制の即時撤廃を、政府一丸となって強く働きかける くん蒸対応の不要なパックご飯の需要拡大、認証の取得や必要な機械・設備の導入等を支援 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る インバウンド向けを含め、日本料理店等をターゲットとしたプロモーションやバイヤー招へい等を通じた商流構築を推進
カナダ	6億円	104億円	炊飯の習慣が必ずしも一般的ではない中で、より簡便に日本産米を食することが可能なパックご飯の需要拡大を図りつつ、寿司等の日本食の広がりに応じた日本産米の需要開拓を図る
その他 (中東、 豪州等)	24億円	157億円	<ul style="list-style-type: none"> 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

2. 輸出産地の育成・展開

育成すべき輸出産地

【現状（2024年）】フラッグシップ輸出産地6産地

【目標（2030年）】フラッグシップ輸出産地30産地を目指す

現状・課題	方策
<ul style="list-style-type: none"> 供給が追いつかず、旺盛な海外需要に応えきれていない 他国産に比べ割高で、国際競争力も十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の大区画化等の基盤整備、農地の集積・集約化による分散錯園の解消等の生産基盤の強化の推進、官民をあげた多収品種の普及・開発の拡大、スマート農業等と低コスト生産技術の導入・定着、輸出産地の規模拡大等に伴う精米施設・乾燥調製施設の整備等により、低コストで生産できる大規模輸出産地の形成や海外需要のある有機米の作付け拡大を推進

3. 加工施設等の整備及び認証の取得

現状・課題	方策
<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域の規制等への対応が十分進んでいない 物流における低コスト化や輸送効率の改善が十分行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> パックご飯や加工米飯について、輸出先国・地域の規制に対応するための国際認証等の取得や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援 生産者と輸出事業者等のマッチングを促進する等、生産から販売までの国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 国内流通も含め、低コスト化や作業効率の改善につながる産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフトを推進

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

現状・課題	方策
<ul style="list-style-type: none"> 更なる輸出拡大が見込める主要輸出先国・地域での新たな購買層の深掘りや輸出事業者の進出が不十分な国・地域での市場開拓が不十分 海外における日本産米の理解醸成が十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> (一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）による輸出国・地域のマーケット情報の収集・発信、プロモーション活動を実施。実施に際しては、他の品目団体や輸出支援プラットフォームとも連携 現地ニーズを踏まえた商品提案や商流構築を行うため、現地にエージェントを設置 輸出支援プラットフォーム等とも連携して、消費者と事業者に対し、日本産米の多様性や特徴をPRするなど、マーケットに応じた訴求を図る インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要

- 米・米関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでの輸出を促進する全国団体（一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成27年8月13日に設立。
- 令和4年12月5日付けで輸出重点品目となっている「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体（※）として認定。
(※品目団体の認定制度は、輸出促進法に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る法人を、その申請に基づき、所管大臣が認定品目団体として認定するもの。令和7年5月30日付けで改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、輸出重点品目は「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に変更。)

○目的

- (1) 我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること。
- (2) 米、米関連食品輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること。
- (3) 米、米関連食品の輸出拡大に向けて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること。

○代表理事：木村 良（きむら りょう）

○会員数：100（令和7年8月30日現在）

米輸出事業者、生産者団体等：57（クボタ、全農、神明、木徳神糧、千田みずほ、木クレン等）、蔵元等：16、米菓メーカー等：9、パックご飯メーカー等：11、米粉メーカー等：10、その他：8（食品機器メーカー、外食事業者等）

※一部重複があるため、合計の会員数と一致しない。

○問い合わせ先（事務局）

ホームページ <https://zenbeiyu.com/jp/>

電話番号：03-5643-1720 FAX：03-5643-1721

メールアドレス jimukyoku@zenbeiyu.or.jp

所在地：東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 6F



農林水産大臣から認定証を授与される木村理事長（中央）



THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。

全米輸による海外需要開拓の取組例①

SIAL Paris 2024への出展及び商談の実施(フランス)(2024年10月)

欧州最大級の食品見本市であるSIAL Paris 2024において全米輸ブースを出展（来場者数：約28万人、出展社数：約7,500社）。

大手ケータリングやスーパーマーケット等でおにぎりを取り扱う企業のバイヤー等を本ブースへ招待し、試食や商談を実施。また、本展示会期間中には、別途全米輸が独自に現地レストランや食品卸との商談会をアレンジ。



▲展示会会場の様子



▲商談会の様子

サウジアラビアにおけるプロモーションイベント (2023年12月)

サウジアラビアにおいて、現地事業者を招待したプロモーションイベントの実施や個社への訪問を通じた商談を実施。

プロモーションイベントの試食会では、JETROリヤド事務所と連携して、日本産水産物を活用した日本産米の試食メニューも提供。事業実施後も更なる成約獲得に向けて、フォローアップを実施。



▲プロモーションイベントの様子



▲日本産水産物コラボの試食メニュー
(小俵おにぎりとマグロガーリックバター)

アメリカにおける他品目団体等との連携事業 (2024年10月)

重点市場であるアメリカでの新たな販路開拓を目的に、マイアミ、ヒューストンにおいて、日本養殖魚類輸出推進協会やJETRO・JFOODOと連携した取組を実施。

日本産米とぶり・たいなどの水産物が持つ個々の強みを掛け合わせた相乗効果により、単品では実現し得ないコンテンツパワーを創出し、寿司を中心とした知名度の高い人気料理を通じて日本産食材の魅力を最大限訴求。また、SNS等を活用した日本産食材のPRキャンペーンやレストランでのプロモーション(to C)とビジネスマッチング(to B)を運動させ、効果的な商流構築を図った。



▲ビジネスマッチングの様子



▲プロモーションイベント
(寿司の提供) の様子

全米輸による海外需要開拓の取組例②

日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック（2023年度）

全米輸では、海外における米・米加工品の消費・流通等のマーケット情報や、関税や検疫制度等の規制情報を掲載したハンドブックを作成（第1版 2016年度発刊）。最新の情報を反映させるとともに、新たにサウジアラビア、イスラエル及びメキシコを加え「令和5年度版 日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」（対象：19か国・地域）を作成。

作成したハンドブックは、日本産米・米加工品の輸出に取り組んでいる事業者や、これから取り組む事業者が広く活用できるよう全米輸HPに掲載。



▲ハンドブック

「日本産米の特性」PR事業（2024年度）

「日本産米の特性」を海外に効果的に伝えるため、展示会や商談会向けの販促物（POP・PRチラシなど）を作成。海外バイヤーのヒアリングや消費者調査を基に、市場ごとに適した情報を記載。視覚的に分かりやすい画像も活用。

また、輸出事業者が活用しやすいよう、販促物や写真・動画ライブラリーを整備し、全米輸を中心に日本産米の魅力を広く発信する取組を進めている。



▲三つ折りチラシ

消費者向けサイトの運用（2024年度）

輸出先国・地域の消費者への更なる日本産米・米加工品の浸透のため、既存のWEBサイト「myjapanrice.com」の充実を図り、「レシピ」や「シェフの話」等の多様なコンテンツを多言語（英語・中国語（繁体字）・日本語）で掲載。

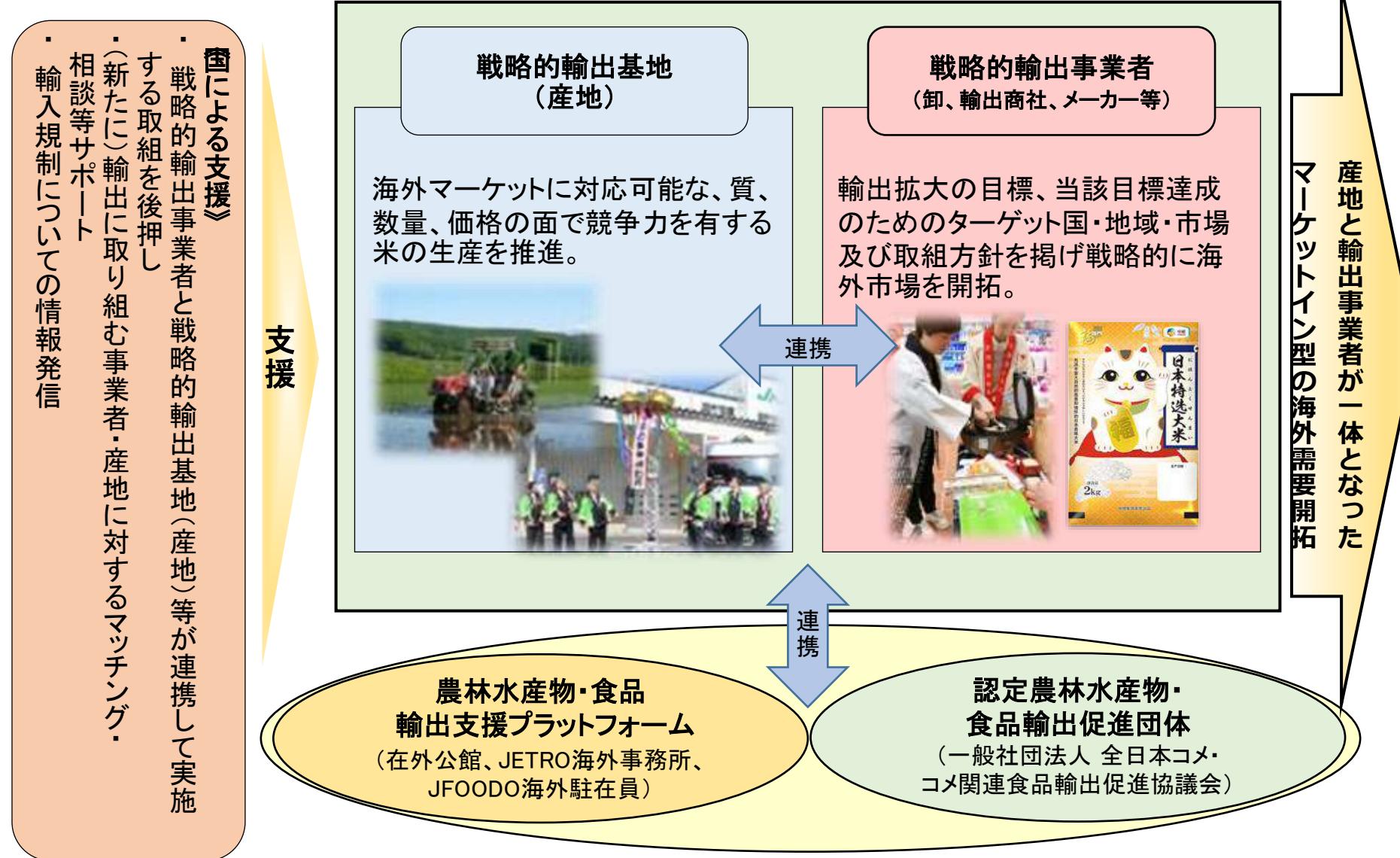
さらには、日本産米の魅力を伝えるべく、日本産米の産地紹介や各国で日本産米が食べられる店舗の掲載、インフルエンサーを活用したサイトの拡散等を実施した。



▲WEBサイト

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト①

- 「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、米の輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。
- 本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げて米・米加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。



コメ海外市場拡大戦略プロジェクト②

- 現在までに132の戦略的輸出事業者、167の戦略的輸出基地が2025年の輸出目標と目標達成に向けた取組方針を設定。（戦略的輸出事業者による目標数量合計：約17.3万トン（原料米換算））
- 参加事業者に対して、戦略的輸出事業者が産地と連携して取り組むプロモーション等に対する支援、戦略的輸出事業者と産地のマッチングの推進や海外規制動向のタイムリーな情報発信等の施策を通じて輸出を強力に後押し。

戦略的輸出事業者参加状況(2025年8月30日時点)

132事業者（目標数量合計：17.3万トン※）

- 主な戦略的輸出事業者（輸出目標上位5事業者を抜粋）

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
J A全農	米：50,000トン パックご飯：200万食	中国、北米、EU、ロシア等
(株)神明	米：10,500トン パックご飯：100万食 米粉・米粉製品：100トン	中国、ロシア、EU等
(株)クボタ	米：10,000トン	米国等
全農インターナショナル(株)	米：10,000トン パックご飯：100万食	中国、北米、EU、ロシア等
木徳神糧(株)	米：6,000トン	中国、香港、北米、EU、東南アジア（シンガポール・タイ等）、ブラジル、ロシア等

※ 原料米換算。輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)参加状況(2025年8月30日時点)

(1) 団体・法人 158産地

- (2) 都道府県単位の集荷団体等 8団体（J A全農県本部、経済連）
((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)

- (3) 全国単位の集荷団体等 1団体（J A全農）
((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)

- 主な戦略的輸出基地（令和3年産输出用米生産実績上位5産地を抜粋）

【団体】

【農業法人】

都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	J Aグループ新潟米輸出推進協議会	新潟県	(株) 新潟クボタ
宮城県	JAみやぎ登米	青森県	(株) みちのくクボタ
岩手県	JA岩手ふるさと	北海道	(株) 芦別RICE
茨城県	茨城県産米輸出推進協議会	山形県	(株) 庄内こめ工房
福井県	JA福井県	北海道	(株) 松原米穀 契約生産者組合

主な米の輸出産地①

- 海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む手本となる「フラッグシップ輸出産地」の拡大を図り、2030年に30産地を目指す。（「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、育成すべき米輸出産地の目標として設定。）
- 年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地を中心に、低コスト生産等の取組を支援し、競合する他国産米との国際競争力を高めていく必要。

年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地（令和7年5月末現在）

- 30産地で、令和5年の米の輸出量約37,000トンの9割をカバー。
- フラッグシップ輸出産地は6産地（黄緑色の産地）。
- それらの産地では、多収性品種の導入等による低コスト生産と大口扱い安定供給できる。産地形成が実現されているところ。

北陸

▶ 新潟県

新潟クボタグループ

全農新潟県本部

新・新潟米ネットワーク

▶ 富山県

みな穂農業協同組合

全農富山県本部

▶ 石川県

全農石川県本部

▶ 福井県

福井県農業協同組合

近畿

▶ 滋賀県

全農滋賀県本部

滋賀蒲生町農業協同組合

関東

▶ 茨城県

株式会社百笑市場

全農茨城県本部

▶ 長野県

長野県農産物等輸出事業者協議会

北海道

ホクレン農業協同組合連合会

新篠津村農業協同組合

松原米穀契約生産者組合

東川町農業協同組合

芦別RICE

北海道産米輸出促進協議会

東北

▶ 青森県

みちのくクボタ

▶ 岩手県

いわて農林水産物国際流通促進協議会

▶ 宮城县

みやぎ登米農業協同組合

いしのまき農業協同組合

全農宮城県本部

▶ 秋田県

秋田ふるさと農業協同組合

大潟村農産物・加工品輸出促進協議会

▶ 山形県

南東北サンシャインファーム

鶴岡市農業協同組合

庄内こめ工房

全農山形県本部

▶ 福島県

J Aグループ福島米輸出連絡会議



主な米の輸出産地②

ホクレン農業協同組合連合会

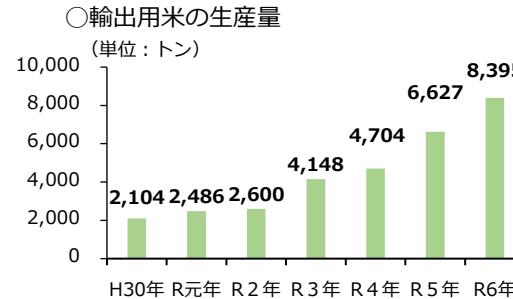
【取組内容】

国内需要への安定供給に取り組む一方で、将来的な国内需要の減少傾向を見据え、平成27年からコメの輸出を開始。

食味等の品質バランスへの影響も考慮しながら、**直播栽培の拡大や多収性品種の開発・普及**により生産コストの削減に継続的に取り組むことと、北海道米の良食味のアピールと認知度向上の取組により、輸出拡大を推進。

【生産実績】

令和6年の生産量は8,395トンで、台湾、香港、中国、シンガポール、タイ等に輸出。



新篠津村農業協同組合

【取組内容】

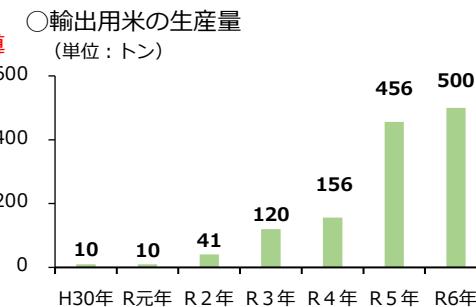
健康や安全・安心に対する関心が強まり、クリーン農業への期待は一段と高まっているため、安全・安心で美味しい農産物の供給に向けて、**組合員全員が栽培履歴の記録**を行うとともに、化学肥料や農薬の使用を減らすための取組を推進。土づくりについても、**稻わらの堆肥化**を図るなど、環境との調和に配慮。

生産コストの低減のため、**直播品種の導入**や、**ドローンなどのスマート農業機器の活用**による労働時間の削減や生産の省力化等の取組を推進。

平成26年より、東京のおむすび店からのアメリカ出店の話を契機に輸出を開始。

【生産実績】

令和6年の生産量は500トンで、米国、フランス、シンガポール、台湾等に輸出。



みやぎ登米農業協同組合

【取組内容】

「**コメ新市場開拓等促進事業**」も活用して、つきあかり等の**多収性品種の導入**と併せて、**耕畜連携による堆肥の有効活用**を図り**低成本生産**を推進。

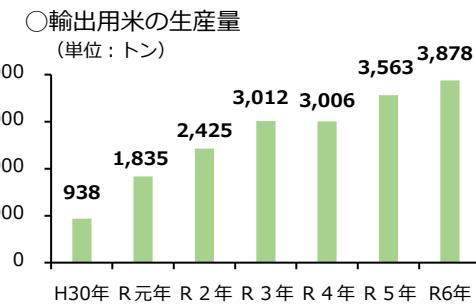
輸出用米の生産者数が増加(H30年235人→R6年527人)。



【生産実績】

R7年度の目標として掲げていた3,000トンをR3年度に達成。

令和6年の生産量は3,878トンで、香港、米国、シンガポール等に輸出。



株式会社百笑市場

【取組内容】

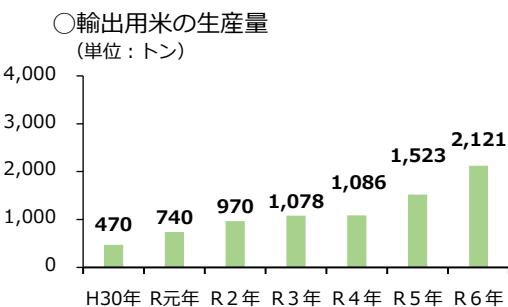
(株)百笑市場では、「**コメ新市場開拓等促進事業**」も活用して、**多収性品種**（にじのきらめき、ハイブリッドとうごう3号）の契約栽培を推進。そのほか、**ドローンによる直播・病害虫防除等の省力・低成本化**の取組を推進。

※(株)百笑市場がオブザーバーとして参加する、茨城県産米輸出推進協議会では、輸出用米の生産者数が増加(H28年8人→R6年93人)。



【生産実績】

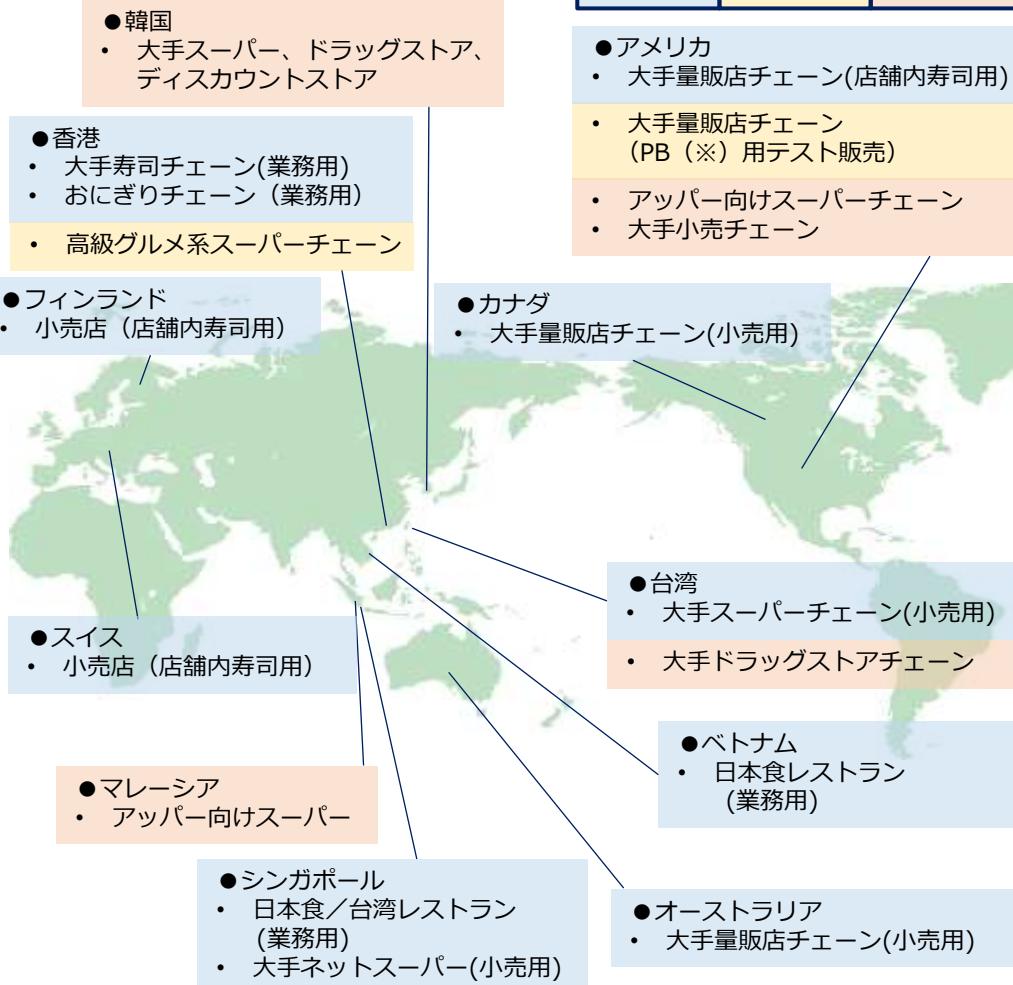
令和6年の生産量は2,121トンで、米国、香港、シンガポール等に輸出。



現地系外食・小売チェーン等への進出

- 輸出額の更なる増加に向けては、オールジャパンで、輸出先国・地域の市場調査、販路開拓等の取組を進めることにより、日系だけでなく現地系スーパー・レストランチェーンなど新たな市場を開拓する必要。
- 香港、シンガポール、アメリカなど各国・地域において、現地系外食・小売チェーン等に進出する事例も出ている。

〈進出事例の一部〉



(2024年7月時点)

日本産米

- ・シンガポールで24店舗展開している台湾料理チェーンに対して、**台湾料理(チャーハン等)に合う米の提案や炊き方提案**、使用後のきめ細やかなフォローアップを実施。
- ・チャーハンに合う米を提案したことにより、**メニューの品質が向上**。また、多量の米を消費する同チェーンに対して、試用期間中に欠かさず米を供給をし続けられたことも評価され、**日本産米の継続使用が実現**。



パックご飯

- ・アメリカ全土に展開する**現地系量販店と他業態で取引関係があつたことをきっかけに**、エリアを限定したPB商品としてテスト販売を実施する予定。定番商品化に向けて商談中。
- ・台湾においても、**同米系量販店のECサイトを足掛かりに、実店舗への進出を計画中**。



米菓

- ・消費者による日本製菓子のSNS投稿がバイヤーの目にとまり、**JETRO経由で紹介を受けたことで**、アメリカのテキサス州に展開する**現地系小売店のPB商品としてテスト販売を実施**。2023年10月から本格的に現地での販売を開始。
- ・日系小売店では日本風のパッケージにラベルを貼って対応することを求められるが、**英語のパッケージで子ども受けするポップなデザインにして、現地系消費者に訴求**。



米の輸出実績の推移（各国・地域で広がりを見せる「おにぎり」）

- 日本産米で作ったおにぎりは、冷めてもやわらかさと粘りがあり、米そのものの美味しさを伝えることが可能。
- おにぎりは、テイクアウトが可能で手軽に食べられ、外食に比べコストパフォーマンスも良いことから、近年、海外でも人気となっている。

(2025年1月時点)

(株) イワイ (アメリカ・フランス)

- アメリカ (NY、 NJ) とフランス (パリ) におむすび専門店「おむすび 権米衛」を展開。
- 玄米形態で輸出し現地店舗で精米することで、精米したての米を使ったおむすびを消費者へ提供。
- 国内外店舗を問わず、**店舗で使用される全ての米を生産者と直接契約**。
- コロナ禍によるテイクアウト需要で売上げが加速。

(店舗数：4店舗)



(株) パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
(シンガポール・香港・マカオ・台湾・マレーシア・アメリカ)

- **DON DON DONKI**店内で、握りたてのおにぎりと精米したての米を提供する日本産米専門店「富田精米 (シンガポール・マレーシア・香港・マカオ・台湾) 」「安田 (やすだ) 精米 (香港・台湾・アメリカ (ハワイ・グアム・カリフォルニア)) 」を展開。
- おにぎりを食べてもらう**飲食業**と日本産米を買ってもらう**物販業**が併存する従来にない**ハイブリッド型**。
- **玄米輸出、現地精米**をすることで、鮮度の高い日本産米を提供。

(店舗数：22店舗)



百農社国際有限公司 (香港)

- 香港のオフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等において、おむすび専門店「華御結」「OMUSUBI」を展開。
- 米は全て日本産を使用。品質の均一化・多店舗展開に対応するため、**おむすびは全て自社工場で製造**。
- 生産者とは**毎月1回ミーティング**を行い、ブランドコンセプトを共有。

(店舗数：150店舗)



KNT-CTホールディングス (株) (アメリカ)

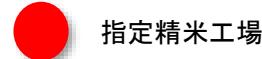
- 旅行会社として**日本の食材と日本産米の魅力を海外へ向け発信**し、地域創生を目指す「コメイノベーション事業」を開始。
- フードトラックでの、おにぎりのテスト販売を経て、「ONIGIRI SUN」を口サンゼルスにオープン。
- 玄米輸出、現地精米した日本産米で、**握りたてのおにぎりを提供**。具材には鮭・明太子・昆布等の定番に加え、大豆ミートそぼろ等、ヴィーガンにも対応。飲料にも日本発の玄米デカフエを提供。

(店舗数：1店舗)



(参考) 中国向け米輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



指定精米工場

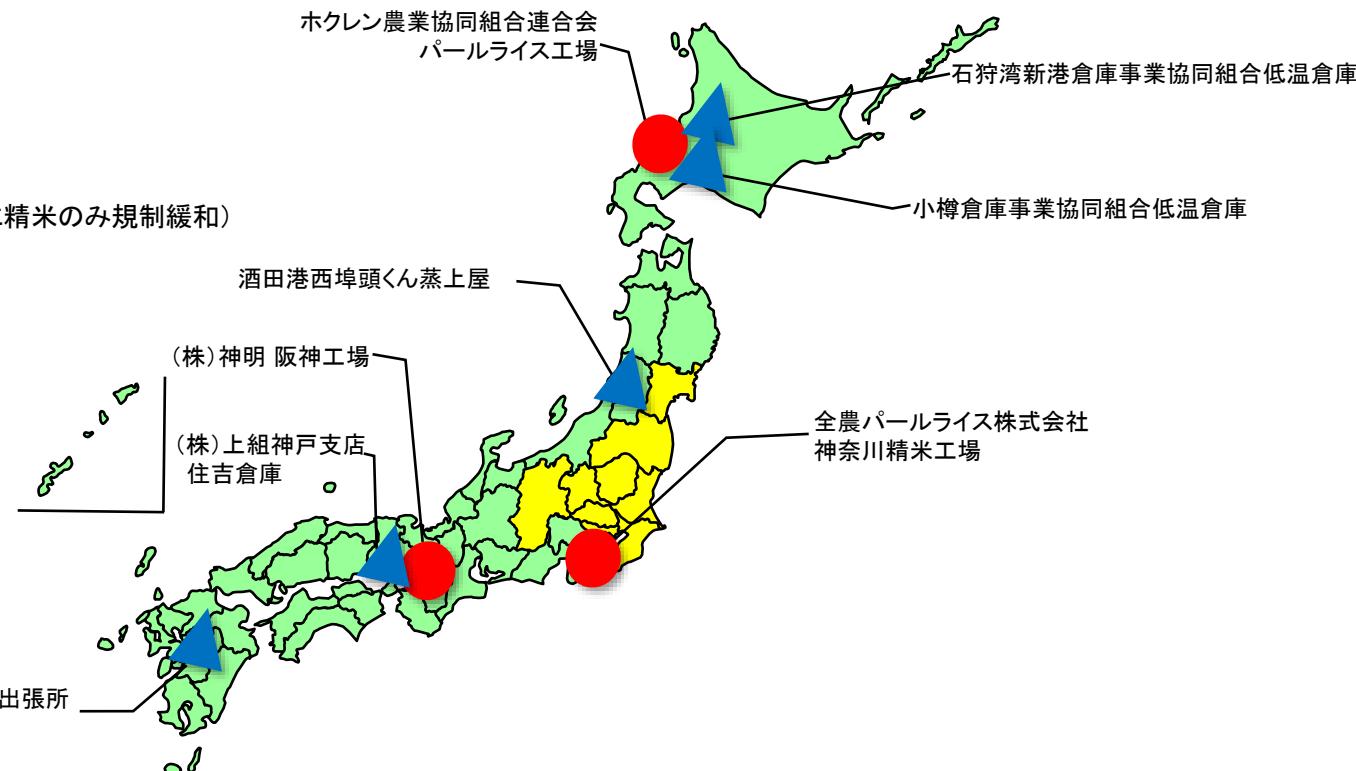


登録くん蒸倉庫



輸入規制9都県
(新潟県は2018年11月28日に精米のみ規制緩和)

(株)上組福岡支店八代出張所
八代倉庫



中国向け 精米輸出実績	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 (1~7月)
数量 (トン)	375	298	524	1,007	1,002	575	764	526	172	14
金額 (百万円)	163	97	211	363	321	219	262	170	64	9

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して4.2倍の差（2023年）。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2023年)	米国 (2023年)	EU (2020年)	豪州 (2022年)
平均経営面積(ha)	3.4	187.8	17.1	4202.6

出典:日本は、「令和5年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2023 Summary」(米国農務省)

EUは、「Key figures on the European food chain 2023 edition」(欧州委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2023」(豪州農業資源経済局)

注:日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- ・ 日本(コメ農家(農業経営体)の平均):約2ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約147ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均):約75ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典:日本は、「2020年 農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2022 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

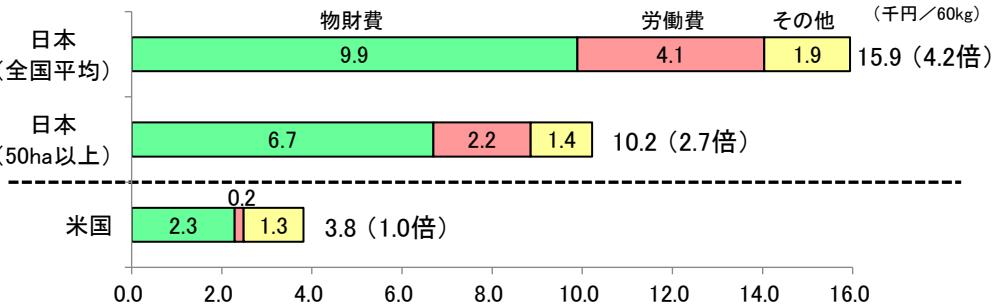
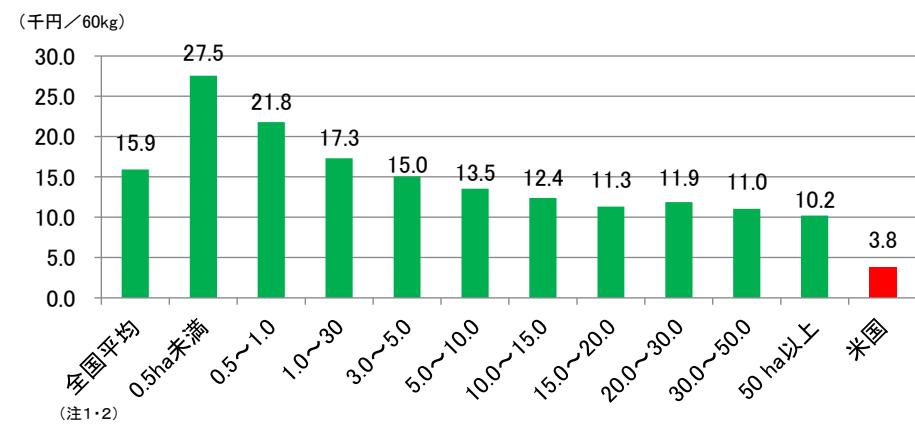
豪州は、「Statistical Summary (2022 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

中国は、民間研究報告より

注:()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約55倍、豪州は約1,236倍。
コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約74倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2023年)



資料:USDA「Commodity Costs and Returns」(2023)、1US\$=140.49円(国際通貨基金)

農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)

注1:生産コストは資本利子・地代全額算入生産費。

注2:農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)における集計対象のコメ農家の平均作付面積は1.8ha。

経営耕地面積50ha以上かつ10ha当たり資本・利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が

50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

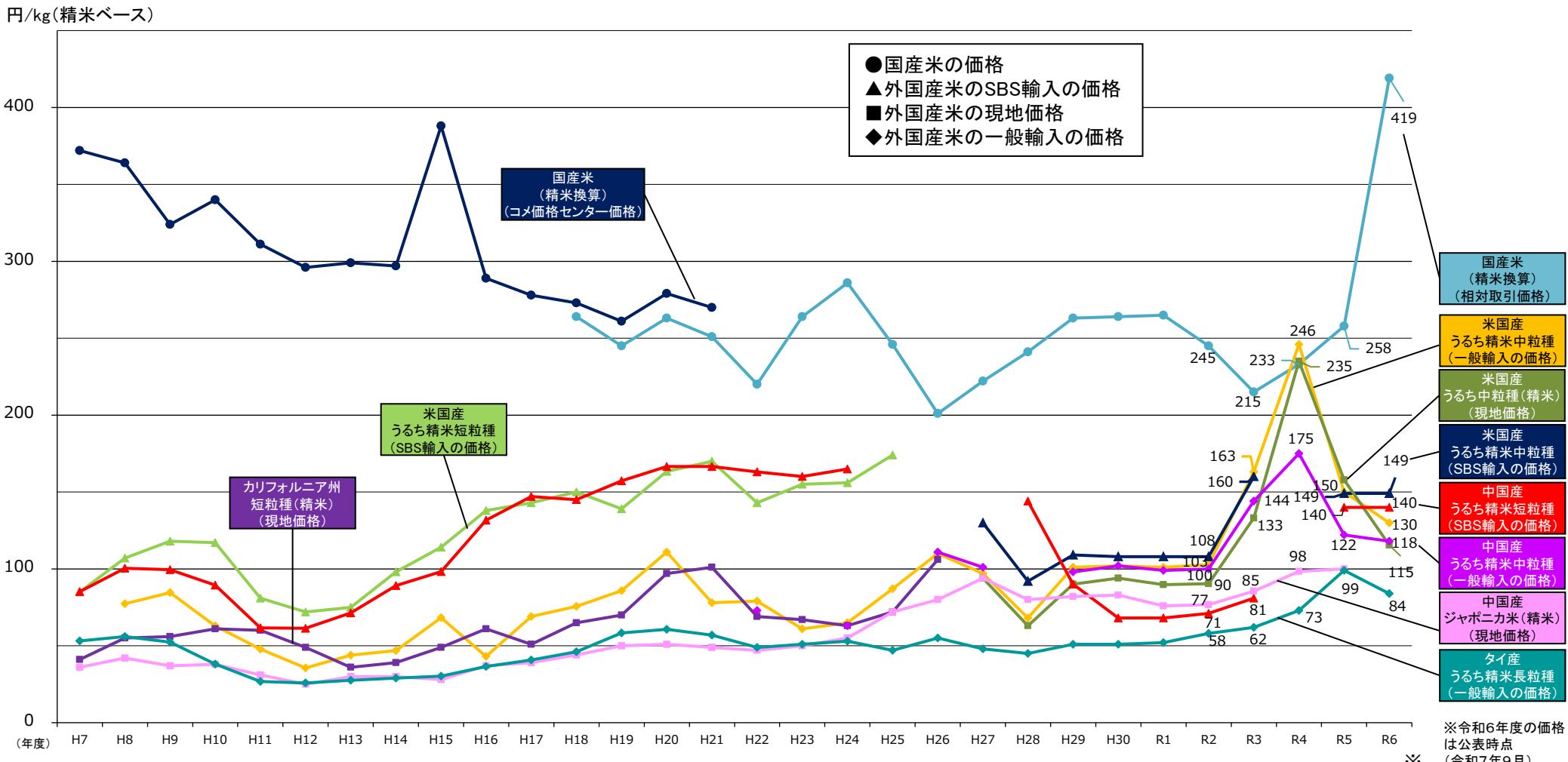
日米の水稻栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3~0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稻作が行われているのに対して、米国の稻作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画（10ha区画程度）で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m ²]	<p>水稻作付面積 全国平均 1.8ha</p> <p>北海道 9.5ha</p> <p>1区画規模 ~1ha程度</p>   	<p>約320ha</p> <p>約1.8km×1.8km相当</p> <p>東京ドーム約70個相当</p> <p>1区画規模 ~10ha程度</p> 
トラクター	 <p>20~50馬力</p> <p>30馬力 : 0.2ha/時</p>	 <p>95~225馬力</p> <p>→ 購入又はリース</p> <p>200馬力 : 1.2ha/時</p>
播種・育苗・移植直播	 <p>ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植</p> <p>4~10条植 : 0.2~0.45ha/時</p>	 <p>種もみを飛行機から 直接播種</p> <p>→ 専門業者に外部委託</p>
収穫	 <p>自脱型コンバイン</p> <p>3~6条刈 : 0.15~0.3ha/時</p>	 <p>大型コンバイン</p> <p>→ 購入又はリース</p> <p>刈幅6m : 1ha/時</p>

コメの内外価格差

- 米国産中粒種の現地価格は、令和4年度は干ばつの影響で歴史的に高騰したが、令和5年度以降は下落。
- 国産米と海外との価格差は大きい。



注1:コメ價格センター價格は、消費税等を含まないものであり、玄米の價格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均價格)

注2:相対取引價格は、消費税等を含まない價格を試算したものであり、玄米の價格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和6年産は出回りから令和7年7月までの價格)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均價格)

注3:SBS輸入の價格は政府買入價格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む(加重平均價格)。平成26年度の米国産うるち精米短粒種、令和4年度の米国産うるち精米中粒種、25年度~27年度及び令和4年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4:一般輸入の價格は政府委託契約價格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない(加重平均價格)。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うるち精米中粒種の輸入実績はない。

注5:カリフォルニア州短粒種(精米)の現地價格は、現地精米所出荷價格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。平成23年1~10月のデータなし。

注6:米国産うるち中粒種(精米)の現地價格は、業界誌が掲載した月初のFOB價格(当該年度の9月~3月の平均價格(令和6年度は9月~3月の平均價格))。

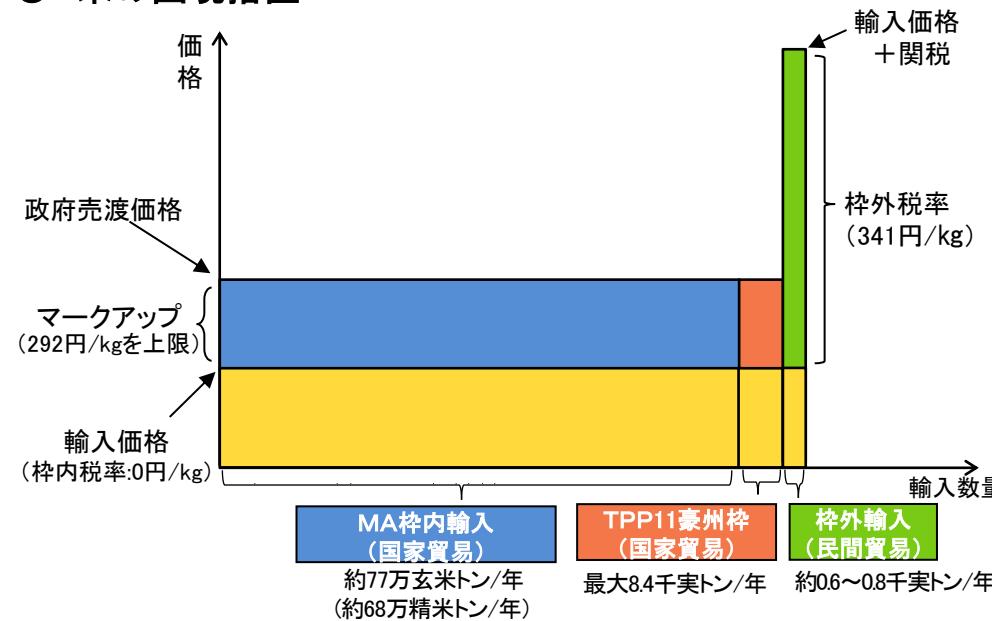
注7:中国産ジャボニカ米(精米)の現地價格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売價格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸賣價格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売價格(いずれも暦年ベース)。「中国農村振興発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8:為替レートは「International Financial Statistics」(IMF)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（MA米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

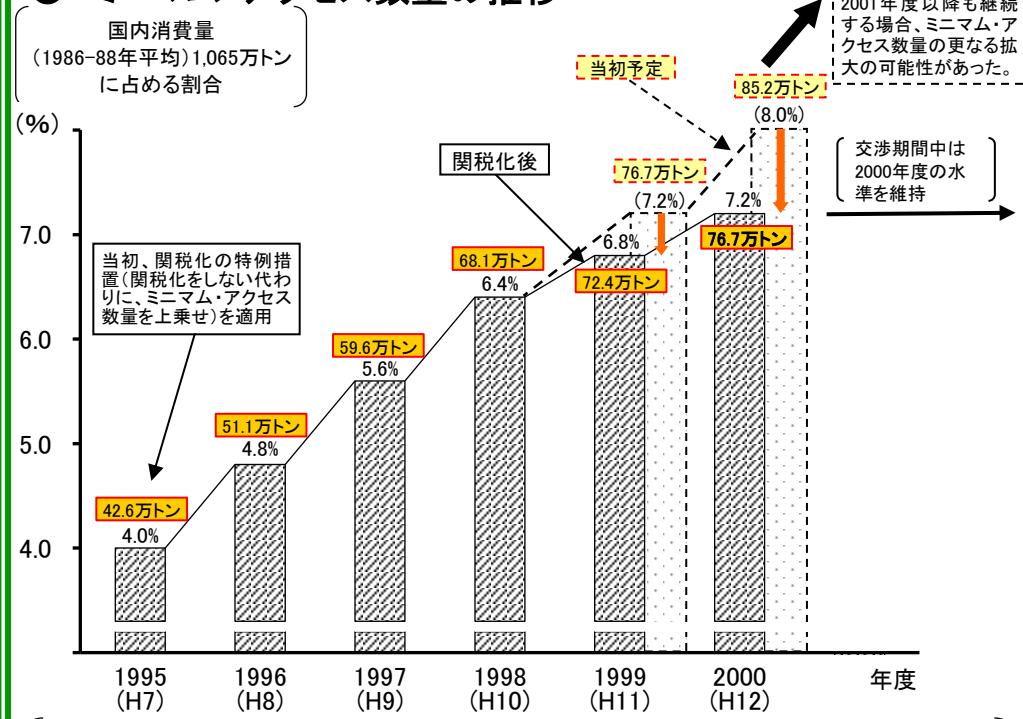
○ 米の国境措置



(注)

- 国を通さない輸入（民間の輸入）については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化（関税を払えば誰でも輸入できる）
- TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
- TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン（12～3月分のみ）、2019～2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移（数量:玄米ベース）



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%（5年）[毎年0.8%増加]」という上乗せされたMA数量を設定。
- 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量（2000年度時点）は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
- MA米以外の輸入には、高水準（341円/kg）の枠外税率を設定。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

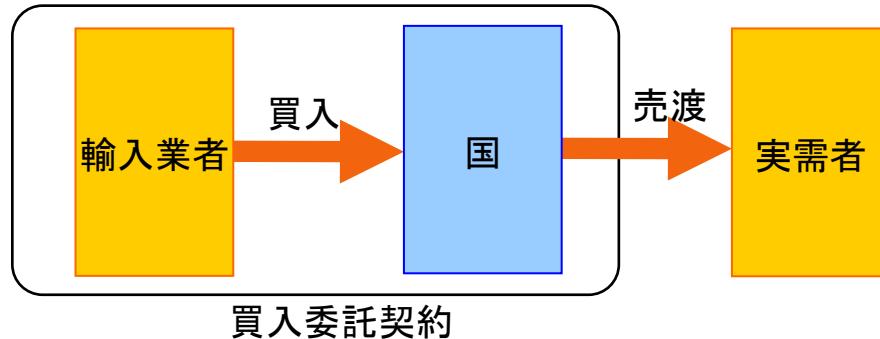
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。

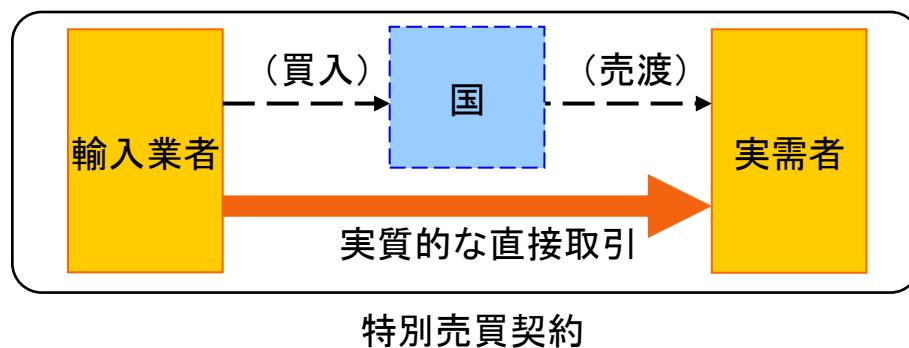
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン—SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 價格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※:輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261	332
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72	71
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-	-	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6	5
合計	426	511	596	681	724	767	767	759	767	767	767	696	769	767	
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658	655
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100	100

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米国	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345	236	348	346
タイ	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314	398	333	286
中国	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69	81	28	42
オーストラリア	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-	27	40	41	70
その他	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12	11	16	24
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743	751	693	649
(うちSBS輸入)※	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21	14	66	100

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

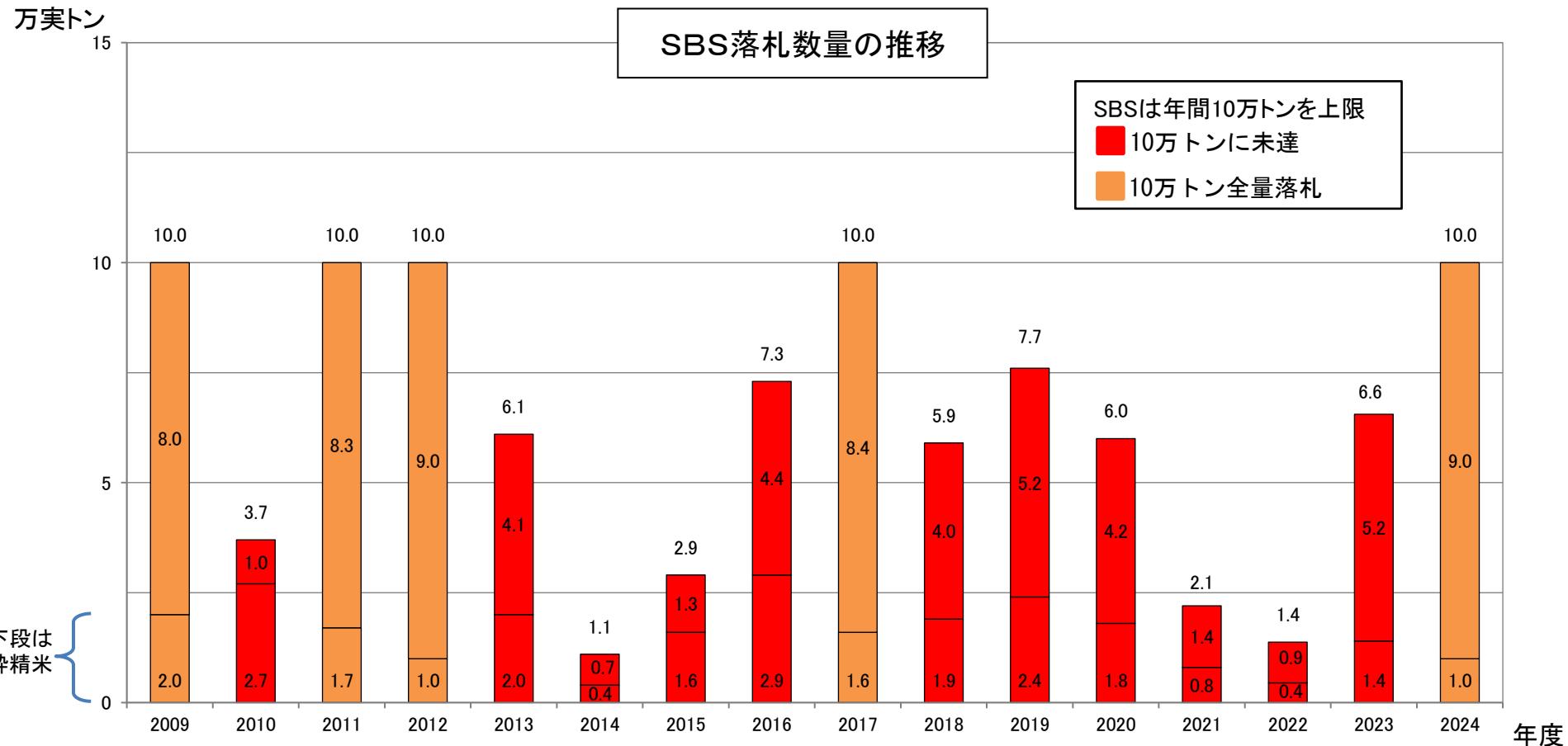
注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、例年0.6~0.8千実トン程度

SBS米の輸入状況

- SBS米は、年間10万トンを上限に輸入され、主に主食用に流通。毎年度、国産米を政府備蓄用に10万トン以上買入れることにより、国産米の需給に影響を与えないよう措置。
- 国産米の需給が緩和すると、SBS米の需要が弱まり、国産米の需給が引き締まると、SBS米の需要が強まる傾向。



注:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

SBS米の輸入入札状況 (ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分 (10万トン))

○ 令和6年度

(単位:実トン)

入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (6年9月6日)	25,000	75,732	25,000	22,500	70,172	22,500	2,500	5,560	2,500
第2回 (6年10月18日)	25,000	74,026	25,000	22,500	67,426	22,500	2,500	6,600	2,500
第3回 (6年11月22日)	25,000	77,094	25,000	22,500	70,248	22,500	2,500	6,846	2,500
第4回 (6年12月20日)	25,000	64,380	25,000	22,500	58,612	22,500	2,500	5,768	2,500
合計			100,000			90,000			10,000

○ 令和7年度

入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (7年6月27日)	30,000	81,853	30,000	27,000	74,073	27,000	3,000	7,780	3,000
第2回 (7年7月16日)	30,000	75,835	29,996	27,000	67,749	26,996	3,000	8,086	3,000
合計			59,996			53,996			6,000

注：第2回落札数量について、契約予定数量残4トンは、SBS米特別売買契約の最低申込数量（34トン）に満たないことから、次回以降の見積合せに繰り入れ。

民間貿易による輸入状況（枠外輸入）

- 国家貿易以外のコメの輸入（枠外輸入）には、高水準の枠外関税（341円/kg）を設定。貿易統計によると、毎年、インド産やタイ産の長粒種など、600～800トン程度が輸入。
- 2024～2025年度は、国内の米価の高止まりを受けて、2024年度SBS輸入の年間上限10万トン全量が落札され、SBS輸入で落札できなかった事業者等が、枠外関税を支払って主食用米を輸入する動きが拡大。
- **2025年7月の輸入数量は26,397トンで、2024年（1～12月）の1か月平均約85トンと比べて、約300倍に増加。内訳としても、米国産米の輸入が22,983トンと、約2,000倍に増加。**

<会計年度（4月～翌3月）ごとの輸入数量>

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度) ※7月末時点
623トン (173トン)	805トン (176トン)	871トン (201トン)	773トン (135トン)	730トン (59トン)	3,011トン (416トン)	64,821トン (52,321トン)

<月別の輸入数量>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～12月 合計	1か月 あたり 平均
2024 年	49 (0)	59 (19)	79 (0)	13 (0)	115 (19)	58 (19)	124 (0)	64 (21)	41 (0)	93 (19)	202 (19)	118 (21)	1,015 (137)	85 (11)
2025 年	414 (19)	489 (39)	1,280 (240)	6,838 (5,499)	10,607 (7,894)	20,979 (15,945)	26,397 (22,983)	-	-	-	-	-	67,004 (52,619)	5,584 (4,385)

※ 括弧内は米国からの輸入数量

資料：財務省「貿易統計」

注1：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメ（もみ、玄米、精米、碎米の合計）の数量

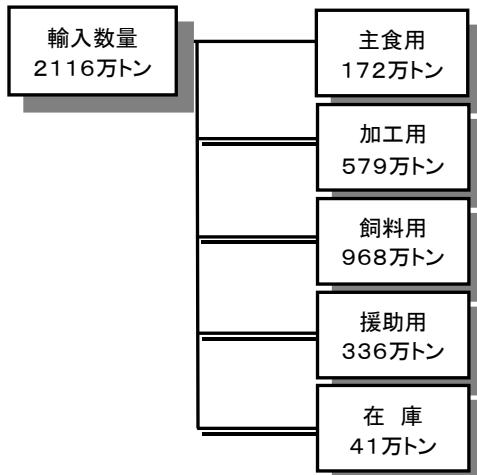
注2：単位は実トン

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和6年10月末現在)

平成7年4月～令和6年10月末の合計



注1:「輸入数量」は、令和6年10月末時点の政府買入実績。

注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。

(※なお、MA米輸入開始以後、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、
援助用(167万トン)、飼料用等(295万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、令和6年10月末時点の数量。

注5:在庫41万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した
16万トンがある。

注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	令和2RY	令和3RY	令和4RY	令和5RY	令和6RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	1	6	172
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	10	9	16	579
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	71	62	968	
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	1	0	336
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	49	41	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である

(例えれば令和6RYであれば、令和5年11月から令和6年10月まで)。

注2:この他、平成8RYから令和6RYまでの間に食用不適品として計4万トンを処理、バイオエタノール用として
計16万トンを販売している。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- 財政負担が必要
- 国際ルールとの整合性に留意:
 - 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品と同じように扱う必要

コメの国家貿易（MA米等）の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

11万円／トンの輸入米
3万円／トンで飼料用に販売

差し引き8万円／トン
の財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
400億円

MA米の援助への活用

11万円／トンの輸入米に
2万円／トンの輸送費を負担して援助

合わせて13万円／トン
の財政負担

5万トン援助すれば
65億円

MA米の在庫

1年間で、1万円／トンの保管料

50万トンを1年間¹在庫すれば
50億円

注：令和元～令和5年度のデータ等を基に試算。

○ MA米等の損益全体

(単位：億円)

	H7年度 (1995)	H8年度 (1996)	H9年度 (1997)	H10年度 (1998)	H11年度 (1999)	H12年度 (2000)	H13年度 (2001)	H14年度 (2002)	H15年度 (2003)	H16年度 (2004)	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H21年度 (2010)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570	644
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113
損益合計（①+②）	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338

注5

	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
売買損益①	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379	▲594	▲586
売上原価	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783	▲976	▲1,094
買入額	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780	▲1,003	▲1,084
売却額	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404	382	508
管理経費②	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98	▲80	▲98
保管料	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76	▲67	▲66
損益合計（①+②）	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684

注1：数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4：「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7：令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2025年3月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 <u>一般輸入米は政府在庫となつた上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本</u> <u>の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> <u>なお、SBS入札のもとでは、市場に基づかない価格のマーカップを課している。</u>	○ MA米の輸入 <u>品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。</u>
○ 米国政府の対応方針 <u>日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u>	○ 中国政府の対応方針 <u>日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。</u>
○ 枠外関税 <u>輸入禁止的な高い水準の税率により、枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ 枠外関税 <u>法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

ODAを活用したコメの食糧援助の現状

- コメの食糧援助については、被援助国等からの要請に対して、国際ルールとの整合性や財政負担に留意しつつ、ODAを活用したスキームにより実施。
- 一定期間備蓄後の政府備蓄米やMA米を活用し、近年4～6万トンの援助を実施。

I. 食糧援助で留意すべき国際ルールの例

○食糧援助規約（食糧援助に関する国際的な枠組み）

- ・締約国は、(中略)次の原則を尊重すべき。(中略)食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適當な手段である場合にのみ食糧援助を供与する(第2条)。
- ・締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するようを行うことを約束する(第5条8)。
- ・締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも默示的にも関連付けられていないことを確保する(第5条9)。(WTO農業協定第10条4同旨)

II. コメの食糧援助の実績

	政府備蓄米	MA米	計
令和2年度	4万トン	3万トン	6万トン
令和3年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和4年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和5年度	4万トン	1万トン	4万トン
令和6年度	3万トン	0.3万トン	4万トン

※売渡通知発出ベースの実績

※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

III. ODAを活用した主な食糧援助等のスキーム

援助方式	概要	実績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食糧援助(KR) ※1	外務省が被援助国等に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国等が我が国の政府米を購入。	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン
WFP通常拠出 ※2	国連世界食糧計画(WFP)が、我が国からの拠出金を基に政府米等を購入し、被援助国に無償供与。	—	—	0.03万トン	0.13万トン	0.13万トン
アプター (APTERR)※3	ASEAN+3の地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、コメの現物や現金備蓄の活用を通じて、被援助国における大規模災害等への緊急支援を実施。	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン
	合計	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン	4万トン

※1 ケネディ・ラウンド(Kennedy Round)を受けて締結された食糧援助規約に基づく食糧援助をいう。

※2 國際連合世界食糧計画(World Food Programme)が行う食糧援助(緊急援助等を含む。)をいう。

※3 ASEAN+3緊急米備蓄(ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve)をいう。

※4 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

- 東アジア地域（ASEAN10か国、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み（タイに国際機関として事務局を設置）。
- 2004年から2010年までパイロット・プロジェクトを実施後、2012年7月にAPTERR協定が発効。
- 我が国の政府米等を活用し、緊急事態（台風、洪水等）による被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

APTERR備蓄

申告（イヤマーク）備蓄

APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告（イヤマーク）。緊急事態発生時にイヤマークの範囲内で備蓄を放出するプログラム。

【備蓄放出プログラム】

Tier1（ティア1）

商業ベースの事前契約による支援（有償）

Tier2（ティア2）

Tier1以外のイヤマーク備蓄支援（有償、無償、長期貸付）

○各国のイヤマーク数量

日本 25万トン

中国 30万トン

韓国 15万トン

ASEAN諸国 8.7万トン

○2018年10月、APTERR協定発効後初めて フィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実 施のための覚書に署名（10,000トン）

現物備蓄（現金備蓄）

台風や洪水等の災害が想定される地域に、あらかじめコメを備蓄し、緊急時の初期対応として放出する（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

【備蓄放出プログラム】

Tier3（ティア3）

現物備蓄（又は現金備蓄※1）による支援（無償）

※1 現金備蓄とは、APTERR事務局にある予算を活用して現地米等を購入し、より迅速な支援を行う仕組み。

○我が国の拠出実績※2

(1)現物備蓄 8,371トン

事業実施国：フィリピン、ミャンマー、ラオス、
カンボジア、インドネシア

(2)現金備蓄 2,067トン

事業実施国：ミャンマー、フィリピン、カンボジア、
タイ、インドネシア

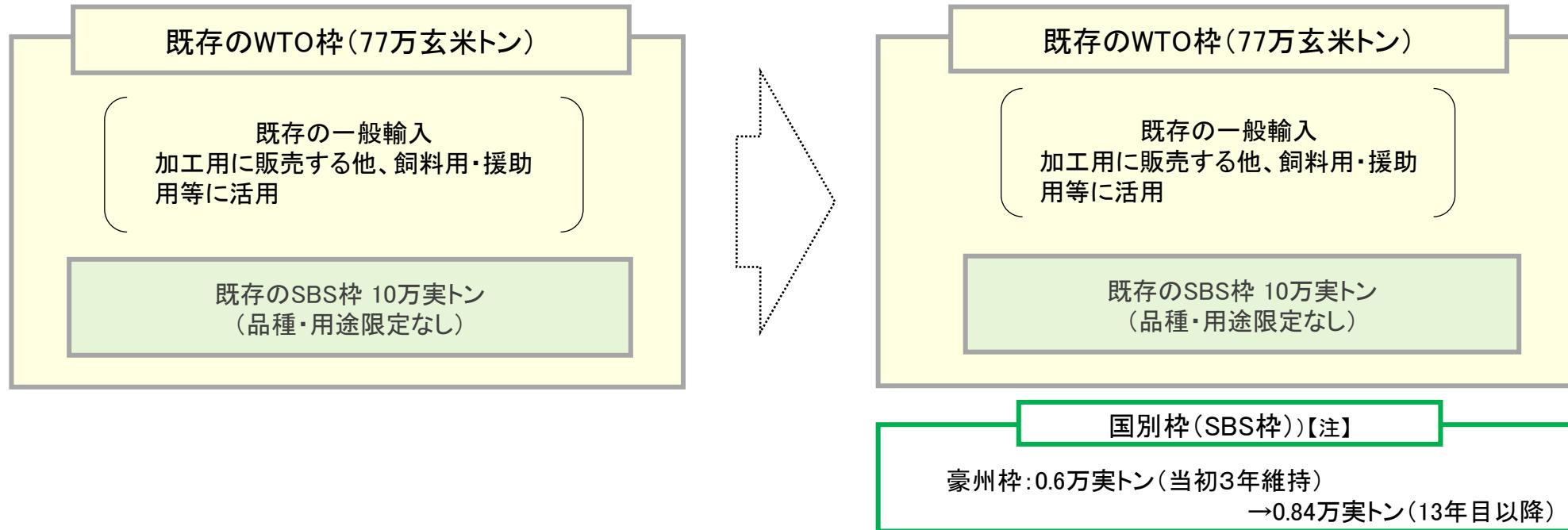
※2 パイロット・プロジェクトによる支援を含む数量。



⑥ 国際交渉（コメ・コメ加工品）

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率（コメの場合341円/kg）を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。（コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。）
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以後
枠数量(実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198	6,960	2,205 (7月末時点)					

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量 注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

各国の対日関税に関する TPP 交渉結果 (コメ・コメ加工品関係)

個別品目の交渉結果

(1)コメ(精米)

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.4セント/kg ↓ 5年目撤廃	(無税)	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	40% ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	40% [15%(日越EPA), 13%(日ASEAN)] ↓ 即時撤廃	(無税)

(2)米菓

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税～4.5% ↓ 即時撤廃	2%～ 5.42セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃	無税又は6% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 2年目撤廃	20～30% [15%(日越EPA), 13%(日ASEAN)] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(3)日本酒

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3セント/リットル ↓ 即時撤廃	2.82～12.95セント/リットル ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	25.50マレーシアリンクット per 100% vol. /リットル ↓ 16年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 6年目撤廃	(無税)	59% [6%(日越EPA), 20%(日ASEAN)] ↓ 3年目撤廃	(無税)

- 日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米（約20円/kg）やパックご飯（8%+約60円/kg）等で関税撤廃を獲得。

コメ・コメ加工品関係の交渉結果

品目	ベースレート	日英EPA合意内容	CPTPPで 英国と合意した内容
精米 (短・中粒種)	121GBP/1,000kg	除外	即時撤廃等※1
玄米	25GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
米粉	115GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
パックご飯等※2	8%+38GBP/100kg	除外	段階的に5年目に 関税撤廃

※1 半精米等は、段階的に8年目に関税撤廃。

※2 パックご飯の他に、レトルトご飯やアルファ化米が含まれる。

※3 ポンド(GBP)から日本円への換算には2022年12月末為替レート(1GBP=160円)を使用。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体质強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的な政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中心・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援）

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

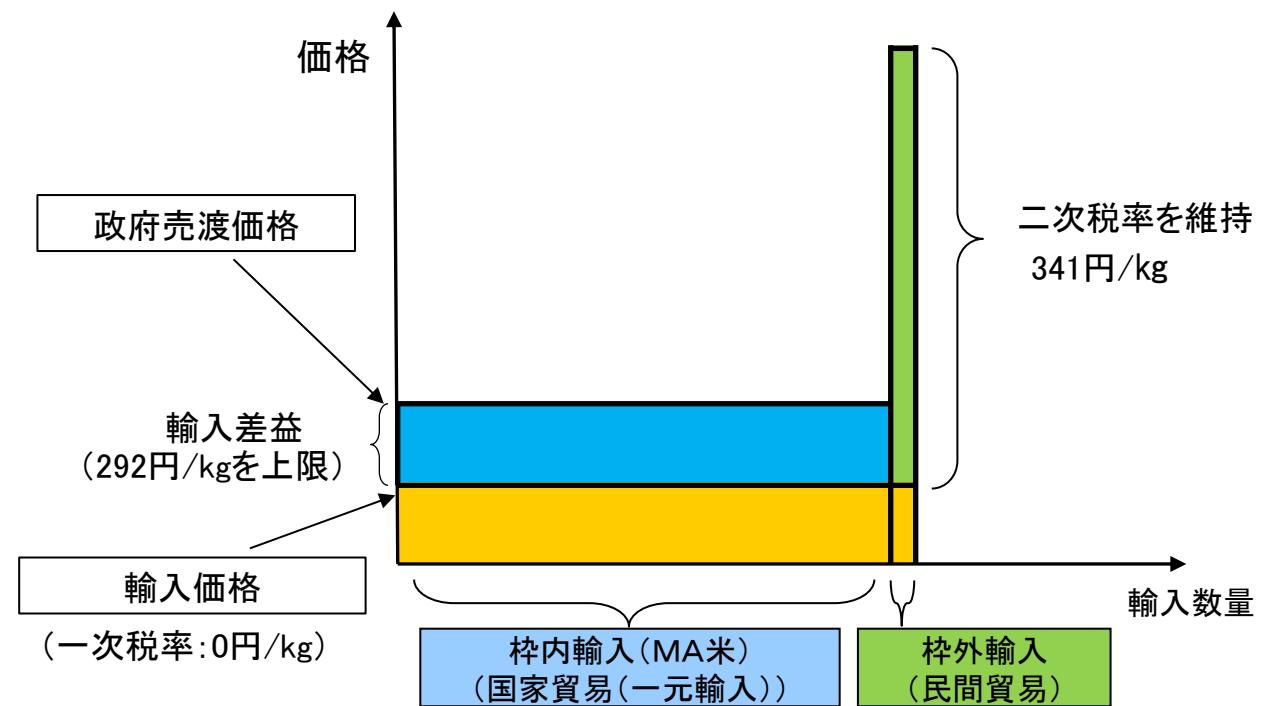
日EU・EPA交渉結果（コメ）

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

【コメの国境措置】



(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)
 - ・育児用穀物調製品:24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 - ・飼料用調製品2品目 :12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 - ・朝食用シリアル2品目:11.5% → 段階的に8年目に撤廃

個別品目の交渉結果

個別品目	現行関税率	合意内容
米菓	9% + 糖類含有率等に基づく追加関税	即时撤廃
日本酒	0.077ユーロ/L (約10円/L)	即时撤廃

(注) コメ(精米)は、枠内税率は無税、枠外税率は0.175ユーロ/kg(約20円/kg)。

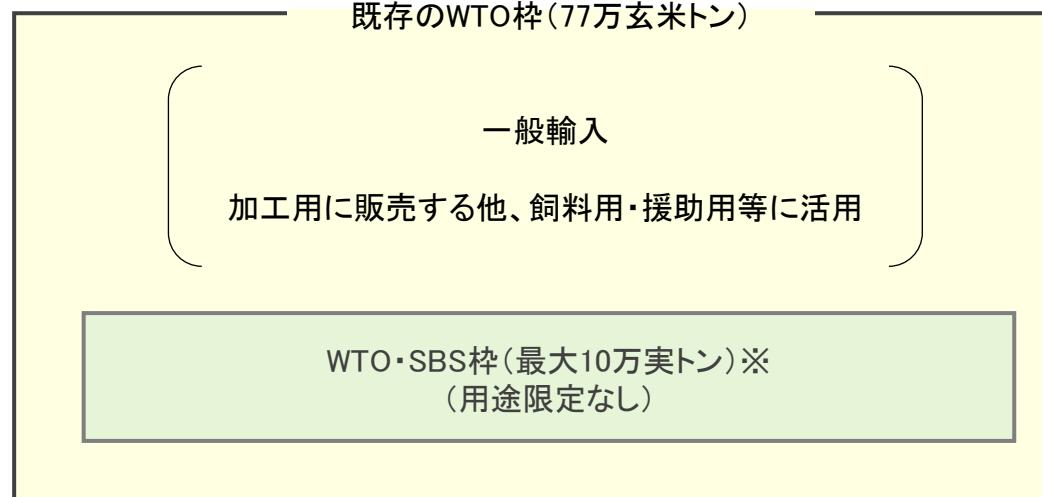
日米貿易協定交渉結果（コメ）

- 米粒（糀、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外（米国枠も設けない）。

※ 既存のWTO・SBS枠（最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

（注）SBS：国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

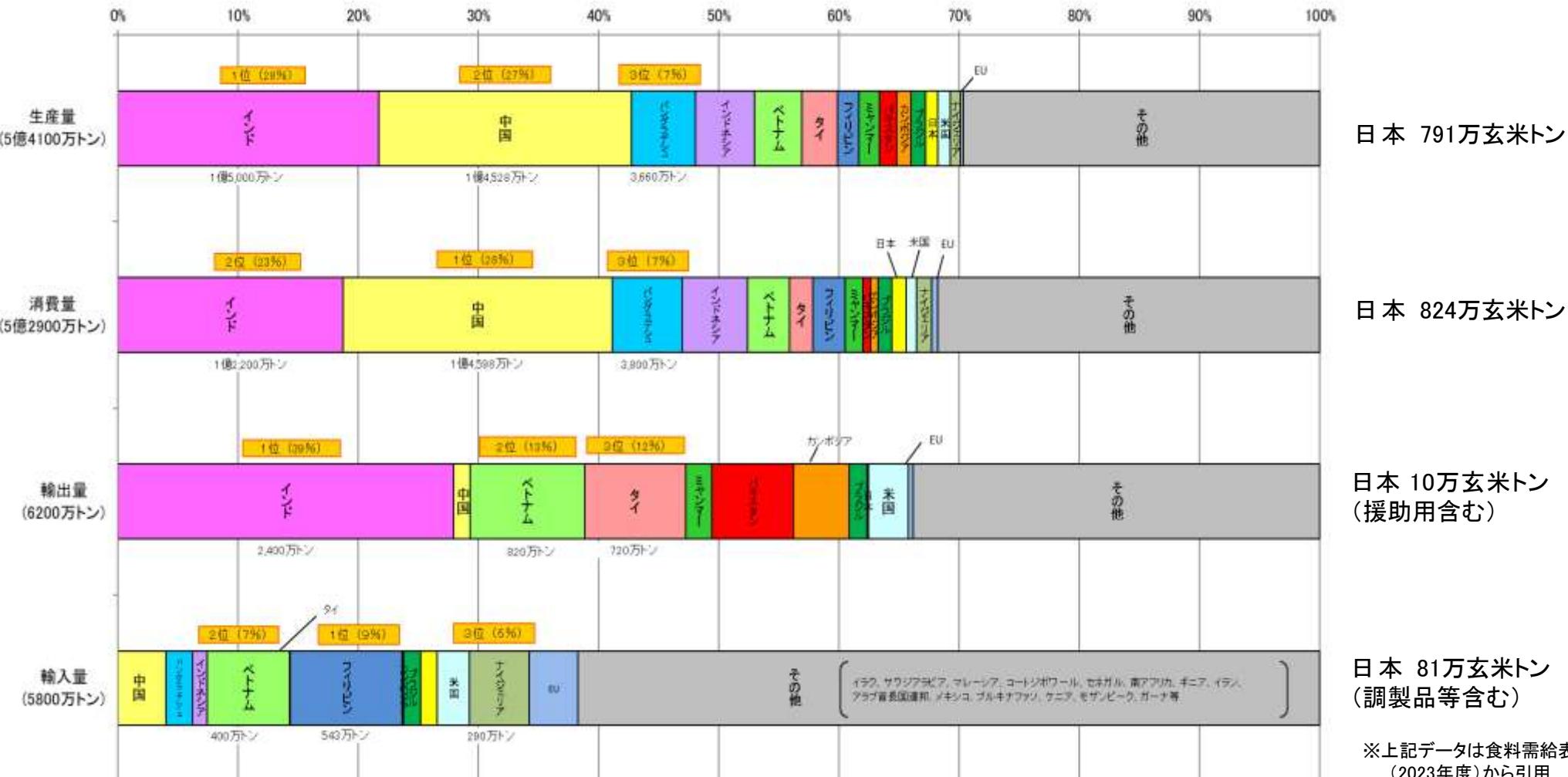


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠: 5万実トン（当初3年維持）→7万実トン（13年目以降）
 - ・ 豪州枠: 0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）
- それ以外のコメの加工品・調製品（民間貿易品目）について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ないと関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状（主要生産国、輸出国等）

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン（うち日本は約1.4%）。第1位はインド（1.5億トン）で全体の約30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、約6千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の約40%を占める。



出典：「PS&D」（米国農務省）(2024/25年、精米ベース) (2025年9月時点)

※上記データは食料需給表
(2023年度)から引用

コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合（貿易率）は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを輸入。

中国

- ・世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

インド

- ・世界最大のコメ輸出国で、世界のコメ輸出の約4割を占める。
- ・2023年7月に、一部の高級品種を除く白米の輸出を停止したが、2024年9月に解除。

米国

- ・コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に専念（生産の約半分を輸出）。
- ・日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・カリフォルニアでは、2022年に干ばつにより生産量が減少し、価格が1,650ドル/トン※まで高騰していたが、2023年以降は生産量が回復し、2025年7月時点の価格は705ドル/トン※まで下落。

※ USDA「Rice Outlook: July 2025」のカリフォルニア産中粒種FOB価格。

ベトナム

- ・インド、タイと並ぶコメ輸出国。

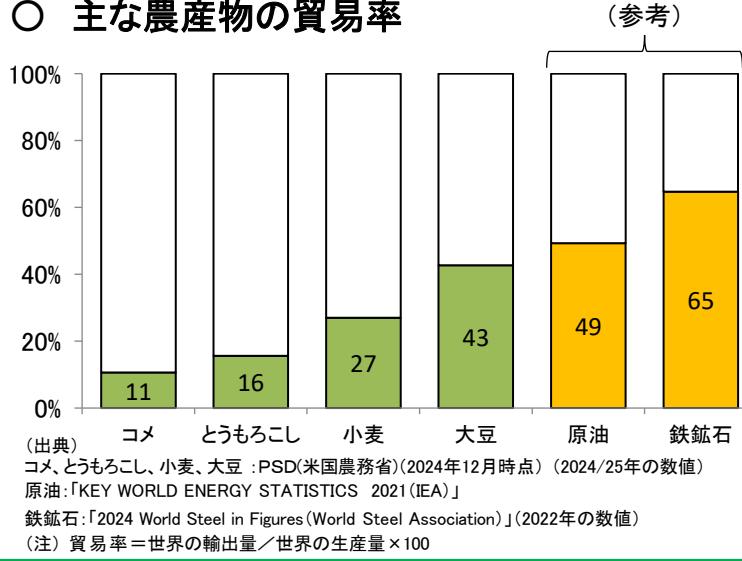
タイ

- ・インドと並ぶコメ輸出国。
- ・日本向けにも長粒種を輸出。

豪州

- ・主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率



○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移

